

全 員 協 議 会

令和7年2月7日(金)
10時00分～時分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長、久保健康福祉部長、倉本都市建設部長、
草刈教育部長、赤岸消防長

〔事務局〕松井次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市こども計画(素案)のパブリックコメント(意見募集)について (健康福祉部)
- (2) 周布橋の供用開始日の延期及び事業費増額について (都市建設部)
- (3) 君市踏切の供用開始日について (都市建設部)
- (4) 浜田市文化財保存活用地域計画の認定について (教育委員会)
- (5) 損害賠償請求訴訟の経過について (消 防 本 部)
- (6) その他

2 議会による事務事業評価の実施事業選出について

3 高校生との意見交換会の実施について

4 令和7年度の広報広聴活動について

5 その他

- (1) 自由討議について
- (2) その他

浜田市こども計画（素案）のパブリックコメント（意見募集）について

浜田市のこども施策を推進するための計画策定を進めており、下記のとおり一般から意見を募集していますので報告します。

記

1 計画の名称

浜田市こども計画

2 募集閲覧期間

令和 7 年 1 月 7 日（火）～令和 7 年 2 月 6 日（木）

3 閲覧場所

本庁子ども・子育て支援課、各支所市民福祉課、中央図書館、
子育て世代包括支援センター「すくすく」、浜田市ホームページ

※浜田市ホームページでは、こども向け概要版の閲覧が可能。市内小中学校を通じて児童生徒へチラシを配付し周知を図った。

4 意見提出方法

指定の様式に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAX・メールで提出

5 計画の概要

《計画期間》 令和 7 年度～令和 11 年度

《基本理念》 「こどもや若者が自分らしく生きるまちへ
～家庭・地域・社会全体で支え合うみんなの笑顔～」

《基本視点》 ①ライフステージを通じた視点
②こどもの誕生前から幼児期における視点
③学童期・思春期における視点
④青年期における視点
⑤子育て当事者への視点
⑥こども・若者の社会参画・意見反映の視点

はまだし けいかく そあん
浜田市こども計画（素案）
れいわ ねんど れいわ ねんど
【令和7年度～令和11年度】

む がいようばん
こども向け概要版



れいわ ねん がつ
令和7年1月

はまだし
浜田市

なぜ、こども計画を作ることになったのか

「こども基本法」という法律が新しく作られ、憲法や子どもの権利条約の考えをもとに、住んでいるまちが「こどもまんなか社会」になるための計画を作ることが定められました。

こどもまんなか社会とは

すべてのこども・若者がひとりの人間として大切に扱われ、身体的・精神的・社会的に幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会です。

こどもの権利条約

こどもの権利を守るために決められた世界共通の約束で、「差別のないこと」、「こどもに一番よいこと」、「いのちを守られ成長できること」、「自由に意見を出せること」の4つの考えを大事にしています。



こどもの権利

すべてのこどもが、ひとりの人間としての権利（人権）
をもっています。こどもの権利を大きく分けると「生きる
権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する
権利」の4つがあります。

こども計画ってなに？

こども計画では、子育てをしている家庭や、こどもたちを
支えるための取組をまとめ、すべてのこどもたちが自分らし
く成長し、安心して幸せに暮らせるようになることを目的
としています。



こども計画の特徴

- こども計画には、こどもたちに「浜田市がこうなってほし
いな」ということについてアンケートをして、その意見を
取り入れています。
- こども計画では、こどもの成長に合わせて、市がどんな
取組をしているか分かるようにまとめています。

はまだし けいかく 浜田市こども計画がめざすもの

し すがた きほんりねん さだ
市のめざす 姿 として基本理念を定めました。

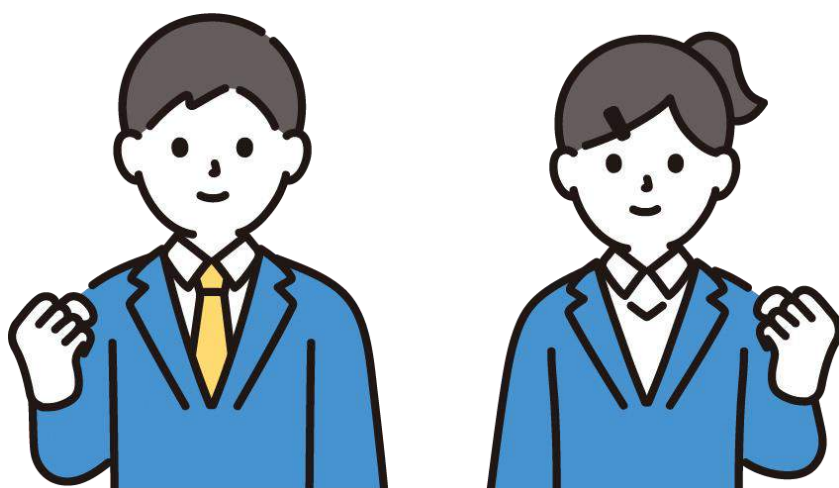
わかもの
こどもや若者が

じぶん い
自分らしく生きるまちへ

かてい ちいき しゃかいぜんたい ささ えがお
～家庭・地域・社会全体で支えあうみんなの笑顔～

これまではまだし すがた けんこう
浜田市はめざすまちの 姿 を、「健康でいきいきと
く 暮らしをさせるまち」「ゆめ も きょうど あい ひと はぐく
夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」とし
ていましたが、これといっしょに、「こどもまんなかしゃかい
社会」
をめざすことになりました。

じつげん む かてい ちいき しゃかい
その実現に向けて、それぞれの家庭や地域、そして社会
ぜんたい ほごしゃ ささ えがお
全体でこどもや保護者を支えることで、笑顔あふれるまちと
なり「わかもの じぶん い
こどもや若者が自分らしく生きるまちへ」つながるこ
とをめざしています。



基本理念^{きほん りねん}を実現^{じつげん}するために、6つの視点^{してん}で重点取組^{じゅうてんとりくみ}をつくりました。

< 基本理念^{きほん りねん} >

ライフステージ^{とお}を通した視点^{してん}

こどもの誕生^{たんじょうまゑ}前から幼児期^{ようじき}における視点^{してん}

学童期^{がくどうき}・思春期^{ししゅんき}における視点^{してん}

青年期^{せいねんき}における視点^{してん}

子育て^{こそだ}当事者^{とうじしゃ}への視点^{してん}

こども^{わかもの}・若者^{しゃかいさんかく}の社会参画^{いけんはんえい}・意見反映^{してん}の視点

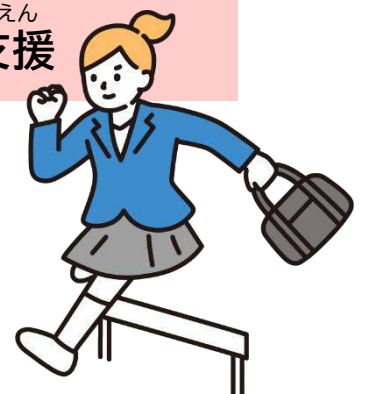
重点取組^{じゅうてんとりくみ}

1 こども・若者^{わかもの}が自分らしく育つ支援^{じぶん そだ しえん}

2 教育^{きょういく}・保育事業^{ほいくじぎょう}の多様なニーズ^{たよう}への対応^{たいおう}

3 こども・保護者^{ほごしゃ}が希望^{きぼう}をもって過ごせる地域^すづくり^{ちいき}

4 ともに支え合い^{ささ あ} 誰ひとり取り残さない支援^{だれ と のこ しえん}



ぐたいてき 具体的にはどのような^{とりくみ}取組をするの？

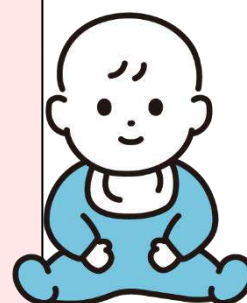
6つの^{してん}視点ごとに、それぞれの^{とりくみ}取組を^{すす}進めます。

1 ^{ひと}すべての人への^{とりくみ}取組（^{とお}ライフステージを^{とりくみ}通した取組）

^{おも}＜^{とりくみ}主な取組＞

○^{あそ}遊びや^{かつどう}ボランティア活動を通じて^{たよう}多様な^{たいけんかつどう}体験活動ができる^{かんきょう}環境^{すす}づくりを進めます。

○^{かてい}こども家庭センターが^{ちゅうしん}中心となり、こどもが^{すこ}健やかに^{せいちょう}成長できるように^{ちいきぜんたい}地域全体が^{れんけい}連携します。



2 ^う生まれる^{まえ}前から^{さい}5歳^{ひと}くらいの人への^{とりくみ}取組（^{たんじょうまえ}こどもの^う誕生^う前から^{ようじき}幼児期^{とりくみ}における取組）

^{おも}＜^{とりくみ}主な取組＞

○^{にんぶ}妊婦さんと^{あか}赤ちゃんの^{けんこうじょうたい}健康状態の^{かくにん}確認や^{こま}困りごと^{そうだん}の相談にのります。

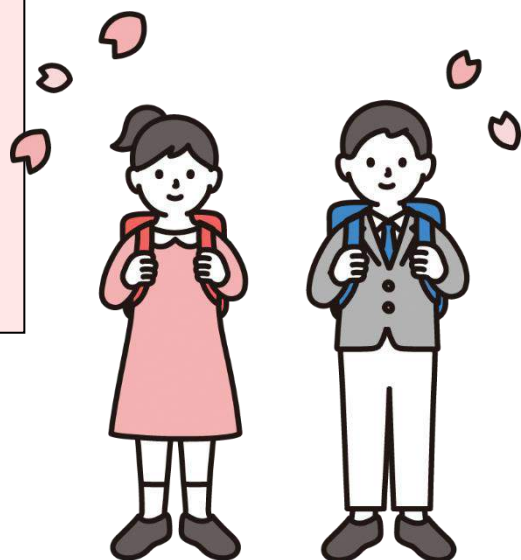
○こどもにとって^{あんぜん}安全・^{あんしん}安心な^{かんきょう}環境となるように^{ようちえん}幼稚園、^{ほいくしょ}保育所、^{にんてい}認定こども園^{えん}を^{うんえい}運営します。



3 ^{しょう}小・^{ちゅうがくせい}中学生への^{とりくみ}取組（^{がくどうき}学童期・^{ししゅんき}思春期における^{とりくみ}取組）

^{おも}＜^{とりくみ}主な取組＞

- ^{ほうかごじどう}放課後児童クラブの^{うんえい}運営など、こどもの^{こえ}声を^き聴きながら^{いばしょ}居場所づくりの^{せいび}整備を^{すす}進めます。
- こどもの^{なや}悩みや^{つらい}つらいことを、^{おとな}大人に^{そうだん}相談できる^{かんきょう}環境をつくれます。



4 ^{こうこうせいじょう}高校生以上の^{わかもの}若者（^{さい}16歳～^{さい}39歳）への^{とりくみ}取組（^{せいねんき}青年期における^{とりくみ}取組）



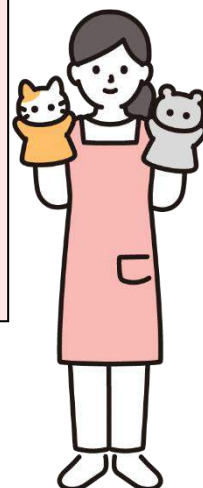
^{おも}＜^{とりくみ}主な取組＞

- ^{わかもの}若者の^{はたら}働きやすい^{かんきょう}環境づくりなど、^{あんてい}安定した^{せいかつ}生活ができるようにサポートします。
- ^{であ}出会いの^{きかい}機会・^ば場の^{そうしゅつしえん}創出支援、^{けっこんしんせいかつおうえんきんとう}結婚新生活応援金等を^{きゅうふ}給付します。

5 保護者や子育て関係者への取組（子育て当事者への取組）

＜主な取組＞

- 子育てや教育にかかるお金の負担が少なくなるようにします。
- 困難や悩みを抱えている家庭の相談にのり、必要なサポートをします。



6 こども・若者の社会参画・意見反映の取組

＜主な取組＞

- こどもの権利に関する理解を深め、大人にも分かってもらうための取組を行います。
- こどもの意見を聴くための機会や場をつくる取組を行います。



はまだし けいかく そあん たい いけん ていあん 浜田市こども計画（素案）に対するご意見、ご提案 そうふほうほう の送付方法

さいご よ はまだし
最後まで読んでいただきありがとうございました。浜田市
けいかく いけん い ひと した か
こども計画について、意見を言いたいという人は、下を書いて
ほうほう いけん き
ある方法で意見を聴かせてください。



うけつけきかん 受付期間

令和7年1月7日（火）～令和7年2月6日（木）（必着）

しってい ようしき いけん よ
指定の様式でご意見をお寄せください。

しってい ようしき ほんちようしゃこそだ せだいほうかつしえん およ かくししちようしゃ
指定の様式は、本庁舎、子育て世代包括支援センター及び各支所庁舎
にあります。ホームページには指定の様式のデータがあります。

Eメール

こ こそだてしえんか
子ども・子育て支援課：
kosodateshien@city.hamada.lg.jp

ゆうそう 郵送

はまだしとのまち ばんち
〒697-8501 浜田市殿町1番地
はまだし こ こそだてしえんか
浜田市子ども・子育て支援課 まで

FAX

0855-23-3428

ちよくせつまどぐち 直接窓口

ほんちよう かい こ こそだてしえんか
本庁1階 子ども・子育て支援課
こそだ せだいほうかつしえん
子育て世代包括支援センター「すくすく」
かくししよしみん ふくしか かいちようじかんない かぎ
各支所市民福祉課 ※開庁時間内に限ります。

※ ていしゅつ いけん こべつかいとう おこな
提出された意見への個別回答は行いません。

と あ さき けんこうふくしぶ こ こそだ しえんか こ せいさくがかり
問い合わせ先：健康福祉部子ども・子育て支援課子ども政策係

TEL0855-25-9331

浜田市こども計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

【素案】

令和7年1月
浜 田 市

市長挨拶作成予定

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計による浜田市の状況	5
2 教育・保育や子育て支援に関する現状	17
3 アンケート結果の概要	23
4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	46
5 現状と課題を踏まえたこども・子育て支援の方向性	48
第3章 計画の基本理念	52
1 計画の基本理念	52
2 計画の基本視点	53
3 重点的な取組施策	54
4 施策体系	55
5 数値目標	56
第4章 施策の展開	57
基本視点1 ライフステージを通じた視点	57
基本視点2 こどもの誕生前から幼児期における視点	69
基本視点3 学童期・思春期における視点	76
基本視点4 青年期における視点	85
基本視点5 子育て当事者への視点	87
基本視点6 こども・若者の社会参画・意見反映の視点	96
第5章 目標事業量と確保の方策	97
1 将来におけるこどもの数の推計	97
2 教育・保育提供区域の設定	99
3 教育・保育の事業量の見込み	100
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	103
5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方	115
第6章 推進体制	116
1 計画の推進にあたって	116
2 計画の推進体制	117
資料編	118
参考資料1 委員等名簿	118
参考資料2 協議会等規則	120

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、こどもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。このような取組にも関わらず、令和 5 年には全国の合計特殊出生率が 1.20 と統計上過去最低となり、出生数も 727,277 人と過去最少となりました。

また核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、このようなこどもと子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和 4 年 6 月に公布、令和 5 年 4 月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和 5 年 12 月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

浜田市（以下、「本市という。」）では、平成 27 年 3 月に「浜田市次世代育成支援行動計画」を引継ぎ、「第 1 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を策定、また、令和 2 年 3 月には、幼児教育・保育の無償化などの施策と共に、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、「第 2 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」が、令和 6 年度で計画期間が満了となることに伴い、こども・子育て環境の変化や浜田市の現状を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困対策計画」及び「第 3 期浜田市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「浜田市こども計画」を策定します。

※浜田市こども計画における表記について

「こども」：法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「こども」と表記します。

「障がい」：法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「障がい」と表記します。

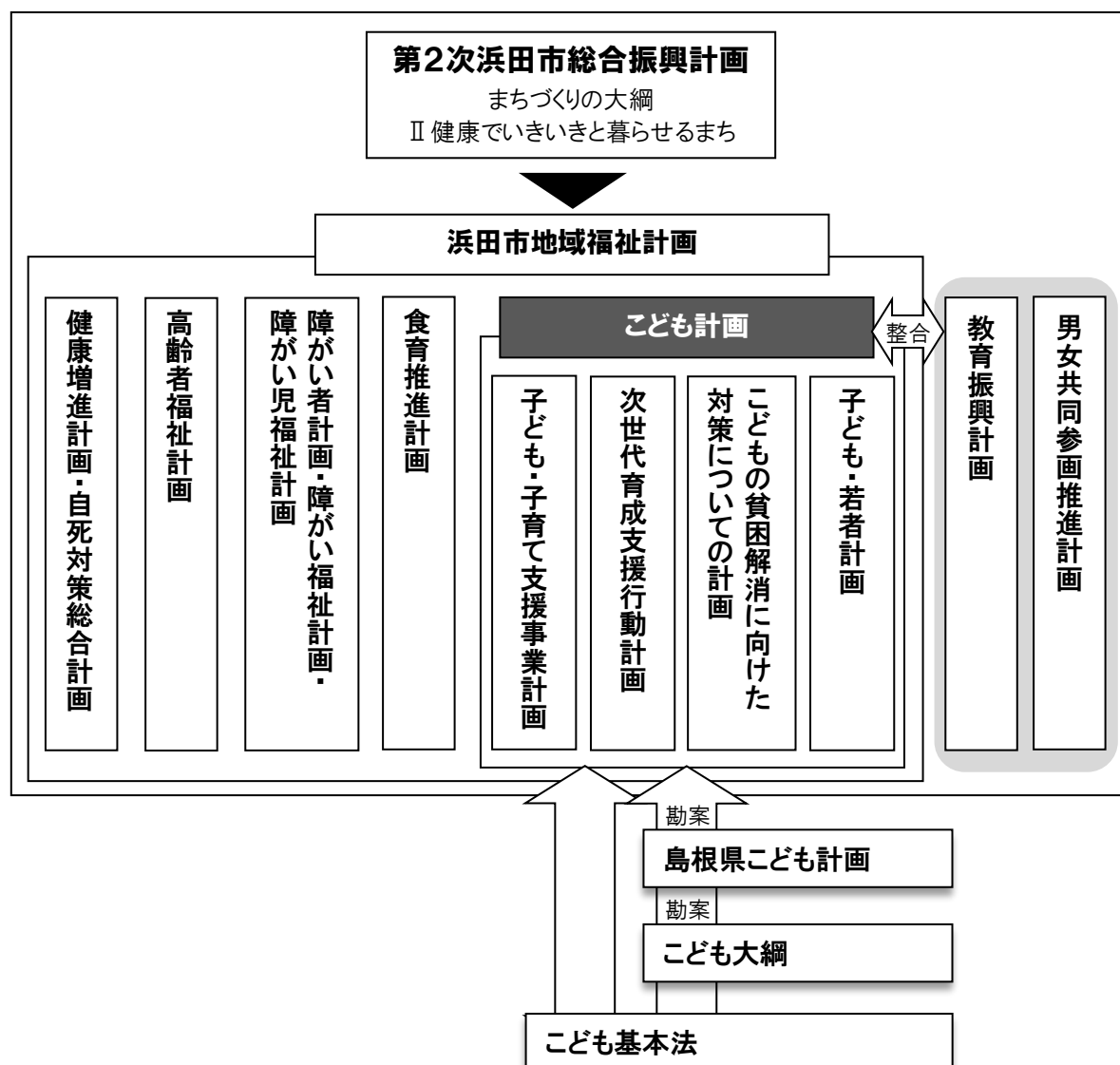
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱及び島根県こども計画を勘案し、策定する市町村こども計画で、本市のこどもと子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく市町村計画及び「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村計画にも位置づけ一体的に策定します。

策定にあたっては、上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図ります。

加えて、令和5年12月にこども家庭庁、文部科学省から示された「放課後児童対策パッケージ」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容が定められているため、本計画の中で定めていきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

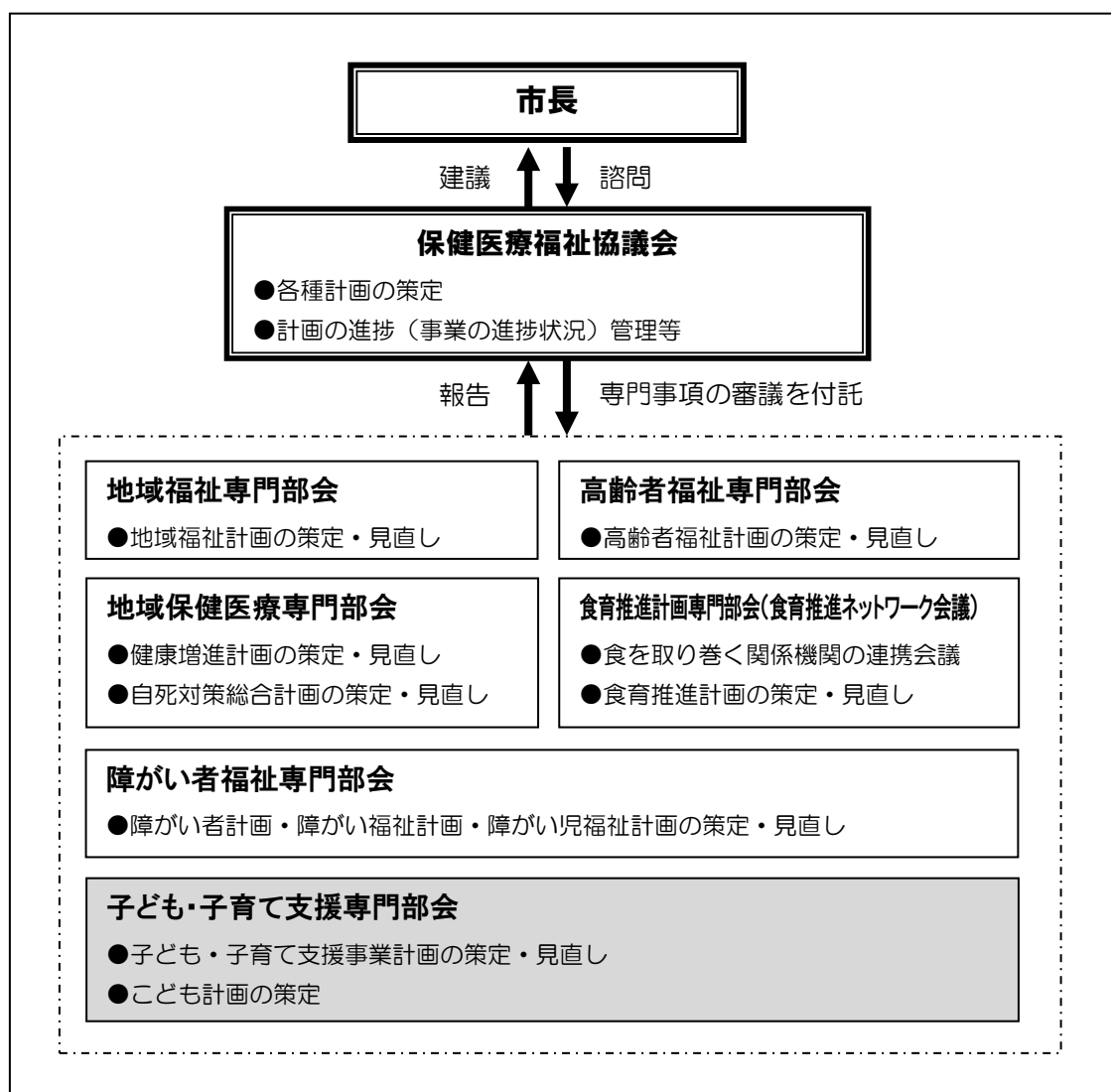
(年度)								
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
第2期浜田市子ども・ 子育て支援事業計画	浜田市こども計画 (第3期浜田市子ども・子育て支援事業計画)							
						見直し・ 次期計画策定	次期計画	

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、浜田市子ども・子育て会議の機能を担う浜田市保健医療福祉協議会において出た有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ検討・策定しました。また、重要事項や詳細な項目については、浜田市子ども・子育て支援専門部会にて協議し、保健医療福祉協議会との調整・連携を図りました。

また、市民向けのアンケート調査により把握した、子育てを取り巻く状況や子育て支援に関するニーズに加え、子育て支援団体や事業所へのヒアリング調査等により、現場の職員が認識する課題や今後のサービス意向を把握し、計画策定への基礎資料としました。また、パブリックコメントを実施することで、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

■策定体制イメージ図



第2章 こども・子育てを取り巻く現状

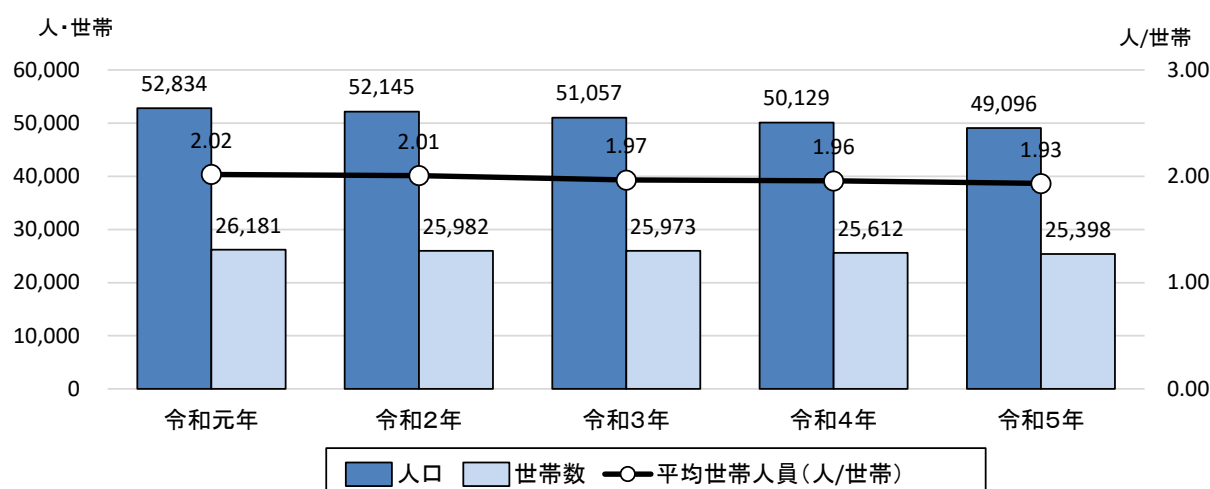
1 統計による浜田市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 人口と世帯数の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で49,096人となっています。世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。

■人口と世帯数の推移

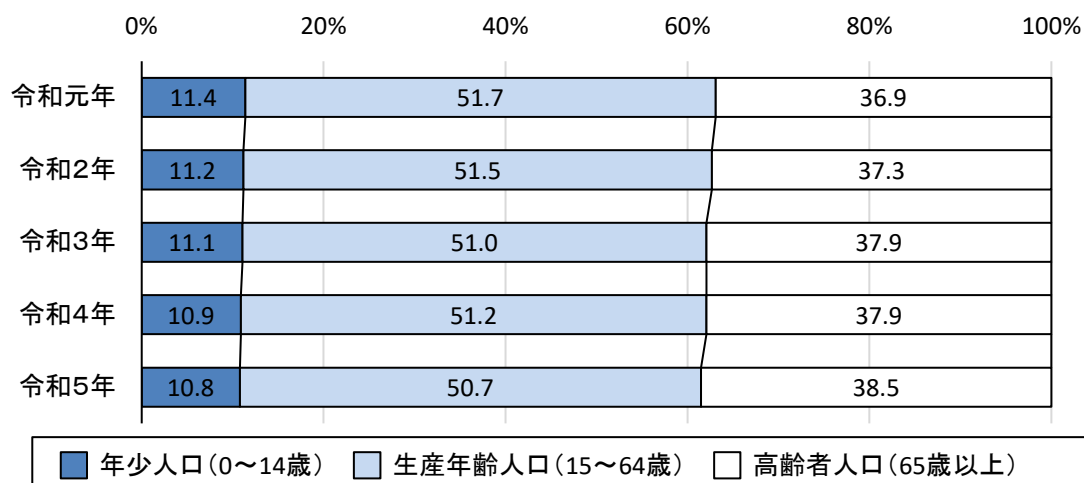


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 年齢3区分別人口割合の推移

本市の年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

■年齢3区分別人口割合の推移

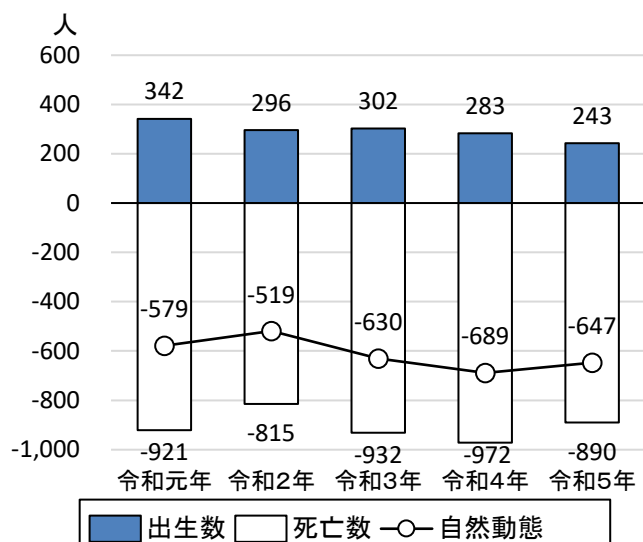


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

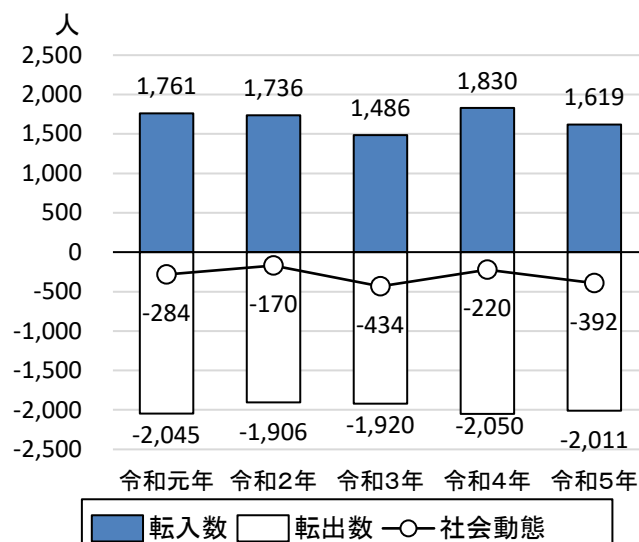
③ 人口動態

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回って推移しており、令和5年では647人のマイナスとなっています。社会動態では、転出が転入を上回っており、社会増減もマイナスとなっています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移



■人口動態の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	342	296	302	283	243
死亡数	921	815	932	972	890
自然動態	-579	-519	-630	-689	-647
転入数	1,761	1,736	1,486	1,830	1,619
転出数	2,045	1,906	1,920	2,050	2,011
社会動態	-284	-170	-434	-220	-392
人口動態	-863	-689	-1,064	-909	-1,039

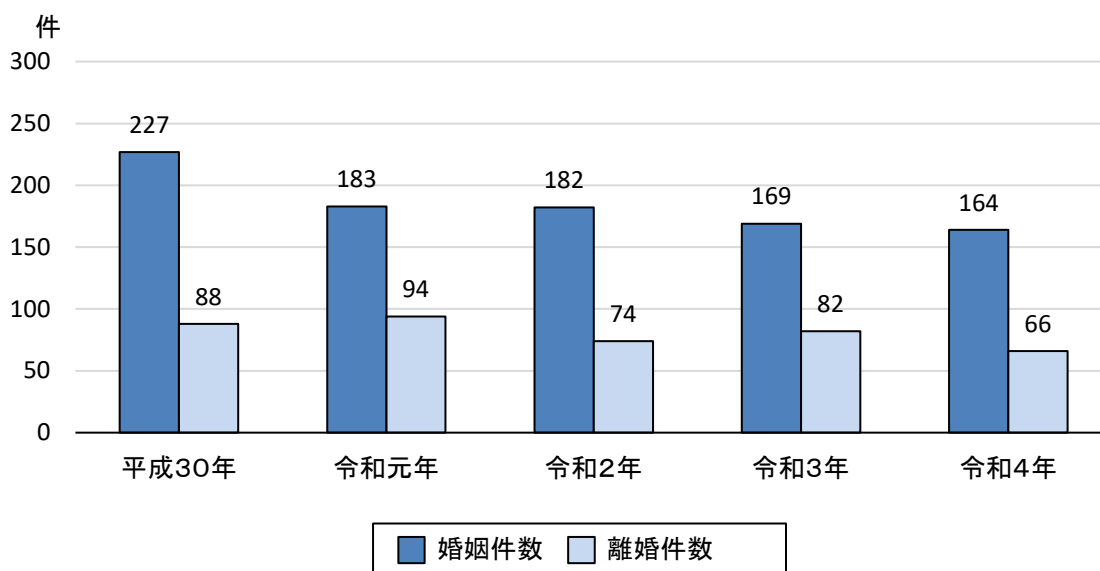
資料：住民基本台帳

④ 婚姻・離婚数と婚姻・離婚率の推移

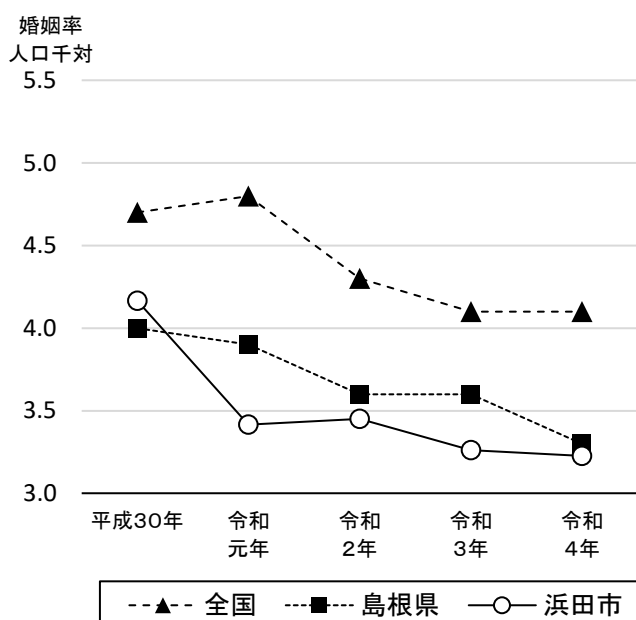
婚姻件数は、減少傾向となっており、婚姻率をみても全国、島根県と同様に毎年下がっています。

離婚件数も減少傾向となっており、令和4年では66件であり、離婚率をみても全国、島根県と同様に下がっています。

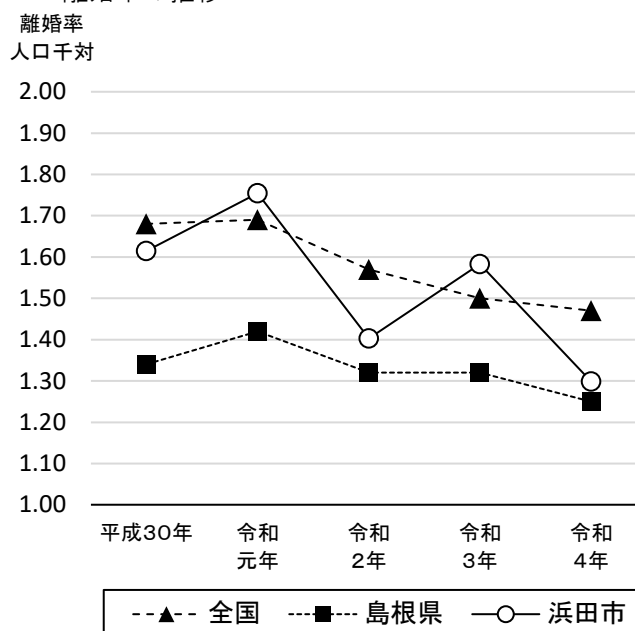
■婚姻件数・離婚件数の推移



■婚姻率の推移



■離婚率の推移

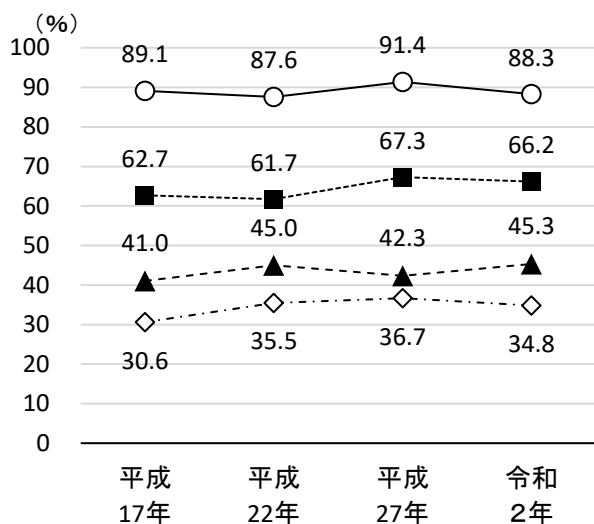


資料：人口動態統計

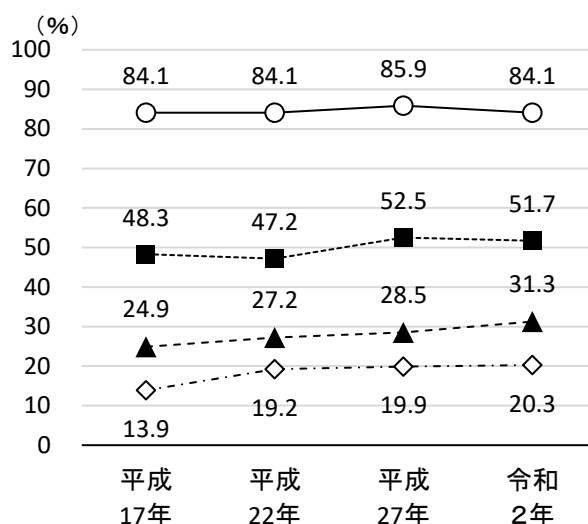
⑤ 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性・女性ともにいずれの年齢層においても未婚の割合が高くなる傾向がみられます。男性の30～34歳の未婚率は平成27年と比べて令和2年では上昇しています。女性は男性と比べて各年齢層における未婚率は低くなっているものの、令和2年の30～34歳、35～39歳の未婚率は平成27年と比較すると上昇しています。

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移



—○— 20～24歳 ---■--- 25～29歳
--▲-- 30～34歳 --◇-- 35～39歳

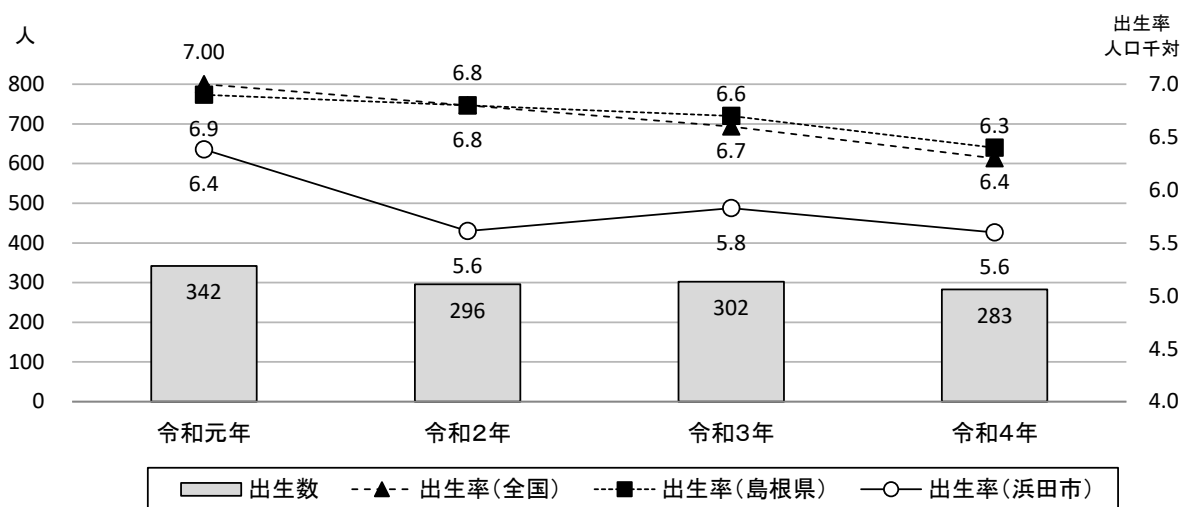
—○— 20～24歳 ---■--- 25～29歳
--▲-- 30～34歳 --◇-- 35～39歳

資料：国勢調査

⑥ 出生数・出生率の推移

本市の出生率は6.0前後で推移しており、島根県・全国と比べて低い状況となっています。

■出生数・出生率の推移



■出生数 --▲-- 出生率(全国) ---■--- 出生率(島根県) —○— 出生率(浜田市)

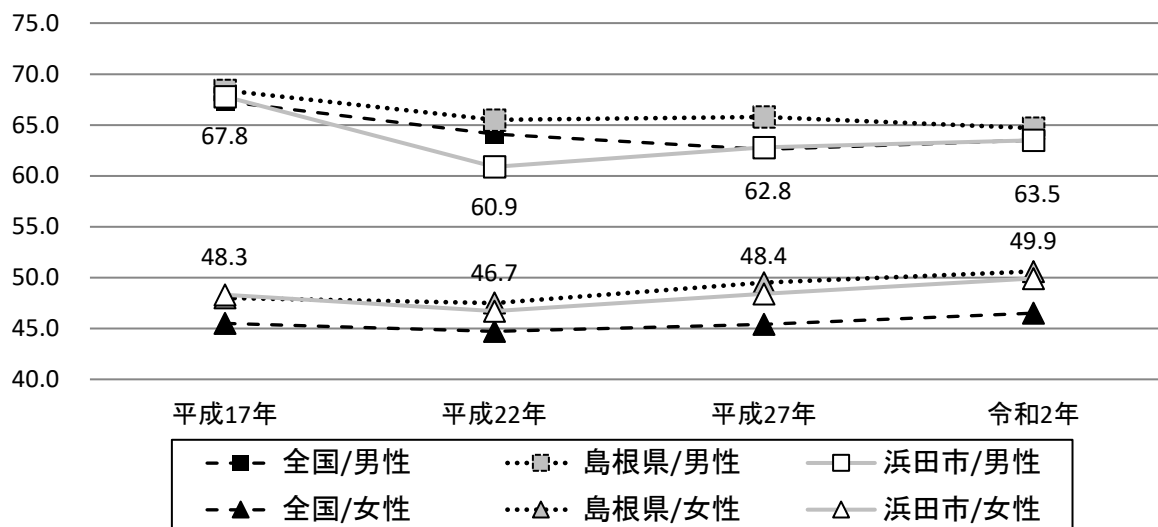
資料：住民基本台帳

（２）労働の状況

① 就労状況

令和２年の１５歳以上の就業率は、男性においては全国と同程度で、島根県と比較して低くなっています。女性においては、全国と比べて高く島根県と同程度の水準となっています。

■就業率の推移（全国・島根県との比較）



■就業率の推移（全国・島根県との比較）

区分			平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
男性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	17,482	16,124	15,606	15,092
		就業率(%)	67.8	60.9	62.8	63.5
	島 根 県	就業率(%)	68.4	65.5	65.8	64.7
	全 国	就業率(%)	67.3	64.1	62.6	60.5
女性 (15 歳以上)	浜 田 市	就業者数(人)	14,052	13,022	12,651	12,064
		就業率(%)	48.3	46.7	48.4	49.9
	島 根 県	就業率(%)	48.0	47.5	49.5	50.6
	全 国	就業率(%)	45.5	44.7	45.4	46.5

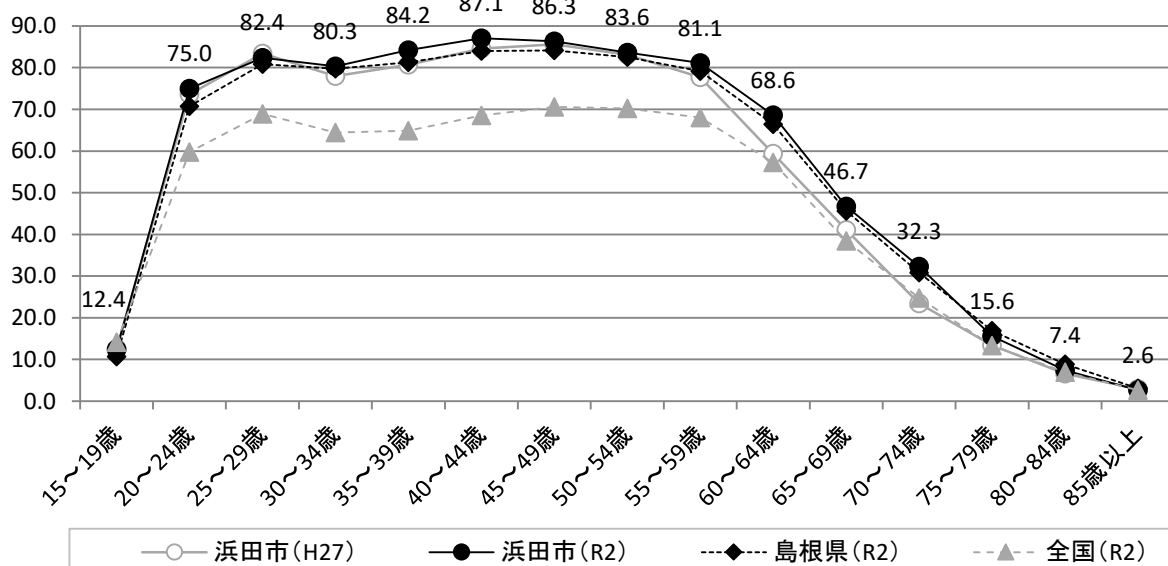
資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

女性の就業率を年齢別にみると、令和2年では平成27年と比べて20～70歳代にかけて上昇しています。

結婚・出産にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」については、本市では全国に比べて落ち込みが低く抑えられています。

■女性の年齢別就業率の推移



■女性の年齢別就業率（全国・島根県との比較）

単位：％

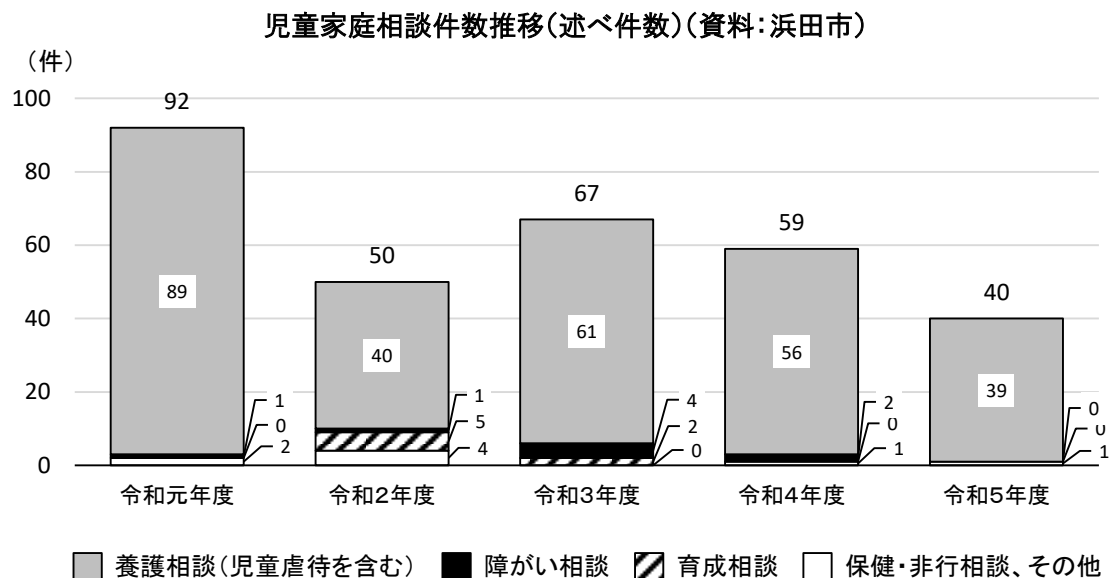
区分	浜田市		島根県	全国
	平成 27 年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19 歳	12.6	12.4	10.7	14.2
20～24 歳	73.6	75.0	70.8	59.7
25～29 歳	83.4	82.4	80.8	68.9
30～34 歳	78.0	80.3	79.7	64.5
35～39 歳	80.7	84.2	81.3	64.9
40～44 歳	84.6	87.1	84.0	68.5
45～49 歳	85.6	86.3	84.1	70.6
50～54 歳	83.1	83.6	82.5	70.2
55～59 歳	77.7	81.1	79.2	68.0
60～64 歳	59.4	68.6	66.4	57.3
65～69 歳	41.1	46.7	45.6	38.5
70～74 歳	23.4	32.3	30.8	24.8
75～79 歳	13.4	15.6	16.9	13.3
80～84 歳	6.6	7.4	8.9	7.0
85 歳 以上	2.9	2.6	3.1	2.6

資料：国勢調査

3) 家庭の状況

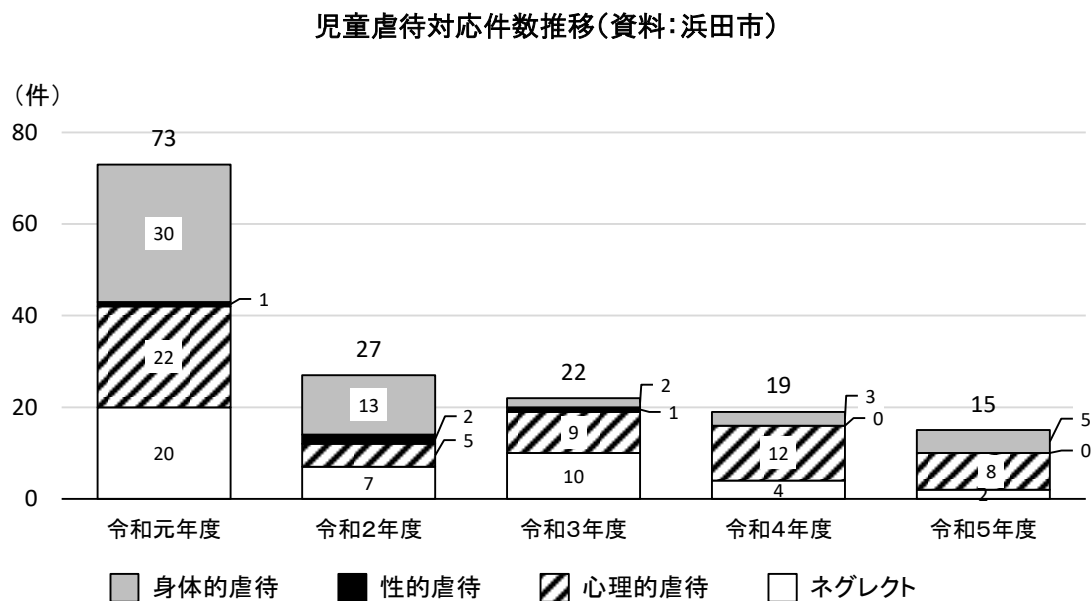
① 児童家庭相談の状況

児童家庭相談件数は、減少傾向となっています。相談内容の内訳は、養護相談（児童虐待を含む）が9割以上となっています。



② 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、減少傾向となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。



③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数及び割合の推移は、平成22年以降減少傾向となっており、令和2年には468世帯で一般世帯に占める割合は、2.0%となっています。

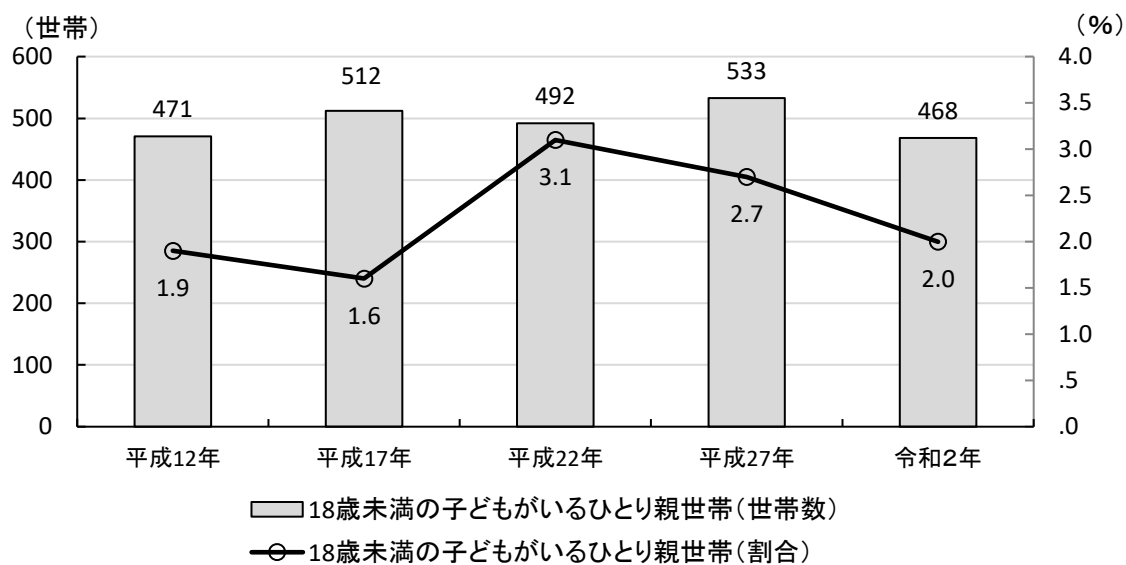


図 ひとり親世帯数及び一般世帯に占める割合（資料：国勢調査）

④ 共働き世帯推移

共働き世帯数は、減少傾向となっており、令和2年には、2,738世帯となっています。

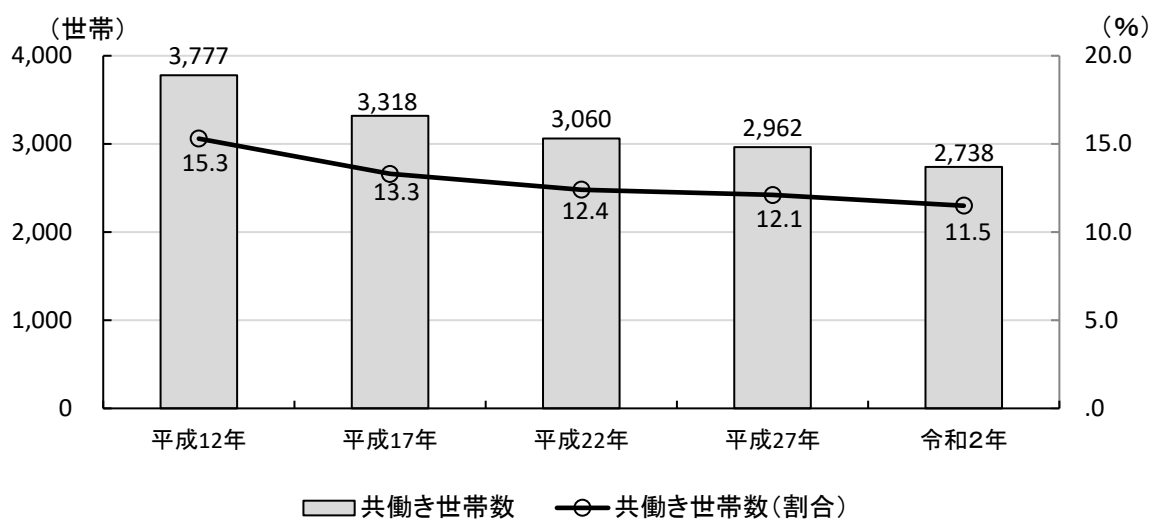


図 共働き世帯数の推移（資料：国勢調査）

4) こどもの状況

① 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、ばらつきがありますが、20人前後を推移しており、令和5年度では、24人となっています。

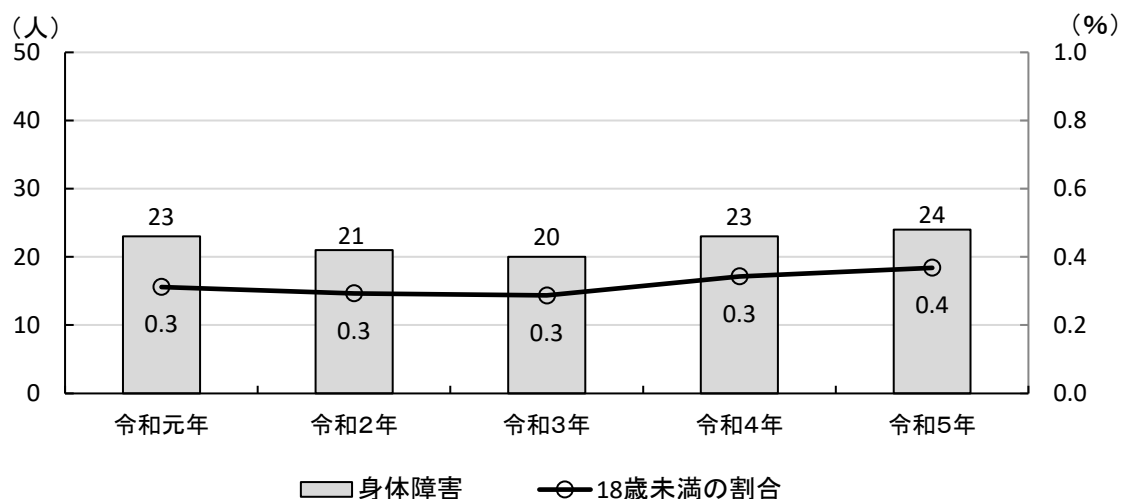


図 身体障害者手帳所持者数（18歳未満）（資料：島根県）

② 療育手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の療育手帳所持者数は令和5年度では106人となっており、増加傾向となっています。割合は1.5%前後を推移しています。

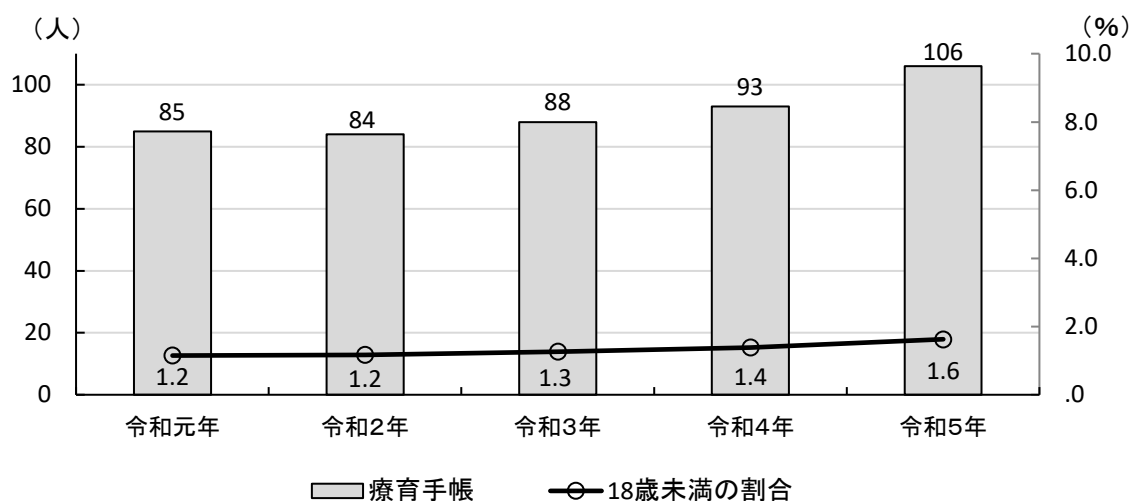


図 療育手帳所持者数（18歳未満）（資料：島根県）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年度では50件となっています。

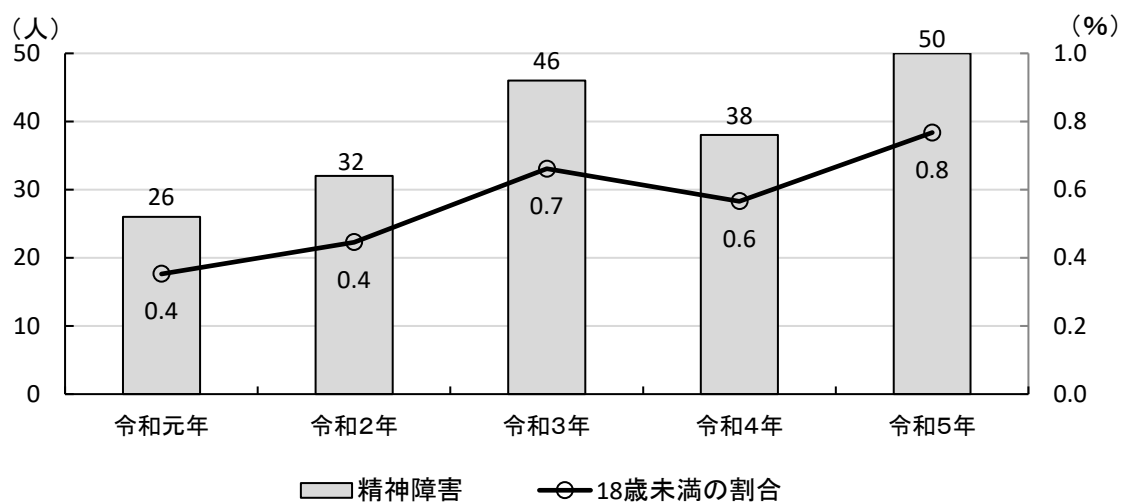


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）（資料：島根県）

④ 待機児童数推移

待機児童数は、「保育所」「放課後児童クラブ」とともに0人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童クラブ	0人	0人	0人	0人	0人

※各年4月1日
（資料：浜田市）

⑤ いじめ認知件数推移（小中別）

いじめ認知件数は令和5年度では小学生が269件、中学校では118件となっています。
いじめ認知割合は小学校、中学校ともに10%前後を推移しています。

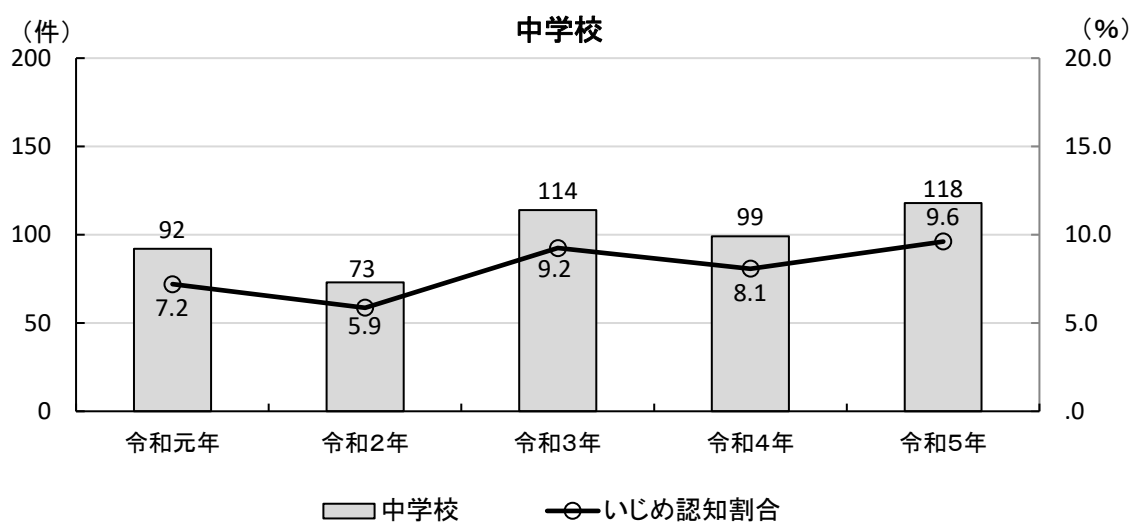
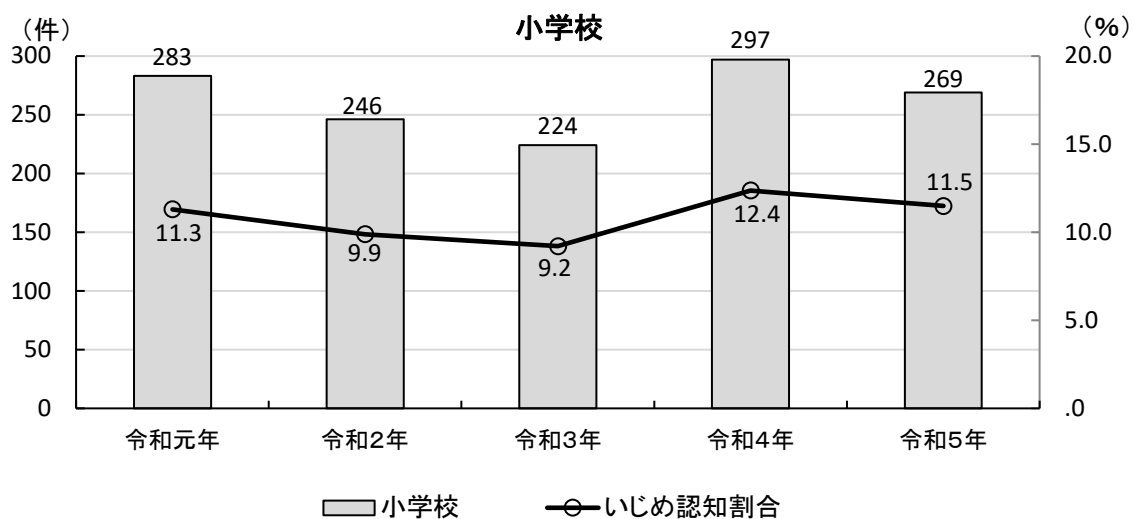


図 いじめ認知件数推移（小中別）（資料：浜田市）

⑥ 不登校児童生徒数推移（小中別）

不登校児童は令和5年度では小学生が46件、中学校では81件となっています。

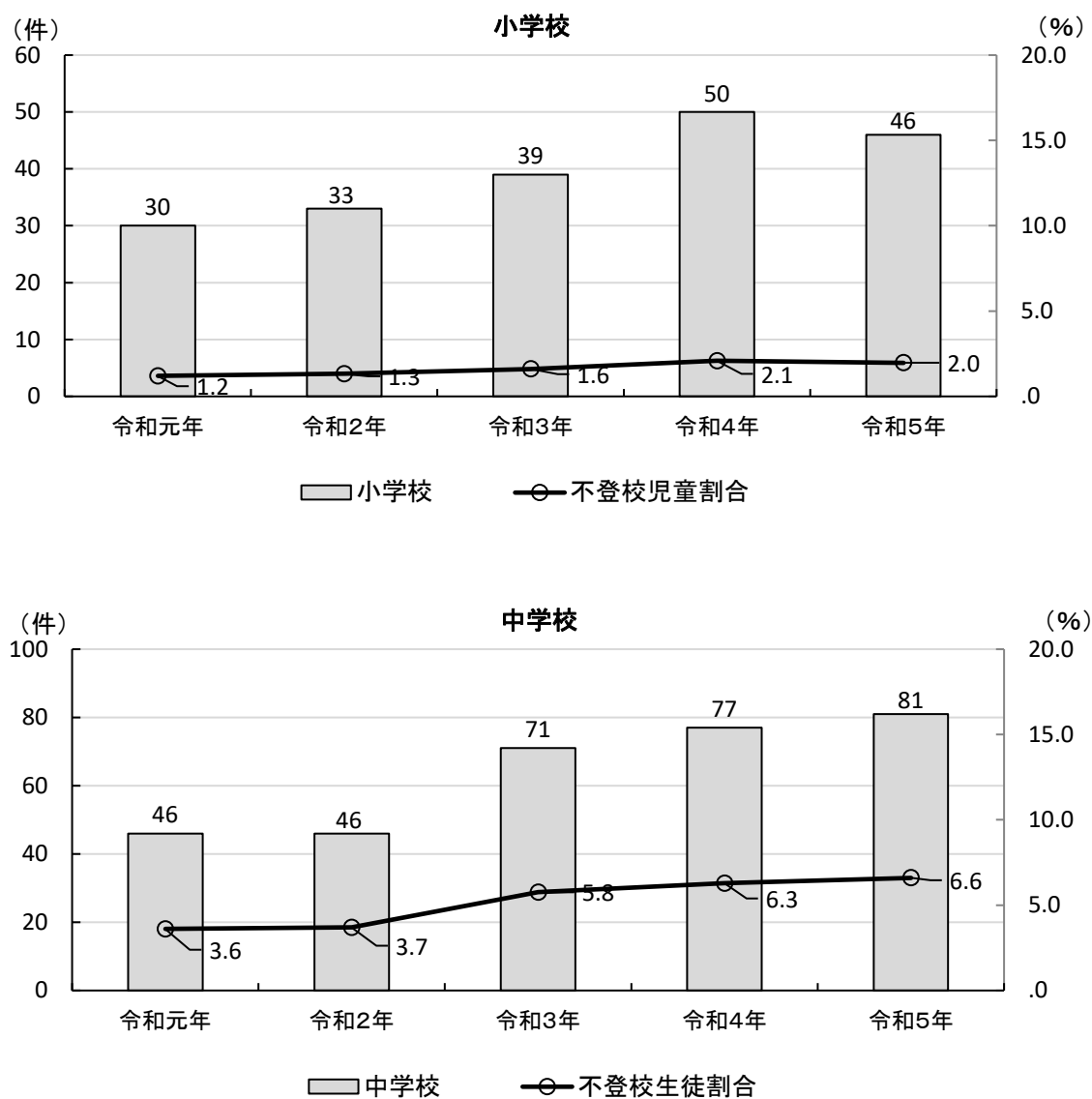


図 不登校児童生徒数推移（小中別）（資料：浜田市）

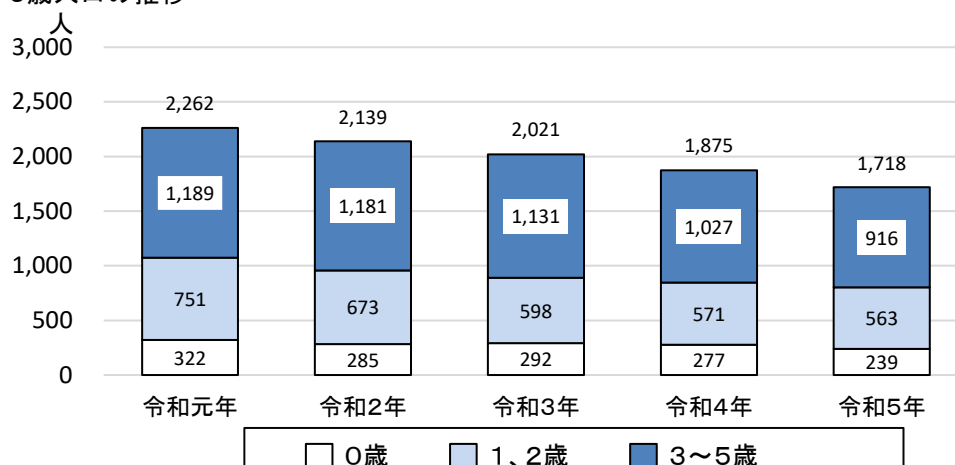
2 教育・保育や子育て支援に関する現状

(1) こどもの数の推移

本市におけるこども（0～17 歳）の数の推移は、令和元年から令和5年において減少傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で0～5歳人口が 1,718 人、0～17 歳人口が 6,517 人となっています。

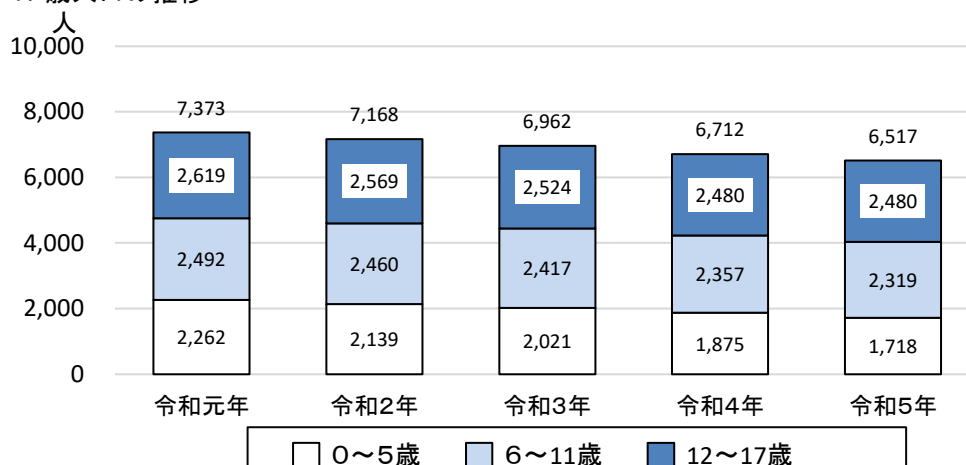
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0歳(人)	322	285	292	277	239
1、2歳(人)	751	673	598	571	563
3～5歳(人)	1,189	1,181	1,131	1,027	916
0～5歳合計(人)	2,262	2,139	2,021	1,875	1,718
6～11歳合計(人)	2,492	2,460	2,417	2,357	2,319
12～17歳合計(人)	2,619	2,569	2,524	2,480	2,480

■0～5歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■0～17歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

（２）教育・保育施設や子育て支援サービスの利用状況

① 保育所（園）入所児童数の推移

保育所（園）入所児童数の推移をみると、定員数とともに減少となっています。定員に占める入所児童数の割合は90%から100%で推移しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所（園）数（か所）	23	22	22	21	19
うち公立（か所）	0	0	0	0	0
定員数（人）	1,425	1,220	1,210	1,100	1,040
入所児童数（人）	1,340	1,204	1,147	1,026	941
0歳児（人）	87	57	61	59	49
1歳児（人）	234	201	177	147	161
2歳児（人）	240	227	209	178	157
3歳児（人）	259	239	225	198	173
4歳児（人）	260	235	242	221	190
5歳児（人）	260	245	233	223	211
定員に占める入所児童割合（%）	98.8	94.0%	98.7%	94.8%	93.3%

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

② 幼稚園入園児童数の推移

幼稚園入園児童数の推移をみると、過去5年間で55%減少しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園数（か所）	4	4	4	4	2
うち公立（か所）	3	3	3	3	1
入園児童数（人）	129	89	80	64	58
3歳児（人）	35	16	25	17	12
4歳児（人）	38	41	16	29	18
5歳児（人）	56	31	39	18	28
特別支援保育児童（人）	0	1	0	0	0

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

③ 認定こども園入園児童数の推移

認定こども園の入園児童数は、施設数の増加に伴って増加しており、過去5年間で 15% 増加しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園数(か所)	4	5	5	6	7
うち公立(か所)	0	0	0	0	0
保育園部入園児童数(人)	461	546	501	518	508
0歳児(人)	35	36	32	21	27
1歳児(人)	87	85	84	89	89
2歳児(人)	91	107	95	98	92
3歳児(人)	83	106	90	94	90
4歳児(人)	86	103	103	100	98
5歳児(人)	79	109	97	116	112
幼稚園部入園児童数(人)	43	48	78	76	72
3歳児(人)	13	17	33	19	22
4歳児(人)	15	16	22	33	22
5歳児(人)	15	15	23	24	28

資料：市調べ(各年度4月1日現在)

④ 保育サービス利用・実施状況

保育サービスの利用状況は、以下のとおりとなっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	実利用児童数(人)	628	626	545	495	445
	実施箇所数(か所)	26	24	24	24	24
休日保育	延べ利用児童数(人)	331	284	259	239	164
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
病児・ 病後児保育※1	延べ利用児童数(人)	23	18	17	220	243
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
一時預かり	延べ利用児童数(人)	11,014	13,179	12,684	14,740	16,687
	幼稚園在園者対象	9,700	12,259	11,817	14,084	15,734
	在園児対応型以外	1,314	920	867	656	953
	実施箇所数(か所)	26	27	27	27	26

資料：市調べ

※1 病児・病後児保育は、平成 29 年 9 月 1 日から事業休止。平成 30 年 8 月 10 日から病後児保育のみ事業再開。令和 4 年 1 月 11 日から病児・病後児保育室開設。

⑤ 小中学校児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、以下のとおりとなっています。小学校と中学校ともに学校数は変わっていませんが、児童・生徒数は年々減少しています。

■小学校

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	16	16	16	16	16
児童数(人)	2,505	2,488	2,434	2,401	2,341

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

■中学校

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	9	9	9	9	9
児童数(人)	1,278	1,245	1,233	1,226	1,227

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

⑥ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数が市内児童数に占める割合は、30%台前半で推移しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用児童数(人)	827	820	742	733	771
実施校区数(校)	15	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	20	20	20	20	20
市内児童数に占める割合(%)	33.0	33.0	30.5	30.5	32.9
児童数合計(人)	2,505	2,488	2,434	2,401	2,341

資料：市調べ(各年度5月1日現在)

⑦ ファミリー・サポート・センターの利用状況

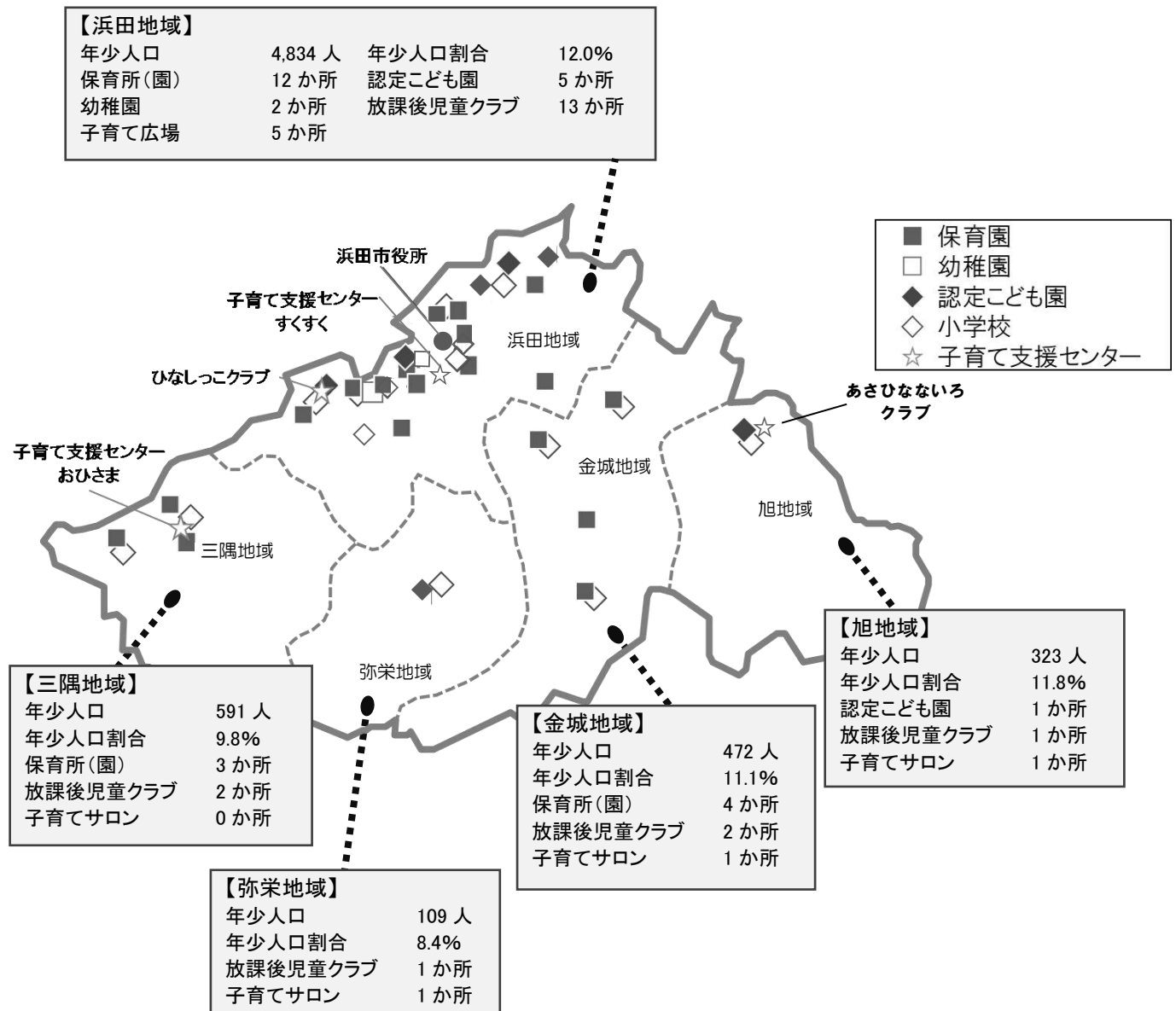
ファミリー・サポート・センターの会員数は、年度により増減がみられるものの、過去5年間で依頼会員数は4%減少、協力会員数は4%増加しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数(人)	404	400	386	382	385
協力会員数(人)	166	166	171	175	173
両方会員数(人)	60	53	51	47	46
延べ利用件数(件)	1,111	559	577	670	611

資料：市調べ(各年度3月末現在)

■地域ごとの年少人口や教育・保育施設、子育て支援サービス等の提供状況

(令和6年10月1日現在)



(3) 母子保健の状況



母子保健の状況は、以下のとおりとなっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数	交付数(人)	306	324	274	292	255
妊婦一般健康診査	受診延べ人数(人)	4,245	3,596	3,372	3,456	2,841
乳児一般健康診査	受診延べ人数(人)	488	437	425	387	377
乳児健康診査	対象者(人)	318	338	304	263	280
	受診者(人)	312	323	292	254	278
	受診率(%)	98.1%	95.6%	96.1%	96.6%	99.3%
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	389	349	313	296	261
	受診者(人)	374	345	309	292	251
	受診率(%)	96.1%	98.9%	98.7%	98.6%	96.2%
3歳児健康診査	対象者(人)	338	431	351	329	296
	受診者(人)	329	425	338	322	285
	受診率(%)	97.3%	98.6%	96.3%	97.9%	96.3%

資料：市調べ

3 アンケート結果の概要

(1) 調査の概要

こどもをもつ保護者の子育てを取り巻く状況や子育て支援サービス等の利用意向を把握し、計画策定への基礎資料とするため、以下のとおり「浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査」（就学前児童保護者調査、小学生児童保護者調査）を実施しました。

また、「こども計画」の策定にあたって、こども・若者当事者への現状把握及び関係団体、事業所へのヒアリングも実施しました。

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査	こども調査	
調査地域	浜田市全域			
調査対象	市内在住で就学前児童 (0～5歳)のいる世帯	市内在住で小学生児童 のいる世帯	市内在住の小学4～6年 生	
調査数	1,306	1,697	1,175	
調査方法	WEB 形式による調査	WEB 形式による調査	WEB 形式 による調査	ヒアリングに よる調査
有効回収数	332	364	79	20
有効回収率	25.4%	21.4%	6.7%	1.7%
			8.4%	
実施時期	令和6年6月	令和6年6月	令和6年6月	令和6年9月

	若者調査	関連団体調査	事業所
調査地域	浜田市全域		
調査対象	市内在住・市内の学校・事業所等に通学通勤する若者（15～39 歳）	市内の子育て関連団体	市内の企業等事業所
調査数	—	8	64
調査方法	WEB 形式による調査	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
有効回収数	53	7	33
有効回収率	—	87.5%	51.6%
実施時期	令和6年9月	令和6年9月	令和6年9月

(2) アンケート結果の概要

① こどもの生活実態について

◎生活費の負担感

【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、生活費の負担感については、全体では「とても負担」と「ある程度負担」を合わせた“負担を感じる”の割合をみると、『③光熱費』（73.5%）、『①食費』（69.5%）、『⑥住居費』（59.3%）などの項目が上位となっています。一方、「負担ではない」の割合をみると、『⑤医療費』（70.2%）の項目が高くなっています。

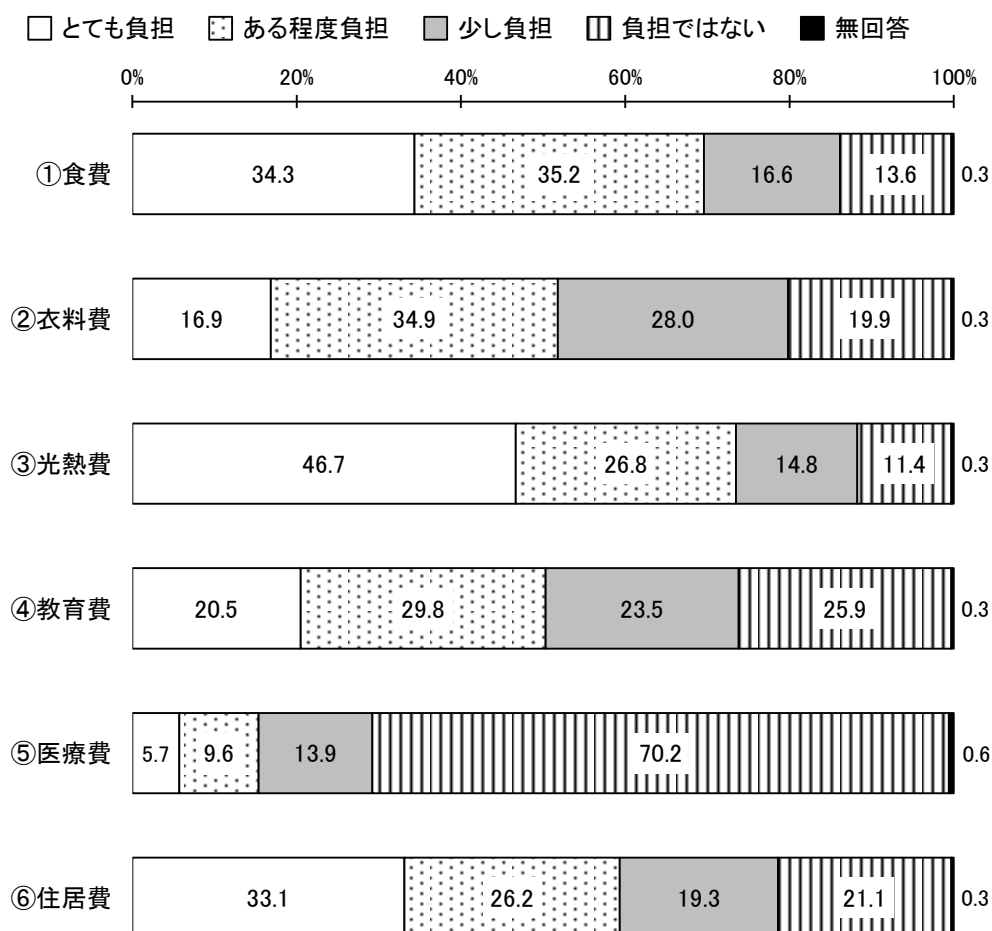
小学生では、生活費の負担感については、全体では「とても負担」と「ある程度負担」を合わせた“負担を感じる”の割合をみると、『③光熱費』（79.6%）、『①食費』（73.4%）、『④教育費』（64.3%）などの項目が上位となっています。一方、「負担ではない」の割合をみると、『⑤医療費』（48.6%）の項目が高くなっています。

■ 次の生活費について、どの程度経済的な負担を感じていますか。（単数回答）

【就学前保護者】

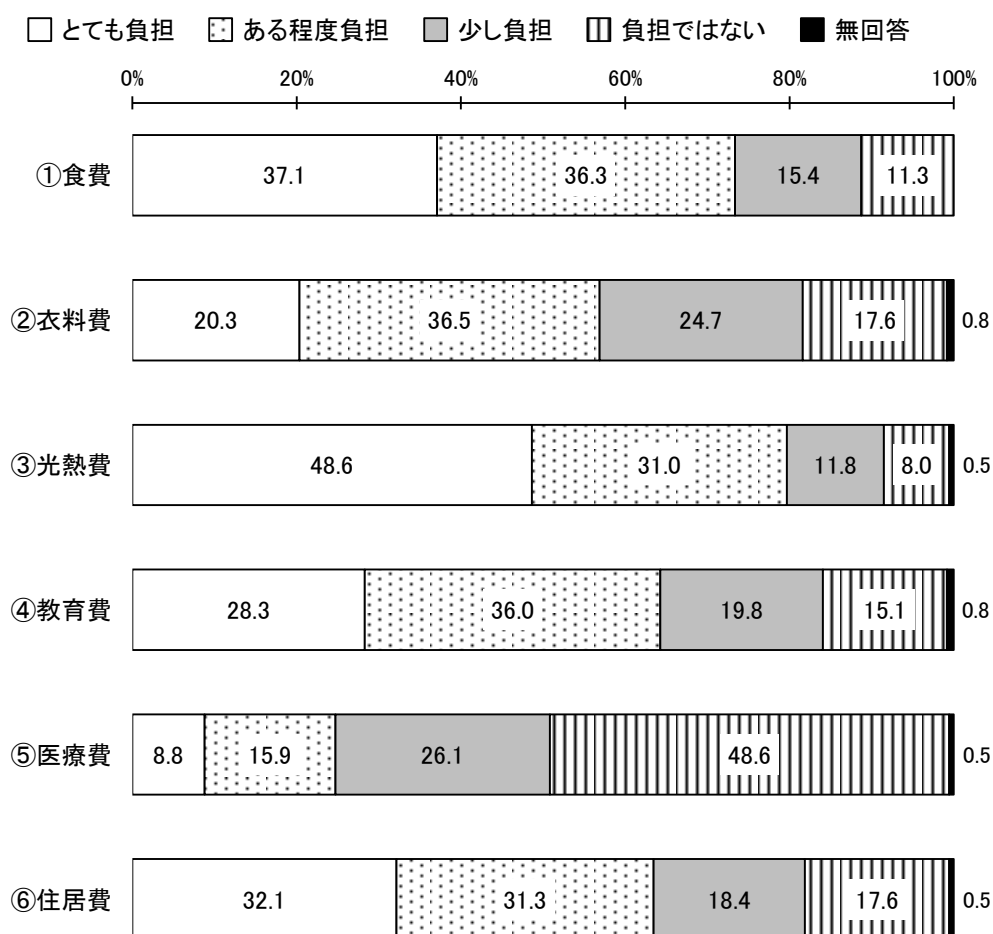
全体

(n=332)



【小学生保護者】

全体
(n=364)



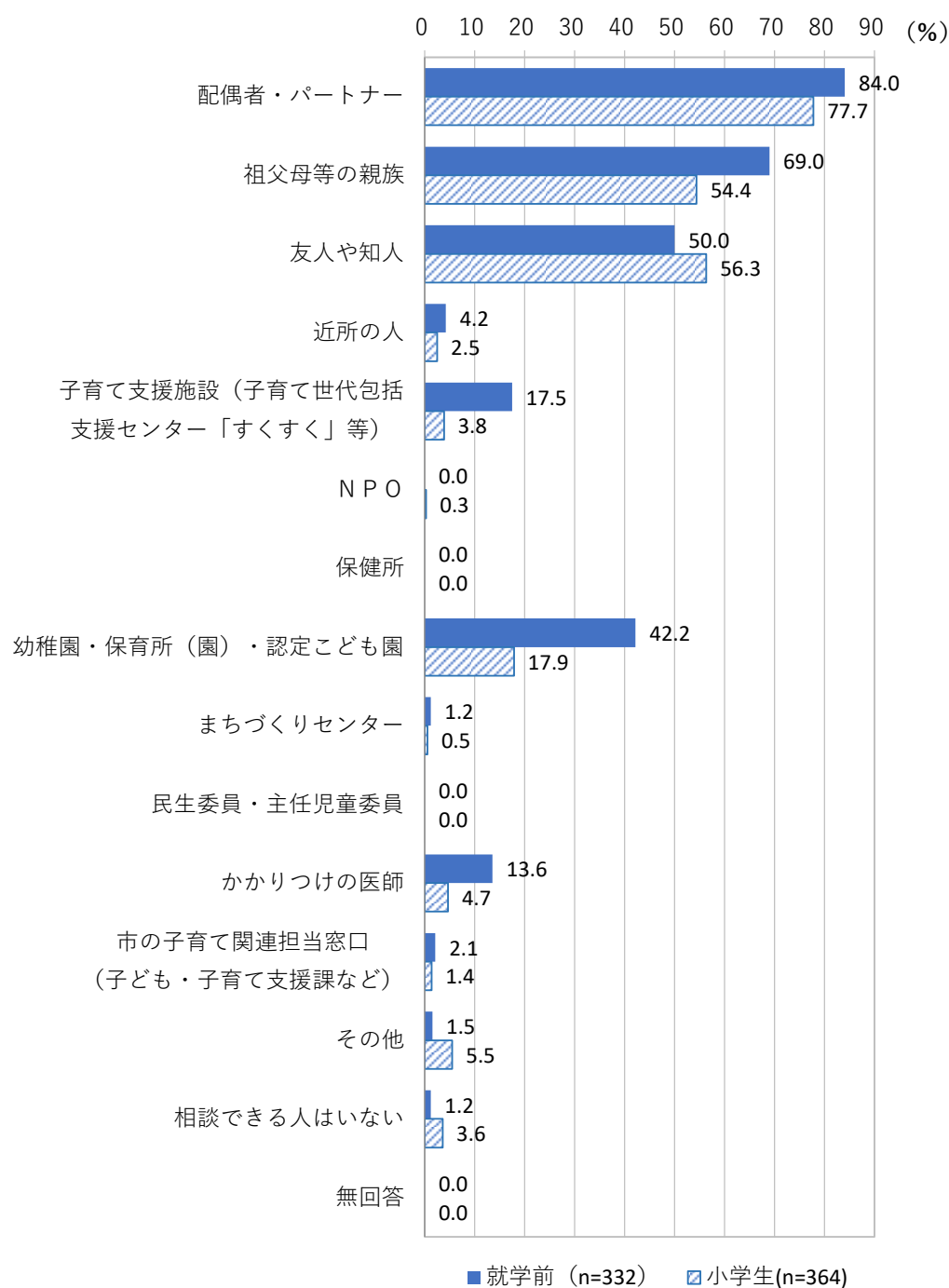
② こどもの育ちをめぐる環境について

◎子育てに関する相談相手【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、子育てに関する相談相手については、全体では「配偶者・パートナー」の割合が 84.0%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」(69.0%)、「友人や知人」(50.0%)などの順となっています。

小学生では、子育てに関する相談相手については、全体では「配偶者・パートナー」の割合が 77.7%で最も高く、次いで「友人や知人」(56.3%)、「祖父母等の親族」(54.4%)などの順となっています。

■お子さんのことや子育てについて気軽に相談できる相手はどなた(場所はどこ)ですか。(複数回答)



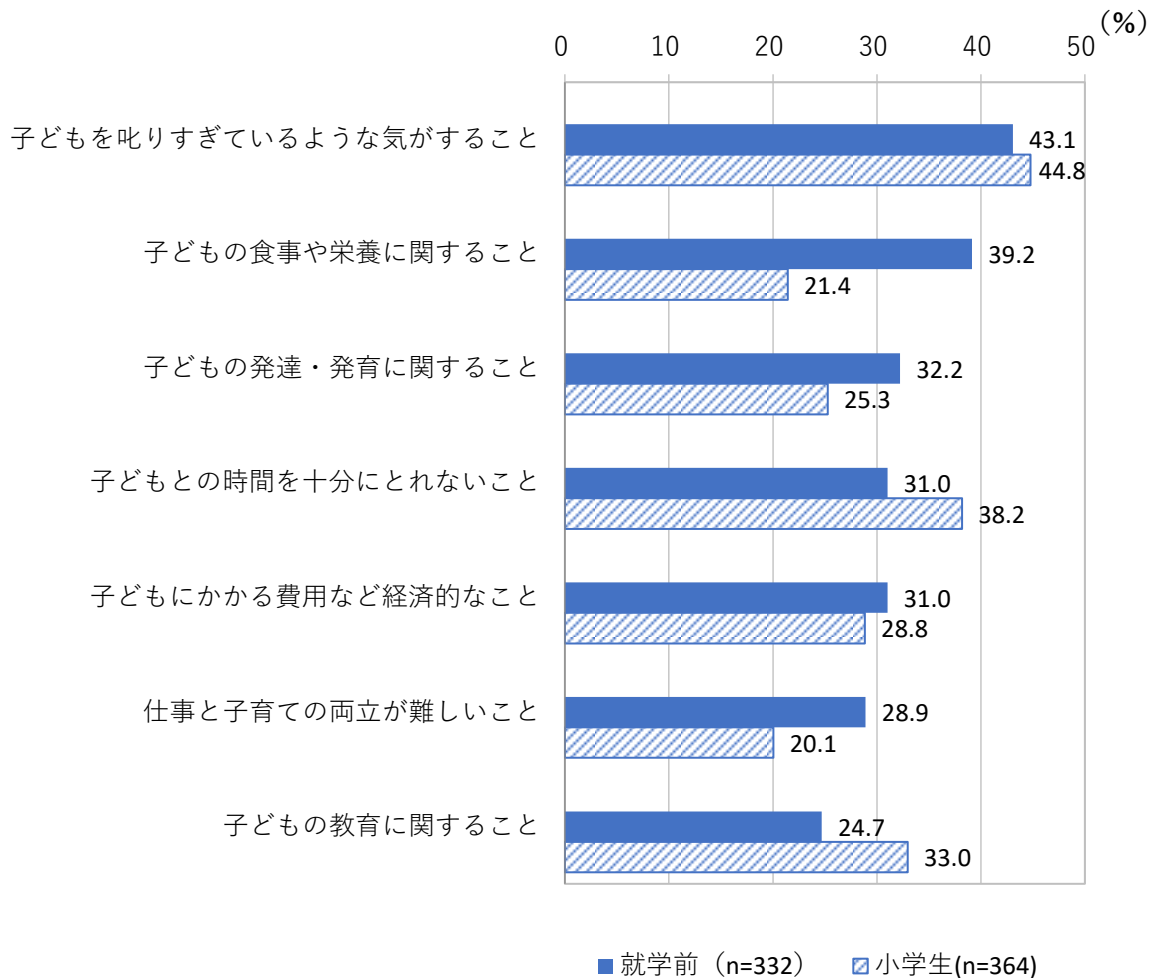
◎子育てに関して悩んでいること【上位5項目】

【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、子育てに関して悩んでいることについては、全体では「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が 43.1%で最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」(39.2%)、「子どもの発達・発育に関すること」(32.2%)などの順となっています。

小学生では、子育てに関して悩んでいることについては、全体では「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が 44.8%で最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」(38.2%)、「子どもの教育に関すること」(33.0%)などの順となっています。

■子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。(複数回答)

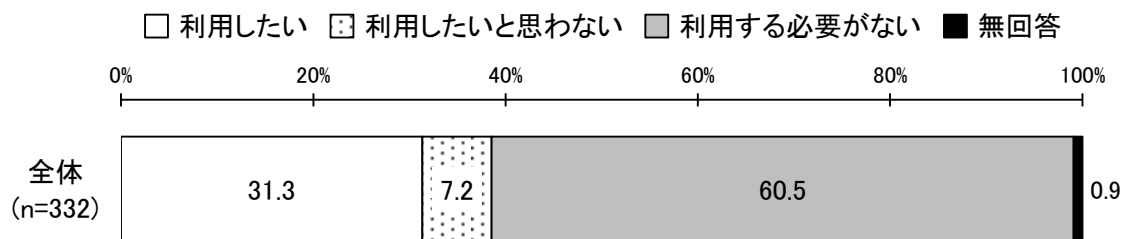


◎こども誰でも通園制度の利用希望

【就学前保護者】

こども誰でも通園制度の利用希望については、全体では「利用する必要がある」の割合が 60.5%で最も高く、次いで「利用したい」（31.3%）、「利用したいと思わない」（7.2%）の順となっています。

■こども誰でも通園制度を利用したいと思いますか。（単数回答）



※こども誰でも通園制度

令和8年度からの新規事業になります。月一定時間（10 時間を予定）までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。

③ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

◎母親の就労形態

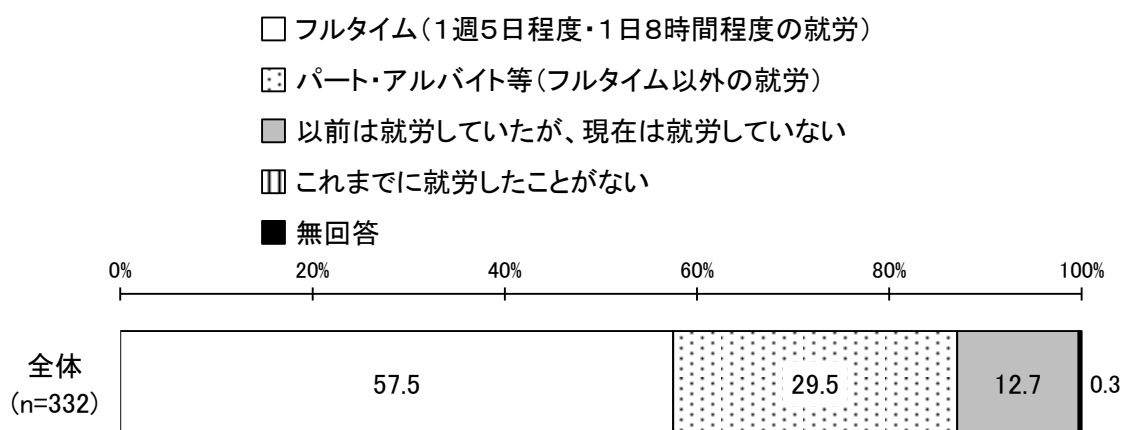
【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、母親の就労形態については、全体では「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」の割合が 57.5%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（29.5%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（12.7%）の順となっています。

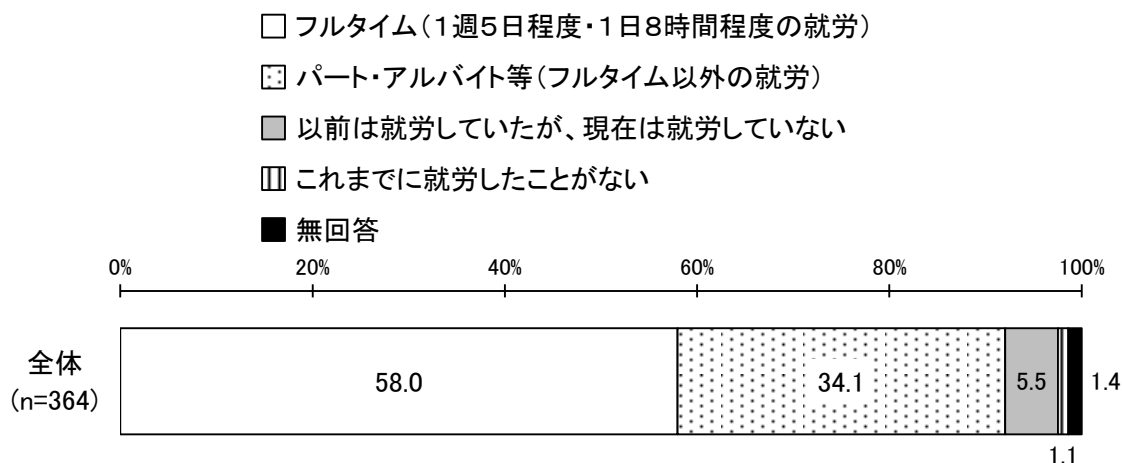
小学生では母親の就労形態については、全体では「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」の割合が 58.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（34.1%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（5.5%）などの順となっています。

■就労形態についてお答えください。（単数回答）

【就学前保護者】



【小学生保護者】

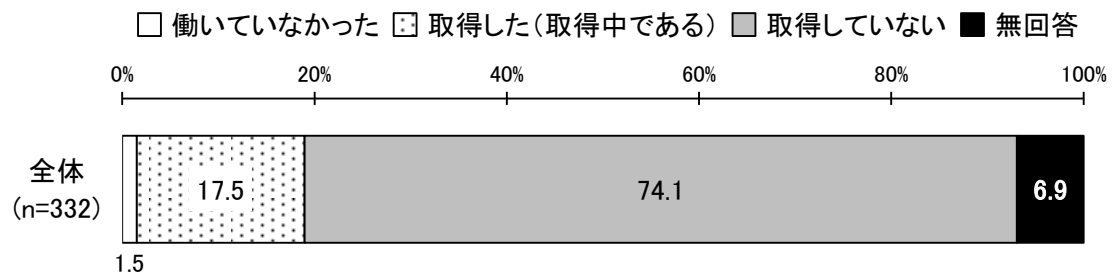


◎父親の育児休業制度の取得状況

【就学前保護者】

父親の育児休業制度の取得状況については、全体では「取得していない」の割合が74.1%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」（17.5%）、「働いていなかった」（1.5%）の順となっています。

■お子さんが生まれたとき、育児休業制度を取得しましたか。（単数回答）



④ 児童虐待に関することについて

◎こどもをしつけとしてたたいたりすることへの考え

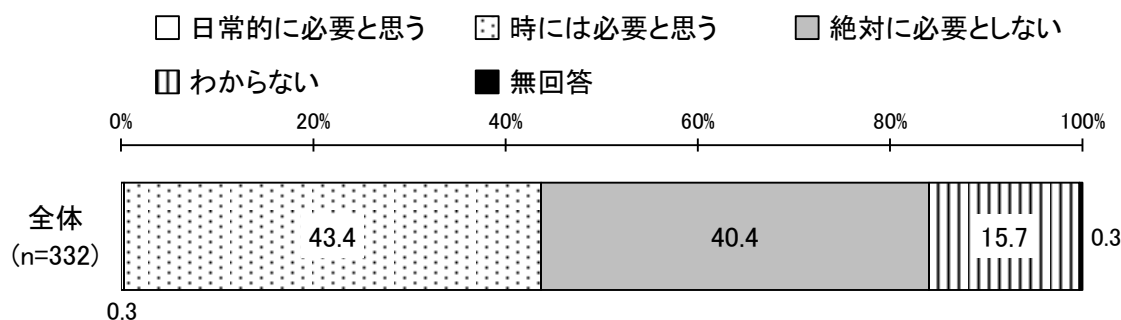
【就学前保護者・小学生保護者】

就学前では、子どもをしつけとしてたたいたりすることへの考えについては、全体では「時には必要と思う」の割合が 43.4%で最も高く、次いで「絶対に必要としない」(40.4%)、「わからない」(15.7%)などの順となっています。

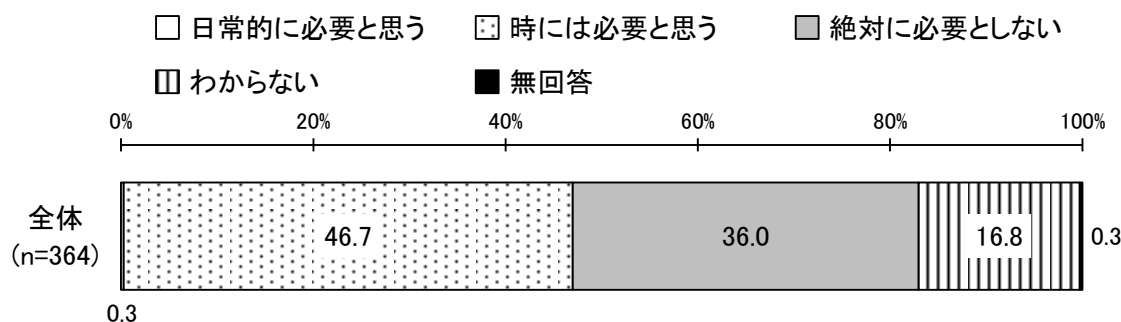
小学生では、子どもをしつけとしてたたいたりすることへの考えについては、全体では「時には必要と思う」の割合が 46.7%で最も高く、次いで「絶対に必要としない」(36.0%)、「わからない」(16.8%)などの順となっています。

■お子さんをしつけとしてたたいたりすることをどう思われますか。(単数回答)

【就学前保護者】



【小学生保護者】



⑤ 子ども食堂について

◎浜田市の子ども食堂の認知・利用状況

【就学前保護者・小学生保護者】

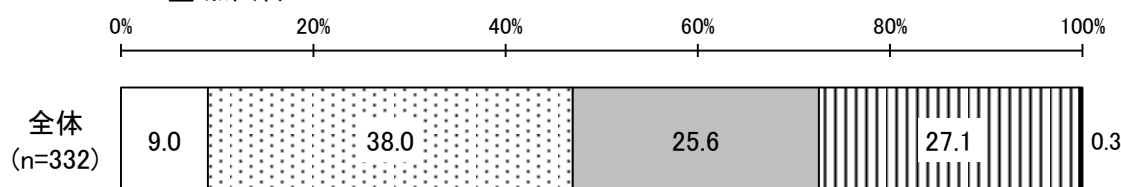
就学前では、浜田市の子ども食堂の認知・利用状況については、全体では「市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない」の割合が38.0%で最も高く、次いで「子ども食堂を知らなかった」（27.1%）、「子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった」（25.6%）などの順となっています。

小学生では、浜田市の子ども食堂の認知・利用状況については、全体では「市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない」の割合が40.9%で最も高く、次いで「子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった」（26.9%）、「子ども食堂を知らなかった」（22.0%）などの順となっています。

■浜田市には子ども食堂が9か所開設されていますが、ご存知でしたか。また、利用されたことはありますか。（単数回答）

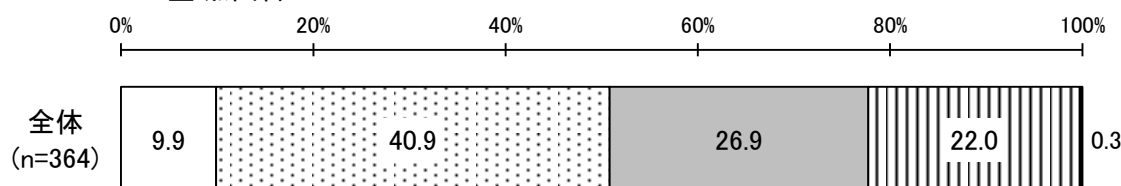
【就学前保護者】

- ☐ 市内に子ども食堂があることを知っていて、利用したことがある
- ☒ 市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない
- ☐ 子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった
- ☐ 子ども食堂を知らなかった
- ☐ 無回答



【小学生保護者】

- ☐ 市内に子ども食堂があることを知っていて、利用したことがある
- ☒ 市内に子ども食堂があることは知っているが、利用したことがない
- ☐ 子ども食堂は知っているが、市内にあることは知らなかった
- ☐ 子ども食堂を知らなかった
- ☐ 無回答



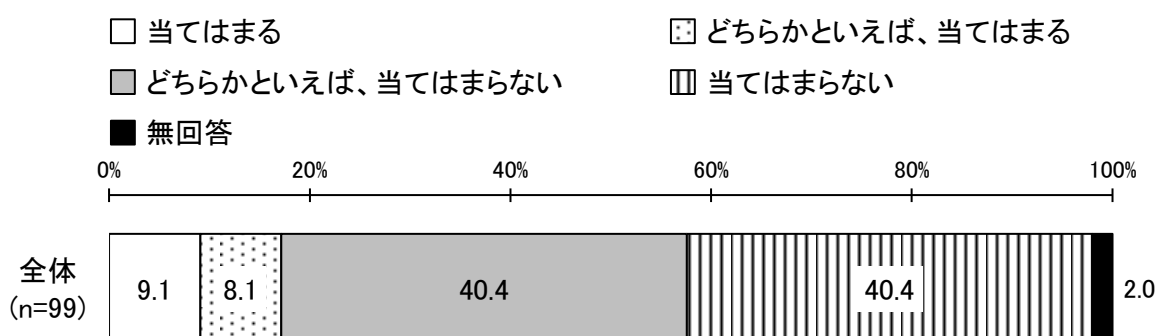
⑥ 自分自身について

◎自身に当てはまること

【こども】

自身に当てはまることについて自分は役に立たないと強く感じるということは、全体では「どちらかといえば、当てはまらない」「当てはまらない」の割合が 40.4%（同率）で最も高く、次いで「当てはまる」（9.1%）、「どちらかといえば、当てはまる」（8.1%）などの順となっています。

■自分は役に立たないと強く感じる（単数回答）



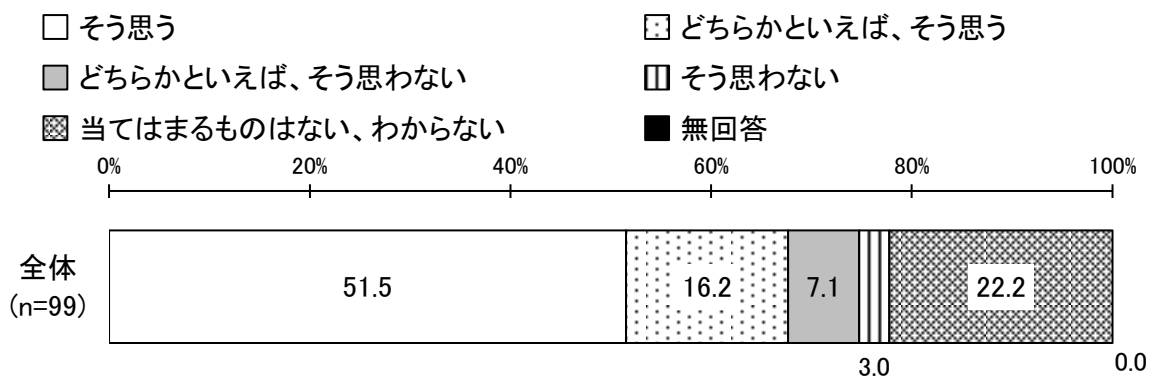
⑦ 周りの環境について

◎次の場所は、居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）になっていますか。

【こども】

自分の居場所について自分の部屋であると思うかは、全体では「そう思う」の割合が 51.5%で最も高く、次いで「当てはまるものはない、わからない」（22.2%）、「どちらかといえば、そう思う」（16.2%）などの順となっています。

■自分の部屋（単数回答）

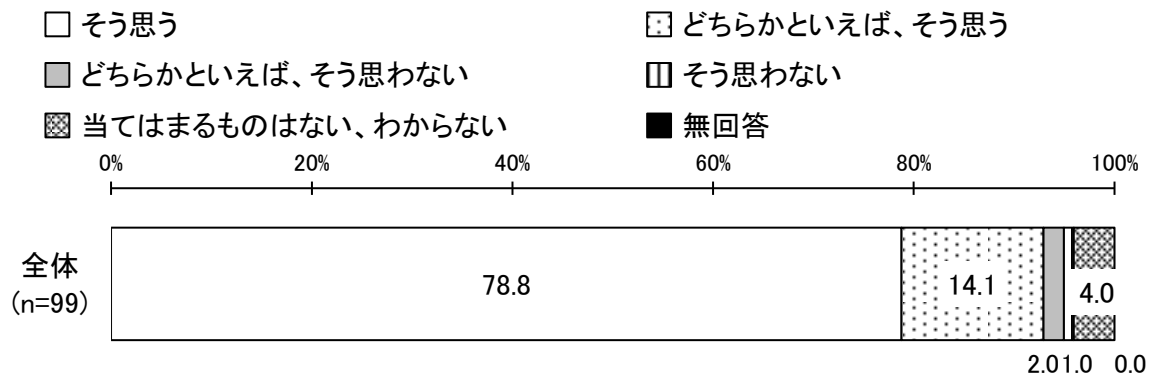


◎次の場所は、居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)になっていますか。

【こども】

自分の居場所について家庭であると思うかは、全体では「そう思う」の割合が 78.8%で最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」(14.1%)、「当てはまるものはない、わからない」(4.0%)などの順となっています。

■家庭(単数回答)



⑧ 外出状況について

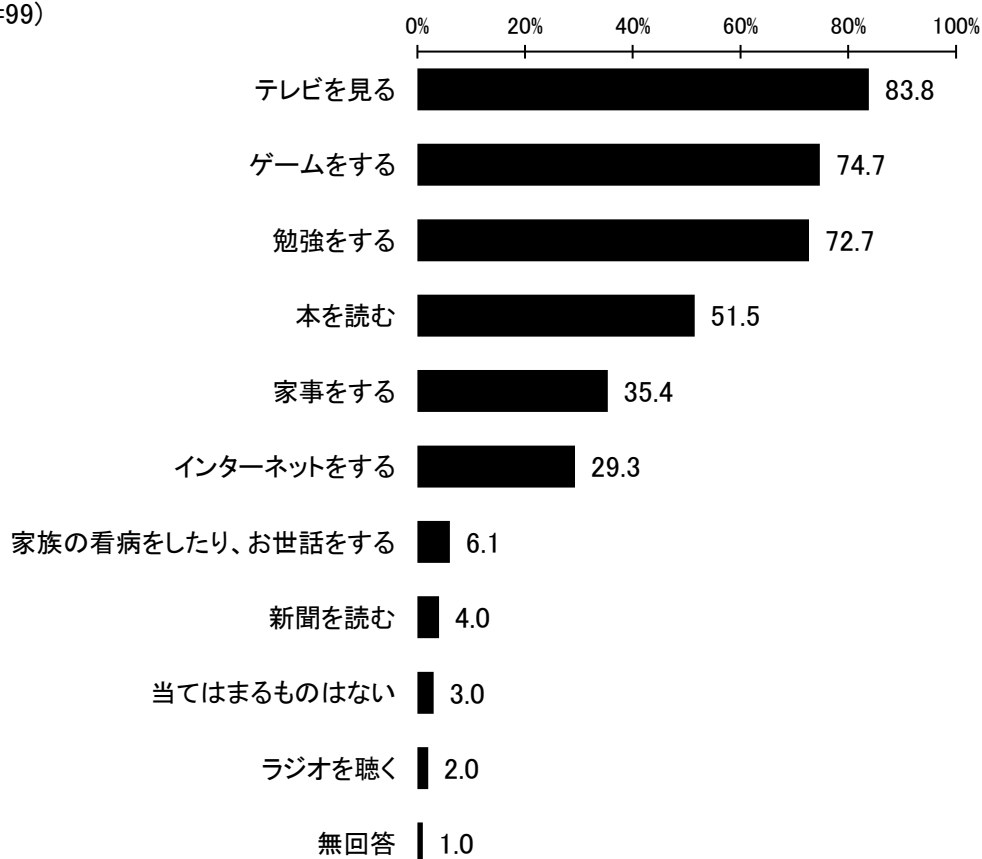
◎家での過ごし方

【こども】

家での過ごし方については、全体では「テレビを見る」の割合が 83.8%で最も高く、次いで「ゲームをする」(74.4%)、「勉強をする」(72.7%) などの順となっています。

■ 普段お家(暮らしている場所)にいるときは、どんなことに時間を使っていますか。よくしていることをすべて選んでください。(複数回答)

■ 全体(n=99)

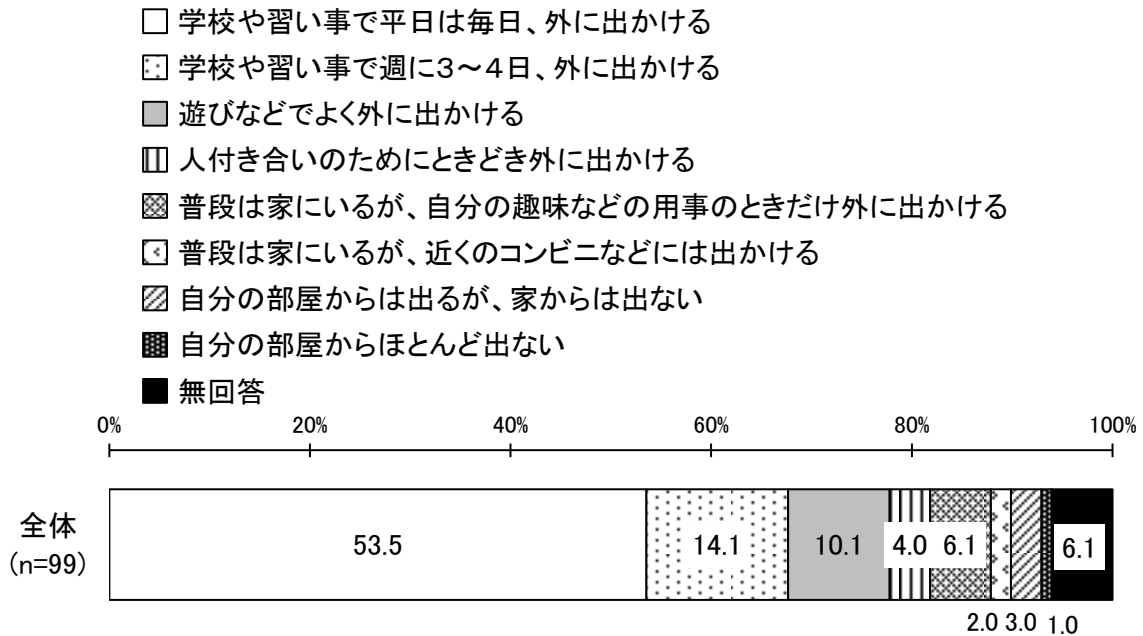


◎外出頻度

【こども】

外出頻度については、全体では「学校や習い事で平日は毎日、外に出かける」の割合が53.5%で最も高く、次いで「学校や習い事で週に3～4日、外に出かける」（14.1%）、「遊びなどでよく外に出かける」（10.1%）などの順となっています。

■あなたは普段どのくらい外出しますか。今のことについてお答えください。（単数回答）



⑨ 居場所について

◎居場所(安心して過ごせる場所)はどこですか。

【若者】

「自分の家」の割合が 88.7%で最も高く、次いで「その他」(3.8%)、「地域の居場所(無料で勉強を教えてくれるところや子ども食堂などの地域で同じ年ごろの子どもが集まる場所)」「ファーストフード店、ショッピングモール、ゲームセンター、コンビニ等」「カラオケボックス、インターネットカフェ等」「ほっとできる場所はない」(1.9%)となっています。なお、「その他」における記述回答は「実祖父母の家」、「実家(県外)」となっています。

■一番ほっとできる(安心して過ごせる)居場所はどこですか。(単数回答)



⑩ あなたの日頃の生活について

◎外出頻度

【若者】

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が 84.9%で最も高く、次いで「仕事や学校で週に3日以上外出する」(7.5%)、「遊び等で週に3日以上外出する」「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、ほとんど家からは出ない」(1.9%)となっています。

■ 普段どのくらい外出しますか。(単数回答)



n=53

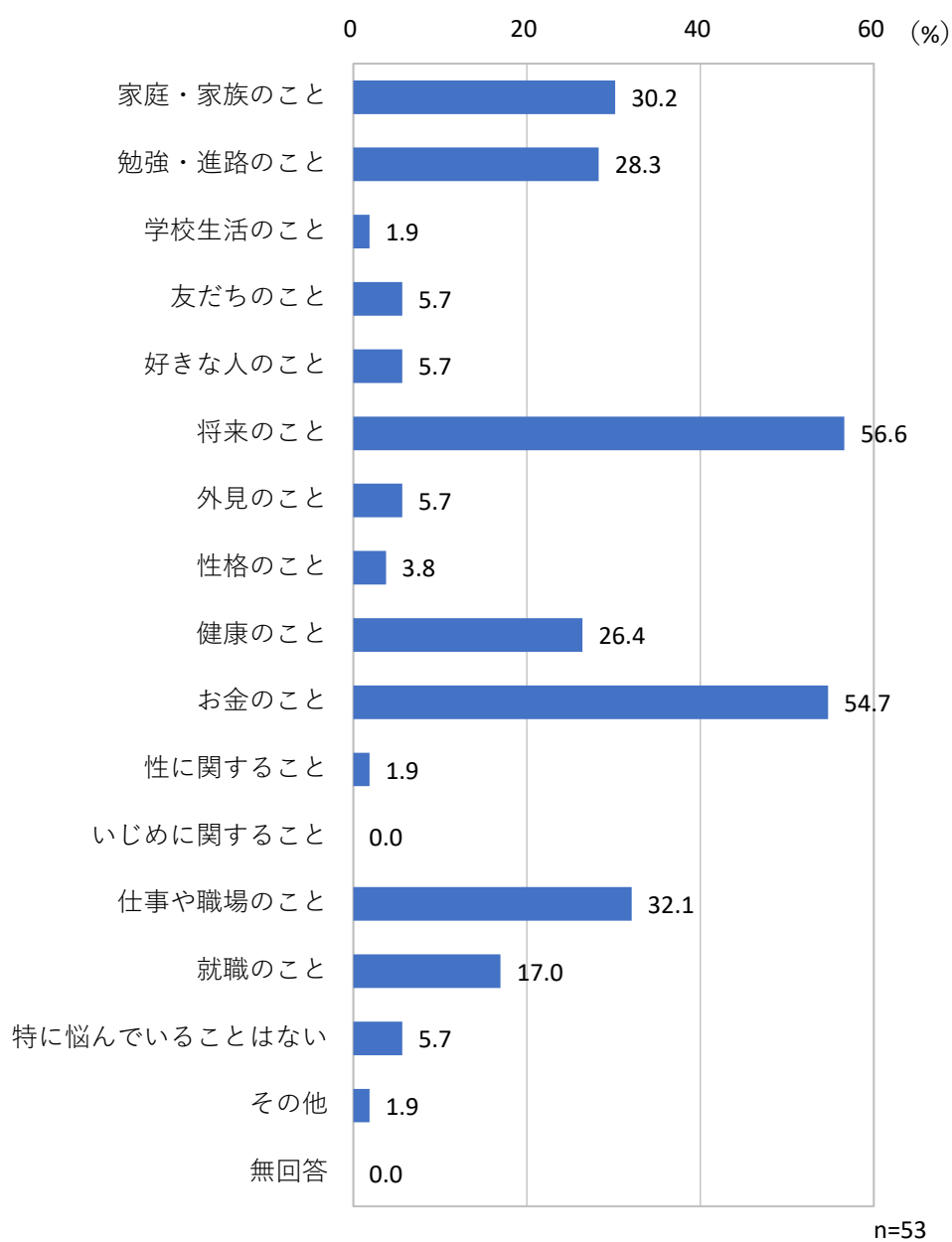
⑪ あなたの気持ちについて

◎悩んでいること

【若者】

「将来のこと」の割合が 56.6%で最も高く、次いで「お金のこと」(54.7%)、「仕事や職場のこと」(32.1%)となっています。

■現在、悩んでいることはありますか。(複数回答)

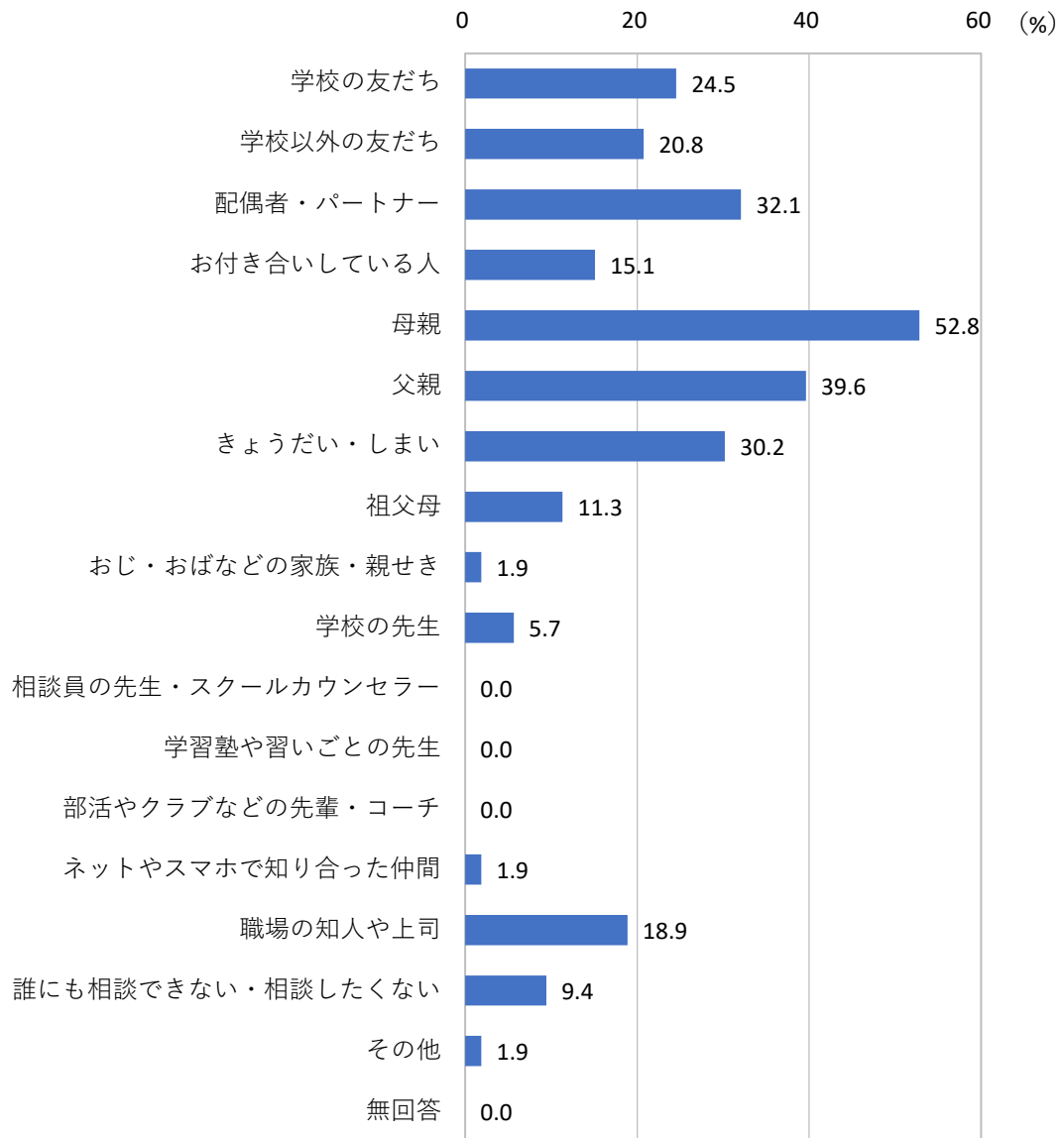


◎悩んだり困ったりしたときに相談できると思う人

【若者】

「母親」の割合が 52.8%で最も高く、次いで「父親」(39.6%)、「配偶者・パートナー」(32.1%) となっています。

■悩んだり困ったりしたときに、相談できると思う人は誰ですか。(複数回答)



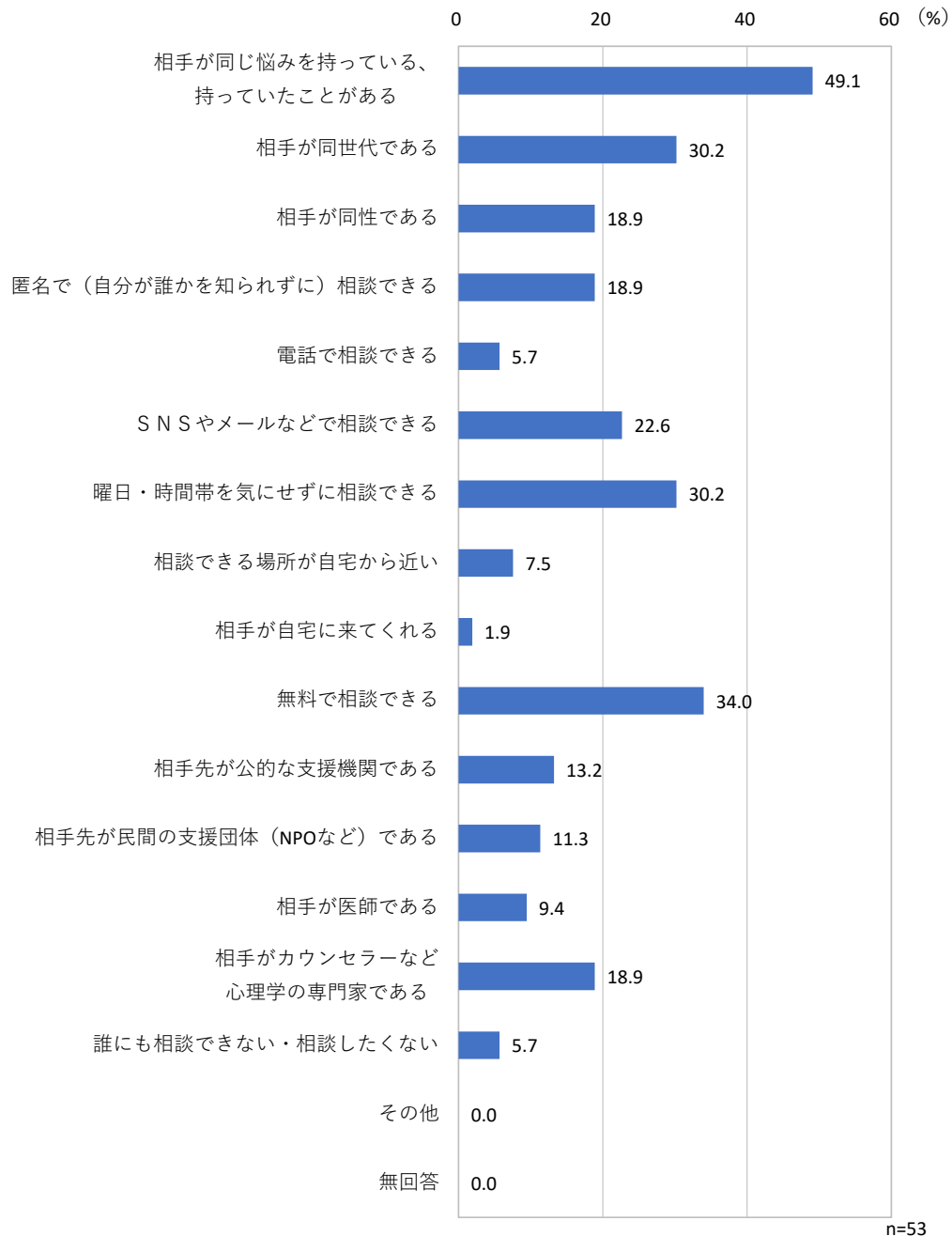
n=53

◎社会生活を円滑に送ることができない状態となったときの相談場所(家族や知り合い以外)

【若者】

「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が 49.1%で最も高く、次いで「無料で相談できる」(34.0%)、「相手が同世代である」「曜日・時間帯を気にせず相談できる」(30.2%)となっています。

■どのような人や場所なら、相談したいと思いますか。(複数回答)



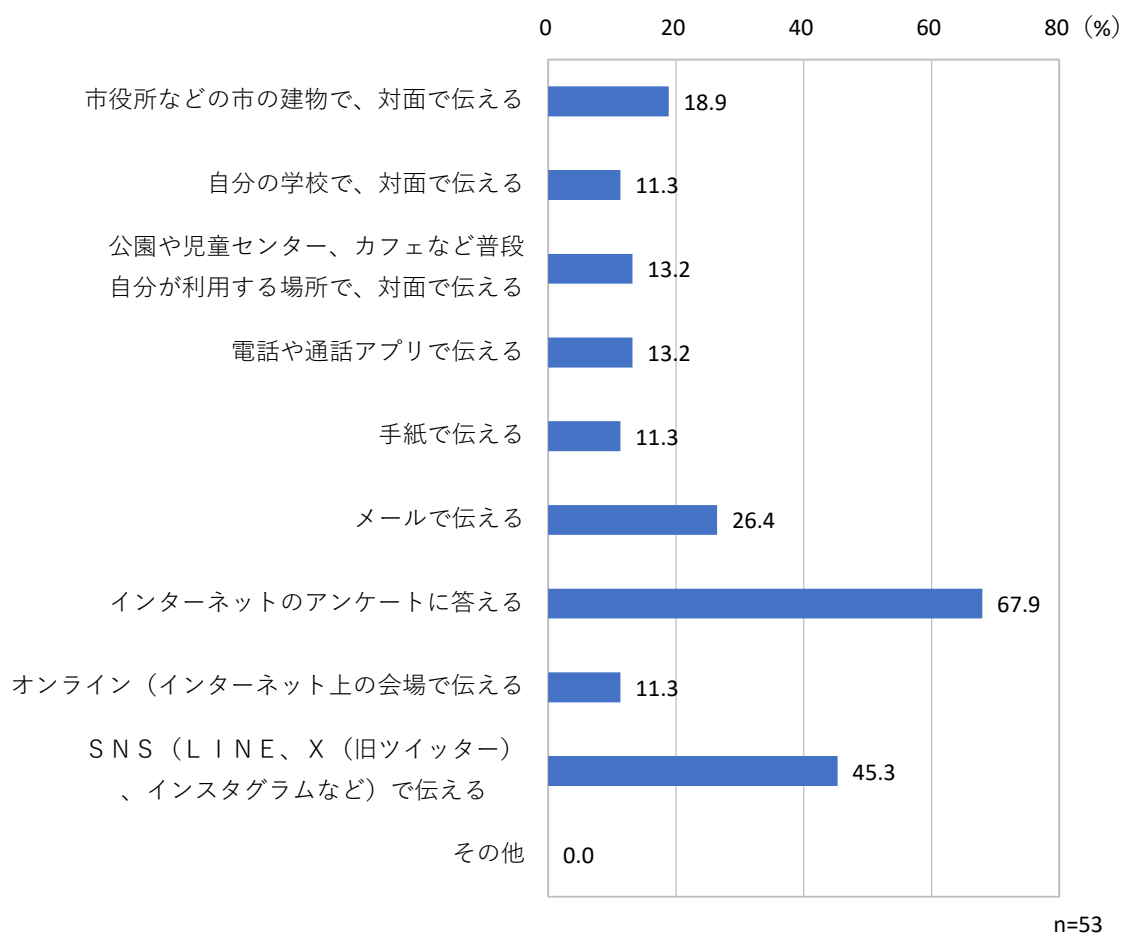
⑫ こども・若者の意見や権利について

◎意見を伝えやすい手段

【若者】

「インターネットのアンケートに答える」の割合が 67.9%で最も高く、次いで「SNS（LINE、X（旧ツイッター）、インスタグラムなど）で伝える」（45.3%）、「メールで伝える」（26.4%）となっています。

■どんな方法や手段があれば、浜田市（市役所）に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。
（複数回答）



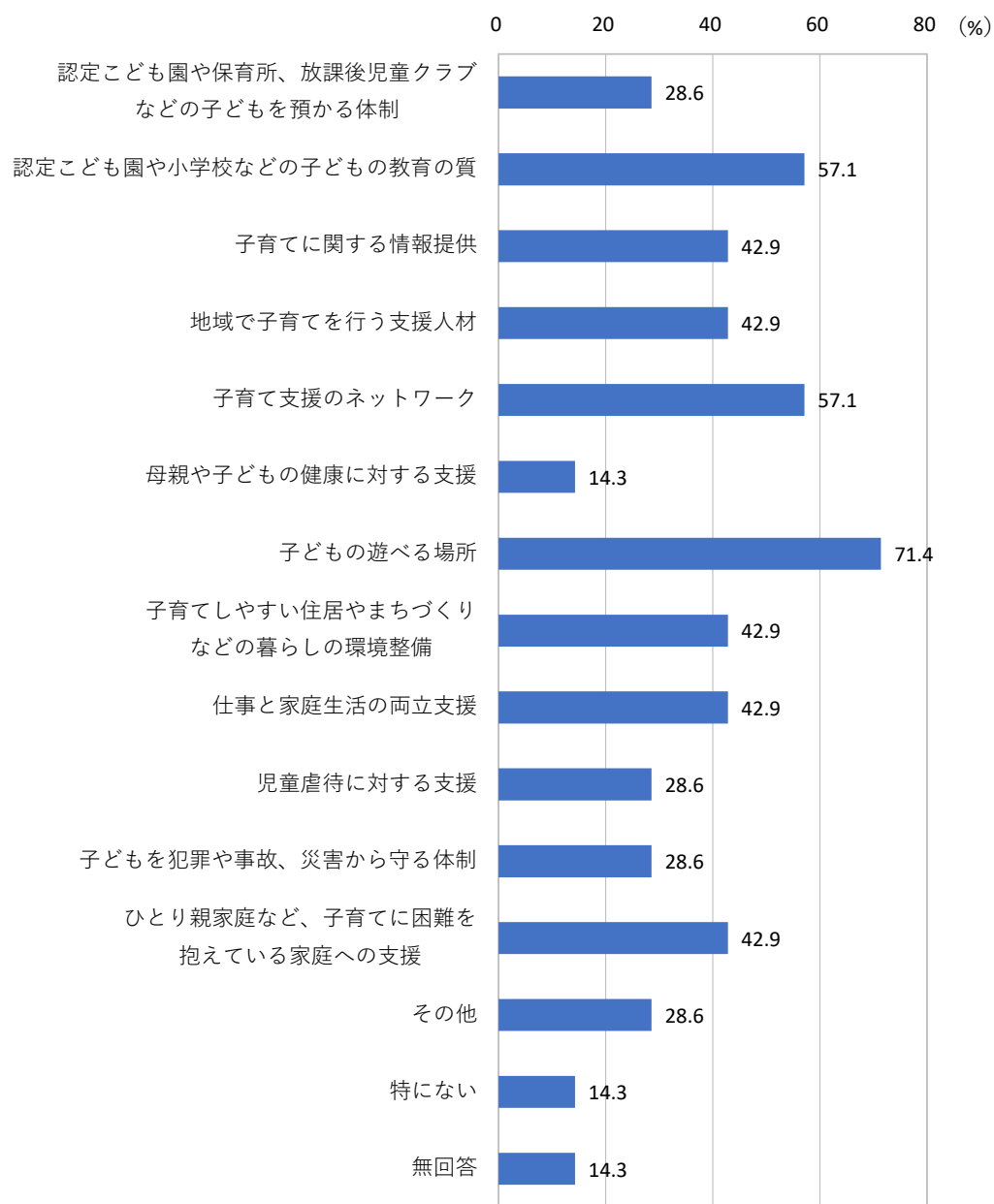
⑬ こども・子育て団体調査

◎市の子育てやこどもが育つ環境について

【関係団体】

「子どもの遊べる場所」の割合が 71.4%で最も高く、次いで「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」「子育て支援のネットワーク」(57.1%)となっています。なお、「その他」(28.6%)における記述回答は「親の教育観のアップデートのための学びの場の不足」、「子育て世代包括支援センター（すくすく）の環境設備の改善」となっています。

■市の子育てや子どもが育つ環境について、問題点・課題と感じていることはどれですか。(複数回答)



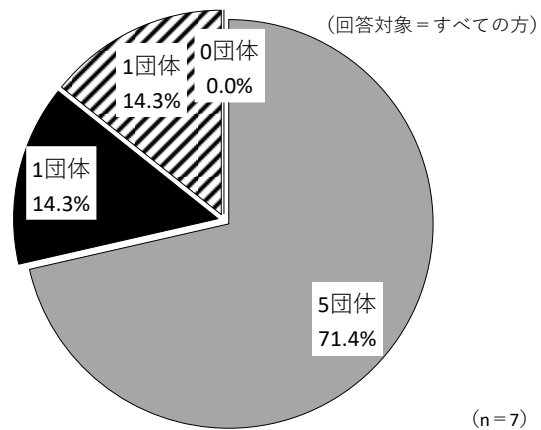
n=7

◎こども基本法について

【関係団体】

「内容についても概ね知っている」の割合が 71.4%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」「知らない」（14.3%）となっています。

■こども基本法が目指す「こどもまんなか社会」という言葉をご存知ですか。（単数回答）



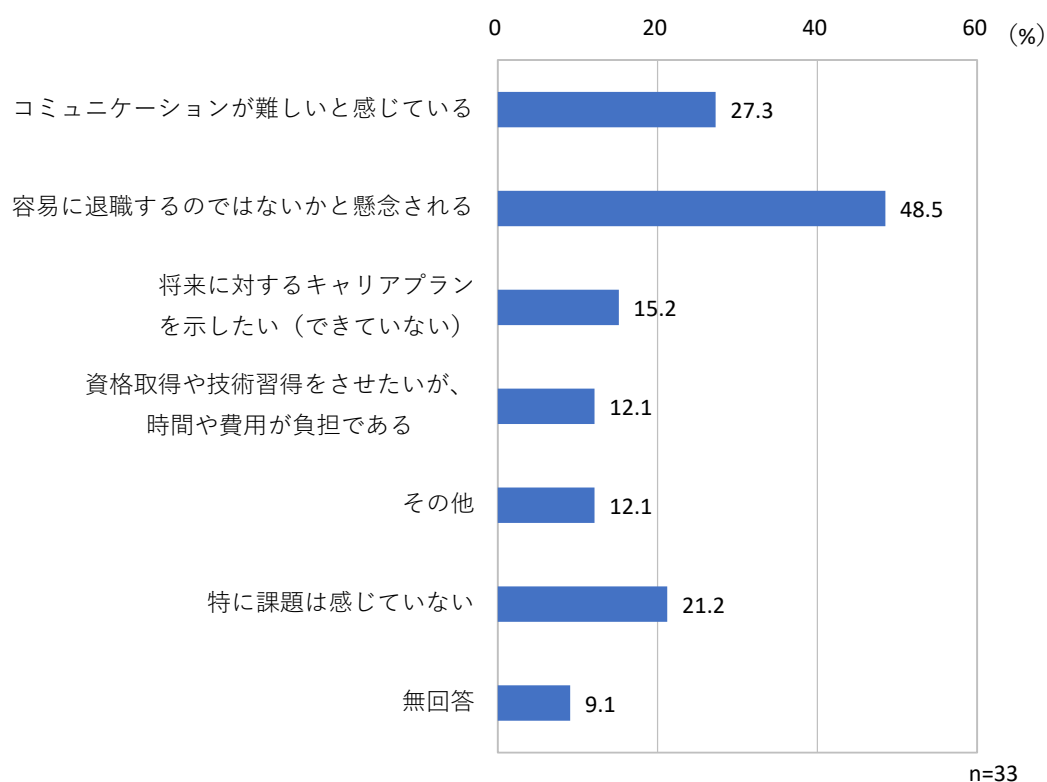
⑭ こども・子育て事業所調査

◎若手従業員に対しての課題について

【事業所】

「容易に退職するのではないかと懸念される」の割合が 48.5%で最も高く、次いで「コミュニケーションが難しいと感じている」(27.3%)、「特に課題は感じていない」(21.2%)となっています。

■貴事業所における 20 代、30 代の若手従業員に対して課題に感じていること。(複数回答)



4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 教育・保育の実績

第2期計画策定時の見込みに対して、3号認定(0歳)の実績は、概ね見込みどおりで推移していますが、その他の教育保育事業については、実績は大きく下回っています。

※1号認定、2号認定、3号認定の区分の説明は、96ページを参照してください。

	第2期計画 策定時実績	直近実績値	第2期計画に おける量の見込
	平成30年度		令和5年度
1号認定(3～5歳)	189人	129人	156人
2号認定(3～5歳)	1,043人	865人	937人
3号認定(1～2歳)	655人	490人	575人
3号認定(0歳)	218人	154人	138人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

第2期計画策定時の見込みに対して、妊婦健康診査、赤ちゃん訪問事業、延長保育事業の実績は特に下回っている状況です。

	第2期計画 策定時実績	直近実績値	第2期計画に おける量の見込
	平成30年度		令和5年度
利用者支援事業	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	20,538回	22,754回	24,540回
妊婦健康診査	4,757回	2,841回	4,746回
赤ちゃん訪問事業	365人	246人	321人
養育支援訪問事業	93件	96件	108件
子育て短期支援事業	2か所	19か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業(協力会員数)	178人	173人	165人
一時預かり事業(幼稚園在園者対象)	9,845人	15,734人	9,702人
一時預かり事業(在園児対応型以外)	1,271人	953人	809人
延長保育事業	966人	445人	876人
病児・病後児保育事業	28人	243人	187人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	809人	771人	782人

（３）各施策に対する評価

基本目標１ こども～自分とみんなを大切にする“浜田っ子”を育みます～

産後ケア事業については、助産院との情報連携や産婦健診においてエジンバラ産後うつ質問票を導入し、早期対応を推進しました。発達相談・支援では、特別支援連携協議会相談支援チームによる巡回訪問事業及び検討会を実施し、相談支援ファイルも活用しました。学校では、市内全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、1,195 件の活用がありました。こどもを生き育てることに関する学習の充実においては、教育委員会と連携し、乳幼児親子を対象とした浜田親子共育応援プログラム（HOOP）親子のきずな（愛着）づくりについての講座を開催しました。また、自然環境についての啓発では、小学生に「省エネチャレンジシート」を配り、環境への負荷の少ないライフスタイルにより、地球温暖化防止のための意識向上を図りました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	82	18	1	0

基本目標２ 家庭～喜びを感じられる、ゆとりのある子育てを支えます～

養育支援においては、育てにくさを感じる保護者が「あそびーば」に参加することで、専門家への個別相談を受けることができました。また、低体重児の支援として、令和５年度に県や親の会が作成した低体重児「リトルベビーハンドブック」を紹介しました。令和４年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと連携しながら子育てに関する専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言を行う体制が整備されました。ヤングケアラーについても講演会を開催し、ヤングケアラーの防止、早期発見、早期対応の理解を深めました。ひとり親家庭の支援に対しては、ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成や放課後児童クラブ負担金の減免等を実施しました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	64	19	0	2

基本目標３ 地域～地域のみんなで、安心・安全な子育て環境を整えます～

子育て支援コーディネーターが子育て支援を行う団体の会議や自主活動を行う子育てママクラブの活動に参加することで、情報提供や関係機関につなげる役割を担っています。広報・啓発では、令和４年１０月から「はまだ子育て応援アプリすくすく」を活用し、子育て支援センター事業の開催等の情報発信を開始しました。

	A:十分できた	B:概ねできた	C:あまりできなかった	D:未実施
件数	31	24	3	3

5 現状と課題を踏まえたこども・子育て支援の方向性

(1) 就学前から就学後までの教育・保育の充実

統計資料	●令和2年の15歳以上の女性の就業率は、全国、島根県よりも高い水準となっており、平成27年との比較でも30歳以上では就業率が高くなっています。就業率の上昇から、女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加、また母親の心身の負担増に対するニーズも予想されます。 ●国では、女性の就業率80%に対応する教育・保育の量を確保する方針が示されており、本市では、25歳～59歳が80%以上になっています。共働き世帯のさらなる増加に対応した教育・保育の量や多様なニーズへの対応が求められるほか、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る必要があります。
ニーズ調査	●フルタイムで就労する母親が約6割、パートタイム等で就労する母親が約3割とほとんどの母親が働いています。フルタイム以外の母親でも約1割がフルタイムへの転換が実現できる見込みとなっており、さらに保育ニーズが高くなることが想定されます。 ●放課後の過ごし方については、低学年の小学生保護者では、放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況が約6割に対し、就学前保護者の低学年時の利用希望が約8割となっています。市内児童数に占める、利用児童の割合も3割以上となっており、今後も高いニーズが想定されます。 ●こども誰でも通園制度を利用したい保護者が3割以上となっています。新しい事業への準備、周知が求められます。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●市の子育てやこどもが育つ環境に関して、問題点・課題と感じていることについては、「子どもの遊べる場所」「認定こども園や小学校などの子どもの教育の質」「子育て支援のネットワーク」が上位となっています。量の確保だけでなく、子育て関係者の支え合いや情報共有が求められています。 ●行政に望む支援や施策では、「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が上位となっています。こどもが安心して放課後や休日を過ごせる環境が求められています。

▶▶ 今後の方向性

母親の就業率の向上により、教育・保育の利用希望が高まることが見込まれると同時に、質に関するニーズの高まりも予想されます。保護者のニーズの多様化を踏まえ、新たな事業も推進します。親の就労状況等にかかわらず、すべてのこどもに質の高い教育・保育を提供できる体制の整備を進める一方で、人材の育成、確保に向けた取組を進めます。また、放課後や休日にこどもが安心して過ごせる遊び場や機会が提供できるような環境整備をこどもの意見を尊重しながら進めます。

（２）地域・学校・企業・行政の連携による子育て支援の充実



市の動向	●「しまね教育ウィーク」にあわせて、保護者だけでなく地域住民の参観授業を行っています。地域に対し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進しています。 ●「はまだっ子共育推進事業」においては、中学校区毎のネットワークの充実を図りながら、次代を担う子どもたちを育むとともに、活動に関わる大人たちも学び、高まっていく活動を推進しています。
ニーズ調査	●地域で子育てを支えるために必要だと思うことでは、「子どもの防犯のための声掛けや、登下校の見守りをする人がいること」「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りがあること」が半数以上になっており、日常生活を通じた関わりが求められています。 ●民間の子育て支援団体や子育てサークルの認知状況は、5割弱となっています。また、参加希望する子育てサークルの活動内容として「子どもの遊び場を提供してもらえる」が7割以上となっています。また、「子育ての悩みを気兼ねなく相談できる」が3割以上となっています。保護者のニーズに応じた子育てサークルの活動を支援する仕組みが求められます。 ●就学前保護者の父親の育児休業制度の取得状況は、2割弱となっています。育児休業の取得に向けた、職場、事業所の理解や体制整備等が求められています。
子育て支援団体・事業所ヒアリング調査	●団体が行政に望む支援や施策については、「行政と団体が連携して取組を行うための体制づくり」「子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備」が上位となっています。地域で子育てを支えるしくみが求められています。 ●事業所ヒアリング調査では、父親の出産時の休暇取得の促進、育児休業を取得しやすい環境の整備を行っているとの回答が半数以上となっています。一方で、休暇対象者の取得実績では、2～3割程度となっていました。子育てしやすい労働環境の整備に向けて、助成金の交付や税制上の優遇措置等が求められています。

▶▶ 今後の方向性

核家族世帯やひとり親世帯が増える中で、家庭における子育ての負担は増えていると考えられます。子育てを家庭だけでなく、地域で担うものとしてとらえ、こどもが普段の暮らしの中で地域の人と関わり、学びや体験につながる機会を充実させるとともに、地域とのコミュニケーションを図れる場の整備を進めます。地域の事業所等へは、子育て支援に関する制度の理解や利用促進に取り組みます。また、地域資源を活かした多様な体験・交流活動や、親子が安心して集える場の整備・充実及び地域資源の確保や支援にも取り組みます。

(3) 子育ての孤立解消と家庭での子育て力の向上



統計資料	●世帯数は微減傾向にあり、1世帯あたりの人数も減少していることから、今後さらに、核家族世帯や単独世帯の増加が予測されます。 ●18歳未満の子供がいるひとり親世帯の推移は、平成12年以降から令和2年まで500世帯前後で推移しています。 ●児童虐待対応件数は減少傾向となっていますが、減少内容の多くが身体的虐待であり、心理的虐待については、令和2年度以降は10件前後で推移しています。
県・市の動向	●令和4年度改訂版子ども虐待防止対応マニュアルを基に、学校、幼稚園、保育所(園)、関係機関、行政等の相互連携を図りました。 ●本市では、「浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)」により、子育て世代の不安解消に向けて取り組んでいます。
ニーズ調査	●子育てに関して、悩んでいることなどは、就学前児童・小学生児童保護者ともに、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもとの時間を十分にとれないこと」「子どもにかかる費用や経済的なこと」が上位に入っており、子育て家庭が抱える不安や悩みが多岐にわたっていることがうかがえます。 ●生活費の負担感については、就学前、小学生保護者とも、食費、衣料費、光熱費、居住費において半数以上が負担感があると回答しています。経済的な支援だけでなく、地域で支える仕組みなどの検討が求められます。 ●子ども食堂の認知状況は、就学前、小学生保護者とも約半数となっていました(本市で9カ所開設)。孤立解消に向け、家庭と地域がつながる場として周知される取組が求められます。 ●小学生保護者では、相談できる人はいない方が3%以上となっています。必要な時に相談できる機会や体制、また利用に向けた周知も求められます。 ●就学前、小学生保護者とも、しつけとして、こどもをたたいたりすることを「時には必要と思う」、「絶対に必要としない」との回答がともに約4割となっていました。児童虐待への意識、考え方について理解を深める機会が求められます。
子育て支援団体 ヒアリング調査	●行政に望む支援や施策では、「金銭的な支援」「相談体制や情報提供の充実」が上位となっています。経済的な支援、早期に相談できる環境、体制が求められています。

▶▶ 今後の方向性

子育て世帯における悩みは、子育てに関することだけでなく、経済的な問題等生活全般にわたっています。共働き家庭やひとり親家庭では、相談の機会が確保し難いことが想定されます。保護者、こどもが社会から孤立しないよう、きめ細かい相談体制や連携体制を整えらるとともに、必要な支援が届けられるような事業・施策展開に取り組めます。

(4) こども・若者が安心して、自分らしく成長できる環境の構築



統計資料	●小中学校におけるいじめ認知件数は、近年約 10%程度で推移しており、減少が見込みにくい状況です。早期発見や未然防止に向けた取組が求められます。 ●不登校児童生徒数は、発生率で見ると上昇傾向にあります。登校できるようになる対応とともに、登校しない選択を支える仕組みも検討することが求められます。 ●18 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の所持件数、所持率が増加傾向にあります。こども達が普段から過ごす、地域、教育の場における多様性、インクルージョン等への考え方、行動を広めることが求められます。
こども・若者調査	●安心して過ごせる場所としてインターネットカフェ、ゲームセンター等とする若者や安心して過ごせる場所がないとする若者が5%程度います。また、普段は自宅で過ごし、趣味やコンビニ程度の外出という若者も5%程度となっています。若者への理解を踏まえ、地域とつながる機会が求められています。 ●約1割の若者が悩んだ時に「誰にも相談できない・相談したくない」と回答しています。また、一方で相談先として同じ悩みを持っていた人との回答が約半数となっています。アドバイス、指導という観点だけでなく、共感やつながりという点を踏まえ、相談しやすい機会や手段につなぐことが求められています。 ●政策等に対しての意見を「伝えたい」「どちらかと言えば伝えたい」が合計で約半数となっていました。今後、具体的な機会等を設定し、フィードバックを行う体制の構築が求められます。 ●「こども基本法」「子どもの権利条約」を知っている若者が約 3 割となっていました。今後は、これらの普及啓発の取組や理解を深めるための取組が求められます。
子育て支援団体・事業所ヒアリング調査	●不登校や引きこもりの支援に取り組む団体は、市内では 1 か所でした。対象となる若者が増加傾向にあるため、担い手の支援も求められます。 ●事業所では、約半数が若者の退職を懸念しており、コミュニケーションの難しさも指摘されています。お互いの思い、考えていることを対話できる機会や方法の共有が必要と考えられます。

▶▶ 今後の方向性

学校生活、社会人生活に馴染みにくい、生きづらさを感じる若者が一定数おり、今後も増加していくと想定されます。こどもたちが自分の悩み、思いを開きやすく、自分らしく、いきいきと過ごすことができる家庭、学校、職場、地域となるような環境づくりに取り組みます。

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

こどもや若者が自分らしく生きるまちへ

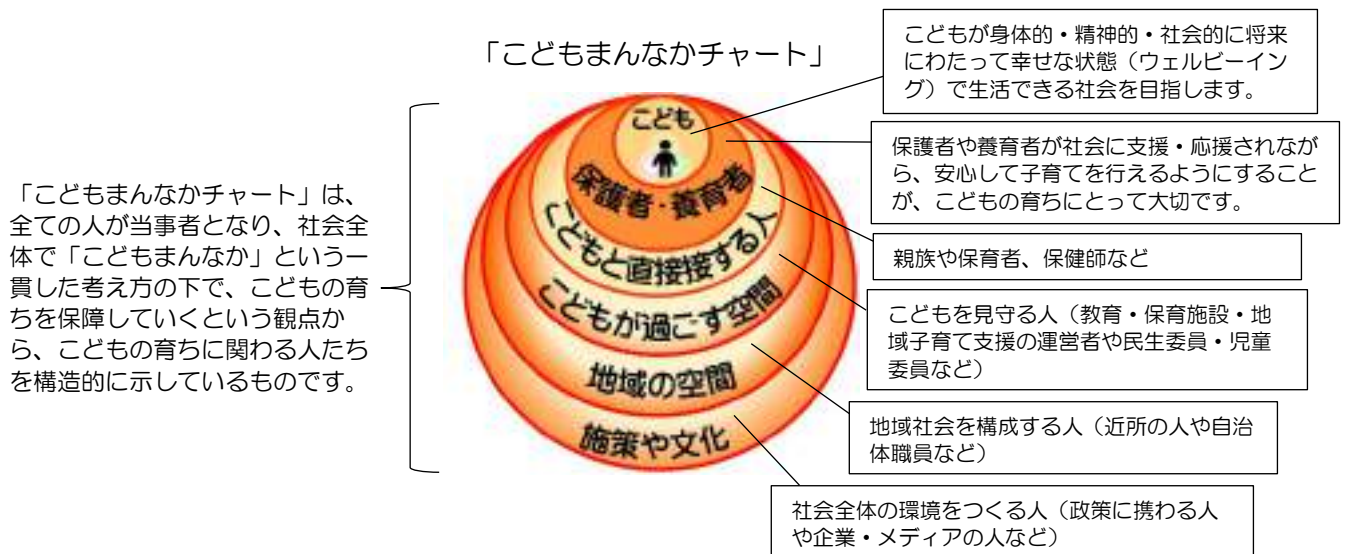
～家庭・地域・社会全体で支え合うみんなの笑顔～

浜田市の最上位計画である第2次浜田市総合振興計画では、まちづくり大綱において、子ども・子育て支援関連施策が含まれる健康福祉部門では「健康でいきいきと暮らせるまち」を掲げ、教育文化部門では「夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」が掲げられており、浜田に生まれ、浜田に育ち、浜田を愛する人として夢を抱く方向性が示されています。

また、こども大綱においては、全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されています。

「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもの権利条約の4つの原則である、こどもの生命・生存・発達の保障、こどもの最善の利益の優先、こどもの意見の尊重、差別の禁止が重要であります。

これらの方向性を踏まえて、権利の主体であるこども・若者が自由に意見を表明し、自分らしく成長していく姿を、家庭や地域が見守るまちを目指します。そして、ライフステージを通じた支援や妊娠期以降の切れ目のない支援を推進すると共に、こども・若者に関わる全ての人たちが共に支え合い、浜田市民みんなが笑顔で過ごせるまちを目指します。



こどもまんなか社会の実現に向けて

図：こども家庭庁「はじめての100か月の育ちビジョン」より

2 計画の基本視点

以上の基本理念のもとこども・子育て支援を推進するにあたり、基本視点を以下のように定めます。

基本視点1 ライフステージを通した視点

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての年齢層のこどもに対して、権利擁護、保健・医療、経済的な支援等、ライフステージを通した縦断的な施策を展開します。

基本視点2 こどもの誕生前から幼児期における視点

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、安心・安全な育児環境を築き、人生の確かなスタートを切るために母子、家族等を含めた支援を進めます。

基本視点3 学童期・思春期における視点

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や自己有用感、道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関りの中で自己のアイデンティティを形成していく時期において、家庭、学校、地域等でこどもを支える施策を展開します。

基本視点4 青年期における視点

大学等の進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期において、こどもの未来を見据えた支援を進めます。

基本視点5 子育て当事者への視点

こどもの成長を支え、見守る親、家族等の子育て当事者、こどもや子育てを直接支えている関係者が、不安なく子育てに関われるよう地域や職場等も含めた支援を進めます。

基本視点6 こども・若者の社会参画・意見反映の視点

こどもや若者が安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障するための支援を進めます。

3 重点的な取組施策

重点施策 1 こども・若者が自分らしく育つ支援

国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。実現に向けた取組は多岐に渡るものですが、まずは主役となる、こども・若者が権利を意識し、自分らしく、主体的に行動できるような土壌を育てる段階から進めていきます。この段階においては、こどもはもちろんのこと、大人も意識を変えていくことが望まれます。大人が期待し、育てるこどもではなく、1個人権利の主体として、自分らしく育つことができる環境を整えることが求められます。

重点施策 2 教育・保育事業の多様なニーズへの対応

共働き家庭の増加を背景に、こどもとの関わりに不安がある保護者、ひとり親家庭の抱える課題、また情報が溢れる状況において多様な価値観を持つ保護者も増えつつあります。このような状況に対して、こども、子育て家庭を支えるサービス、施策も多様なニーズに応えるべく、柔軟さ、対応の幅広さ等が求められます。第3期子ども・子育て支援事業計画期間中には、新しい事業の導入も予定されており、サービスを必要とするこども、家庭に確実に行き届くよう、事業の構築と併せ、周知にも取り組んでまいります。

重点施策 3 こども・保護者が希望をもって過ごせる地域づくり

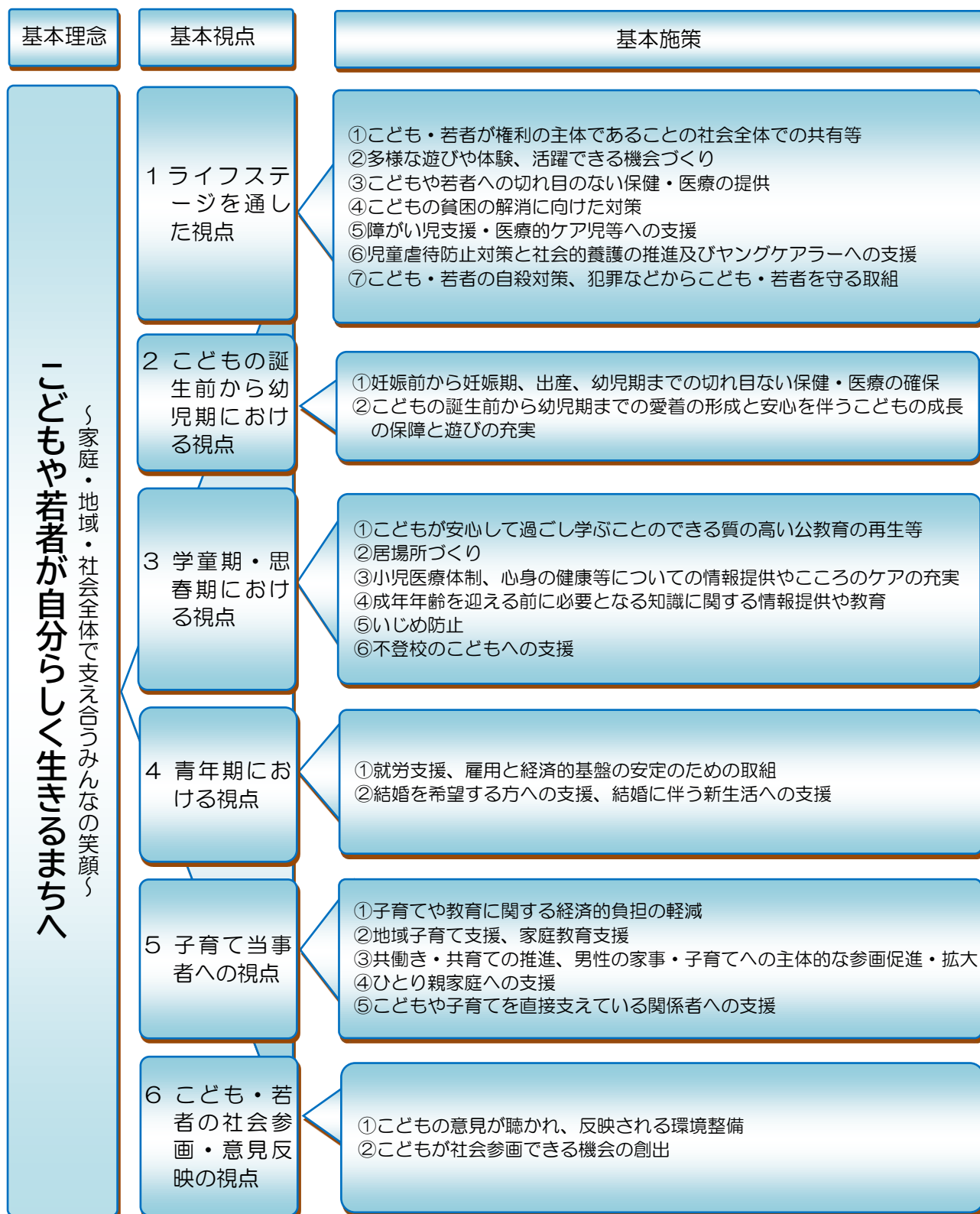
経済的な負担感のある世帯が半数を超え、貧困を課題とする子育て世帯も限られたケースではなく、そこに該当する世帯も増えていると考えられます。また、虐待リスクのある世帯、障がいのあるこどものいる世帯、ヤングケアラーのいる世帯等、こどもや保護者が過大な負担、ストレスを抱える場合もあります。状況に応じた支援制度の提供だけでなく、地域の子育て支援の団体や子ども食堂等、地域における社会資源の活用により、不安から希望を持てるよう関連事業の展開や関係団体の活動促進に努めます。

重点施策 4 とともに支え合い 誰ひとり取り残さない支援

生きづらさを抱える若者、引きこもり状態にある若者等、調査結果では、この地域にもなんらかの支援が必要な若者も暮らしています。地域におけるつながりが希薄になり、助けを求めるメッセージも届きにくい状況になっています。地域共生の枠組みとしても、住民、地域、行政や専門職間におけるネットワークがこどもを救う資源になると考えられます。多様性を認め合い、お互いを理解するところから、地域につながり、支援につながるよう、支援の仕組みと共に、地域のネットワークづくりを促進します。

4 施策体系

本計画では、それぞれの視点における基本施策に対し、具体的な施策項目を展開しています。



5 数値目標

基本理念の実現に向けて、こども大綱で示された数値目標の一部を、本計画の数値目標として設定します。

No.	項目	目標	現状
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% (2023年)
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022年)
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	60.0% (2022年)
4	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022年)
5	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022年)
6	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% (2022年)
7	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% (2023年)
8	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% (2023年)
9	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022年)

※現状値は調査年（カッコ内）における全国調査結果による。

※目標値は「こども大綱」の記載に準ずる。

第4章 施策の展開

基本視点1 ライフステージを通じた視点

基本施策① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ・本市の全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの権利意識普及啓発	◎こどもの権利に関する理解を深めるための取組を行います。（こども若者、保護者養育者、こどもに直接関わる関係者など、対象ごとの取組を検討します。）	全庁 （子ども・子育て支援課）
こどもの意見聴取	◎こどもの意見を聴くための体制の構築に向けた取組を行います。	全庁 （子ども・子育て支援課）
こどもの権利条約の啓発	◎松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会が実施する全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の周知を行います。	人権同和教育啓発センター
組織づくりとネットワークの構築	◎まちづくりセンターを拠点とした地域への人権講演会や啓発活動を行うとともに、まちづくりセンター職員の人権意識を高めるための研修を行います。	子ども・子育て支援課 人権同和教育啓発センター
人権教育の推進	◎指導主事による学校、職場、地域などへの巡回講座を行い、あらゆる機会において人権・同和教育を行います。	人権同和教育啓発センター

基本施策② 多様な遊びや体験学習等、活躍できる機会づくり

- ・遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、市、地域、学校・就学前施設、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
C I R（国際交流員）及びA L T（外国語指導助手）の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所（園）、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。	定住関係人口推進課 （C I R） 学校教育課 （A L T）
学校におけるスポーツ環境の充実	◎こどもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
学校開放の実施	◎学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯スポーツの振興、文化活動の推進に努めます。	スポーツ振興課
ふるさと郷育推進事業	◎浜田市ふるさととの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にすることの育成に努めます。 ①「浜田市の人物読本」の活用 ②ふるさと再発見事業 ③ふるさと教育推進事業（県） ④自然体験活動の推進 ⑤つなぐ・つながる事業（親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業） ⑥はまだっ子共育推進事業	学校教育課 まちづくり社会教育課
こどもが主体的に行う遊びやボランティア活動・体験活動の推進	◎こどもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取り組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育んでいけるよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。 ◎まちづくりセンターが中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、こどもの主体的で多様な体験活動を推進します。	まちづくり社会教育課
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。	文化振興課

施策	施策内容	担当課
スポーツ活動の充実	◎「スポーツ都市宣言」の精神を尊重し、スポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 ◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。	スポーツ振興課
スポーツ推進委員による活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	スポーツ振興課
各種講座の開催	◎まちづくりセンターを核に生涯学習、社会教育を推進します。また、地域でこどもを育む体制の構築を図り、多様で持続可能な活動となるよう取組を推進します。	まちづくり社会教育課
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。	まちづくり社会教育課
ボランティアの充実	◎地域学校協働活動を通してまちづくりセンター職員や地域学校協働活動推進員が学校等に対しボランティアの派遣を行います。派遣においては、事前に学習のねらいやこどもたちに身につけさせたい力等を学校と共有できるようコーディネートします。また、まちづくりセンター職員や地域学校協働活動推進員がボランティアのスキルアップのため、各中学校区においてボランティアの集い等を実施し、ボランティアの育成を図ります。	まちづくり社会教育課
自然環境についての啓発	◎環境省や島根県等と連携しながら、必要に応じて主体的に発信したり、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布など、関係機関の配布物の共有に努めます。 ◎小学校の長期休業期間を利用して、自身の生活環境を通じた地球環境に関するE S D学習に取り組みます。	環境課
乳幼児とふれあう場づくりの推進	◎学校教育の授業や総合学習の取組を通して、中高生が子育て支援センターや保育所（園）等に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。 ◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
こどもを生き育てることに 関する学習の充実	◎民間の子育て支援団体の活動や教育委員会と連携した事業により、将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うための学習及び意識の啓発を行っていきます。また、より多くの中高生に対して啓発できるような体制づくりに向けて検討を進めます。	子ども・子育て支援課
男女共同参画の広報・啓発活動の推進	◎男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図ることができるよう、男女共同参画推進団体やまちづくりセンター等との連携により、積極的な広報啓発活動に取り組めます。	人権同和教育啓発センター
子育てに配慮した環境の整備	◎公共施設の新築・改築時における、ベビールーム・ベビーコーナーの設置等、子育て親子が外出しやすい環境づくりを引き続き推進します。 ◎行事等の開催時は、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなどして社会参加のしやすい環境づくりに努めます。	建築住宅課 子ども・子育て支援課
こどもの遊び場の確保と整備	◎現在ある公園の適正な維持管理に努め、親子で安心して遊べる環境づくりを進めます。 ◎公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新等を引き続き実施します。	維持管理課

基本施策③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

-
- こどもや若者の性別、年齢を問わず、心身共に健康な生活ができるよう病気等を未然に防ぎ、治療が必要になった場合にも早期に日常生活に戻れるような体制を構築します。また、健康に不安や課題があるこどもや若者に対し、必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。 ◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて啓発に努めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。	健康医療対策課 学校教育課
小児医療体制の整備	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。 ◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。 ◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

基本施策④ こどもの貧困の解消に向けた対策

- ・ こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援を進めます。こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めるべき課題であるという認識の下、市、民間の企業・団体等の連携・協働

により、課題解消に向けた取組を展開します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
貧困への理解の促進	◎研修や啓発等により、関係者を中心にこどもの貧困に関する理解を深めることで、課題を抱えるこどもや家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。	子ども・子育て支援課 学校教育課
子ども食堂等の運営支援	◎こどもの貧困対策とこどもの居場所づくりを推進するために、市内の子ども食堂等を実施する者に対して、子ども食堂等の運営に要する経費を支援します。	子ども・子育て支援課
小中学校の就学支援	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課

基本施策⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

.....

- ・障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。
- ・障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため地域における相談支援の中核的役割を担う浜田市基幹相談支援センターを中心として相談支援体制を整備し、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。
- ・医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
- ・障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
地域における自立支援の充実	◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実に努めます。また、障がいのあるこどもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援に努めます。 ◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が市内に複数か所開設されました。引き続き体制整備に努めるとともに、関係機関との情報交換や、研修会の実施に努めます。	地域福祉課
特別支援教育体制の整備	◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。また、相談支援チームにより、幼稚園・保育所（園）・学校等への訪問や相談支援等を引き続き実施するとともに、自立支援協議会などとの連携についても検討を進めます。 ◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。	学校教育課
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給	◎20 歳未満で中度以上の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当を支給します（所得制限があります）。 ◎20 歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当を支給します（所得制限があります）。 （※ただし、いずれも施設入所している場合は支給しません）	地域福祉課
重症心身障がい児や医療的ケア児への支援	◎重症心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域において心身の状況に応じた総合的な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携を進めます。	地域福祉課 健康医療対策課 子ども・子育て支援課 学校教育課

施策	施策内容	担当課
障がい児保育の充実	◎保育の必要な障がい児を健常児とともに集団保育することにより、当該障がい児の福祉の増進を図ります。 ◎市内全保育所（園）、認定こども園で対応しており、実際に障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園に対し支援を行い、充実に努めます。 ◎障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所（園）等を2週間に1回程度訪問し、障がいのあるこどもや保育所（園）等のスタッフに対し、障がいのあるこどもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	子ども・子育て支援課 地域福祉課

基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ・虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。こども家庭センターが中心となり、妊娠期から家庭の実情の把握や相談支援を行い、家庭養育優先原則を踏まえつつ社会的養護も含めた具体的な支援につなげるとともに、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に家庭を支え、虐待予防の取組を強化します。
- ・ヤングケアラー問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながらヤングケアラーへの支援につなげていきます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こども家庭センターの設置	◎令和6年4月に設置したこども家庭センターにおいて、従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応していきます。 ◎サポートプランを作成し、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家族を中心に、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行います。	子ども・子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の設置	◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。 ◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。	子ども・子育て支援課
虐待の早期発見と予防	◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所(園)等への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。 ◎教育委員会や学校との連携を強化するとともに、こどもの視点に立ち、早期発見・早期支援に努めます。 ◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。 ◎予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談窓口の周知に取り組み、必要な支援を行っていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
子ども虐待防止対応マニュアルの活用	◎地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、子ども虐待防止対応マニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。 ◎子ども虐待防止対応マニュアルを関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。	子ども・子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施	◎保護者が病気になった場合等に、一定期間児童を預かる「ショートステイ」、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、児童福祉施設等と里親で受け入れが可能です。 ◎引き続き子育て短期支援事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していくとともに、受入先の児童福祉施設等や里親に対する支援を推進していきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
ヤングケアラーへの支援	◎ヤングケアラー相談窓口を設置し、早期発見と予防に努め、困った時に安心して相談できる体制づくりを行っています。 ◎ヤングケアラーの正しい理解の促進と周知啓発を行います。 ◎教育委員会や学校と連携し、子どもや家族の心情に配慮しながら、適切な支援に繋げていきます。	子ども・子育て支援課
里親制度の啓発	◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。	子ども・子育て支援課
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親がこどもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子ども・子育て支援課

基本施策⑦ こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ・こども・若者の自死対策については、自死に関する情報の集約・分析等による自死の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自死予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自死リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置等による自死予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自死が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動などの取組を進めていきます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及（※一部再掲）	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて他者を思いやる気持ちや自分も大切にすることも若者の意識啓発に努めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。	健康医療対策課 学校教育課
こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	◎警察署等と連携して市内小中学校で防犯教室等を実施し、防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。教職員やこども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的指導を、継続して行います。 ◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の確保を図ります。	学校教育課
健全育成の環境づくり	◎島根県青少年の健全な育成に関する条例では、深夜の外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されているため、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。	まちづくり社会教育課

施策	施策内容	担当課
交通安全教育の推進	◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。 ◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。	学校教育課
安全な道路交通環境の整備	◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組や交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。 ◎浜田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検や通学路の歩道整備を引き続き推進します。	防災安全課 建設整備課 学校教育課

基本視点 2

こどもの誕生前から幼児期における視点

基本施策① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ・不妊症や不育症など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。
- ・児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
プレコンセプションケアの推進	◎若い世代が、将来のライフプランを考え、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うことができるよう、リーフレットの配布等によりプレコンセプションケアの普及啓発に取り組みます。	子ども・子育て支援課
不妊治療費等の助成	◎一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療にかかる自己負担費用について助成します。 ◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を入れていきます。	子ども・子育て支援課
妊娠届母子健康手帳の交付	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報やサービスを提供します。	子ども・子育て支援課
妊婦健康診査・産婦健康診査・妊婦歯科健診の実施	◎妊婦健康診査 14 回分（多胎児は 5 回追加）、妊婦歯科健康診査（1 回）、産婦健康診査（2 週間・1 か月）を医療機関及び助産院へ委託して実施します。 （※目標事業量など詳細は「第 5 章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
ママパパ学級の実施（妊婦教室）	◎妊婦とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していきます。 ◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊婦同士の仲間づくりを図ることにより不安の軽減を図ります。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
産前産後の日常生活への支援	◎産前産後家事支援サポーター派遣事業を実施し、援助が必要な世帯に家事の支援を行います。	子ども・子育て支援課
産後ケア事業の実施	◎地域の助産院へ委託し、出産後 1 年以内の産後ケアを必要とする者に対し、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。	子ども・子育て支援課
新生児聴覚検査の助成	◎新生児の聴覚に関する異常の早期の発見と支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。	子ども・子育て支援課
出生届時・転入時のサービス紹介	◎出生届時や転入時において、母子保健事業や子育て情報等をまとめたファイルを配布し、あわせて母子の状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。また、子育て応援アプリを活用し、子育てに関する情報を発信します。 ◎窓口へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来庁していない場合は個別に対応するように努めます。	子ども・子育て支援課
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施（赤ちゃん訪問事業）	◎赤ちゃん訪問事業では、生後 4 か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、こどもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、こどもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 （※目標事業量など詳細は「第 5 章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
養育支援訪問の実施	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場などの事業を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第 5 章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施し、家庭での適切な養育の指導に努めます。 ◎産婦健診、産後ケア事業におけるスクリーニング体制の強化に努め、訪問指導につなげていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
乳児健康診査の実施	◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。 ◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。 ◎産後うつ対策を通じた育児不安の軽減のための支援体制の強化を図ります。	子ども・子育て支援課
1歳6か月児健康診査の実施	◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎健診後のフォロー体制として、2歳児チェックや養育訪問などの充実を図ります。	子ども・子育て支援課
3歳児健康診査の実施	◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。 ◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門員の確保・配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。	子ども・子育て支援課
健診未受診者、予防接種未接種者等への対応	◎健診未受診者や予防接種未接種者については、発育発達状況や育児環境等を把握し、養育支援が必要な場合は、電話や訪問、園の様子確認等関係機関と連携し、個々の状況にあった対応を行います。	子ども・子育て支援課
フッ素塗布の実施	◎1歳6か月児健診及び3歳児健診時にフッ素塗布利用券を交付し、塗布は委託医療機関で実施します。合わせて、フッ素塗布の有効性やむし歯予防について周知します。	子ども・子育て支援課
乳幼児事故の予防指導	◎訪問や乳幼児健診において乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及、個別指導を行います。	子ども・子育て支援課
育児相談の実施	◎子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや各支所での計画的な育児相談等を通じて、乳幼児の健康や食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
早期発見と相談の充実	◎子育てについて何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎こどもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の乳幼児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。	子ども・子育て支援課
発達相談・支援の実施	◎支援の必要なこどもに対して、発達の専門医によるすこやか健診を実施します。 ◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所（園）・幼稚園・認定こども園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整を図りながら家庭への支援を図っていきます。また、相談支援ファイルを活用した情報共有も行います。 ◎巡回対象者の増加にも対応できるよう、就学に向けての支援体制の強化を図ります。	子ども・子育て支援課 学校教育課
健康教育の実施	◎生活習慣病予防等、こどもの健康づくりをテーマにした講話等を子育て支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を図ります。 ◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病予防の取組を進めていきます。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
定期予防接種の実施	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、こどもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
保護者の健康づくりへの支援	◎1歳6か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を行います。 ◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。	子ども・子育て支援課

基本施策② こどもの誕生前から幼児期までの愛着の形成と安心を伴うこどもの成長の保障と遊びの充実

- こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
- こどもの心身の健やかな成長のためには、親とこどもが向き合う時を過ごすことが重要です。一方、親もこどもとのかかわりについての不安や悩みを感じており、様々な支援やサービスにより精神的な負担の軽減に努め、こどもとのかかわりの密接によるこどもの愛着※形成を支えていきます。

※この時期の最たる特徴は、愛着の形成と豊かな遊びの体験が重要ということであり、これらが生涯にわたるウェルビーイング向上の土台をつくります。

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子育て講演会・講習会の開催	◎子育て支援センターにて、こどもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的 に開催します。 ◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
幼児期教育の充実	◎家庭や地域との連携を深め、こどもたちが遊びや集団生活を通して健やかな成長・発育ができるよう、教育環境の整備に努めるとともに、一人ひとりの個性や成長に合わせた教育・保育を実施します。 ◎公立幼稚園では、幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割を果たすとともに、インクルーシブ教育（障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと）を推進します。 ◎幼児通級教室では、多様な個性がみられる幼児が持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を実施します。 ◎浜田市幼児教育センターでは、教育・保育施設で行われる研修への教育専門員及び幼児教育アドバイザーの派遣や教育・保育施設と小学校の連携を進める場づくり等を推進します。	教育総務課 （子ども・子育て支援課）
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施 （赤ちゃん訪問事業）（※再掲）	◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、こどもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、こどもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
養育支援訪問の実施 （※再掲）	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場などの事業を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
通常保育の充実	◎保育施設の整備に取り組むとともに、経年劣化を理由とする施設改修を進めます。 ◎今後も希望の保育所（園）、認定こども園への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 3」に記載）	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
延長保育の実施	◎通常の開所時間（11 時間）を超えて児童を保育します。 ◎利用者のニーズに対応した実施を図ります。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
休日保育の実施	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに 대응するため、今後も継続して実施します。	子ども・子育て支援課
病児・病後児保育の充実	◎病児及び病後児を浜田市病児・病後児保育室（「びいびくのおへや」）で一時的に預かります。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
無償化対象となる一時保育（預かり）の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施（※再掲）	◎保護者が病気になった場合等に、一定期間児童を預かる「ショートステイ」、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、児童福祉施設等と里親で受け入れが可能です。 ◎引き続き子育て短期支援事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していくとともに、受入先の児童福祉施設等や里親に対する支援を推進していきます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めます。	子ども・子育て支援課
0 歳児年度途中受入体制の整備	◎0 歳児年度途中の保育所（園）入所に対応できるよう、保育士を配置する保育所（園）、認定こども園に対し支援を行います。	子ども・子育て支援課
保育士修学資金の貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免除し、質の高い保育士の確保に努めます。	子ども・子育て支援課

基本視点 3

学童期・思春期における視点

基本施策① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

- こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
- 住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。
- 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1 人 1 台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていきます。
- 将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。また、社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進します。
- 学校給食の充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
地域に開かれた学校づくり	◎学校だよりを地域に配布し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。なお、実施にあたっては、安全性に十分配慮します。 ◎小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、子どもたちの豊かな成長を目指し、学校・地域・家庭による総がかりの教育を推進します。 ◎学校と地域社会が目標やビジョンを共有し、協働しながら、こどもも大人も共に高まりあい、つながりのある魅力あふれる地域を創生する取組を推進します。 ◎まちづくりセンターを核として、地域の人材を活用した地域学校協働活動に取り組み、学習内容の充実や地域住民との交流を推進します。	学校教育課 まちづくり社会 教育課
教育分野などにおける男女共同参画の推進	◎学校教育において、固定的な役割分担意識や思い込みを植え付けない教育が推進されるよう、学習機会の提供や情報の提供を行います。 ◎市内各幼稚園、保育所（園）等において、幼少期からの性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けない環境づくりのため、書籍・広報誌の配布など啓発に取り組みます。	人権同和教育啓 発センター
1人1台端末等の活用	◎GIGA スクール構想により整備した1人1台端末等のICT機器を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。 ◎ICT機器を活用した授業を推進するため、教職員に対して研修を実施します。 ◎1人1台端末等のICT機器を計画的に更新し、教職員や児童生徒の教育環境の維持・充実を図ります。	学校教育課
部活動の地域連携・地域移行	◎合同部活動の実施や部活動指導員の配置により、部活動の地域連携を推進します。 ◎部活動の地域移行に関して、学校や地域団体等の関係者による協議を進めます。	学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

施策	施策内容	担当課
食育の推進	◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスをを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を引き続き開催します。 ◎市内保育所（園）、幼稚園等に通う年中児と小中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用するとともに、保護者を対象に出前講座を実施します。 ◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、地元産品活用割合調査においては、70%を維持するよう努めます。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課 教育総務課
食育の推進体制の整備	◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、「食育推進計画」に沿った取組を推進します。 ◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。	健康医療対策課
食生活改善推進協議会活動の推進	◎生涯を通じた健康な食生活を身に付けるため、食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。また、食育研修を各支部で実施し、地域での食育活動を推進します。 ◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所（園）での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつづくり、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。	健康医療対策課

基本施策② 居場所づくり

- ・こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。
- ・誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め市長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組めます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
放課後児童クラブの充実	◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制の整備を図ります。 ◎支援員の資質向上のための研修の実施や島根県等が主催する研修の周知を図ります。 ◎放課後児童クラブの質の向上の観点から、民間委託を進めます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
放課後子ども教室の充実	◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携・協働によるこどもを育む地域活動や地域ぐるみでのこどもの育成を支援します。 ◎中学校区ごとに地域学校協働会議を組織し、学校・家庭・地域の連携・協働によるこどもを育む地域活動についての研修などを行います。 ◎児童の放課後や休日の過ごし方、放課後支援のニーズを把握し、その実態やニーズに即した放課後子ども教室の設置や増設を検討します。 ◎すべてのこどもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようまちづくりセンターが中心となりコーディネートを行います。 ◎放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、または連携による実施に取り組みます。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	まちづくり社会教育課
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	◎地域全体でこどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるために、地域におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要「こども居場所づくりコーディネーター」の配置等を検討します。	子ども・子育て支援課

基本施策③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ・小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

- ・こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
定期予防接種の実施 (※再掲)	◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、こどもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
児童生徒健康診断の実施	◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。	学校教育課
歯の健康の推進	◎むし歯予防の推進のため、学校でのフッ素洗口の実施について、関係者による協議を行います。	子ども・子育て支援課 学校教育課

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及 (※再掲)	◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。 ◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。 ◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて他者を思いやる気持ちや自分も大切にすることも若者の意識啓発に努めます。 ◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。 ◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。	健康医療対策課 学校教育課
教育相談の実施	◎児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。	学校教育課
小児医療体制の整備 (※再掲)	◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。 ◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。 ◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。	健康医療対策課

基本施策④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

-
- ・こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができ

るよう、主権者教育を推進します。

- 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。
- こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進し、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
「生きる力」の育成	◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童生徒の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児童生徒を育成するために、小中連携教育を推進します。また、各中学校区（8校）をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育の取組を推進します。 ◎児童生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、地域との連携をさらに強化します。	学校教育課

基本施策⑤ いじめ防止



- 全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。
- いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー）	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課

基本施策⑥ 不登校のこどもへの支援



- ・不登校(ヤングケアラーを含む)については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴ等を活用した学習支援、学校やこども家庭センター等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
教育支援センター	◎心や体、家庭的な問題、学校での人間関係等から学校への不適応を起こした児童生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。 ◎利用者等の増加に対応するため、指導員の確保や、設備、備品の整備を進めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置 (※再掲)	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー） (※再掲)	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課

基本視点 4 青年期における視点

基本施策① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- ・若者の中には、非正規雇用等のフリーターも含まれ、経済的に不安定な生活を送っている若者もいます。一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められていることから、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、若者が就業しやすい環境づくりの支援を行います。また、「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、市内での起業を促進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	◎子育て世代の就職やキャリアアップにつながるよう、レディース仕事センター浜田と連携を図り、各種セミナー・企業説明会などの情報提供や広報を行います。 ◎就業を希望する保護者に対し、ＩＴ（情報技術）など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	商工労働課
多様な働き方を可能とする就業条件の整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 ◎こどもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進するため、各企業に対してホームページやメールを活用し、情報提供に努めます。	商工労働課
雇用対策の推進	◎企業の魅力と雇用情報を発信する「働こう@浜田」を今後も活用し、様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行います。また、事業者に対して、子育て世代の雇用に関する助成金の制度を紹介する等、国の支援を活用し雇用環境の改善に努めます。	商工労働課
事業主・企業の取組促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取り組みます。	商工労働課

基本施策② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

-
- 結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」もあり、出会いの機会・場の創出支援について、官民連携、伴走型の支援を充実させます。また結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
結婚新生活応援	◎新規に婚姻した世帯等に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、結婚新生活支援事業補助金又は結婚新生活応援金を給付します。	定住関係人口推進課

基本視点 5 子育て当事者への視点

基本施策① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。
- ・ 教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、その解消に向けた取組が求められています。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
妊婦一般健康診査の公費負担	◎医療機関での健診（14回・多胎児は5回追加）を公費負担します。	子ども・子育て支援課
産婦健康診査の公費負担	◎産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後うつ病の予防等を図ることを目的とした出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用を公費負担します。	子ども・子育て支援課
産後ケア利用費用の助成	◎心身のケアや育児のサポートが必要なケースに対し、産後ケア事業を紹介し、その利用費用の一部を助成します。	子ども・子育て支援課
妊婦歯科健康診査の公費負担	◎妊婦の口腔衛生の向上を図り、妊娠中や産後の健康づくりを支援するため、妊婦歯科健康診査の費用を公費負担します。	子ども・子育て支援課
小中学校の就学支援（※再掲）	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
児童手当の支給	◎高校生世代までの児童生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します。	子ども・子育て支援課
子ども医療費の助成	◎出生から中学3年生までの医療費について、自己負担を無料としています。 ◎高校生年齢については、入院での医療費の自己負担を無料とし、通院では医療費の自己負担のうち、自己負担限度額を超える額を助成します。	保険年金課

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子ども家庭センターの設置 (※再掲)	◎従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応していきます。 ◎サポートプランを作成し、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家族を中心に、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行います。	子ども・子育て支援課
相談体制の充実	◎子ども・子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談(DV相談)、男性相談やヤングケアラーに関する相談等、家庭と子育てに関する相談窓口を一本化して対応します。 ◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓口を充実します。	子ども・子育て支援課 人権同和教育啓発センター
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子ども・子育て支援課
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や講座を実施し、子育て家庭へ情報提供を図ります。	子ども・子育て支援課
家庭教育に関する相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートセンターと連携し、子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努めるため、専門職の配置により相談体制を整備します。	子ども・子育て支援課
家庭教育支援の充実	◎家庭教育に関する学習機会、親同士の交流を図るために、浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)を推進します。 ◎親子や三世代での参加型行事や体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促すよう努めます。	まちづくり社会教育課
家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために関係機関と連携し家庭での読書を推進します。	教育総務課

施策	施策内容	担当課
子育て世代包括支援センター等の相談・情報提供体制の整備・充実	◎子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師、保育士、助産師、栄養士等が専門的な立場で、子育て中の親やこどもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎相談対応能力の向上のための職員研修や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談、また、家庭での支援につなげるための養育支援訪問を引き続き行います。	子ども・子育て支援課
青少年サポートセンターの相談・支援体制の整備	◎様々な悩みを抱えるこどもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。 ◎社会参加に大きな不安がある若者や不登校等のこどもなどを対象に、自宅から出て安心して過ごすための居場所とできるように、オープンスペースとして開放します。	学校教育課 青少年サポートセンター
ファミリー・サポート・センターの充実	◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 （※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）	子ども・子育て支援課
子育て支援ネットワークの形成	◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。 ◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
子育て支援コーディネーターの配置	◎行政施策に関する情報をはじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組を進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育て支援ガイドの活用など、子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。	子ども・子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置	◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の充実を図ります。 ◎子育て支援センター（すくすく）を拠点事業の「中核施設」として、子育て支援ネットワークづくり、子育てボランティアの育成に加え、子育てに関係する諸機関の研修会の実施や情報提供に取り組みます。 ◎市内4か所の子育て支援センターの情報交換会を開催し、連携を図ります。	子ども・子育て支援課
子育て応援隊の育成	◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。また、情報紙などで活動紹介や募集活動を行い、周知を図ります。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的の実施します。 ◎託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎新たな子育て応援隊の登録を増やすため、研修会や交流会などの周知方法を見直します。	子ども・子育て支援課
未就園児の子育て支援	◎働く母親の増加、それに伴う保育所（園）入所児童の増加、在宅児の減少により、地域でのこども同士の交流が持ちにくくなってきていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
家庭・地域・職場における意識づくり	◎ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるため、家庭・地域・職場において意識啓発に努め、情報提供を積極的に行います。 また、男女共同参画への理解を広め、正しい認識と理解を促進するために、まちづくりセンター等の関係機関と協同で研修会や講演会を開催します。 ◎固定的な性別役割分担の意識解消や働きやすい職場環境づくりのため、関係機関と連携を図りながら、情報提供を積極的に行います。	人権同和教育啓発センター
働く母親・父親を支える職場意識の醸成	◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。 ◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や啓発を実施します。 ◎ママパパ学級（妊婦教室）や子育ての講座、育児相談等に家族で参加できるよう、開催日時に配慮します。	商工労働課 子ども・子育て支援課
育児休業・看護休暇制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。	子ども・子育て支援課
働き方の見直しについての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。	子ども・子育て支援課
家庭における男女共同参画の意識啓発	◎ママパパ学級（妊婦教室）などにおいて性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。 ◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。	子ども・子育て支援課
子育て世帯等への住宅支援	◎セーフティネット目的に整備された市営住宅について、広く周知し、住民生活の安定と地域の活性化を図ります。	建築住宅課

基本施策④ ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。
- ・こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
母子・父子自立支援員の配置	◎ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の推進と、生活全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	子ども・子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	◎母子・父子自立支援員が、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら自立に向けた支援を実施します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した受講料を補助します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子ども・子育て支援課
児童扶養手当の支給 (※再掲)	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（重度の障がいのある児童は20歳未満）を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子ども・子育て支援課
放課後児童クラブ負担金の減免	◎児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者に対して、子どもが市内の放課後児童クラブを利用している場合にはその負担金を減免します。	子ども・子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成 (※再掲)	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るため、援助依頼を優先して行うとともに、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子ども・子育て支援課
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において、ひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	保険年金課

基本視点 6 子ども・若者の社会参画・意見反映の視点

基本施策① こどもの意見が聴かれ、反映される環境整備

- ・「子どもまんなか社会」の実現に向けては、計画策定の段階、実施状況の評価においても主体となるこどもの意見を反映することが求められます。また、大人に対してもこのような取組や「子どもまんなか社会」について考え方への理解や協力を得られるような、研修や情報提供等を行うことで、こどもが主体となる活動や意見聴取等が促進されるような環境整備を図ります。
- ・こどもは大人から保護される対象、大人から支援されるべき存在という立場から、こどもの成長する力を信じ、こどもの考えを認め、こどものあるがままを受け容れるような立場への変化も求められています。大人もこのような変化に際して、従来のこどもに対する考え方、こどもとの接し方等を見直すことが求められます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの権利意識普及啓発 (※再掲)	◎こどもの権利に関する理解を深めるための取組を行います。(こども若者、保護者養育者、こどもに直接関わる関係者など、対象ごとの取組を検討します。)	全庁 (子ども・子育て支援課)

基本施策② こどもが社会参画できる機会の創出

- ・こどもが社会参画を通じて、主体的な活動を経験するなかで「子どもまんなか社会」の実現につながるものであると考えられます。こどもが、自分らしく行動でき、心理的にも安全安心な場となる社会参画の機会を創出することが求められます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの意見聴取 (※再掲)	◎こどもの意見を聴くための体制の構築に向けた取組を行います。	全庁 (子ども・子育て支援課)

第5章 目標事業量と確保の方策

1 将来におけるこどもの数の推計

目標事業量の設定にあたって、計画期間におけるこどもの人口の推計を、コーホート変化率法※により行いました。

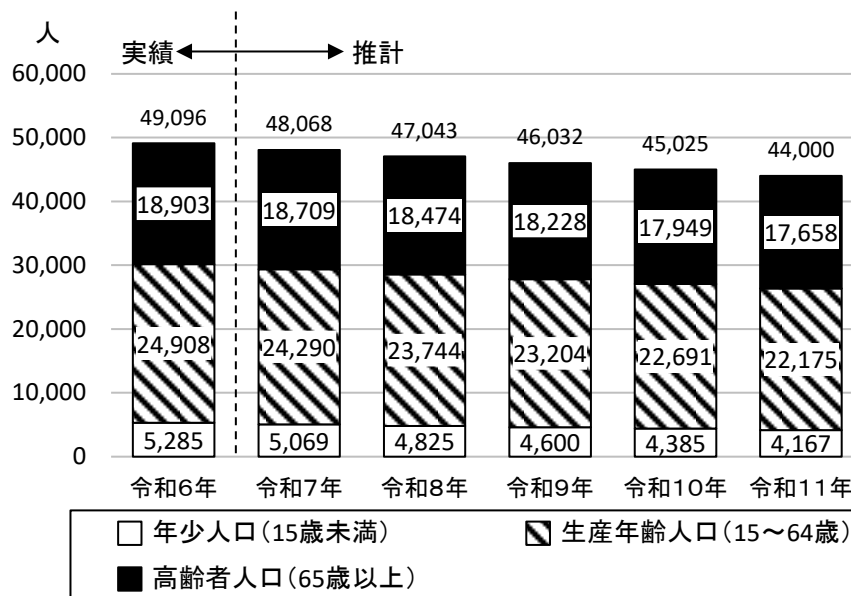
※すでに生存している人口については、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに年々加齢していく人口を変化率を用いて求めると同時に、新たに生まれる人口については女性子ども比（20～44歳の女性に対する0歳児の比率）を用いて推計しています。

（1）将来推計人口

令和7年以降5年間の総人口における推計人口をみると、令和9年には46,032人、計画最終年の令和11年には44,000人まで減少するものと予測されます。

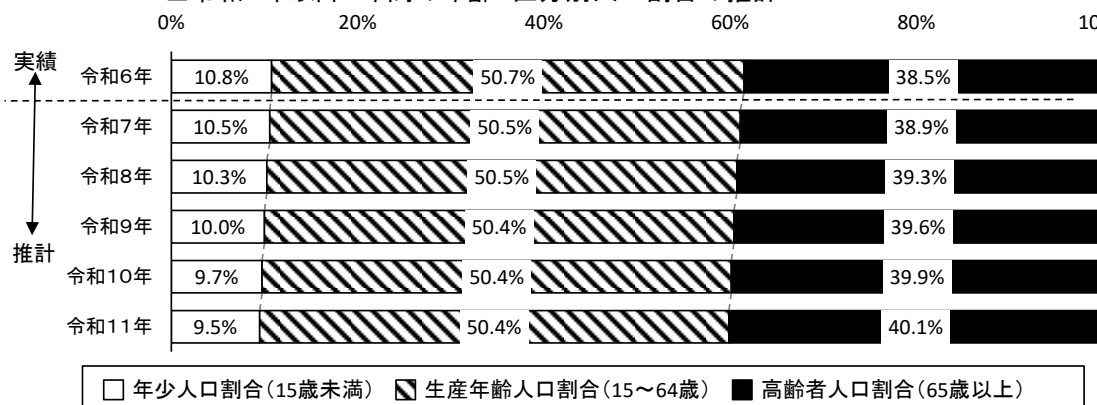
年齢3区分別人口割合の推移をみると、すべての年齢でも減少傾向が予測されます。

■ 令和2年以降5年間の人口推計



資料：住民基本台帳より推計

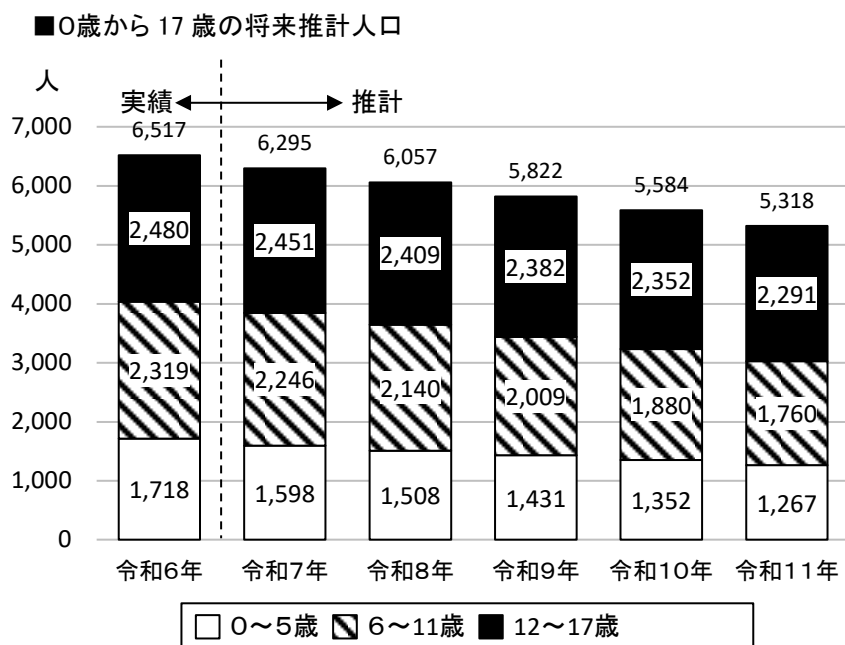
■ 令和2年以降5年間の年齢3区分別人口割合の推計



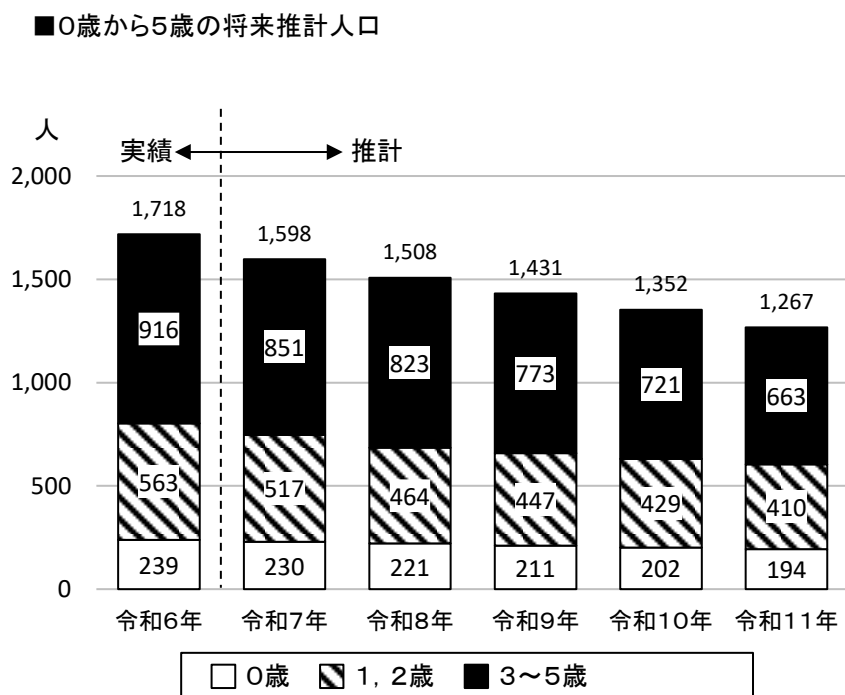
資料：住民基本台帳より推計

(2) 将来推計児童人口

本市の推計児童人口をみると、令和6年（実績）から令和11年にかけて、減少傾向で推移すると予測されます。



資料：住民基本台帳より推計



資料：住民基本台帳より推計

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この教育・保育提供区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定めることとされています。また、教育・保育提供区域は、認定区分（保育の必要性やこどもの年齢による、施設給付を受け取るための区分）や事業ごとに設定してもよいとされています。

(2) 浜田市の教育・保育提供区域

本市では、認定区分や事業ごとに、教育・保育提供区域を以下のように設定します。

区域名		地域	全市
区域数		5	1
教育・保	1号認定(3～5歳・教育)		●
	2号認定(3～5歳・保育)		●
	3号認定(0～2歳・保育)		●
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		●
	地域子育て支援拠点事業		●
	妊婦健康診査		●
	乳児家庭全戸訪問事業		●
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		●
	子育て短期支援事業		●
	ファミリー・サポート・センター事業		●
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)		●
	一時預かり事業(在園児対応型以外)		●
	延長保育事業		●
	病児・病後児保育事業		●
	放課後児童健全育成事業	●	
	子育て世帯訪問支援事業		●
	児童育成支援拠点事業		●
	親子関係形成支援事業		●
	妊婦等包括相談支援事業		●
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		●
	産後ケア事業		●

3 教育・保育の事業量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、幼稚園や保育所（園）等の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、認定区分ごとに目標事業量である「量の見込み」と事業の「提供体制」、その「実施時期」等を定めることとしています。認定区分は、以下のとおり1号、2号、3号の3つを設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けたこども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめた協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制

① 1号認定（2号認定のうち、教育希望の高い方を含む）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和6年度現在、公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所（定員合計95人）、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所（定員合計105人）の提供体制があります。令和7年度は、私立幼稚園1か所が幼稚園型認定こども園へ移行する予定としており、令和7年度以降は公立幼稚園1か所（定員合計60人）、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所、幼稚園型認定こども園1か所（定員合計120人）で量の見込みを確保します。

単位(実人数/年)

		令和5年度(実績※)		令和7年度		令和8年度	
		利用者数		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		1号	2号(教育)	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		129	-	104	-	101	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	210	-	180	-	180	-
②-①		81	-	76	-	79	-

		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		95	-	88	-	81	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	180	-	180	-	180	-
②-①		85	-	92	-	99	-

※ 実績は5月1日現在

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和6年度現在、保育所（園）19か所（すべて私立。定員合計 1,020 人）、幼保連携型認定こども園 4 か所、保育所型認定こども園 3 か所（すべて私立。定員合計 560 人）の提供体制があります。なお、令和7年度は、保育所（園）1 か所（定員 20 人）が閉園、私立幼稚園 1 か所が幼稚園型認定こども園（定員 15 人）へ移行を予定しています。

単位(実人数/年)

	令和5年度(実績※)			令和7年度			令和8年度		
	利用者数			2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	865	490	154	712	429	132	689	392	127
②確保の内容	1,640			894	508	173	894	508	173
特定教育・保育施設	1,640			894	508	173	894	508	173
特定地域型保育事業	0								
②-①	131			182	120		205	162	

	令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	647	385	121	604	376	116	555	366	112
②確保の内容	894	508	173	894	508	173	894	508	173
特定教育・保育施設	894	508	173	894	508	173	894	508	173
特定地域型保育事業									
②-①	247	175		290	189		339	203	

※実績は10月1日現在

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、事業ごとに「量の見込み」と「提供体制」、「実施時期」等を定めることとされています。地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法等に定められた、(2)に挙げる19の事業のことです。

(2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

＜量の見込みの考え方＞

- 母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、相談支援体制を強化した「こども家庭センター」において妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない相談支援を実施します。（こども家庭センター型）

＜確保方策の考え方＞

- 子育て世代包括支援センター内と子ども・子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を実施します。
- 子育て中の保護者の身近な相談先である地域子育て支援拠点や各関係機関と連携を図り実施します。

（こども家庭センター型）

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和5年度までは母子保健型で実施

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。ただし、両親ともにフルタイムで勤務している家庭については、利用率を半分程度に勘案して集計しています。

<確保方策の考え方>

- ・現在は浜田市子育て世代包括支援センター内の「すくすく」、日脚保育園内の「ひなしっこクラブ」、三隅保育所内の「おひさま」、あさひ子ども園内の「あさひなないろクラブ」の計4か所で実施しています。子育て中の親子に対する子育て相談や育児に関する情報提供、各種教室の充実に引き続き努めます。

単位(人回/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22,754	20,898	19,980	20,011	20,007	19,967
確保の内容	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・年間の妊娠届出見込み数に、国の示す望ましい受診回数である14回のうち過去の平均利用回数を乗じて算出した健診回数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・下記の確保の内容により、できるだけ早く妊娠届ができるよう周知に努め、県内の医療機関のほかに、里帰り分娩にも対応して県外の医療機関委託や償還払いを行い、適切な健診を受けられるよう今後も努めます。

単位(人、回/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象者	255	232	221	212	204	196
	健診回数	2,841	2,681	2,560	2,451	2,354	2,269
確保の 内容	実施場所	※1	医療機関				
	実施体制	※2	個別に実施				
	検査項目	※3	血液検査、尿検査等決められた項目				
	実施時期	※4	随時				

※1 医療機関 ※2 個別に実施 ※3 血液検査、尿検査等決められた項目 ※4 随時

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・保健師・看護師等により、生後4か月までの乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。実施にあたっては、関係機関や地域の支援者等と連携して事業の推進を図ります。

単位(人／年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		246	209	203	195	188	182
確保の内容	実施体制	※1	保健師・看護師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師・看護師等が訪問 ※2 浜田市

⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業については、過去の訪問実績を踏まえた年間対象者数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）については、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に向けた取組を進めます。

■養育支援訪問事業

単位(人／年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		96	87	82	78	74	69
確保の内容	実施体制	※1	保健師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師等が訪問 ※2 浜田市

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・対象となるこどもの年齢等に応じて、児童福祉施設等や里親と連携を図りながら対応します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	6	6	6	5	5
ショートステイ	7	6	6	6	5	5
トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	6	6	6	5	5
委託施設等の数	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳から小学校卒業までのこどもの将来推計人数と現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・事務局を継続して1か所設置します。今後も会員同士の交流会や事業周知のための説明会の開催、シルバー人材センター等類似のサービス提供団体との連携により、協力会員の確保に努めます。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	611	578	574	569	562	556
就学前	291	273	283	296	307	317
就学後	320	305	291	273	255	239
確保の内容	611	578	574	569	562	556
協力会員数	219	219	219	219	219	219

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所の計9か所で実施しています。今後は、私立幼稚園1か所が令和7年度に幼稚園型認定こども園へ移行する予定であるため、公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所の計9か所で量の見込みを確保します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,734	13,950	14,436	14,508	14,479	14,246
確保の内容	15,734	13,950	14,436	14,508	14,479	14,246

イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内26か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	953	861	861	866	868	862
確保の内容	953	861	861	866	868	862

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内24か所で実施しており、未実施施設においても利用者のニーズに対応した実施を検討します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	445	385	345	311	279	249
確保の内容	445	385	345	311	279	249

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和3年度に浜田市田町に浜田市病児・病後児保育室（「びいびくのおへや」）を設置し、市内1か所で実施しています。運営には、指定管理者制度を導入し、民間事業者の能力を活かして事業を進めています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活用による病児・病後児の預かりについても、引き続き普及を図ります。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	243	217	215	215	213	210
確保の内容	243	217	215	215	213	210
病児・病後児保育事業	215	215	213	213	211	208
ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2	2

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内14校区19クラブで実施しています。放課後子ども教室との一体的な実施や、小学校の余裕教室等の活用、支援員の資質向上など、こどもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。また、民間活力の積極的な導入も進めます。
- ・確保の内容では利用定員総数を示しています。

単位(人／年)

区域	項目	実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	771	831	818	799	790	799
	低学年(1～3年生)	625	660	651	636	627	636
	高学年(4～6年生)	146	171	167	163	163	163
	確保の内容	925	915	915	915	915	915
浜田地域	量の見込み	573	625	614	601	595	601
	低学年(1～3年生)	473	505	497	487	481	487
	高学年(4～6年生)	100	120	117	114	114	114
	確保の内容	685	655	655	655	655	655
金城地域	量の見込み	60	68	67	65	64	65
	低学年(1～3年生)	49	51	50	49	48	49
	高学年(4～6年生)	11	17	17	16	16	16
	確保の内容	80	80	80	80	80	80
旭地域	量の見込み	43	45	45	44	43	44
	低学年(1～3年生)	32	34	34	33	32	33
	高学年(4～6年生)	11	11	11	11	11	11
	確保の内容	40	60	60	60	60	60
弥栄地域	量の見込み	24	18	18	17	17	17
	低学年(1～3年生)	14	13	13	12	12	12
	高学年(4～6年生)	10	5	5	5	5	5
	確保の内容	20	20	20	20	20	20
三隅地域	量の見込み	71	75	74	72	71	72
	低学年(1～3年生)	57	57	57	55	54	55
	高学年(4～6年生)	14	18	17	17	17	17
	確保の内容	100	100	100	100	100	100

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方◆

＜放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画＞

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和11年度に2か所の設置を目標に整備を進めます。

＜事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策＞

- ・市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者等から構成される「はまだっ子共育運営委員会」により、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けた協議を行います。

＜小学校の余裕教室等の活用に関する方策＞

- ・学校教育に支障のない範囲で活用できる余裕教室が生じた場合は、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用ができないか小学校と協議を行います。

＜放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組＞

- ・放課後児童クラブの開所時間は、平常授業日は放課後から午後6時まで、土曜日や夏休み等長期休暇期間中は午前7時30分から午後6時となっています。いずれの開所日においても午後6時30分までの延長利用を実施しており、引き続き取り組みます。

＜特別な配慮が必要な児童への対応＞

- ・放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。また、支援員等に研修等の機会を設け、特別な配慮が必要な児童への対応等の理解促進を図ります。
- ・放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。

＜地域との連携と積極的な情報発信＞

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。
- ・児童にとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		25	24	23	22	21
確保の内容		25	24	23	22	21

⑬ 児童育成支援拠点事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		21	20	19	19	18
確保の内容		21	20	19	19	18

⑭ 親子関係形成支援事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保の内容		2	2	2	2	2

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・令和6年度まで「伴走型相談支援」として実施していた事業について、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業」として創設され、引き続き事業を継続実施します。支援した年間実利用回数の見込みを量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。
- ・妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

単位(回/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		696	663	636	612	588
確保の内容		696	663	636	612	588

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位（人日／月）

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	9	9	8
確保の内容		10	10	9	9	8

⑪ 産後ケア事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・出産後1年以内の産後ケアを必要とする者を対象とし、心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。産後ケア事業を利用した年間の延べ利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。（令和5年度から利用回数の上限が4回から7回に変更）

<確保方策の考え方>

- ・宿泊型については新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。
- ・地域の助産院へ委託し、出産後1年以内の産後ケアを必要とする者に対し、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。

単位（人日／年）

宿泊型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	9	9	8	8
確保の内容		10	9	9	8	8

単位（人日／年）

デイサービス型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	518	627	603	575	551	530
確保の内容	518	627	603	575	551	530

単位(人日／年)

アウトリーチ型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	29	28	27	25	24
確保の内容	36	29	28	27	25	24

⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施については、今後検討していきます。

⑲ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。事業の実施や具体的な取組内容については、今後検討していきます。

5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方

(1) 認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。現在本市では、保育所型認定こども園を浜田地域の日脚保育園とうみかぜこども園、弥栄地域のやさかこども園計3か所、幼保連携こども園を浜田地域のこくふこども園、みなとこども園、ながさわこども園、旭地域のあさひこども園計4か所で設置しています。また、令和7年度には夕日ヶ丘聖母幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行を予定しています。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めています。本市においても、利用者のニーズを勘案しながら、各教育・保育施設と協議を進めていきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

- ・本市における幼児期の教育・保育は、幼稚園（公立1か所、私立1か所）、保育所（園）（私立19か所）、保育所型認定こども園（私立3か所）、幼保連携型認定こども園（私立4か所）で提供しています。令和7年度以降は、幼稚園（公立1か所）、保育所（園）（私立18か所）、保育所型認定こども園（私立3か所）、幼保連携型認定こども園（私立4か所）、幼稚園型認定こども園（私立1か所）で提供していきます。
- ・浜田市幼児教育センターに配置している教育専門員及び幼児教育アドバイザーを保育所（園）、認定こども園、幼稚園の研修に職員を派遣するなど、質の高い教育・保育の提供を進めていきます。

(3) 幼・保・小連携に関する方針

- ・現状は、公立幼稚園と小学校の教職員の組織的交流や、各地域において幼稚園や保育所（園）、認定こども園と小学校とで運動会や行事、体験活動等での交流が行われています。
- ・小学校入学に際して不適應を起こさず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の職員同士が一堂に会した研修会の開催や互いの教育内容や指導法等の理解を深めるための取組を推進していきます。

第6章 推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画は、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業や次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

こどもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、こどもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯等、行政全般にわたっています。

本市で育つすべてのこどもが、他者を思いやる気持ちをもった、次世代を担うたくましい存在として成長するための環境の整備は、行政のみの取組ではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らがこどもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。また、こどもが権利の主体として、本計画の推進にも関わることが重要です。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを進め、計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って、浜田市保健医療福祉協議会（子ども・子育て会議）において定期的な進捗状況等の評価等を行います。

(2) 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が積極的に計画の推進に関わり、こどもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づくりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、こどもや子育てに市民やこども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体やNPOと行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。特に、本計画の対象の主体となるこども・若者の意見を取り入れながら、計画における各施策・事業等の推進を図ります。

(3) 関連諸機関との連携体制

こどもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業等、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡調整を図り、計画の進捗状況等に関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に努めます。

(4) 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対処をはじめ、事業の評価、再検討等を行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開をめざすものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めます。事業の評価、再検討等に際しては、こどもの意見を聴く機会も確保し、こどもが主体的に関わることができるよう取り組みます。

資料編

参考資料 1 委員等名簿

(1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿 (任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	会長	笠田 守	
2	浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
3	島根県立大学	准教授	角 能	
4	リハビリテーションカレッジ島根	教務部長	青木 耕	
5	浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
6	浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
7	浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	
8	浜田市民生児童委員協議会	会長	佐々木 喜弘	副会長
9	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
10	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
11	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
12	浜田保健所	所長	中本 稔	
13	浜田警察署	生活安全課長	岡本 幸二	
14	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
15	浜田市校長会	会長	宇野 正一	
16	浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
17	金城地域協議会	委員	丸田 保恵	
18	旭地域協議会	委員	岡本 貞人	
19	弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
20	三隅地域協議会	委員	富金原 美和子	

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会員名簿 (任期：令和6年2月1日～令和7年3月31日)

No	関係団体	職名	氏名	備考
1	浜田市医師会	さわだクリニック院長	澤田 宏志	
2	浜田歯科医師会	パール歯科院長	佐々木 良二	
3	浜田市社会福祉協議会	地域福祉課長	田邨 真紀夫	部会長
4	浜田市民生児童委員協議会	主任児童委員代表	三上 良匡	
5	浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
6	認定こども園代表	日脚保育園園長	三上 弓子	
7	浜田市校長会	会長	西村 淳	～令和6年3月31日
			宇野 正一	令和6年4月1日～
8	浜田市立浜田幼稚園	園長	玉木 敦子	
9	保育所保護者会代表	おぐに保育園保護者会会長	山口 祐弥	～令和6年3月31日
			田中 彰啓	令和6年4月1日～
10	浜田市PTA連合会	会長	湯浅 弘一	
11	浜田市立浜田幼稚園PTA	会長	小松原 香江	～令和6年3月31日
			金子 友紀子	令和6年4月1日～
12	しまね子育て支援ネットワーク	NPO法人浜田おやこ劇場理事	島田 美奈	
13	つながるネット西部	浜田のまちの縁側代表	栗栖 真理	副部会長
14	子育てママクラブ・プチ		小谷 知佳	
15	島根県自閉症協会	事務局長	山本 裕恵	
16	浜田商工会議所	専務理事	田村 洋二	
17	連合浜田地区会議	副議長	下岡 望	
18	浜田公共職業安定所	統括職業指導官	青木 真由美	～令和6年3月31日
			河内 加代子	令和6年9月1日～
19	浜田保健所	健康増進課長	上野 里美	～令和6年3月31日
			青笹 美香	令和6年4月1日～
20	浜田児童相談所	相談支援課長	木村 直美	
21	島根県立大学	准教授	角 能	
22	浜田地域協議会	委員	長谷川 真美	
23	金城地域協議会	会長	渡辺 学	～令和6年3月31日
		委員	山本 由美子	令和6年4月1日～
24	旭地域協議会	会長	岡山 令子	
25	弥栄地域協議会	委員	竹岡 篤志	
26	三隅地域協議会	委員	荒木 聖子	
27	はまだ協働学舎ファンタス	島根県立大学地域政策学部生	春日 歩	令和6年11月1日～

参考資料 2 協議会等規則

(1) 浜田市保健医療福祉協議会規則

浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日

規則第 241 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

令和 6 年 3 月 29 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、当該専門事項に関して識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

浜田市附属機関設置条例（浜田市保健医療福祉協議会部分の抜粋）

1 担任事項

市長の諮問に応じ、保健医療福祉に関する基本的な計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

2 委員等の定数

識見者 2 人以内

医療関係団体代表 5 人以内

福祉関係団体代表 6 人以内

関係行政機関代表 3 人以内

学校教育関係代表 2 人以内

その他市長が特に必要と認める者 5 人以内

3 委員等の任期：2 年。ただし、再任を妨げない。

4 会議の充足数：委員の半数以上

5 表決の方法：出席委員の過半数

(2) 浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

浜田市子ども・子育て支援専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定するこども計画（以下「計画等」という。）の策定に当たり、専門的な調査及び審議を行うことを目的として、浜田市保健医療福祉協議会規則（平成17年浜田市規則第241号）第5条の規定に基づき、浜田市子ども・子育て支援専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、計画等の策定のため、市における現状、課題等の調査及び審議を行い、浜田市保健医療福祉協議会へ報告を行うものとする。

(組織等)

第3条 専門部会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、子ども・子育て・若者支援に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 部会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、子ども・子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 11 月 8 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日後最初に開かれる専門部会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわ
らず、市長が招集するものとする。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

周布橋の供用開始日の延期及び事業費増額について

令和 3 年 8 月豪雨により被災した周布橋について、以下の理由により供用開始日が延期となるため報告します。

また、事業費につきましては、橋梁下部工事の仮設工の工法変更等に伴い、約 1 億 4 千万円の増額となります。

1. 【供用開始日延期理由】

- ① 令和 6 年 11 月 2 日の豪雨に伴う河川増水により、施工ヤードが流出し、復旧作業に日数を要した（19 日間）。

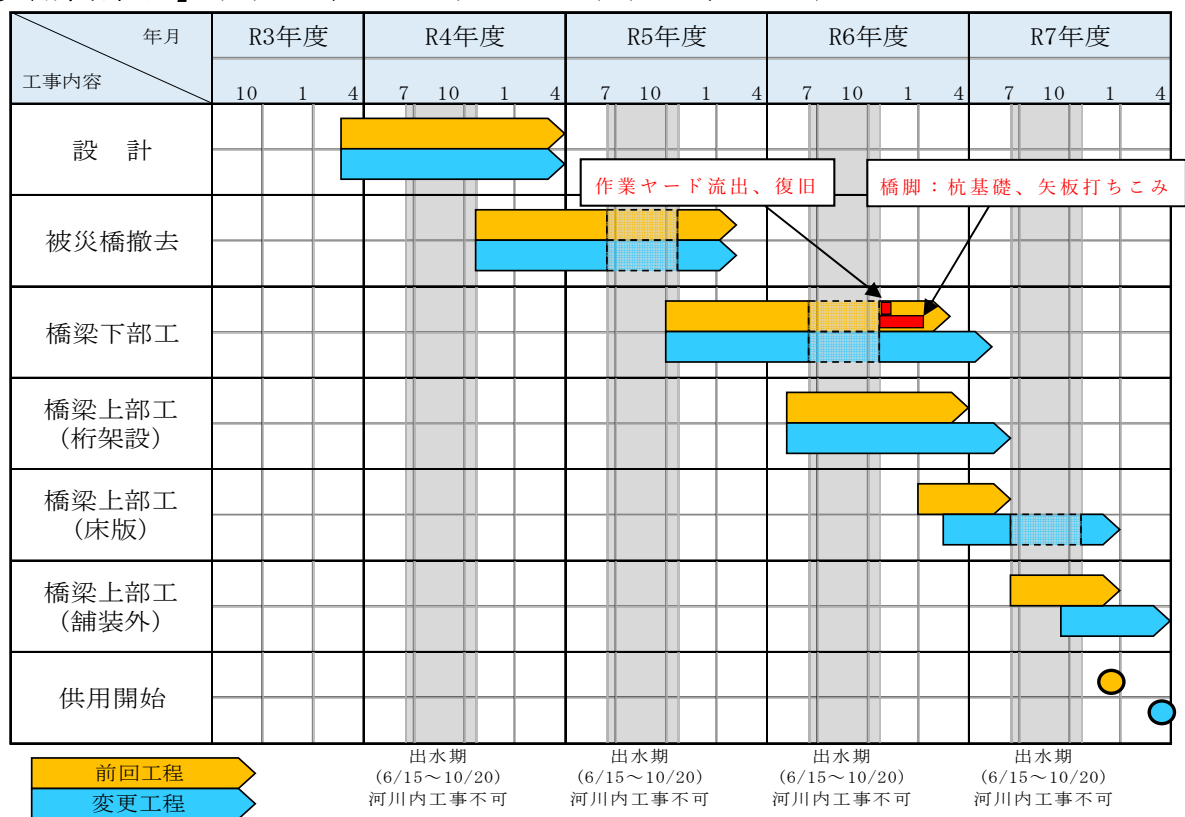
実 期 間：令和 6 年 11 月 2 日～令和 6 年 11 月 20 日（19 日間）

- ② 橋脚の杭基礎工及び矢板工について、地下地盤が想定以上に硬く、打ち込み作業に日数を要した（約 1.5 ヶ月）。

当初予定期間：令和 6 年 10 月 28 日～令和 6 年 12 月中旬（約 1.5 ヶ月）

実 期 間：令和 6 年 10 月 28 日～令和 7 年 1 月下旬（約 3.0 ヶ月）

2. 【供用開始日】 令和 7 年 12 月末 ⇒ 令和 8 年 3 月末



【裏面へ続く】

3. 【総事業費】

約 15.0 億円⇒約 16.4 億円

財源内訳

単位：百万円

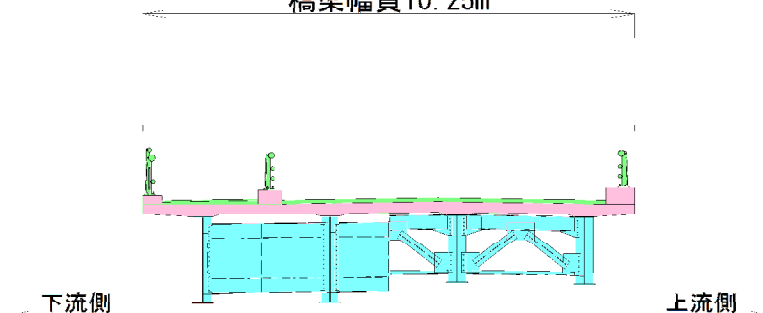
項 目	変更前	変更後	差 額
事業費	1,497	1,637	140
市の実質負担額	180	205	25

増額理由：橋梁下部工事の仮設工の工法変更等のため

4. 【整備計画図】

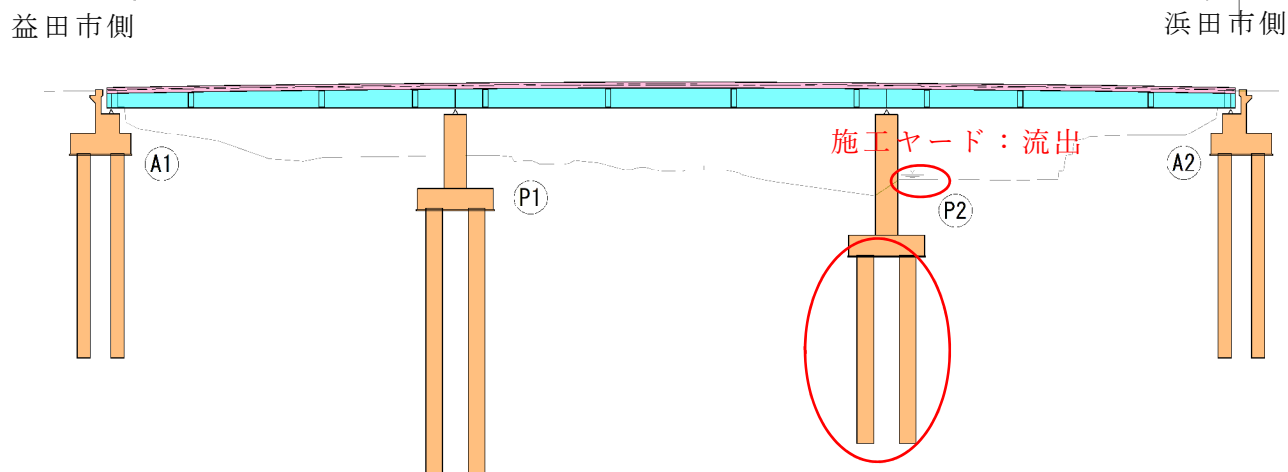
上部工断面図

橋梁幅員10.25m



側面図

橋長101.7m



橋脚：杭基礎、矢板打ち込み

- ：下部工事
- ：桁架設工事
- ：床版工事
- ：舗装外工事

君市踏切の供用開始日について

歩行者の安全性や円滑な通行機能を確保するため、平成 27 年度から進めてきた浜田駅周辺整備事業において、君市踏切の供用開始日が決定しましたので報告します。

- 1 供用開始日時 令和 7 年 3 月 8 日（土） 午前 7 時
- 2 事業概要
 - (1) 施工場所 浜田市田町地内 君市踏切周辺
 - (2) 事業期間 平成 27 年度～令和 6 年度
(踏切撤去工事を令和 7 年度に繰り越して施工予定)
 - (3) 総事業費 約 15.9 億円
 - (4) 事業内容 J R 委託工事 一式
道路整備工事 延長 450m
建物移転 4 軒



完成イメージ図

浜田市文化財保存活用地域計画の認定について

浜田市文化財保存活用地域計画が、令和 6 年 12 月 20 日に開催された文化庁文化審議会文化財分科会の答申を受けて、同日付けで文化庁長官により認定されましたので報告します。

「浜田市文化財保存活用地域計画」は、当市における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランであり、文化財の保存・活用についての目標や方向性、措置(具体的な取り組み)等を定めています。

本計画に従って取り組みを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。

○浜田市文化財保存活用地域計画の概要

(1)計画期間

令和 7～17 年度(11 年間)

(2)目標

『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』をみんなが、知り、守り、活かす、『魅力いっぱい 元気な浜田』

(3)方向性

- ・文化財を知るための様々な調査が行われている浜田
- ・個々の文化財が守り活かされている浜田
- ・文化財が災害等から守られている浜田
- ・文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田
- ・文化財がみんなに支えられている浜田

(4)措置(具体的な取り組み)

文化財の詳細調査の実施、担い手づくりの推進、災害史調査事業など計 63 項目

20 浜田市文化財保存活用地域計画 【島根県】

【計画期間】令和7～17年度(11年間) 【面積】690.64km² 【人口】約4.9万人

【関連計画等】

- ・日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」(令和元年度)
- ・日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」(平成30年度追加)
- ・ユネスコ無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」(平成26年度)



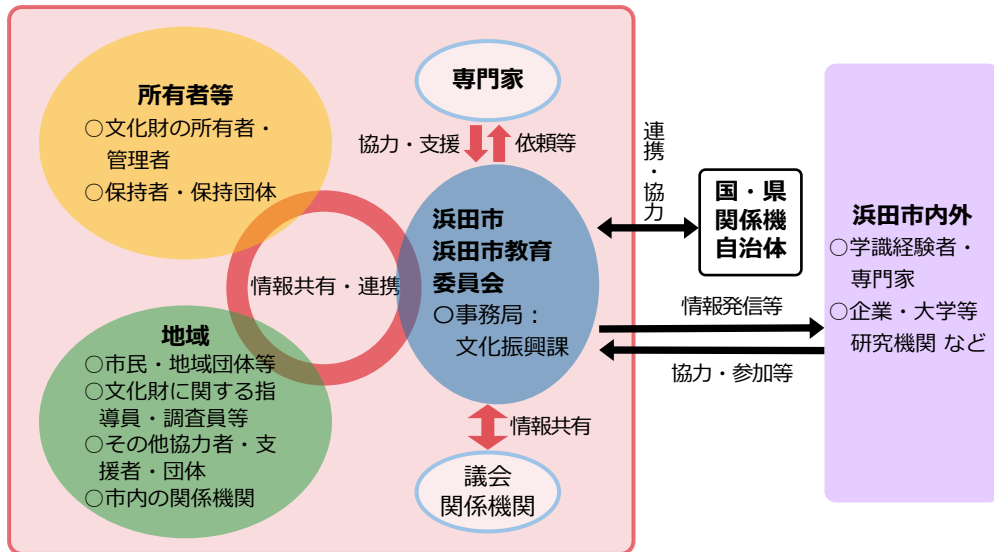
指定等文化財件数一覧 指定等文化財は、101件 未指定文化財は、1,804件把握

類型			国				県 市		合計
			指定	選定	登録	選択	指定	指定	
有形文化財	建造物		0	－	2	－	0	0	2
	美術工芸品	絵画	0	－	0	－	1	8	9
		彫刻	1	－	0	－	3	3	7
		工芸品	0	－	0	－	0	9	9
		書跡・典籍	0	－	0	－	1	3	4
		古文書	0	－	0	－	1	12	13
		考古資料	0	－	0	－	1	6	7
		歴史資料	0	－	0	－	0	2	2
無形文化財		1	－	0	0	0	1	2	
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	－	0	－	1	3	5
	無形の民俗文化財		0	－	0	0	3	1	4
記念物	遺跡		3	－	0	－	3	16	22
	名勝地		0	－	0	－	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		2	－	0	－	3	10	15
文化的景観			－	0	－	－	－	－	0
伝統的建造物群			－	0	－	－	－	－	0
合 計			8	0	2	0	17	74	101

歴史文化の特性

- 山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田**
 - (1) 里山文化を育んだ中国山地
 - (2) 世界、日本全国とつながった海岸立地
- 旧石器時代からの遺跡が物語る黎明期の浜田**
 - (1) 旧石器・縄文・弥生の遺跡が物語る先人の営み
 - (2) 古墳からうかがい知る古代浜田の形成
- 石見における政治的中心を担った浜田**
 - (1) 古代寺院が示す石見の中心地
 - (2) 港でつながる浜田藩と津和野藩
 - (3) 近代の浜田県成立と軍都としての発展
- 港の発展と山間での生産に支えられた浜田**
 - (1) 中世の港と朝鮮や日本海沿岸地域との交易
 - (2) 北前船寄港地などで流通した浜田藩・津和野藩領内の特産品
- 伝統文化を継承する浜田**
 - (1) 石見神楽や田楽など地域の伝統文化
 - (2) 伝えられてきた海・山の食文化
- 先人の足跡を守り伝える浜田**
 - (1) 地域で継承される先人の足跡

推進体制



**【目標】『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』を
みんなが、知り、守り、活かす、『魅力いっぱい 元気な浜田』**

方向性	課題	方針	措置の例
方向性 1 : 文化財を知るための 様々な調査が行 われている浜田	○文化財の類型・種別のうち、有形文化財(美術工芸品)などは把握が不十分であり、継続的な調査が必要である。 ○滅失の恐れがあるなど、早急な詳細調査を行う必要があるものがあり、計画的な詳細調査が必要である。等	(1) 文化財把握調査の持続的な実施 (2) 文化財の詳細調査の計画的な実施 (3) 調査結果の的確な整理・データベース化と公開	1-(2)-②文化財の詳細調査の実施 専門家とも連携し、滅失の恐れがあるなど早急な調査が望まれる文化財の詳細調査を実施する。 ◆市、専門、地域、所有 ◆R7~17
方向性 2 : 個々の文化財が守 り活かされている 浜田	○指定等文化財の所有者と緊密に連携し、保存管理、更には活用が持続的に行われるようにしていく必要がある。 ○高齢化や過疎化により、民俗芸能、年中行事・伝統行事の衰退が懸念される。 ○未指定文化財に関する情報の本市ホームページへの掲載は、一部にとどまっている。等	(1) 文化財の保存・活用の法的措置と保存管理への的確な対応 (4) 文化財の保存・活用の担い手・団体の確保・育成 (6) 文化財に関する情報提供・発信とガイダンスの充実 等	2-(1)-⑧郷土資料整理活用事業 分散管理をしている市所有資料について、類型毎に集約するなど、整理を実施し、簡便な活用が可能となる管理を実施する。 ◆市、所有、地域、専門 ◆R7~12 2-(4)-①担い手づくりの推進 石見神楽をはじめ、無形の文化財の関連団体等と連携し、担い手の確保・育成を支援する。 ◆市、地域、所有、専門 ◆R7~17
方向性 3 : 文化財が災害等か ら守られている 浜田	○災害の歴史やそれに関わる文化財からも、防災について学ぶことが大切である。 ○文化財の防犯は、住民・地域団体等、まちづくりセンター及び消防・警察等と連携した体制づくりが必要である。等	(1) 文化財の防災対策の強化 (2) 文化財の防犯対策の強化	3-(1)-③災害史調査事業 災害史や災害にまつわる文化財の情報をデータベース化し、インターネットで公開し、防災意識の向上を図る。 ◆市、所有、地域、専門 ◆R13~17
方向性 4 : 文化財が総合的・ 一体的に守り活か されている浜田	○資料館の展示品は、つながりの視点での展示となっていないため、よりストーリーを意識した展示を推進していく必要がある。 ○文化財の有機的な関連性の視点からも調査を進める必要がある。等	(1) 文化財をつないだ保存・活用とまちづくり (2) 文化財の面的な保存・活用とまちづくり	4-(1)-④ストーリーをもった資料展示の推進 資料館の展示について、展示品同士の関連性やストーリーを意識した展示を目指す。 ◆市、所有、地域、専門 ◆R13~17
方向性 5 : 文化財がみんなに 支えられている 浜田	○大学等研究機関との組織的な連携は限定的となっている。 ○文化財の所有者、行政、住民・地域団体等の連携や役割分担など自立的な横軸の体系の構築も必要である。等	(1) 関係機関・専門家との連携の充実 (2) 文化財行政及び庁内連携の充実 (3) 地域ぐるみ(地域社会総がかり)の体制づくり	5-(3)-④地域ぐるみの文化財の保存・活用体制の構築 文化財の保存・活用に関して、住民・地域団体やまちづくりセンター等と協力して、地域ぐるみ(地域社会総がかり)で保存・活用を行える体制の構築を図る。 ◆所有、地域、市、専門 ◆R7~17



3つの関連文化財群

1 古墳と寺院が語る古代の浜田

飛鳥時代の古墳として、片山古墳、やつおもて古墳群が挙げられ、白鳳時代にはこれらの古墳の近くに下府廃寺と重富廃寺が建立される。

各地域に多彩な古墳があった時代を経て、古墳から寺院づくりに変化し、そして律令制のもとに古代寺院が集約していく様子は、古代の浜田の形成過程を表している。

<主な構成文化財>



周布古墳（国指定）



銅造誕生釈迦仏立像（市指定）

2 北前船といわみもの

近世の浜田の特産品として、石見焼・石州瓦・石州和紙・鉄をあげることができ、たたら製鉄を除き、今に引き継がれている。

石見焼・石州瓦・石州和紙等の「いわみもの」は、北前船によって全国へ流通し、当時の浜田の生活や経済を支えていただけでなく、今も私たちに手仕事の価値や魅力を再認識させてくれる。

<主な構成文化財>



波佐の山村生産用具（国指定）



石見焼



3 石州和紙と石見神楽のまち

石州和紙と石見神楽は、石見神楽の用具類でその関わりがある。

当市を代表する伝統工芸と民俗芸能である石州和紙と石見神楽は、互いに支え合いながら発展をしている。神楽の舞だけでなく、面・衣裳・蛇胴なども通じて石見神楽を体感することで、石州和紙など地域の伝統工芸の奥深さを感じることができる。

<主な構成文化財>



石見神楽蛇胴製作技術（市指定）



石見神楽衣裳（刺繍衣裳）



関連文化財群に関する課題

- ・構成文化財の中には、十分な調査に及んでいないものがある。また、石見神楽に関するこれまで受け継がれてきた歴史や技術の記録も求められる。
- ・本市における石見神楽やその関連産業において、後継者不足等の課題を抱えている団体は少なくない。
- ・「石州和紙と石見神楽のまち」に関係して日本遺産（神楽）があるが、本関連文化財群との連携はこれからの課題である。
- ・「石州和紙と石見神楽のまち」に関しては、資料館等においてストーリーをもった展示を行う必要がある。
- ・上記の点を含め、関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の周知・利活用をしていく必要がある。

関連文化財群に関する方針

- 構成文化財のうち、内容や価値の明確化、及び実態把握が必要なものを抽出し、優先順位を設定し、計画的に現地調査・詳細調査を実施する。また、石見神楽に関するこれまで受け継がれてきた歴史や技術の記録等にも努める。
- 石見神楽やその関連産業に関する情報発信を行い、これまで受け継がれてきた歴史や技術を保存し、次世代への継承を担っていく団体等に対し、後継者育成等の支援を行う。
- 本関連文化財群の活用においては、日本遺産（神楽）との連携を図り、日本遺産（神楽）を含めて活用や情報発信を行う。
- 本関連文化財群と関係する資料館等においては、「石州和紙と石見神楽のまち」のもとにストーリーをもった展示・情報提供に努める。
- 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の展開に向け、上記の点を含め、構成文化財の確認や必要に応じた調査、体験機会の確保、便益施設等の情報提供、マップの作成や情報発信など、総合的・一体的に措置の実施に取り組む。

関連文化財群に関する主な措置

関連3-②石州和紙や石見神楽の担い手・団体への支援

関係団体等と連携し、石州和紙や石見神楽の担い手の確保・育成を支援するとともに、それらの価値や魅力の情報発信等に取り組む。

- ◆所有者、市、地域 ◆R7~17

関連3-⑤ 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の展開

関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の周知や利活用に向け、構成文化財をめぐるルートの設定やマップの作成、体験機会の確保、必要な情報の提供・発信等に取り組む。

- ◆市、所有、地域、専門 ◆R7~17

関連文化財群の概要

石州和紙と石見神楽は、石見神楽の用具類でその関わりがある。
当市を代表する伝統工芸と民俗芸能である石州和紙と石見神楽は、互いに支え合いながら発展をしている。神楽の舞だけでなく、面・衣裳・蛇胴なども通じて石見神楽を体感することで、石州和紙など地域の伝統工芸の奥深さも感じることができる。

関連文化財群の構成文化財



石州半紙（国指定）



有福神楽（県指定）

浜田市文化財保存活用地域計画

令和6年(2024)12月

浜 田 市

目 次

序章	1
第1節 計画作成の背景と目的	1
1 計画作成の背景	1
2 計画作成の目的	1
3 計画の対象	2
第2節 計画期間	5
第3節 計画の位置づけ	6
1 計画の位置づけ	6
2 上位計画・関連計画の概要	7
第1章 浜田市の概要	10
第1節 位置及び交通条件	10
1 広域的な位置及び交通条件	10
2 市内の交通条件	11
第2節 自然環境	12
1 地形	12
2 地質	13
3 気候	14
4 動植物	15
第3節 社会環境	19
1 人口	19
2 産業	21
3 入込観光客数と主要観光資源	22
4 文化財の保存・活用に関する公共施設	24
5 地域・地区区分と概況	27
第4節 歴史環境	33
1 浜田市の歴史概況	33
2 浜田市の災害史	44
第2章 浜田市の文化財調査及び文化財の概要	47
第1節 浜田市の文化財調査	47
1 文化財に関する既往の調査	47
2 文化財の把握調査	51
第2節 指定等文化財	52
1 指定等文化財の概要	52
2 指定等文化財の内容	54
第3節 未指定文化財	58
1 未指定文化財の把握件数と状況	58
2 未指定文化財の内容	61

第4節	その他の関連する制度	64
1	日本遺産	64
2	ユネスコ無形文化遺産	66
第3章	浜田市の歴史文化の特性	67
第1節	歴史文化の特性	67
第2節	歴史文化の特性の内容	68
1	山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田	68
2	旧石器時代からの遺跡が物語る黎明期の浜田	69
3	石見における政治的中心を担った浜田	70
4	港の発展と山間での生産に支えられた浜田	72
5	伝統文化を継承する浜田	73
6	先人の足跡を守り伝える浜田	74
第4章	文化財の保存・活用の目標と課題・方針	76
第1節	目標と方向性	76
1	目標	76
2	方向性	77
第2節	文化財の保存・活用に関する課題と方針	78
1	「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する課題と方針	79
2	「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する課題と方針	81
3	「文化財が災害等から守られている浜田」に関する課題と方針	85
4	「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する課題と方針	87
5	「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する課題と方針	89
第5章	文化財の保存・活用の措置	92
第1節	「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置	94
第2節	「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置	96
第3節	「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置	99
第4節	「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する措置	101
第5節	「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置	102
第6章	浜田市における関連文化財群	103
第1節	関連文化財群の設定の考え方と設定	103
1	関連文化財群の設定の考え方	103
2	関連文化財群の設定	103
第2節	関連文化財群の展開	106
1	古墳と寺院が語る古代の浜田	106
2	北前船といわみもの	110
3	石州和紙と石見神楽のまち	116

第7章 文化財の保存・活用の推進体制	121
第1節 浜田市の推進体制	121
1 措置の主体等	121
2 市外の関係機関	127
第2節 地域社会総がかりの体制	128
第3節 計画の進行管理と体制	130
資料編	132
資料1 計画作成の体制と経過	134
資料2 指定等文化財一覧	136

序章

第1節 計画作成の背景と目的

1 計画作成の背景

浜田市は、古くから石見地域の政治・文化の中心的役割を担ってきました。また、国指定の天然記念物の石見畳ヶ浦いわみたたみがうらや三隅大平桜みすみおおびらざくらなどの自然、日本遺産の構成文化財である石見神楽いわみかぐら、ユネスコ無形文化遺産の石州半紙せきしゅうはんしといった伝統文化も現在に伝えています。

また、旧石器時代の遺跡があり、早くからこの地域において生活が営まれていました。古墳時代には、大型前方後円墳の周布古墳すふこふんが築かれ、地域社会の形成が進み、さらに石見国庁や石見国分寺が存在する古代石見の中心地でした。中世には、三隅氏みすみし、永安氏ながやすし、福屋氏ふくやし、周布氏すふしといった領主が山城などの拠点を構えていたほか、周布氏や三隅氏などは海外との交易を行っていました。近世になると、域内は浜田藩と津和野藩が領有し、浜田藩内には城・城下町と港が整備され、山間部の津和野藩内においても生産された紙や鉄などが、寄港した北前船によって広く流通しました。浜田藩は第二次幕長戦争（石州口の戦い）で破れ、長州藩の支配下に置かれます。明治時代に入ると浜田県が成立し、近代化が進むとともに、歩兵第二十一連隊の移駐により軍都として、また、大正時代には山陰線が開通し、本市は石見の中核都市として発展しました。

現在の浜田市は、平成17年(2005)に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町の5市町村が合併したことにより成立し、中国山地と日本海に抱かれた環境を有しています。

このように本市は、連綿と続く歴史と豊かな自然に培われ、それを裏づける有形・無形の数多くの文化財が存在するまちです。

一方で、人口減少と少子高齢化等による社会構造の変化から、未指定・未登録の文化財（以下「未指定文化財」といいます）はもとより、指定等文化財の毀損や滅失などが懸念されます。具体的には、民俗芸能の担い手の高齢化や減少、有形文化財の維持管理や保管の困難化などがあげられます。また、この度取り組んでいる未指定文化財の把握調査を通じ、本市には、これまで把握できていない貴重な地域の宝が多数存在すると考えられ、近い将来、これら多くの文化財の滅失や風化が懸念されています。

2 計画作成の目的

浜田市において文化財を取り巻く状況は、前述のように厳しいといえ、未指定文化財を含め文化財の所有者等（保持者・保持団体、管理者を含みます。）や行政だけで保存・活用するには限界があります。こうした中、文化財保護法の改正（平成30年(2018)6月）の趣旨として「（前文略）未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。（後文略）」（文化財保護法改正の概要：文化庁 平成30年7月）が示され、同法には「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定されました。

このため、本市における指定・未指定、有形・無形の文化財の保存・活用に、所有者等、市民・地域団体等及び行政が連携し「地域社会総がかり」で、実効性を持って取り組んでいけるよう、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとして、「浜田市文化財保存活用地域計画」を作成します。

3 計画の対象

文化財保存活用地域計画の対象とする文化財は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（最終変更 令和5年3月…以下「地域計画等指針」といいます。）において、次のように明記されています。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

※アンダーラインは本計画で付記

本計画の対象とする文化財とは、文化財保護法（以下、「法」といいます。）が保護の対象としている文化財（6類型：法第2条）、埋蔵文化財（法第92条）、文化財の保存技術（法第147条）です。その他に、文化財保護法上の文化財には必ずしも該当しませんが、地域にとって重要で継承すべきと考えられる文化的所産にも配慮します。

文化財保護法には必ずしも該当しないと考えられる文化財は、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業等の音・香り」、「地名」などが想定され、これらも大切な地域の宝であることを、市民等に伝えていくこと、また、できる限り守り、活かすことも意図します。

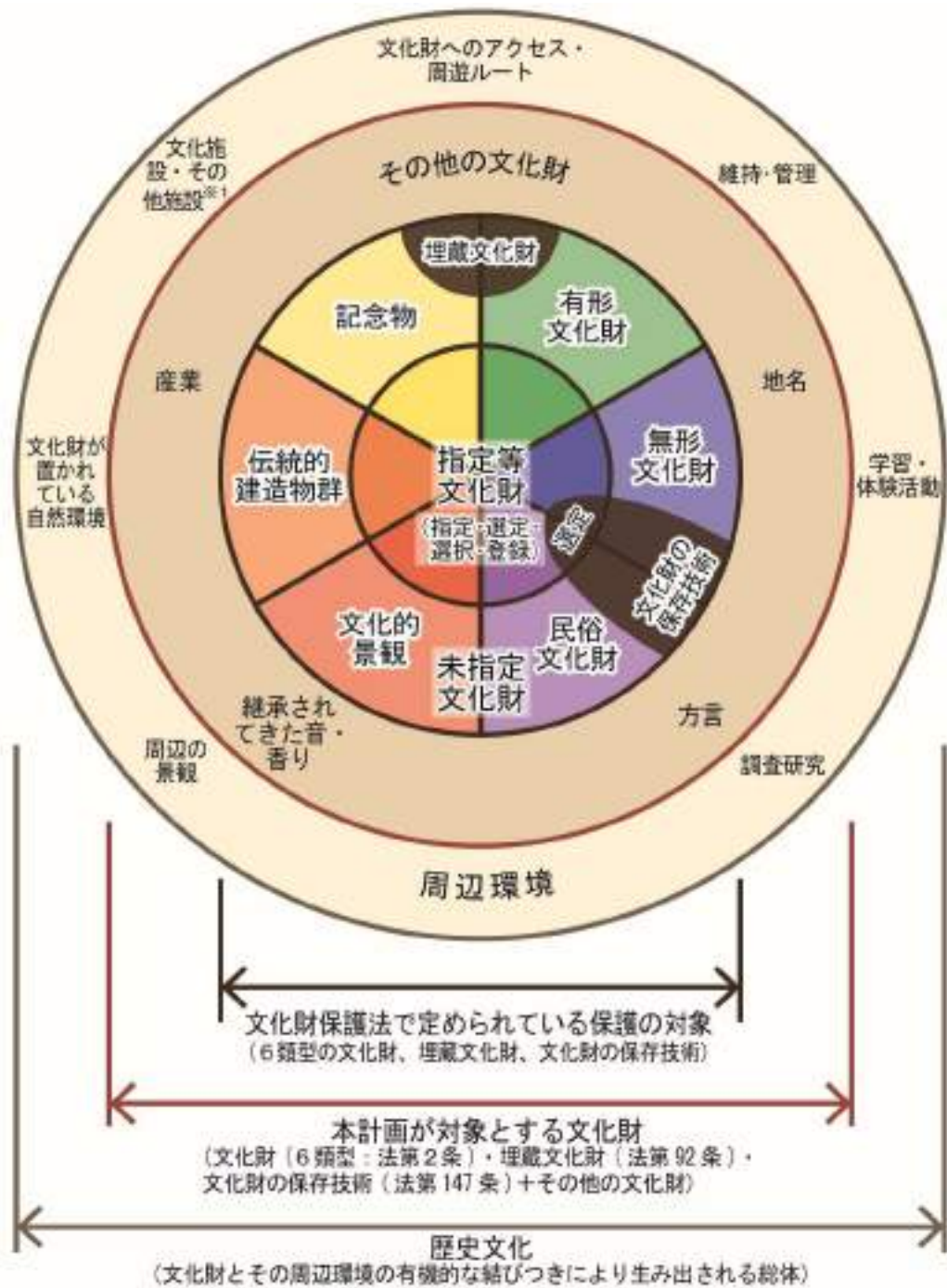
さらに、本計画の第3章などでは「歴史文化」という語句を使用しています。本計画での歴史文化とは、「文化財とそれらが存在する環境（周辺環境）を総体的に把握した概念」（下記を参照）とします。

本計画における「歴史文化とは」

○歴史文化の概念

地域に固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念（「文化財保存活用地域計画」パンフレット 文化庁）。

※アンダーラインは本計画で付記



※1 その他施設
文化財の保存・活用に関する公共施設等

参考資料：『島根県文化財保存活用大綱』

図1 本計画の対象

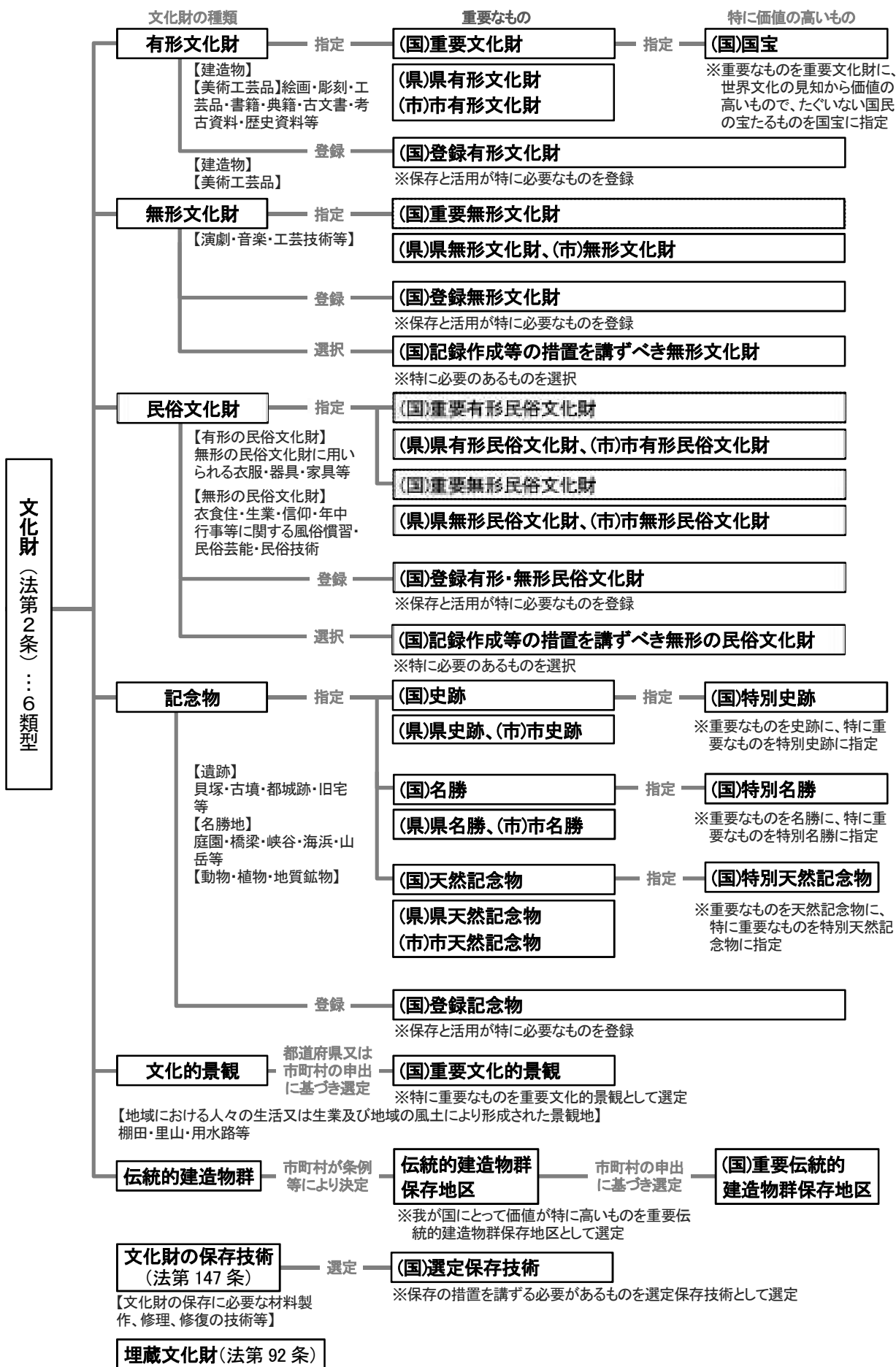


図2 文化財の体系

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、浜田市の次期総合振興計画と計画期間を合わせるため、令和7年度(2025)から令和17年度(2035)の11年間とします。この計画期間を前期(6年間)、後期(5年間)に分け、措置を設定します。

また、現行の第2次浜田市総合振興計画の最終年度は、令和7年度(2025)であることから、次期総合振興計画の策定に際しては、本計画の内容の反映に努めます。

さらに、前期・後期の最終年度(状況に応じてその前年度から)においては、本計画に位置づけた措置等の総合的な点検・検証を行います。その結果を踏まえ、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、見直し等を検討するとともに、後期に関しては次の計画の作成(改定)に取り組みます。

それら以外の年度においても、適宜、本計画の実施状況等の点検を行い、必要に応じて本計画の見直しに柔軟に対応します。

なお、本計画について軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、島根県及び文化庁に報告を行い、軽微な変更でない場合は、文化庁長官による変更の認定を受けることとします。

表1 本計画の計画期間(浜田市総合振興計画との関係)

計画	期間	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度(2031)	令和14年度(2032)	令和15年度(2033)	令和16年度(2034)	令和17年度(2035)
浜田市文化財保存活用地域計画	(R4~6)作成作業												
		前期(6年間)						後期(5年間)					
			実施状況等の点検(適宜)				総合的な点検・検証					総合的な点検・検証 改定作業 ※状況によりR16から	
			次期計画への反映									反映	
(第2次)浜田市総合振興計画・次期計画	改定作業												改定作業
	現行計画(第2次)		想定:次期計画(第3次浜田市総合振興計画:10年間)										

<認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等>

認定を受けた計画を変更する場合などに関しては、次のとおり定められています。

○認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

○認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。

○地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることが望ましい。

○認定基準に適合しなくなった認定地域計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある(法第183条の6及び第183条の7)。

第3節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき作成するものです。

また、浜田市の最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」と「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、及び「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」を踏まえるとともに、「島根県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。

さらに、教育部門の「浜田市教育大綱」、「浜田市教育振興計画」を踏まえるとともに、「浜田市都市計画マスタープラン」、「浜田市緑の基本計画」などの関連計画との整合を図りました。

このようにして作成した本計画は、浜田市の文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）兼アクションプラン（行動計画）となります。

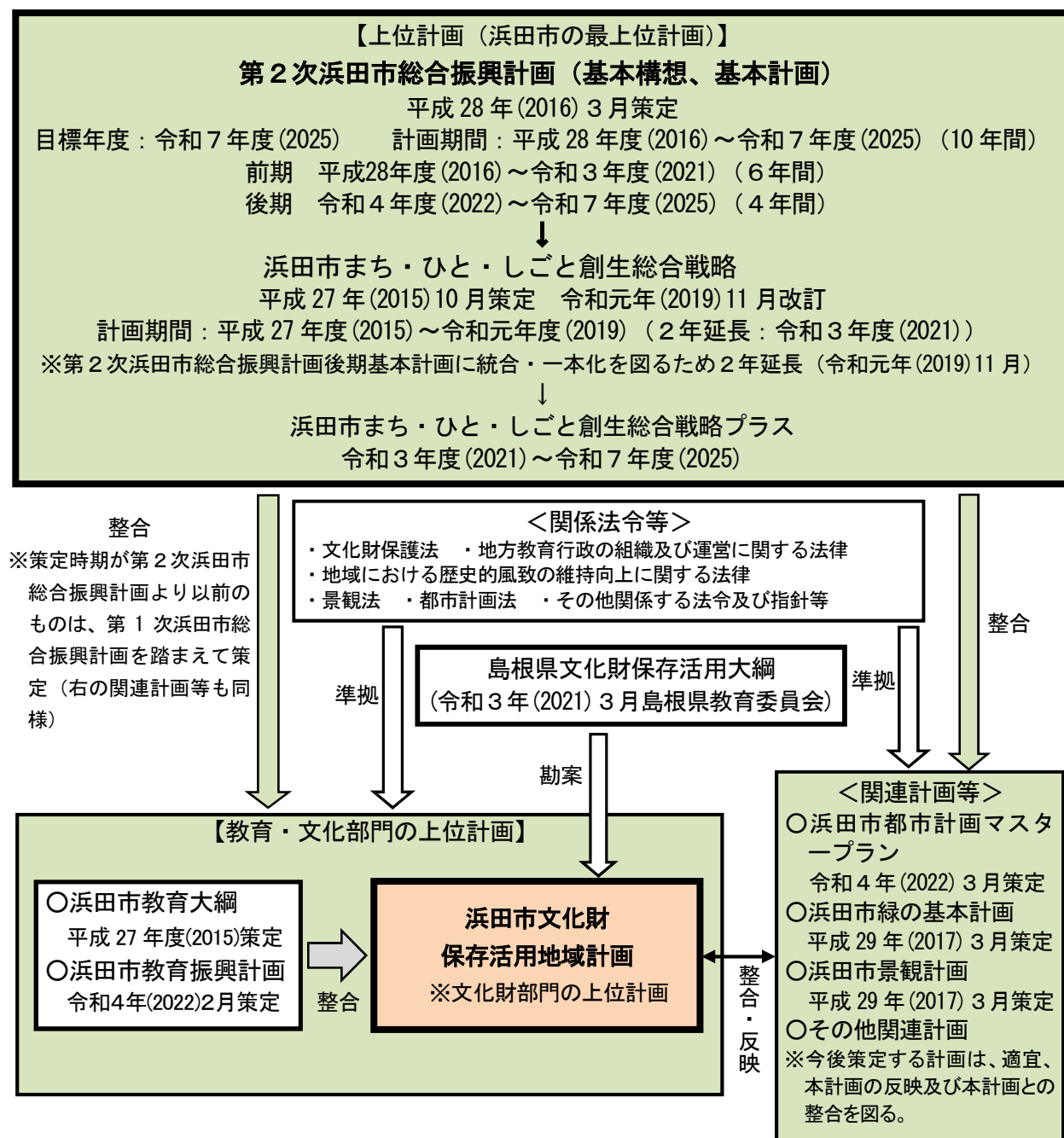


図3 計画の位置づけ（上位計画、関連計画との関係）

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 上位計画

ア 第2次浜田市総合振興計画（平成28年(2016)3月策定）

第2次浜田市総合振興計画（以下「総合振興計画」と言います。）は、長期的な視点から浜田市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性等を総合的、体系的にまとめた計画です。

この計画は、本市の最上位の計画として市政運営の最も基本となる指針であり、市民と行政の共通の目標となります。

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

【基本構想】

本市が目指す将来像と、それを実現するためのまちづくりの大綱、基本指標等を示すもので、目標年度は、10年後の令和7年度(2025)とします。

〔期間〕 平成28年度(2016)～令和7年度(2025)（10年間）

【基本計画】

基本構想に示す将来像を実現するため、まちづくりの大綱に基づき、具体的な施策展開の方向や施策の目標を示します。

〔期間〕 前期 平成28年度(2016)～令和3年度(2021)（6年間）

後期 令和4年度(2022)～令和7年度(2025)（4年間）…現在の計画

総合振興計画においては、将来像とそれを実現するために、下記のとおり7つの「まちづくりの大綱」を掲げています。

将来像：住みたい 住んでよかった魅力いっぱい 元気な浜田

～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち ～

7つの「まちづくりの大綱」

- I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち【産業経済部門】
- II 健康でいきいきと暮らせるまち【健康福祉部門】
- III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち【教育文化部門】
- IV 自然環境を守り活かすまち【環境部門】
- V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち【生活基盤部門】
- VI 安全で安心して暮らせるまち【防災・防犯・消防部門】
- VII 協働による持続可能なまち【地域振興部門】

これらのうち、本計画は直接的には「III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち【教育文化部門】」、及びそのもとに設定した施策大綱の中の「歴史・文化の伝承と創造」に該当します。

また、総合振興計画は、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組」として、「SDGsの理念を取り込み、本市の実情に合わせた目標やターゲットの選択を行い、多種多様な取組を行うことで、後期基本計画の目標とともにSDGsの目標も達成していくことを目指します。」としています。本計画では、個々の方針ごとにSDGsの目標等は設定せず、総合振興計画のもとにSDGsの目標の達成に寄与することを目指します。

なお、文化財の保存・活用は、産業、健康づくり、自然環境、快適な環境、防災・防犯、協働（地域社会総がかり）などにも関係します。このため、本計画の作成は、総合振興計画全体を視野に入れて計画内容の整合を図るとともに、総合振興計画の改定は、本計画の反映に努めます。

イ 浜田市教育大綱（平成 27 年度(2015)策定）

教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、策定が求められるものです。浜田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

この大綱は、理念を「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」とし、5つの施策の柱を明らかにしています。

- 1 学校教育の充実
- 2 家庭教育支援の推進
- 3 社会教育の推進
- 4 生涯スポーツの振興
- 5 歴史・文化の伝承と創造

これらのうち、文化財に係る「5 歴史・文化の伝承と創造」は、次のように示しています。

○郷土の歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、文化・芸術活動の活性化を図ります。

○伝統文化や文化財等の保存や活用とともに次世代への継承を図ります。

また、特に文化財の活用においては、上記の「1～4」にも関係することから、本計画の作成においては、これらとの整合も図っています。

ウ 浜田市教育振興計画（令和 4 年(2022) 2 月策定）

教育振興計画（令和 4 年度(2022)～令和 7 年度(2025)）は、浜田市総合振興計画後期基本計画（令和 4 年度(2022)～令和 7 年度(2025)）の実施計画として、前述のような時代の変化や社会の変化に対応した教育の方向性を示し、その実現を目指すものです。

この計画の第 3 章には実施計画を定めており、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～」では次の柱を立てています。

- （1）芸術文化の振興
- （2）伝統文化の保存継承
- （3）文化財の調査・保存と活用
- （4）地域文化の交流拠点づくり
- （5）認定された日本遺産の活用

本計画の作成においては、これらを踏まえています。

（2）関連計画

ア 都市計画マスタープラン（令和 4 年(2022) 3 月策定）

浜田市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める本市の都市計画に関する基本的な方針です。

本マスタープランに示す将来都市像や取組の方向性を、市民・事業者・まちづくり活動団体と行政が共有し、「協働による都市づくり」を進めていきます。

全体構想は本市域全体を、地区別構想は都市計画区域を対象とし、目標年次は概ね 20 年先を展望しつつ、10 年先の令和 14 年（2032）としています。

本計画の作成においては、都市計画マスタープランにある将来都市構造、分野別・地区別の都市づくりの方針などとの整合を図っています。

イ 浜田市緑の基本計画（平成 29 年(2017) 3 月策定）

浜田市緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づいています。本市の誇りである豊かな緑を環境保全やまちづくりに活かすことで、緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画です。

本計画の作成においては、緑地の適正な保全や緑化の推進の中で文化財の保存・活用と整合を図っています。

ウ 浜田市景観計画（平成 29 年(2017) 3 月策定）

浜田市景観計画は、先人から引き継いできた本市固有の景観を守り、育て、創造し次の世代に伝えるため、景観法に基づく様々な制度を有効に活用し、市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政等が地域と一体となって、景観まちづくりを推進していくことを目的としています。

この計画では、本市の景観を地域の風土の基盤をなす「自然の景観」、風土に対応して築かれてきた「歴史文化の景観」、人々の暮らしとともに育まれてきた「生活の景観」の 3 つの観点から捉えています。

本計画の作成においては、これら 3 つの景観などを考慮しながら、景観面からも文化財の保存・活用を検討しています。

（3）島根県文化財保存活用大綱（令和 3 年(2021) 3 月策定）

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県は域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定が可能になりました。これに基づき島根県は、令和 3 年(2021) 3 月に「島根県文化財保存活用大綱」を策定しました。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足などの文化財をとりまく状況により文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用のあり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」、「地域社会総がかりでの文化財の継承」、「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されています。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び 3 つの基本方針と取組が設定されています。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に活かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域社会総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組（文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築）が示されています。

この大綱を勘案して、本計画を作成しています。

第1章 浜田市の概要

第1節 位置及び交通条件

1 広域的な位置及び交通条件

浜田市は島根県の西部に位置し、日本海沿岸部から中国山地の稜線までが市域となっており、東西 46.4 km、南北 28.1 km で、面積は 690.64 km² です。市域の東は江津市、邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接しています。

主要都市からの距離は、松江市からは約 110km、広島市からは約 65km、山口市からは約 100km です。自動車によるアクセス時間は、高速道路等を経由して順に約 2 時間 30 分、約 1 時間 30 分、約 2 時間 30 分です。

また、飛行機では、東京から出雲空港（出雲市）経由で約 3 時間、萩・石見空港（益田市）経由で約 2 時間 30 分となります。



図 1-1 浜田市の広域的な位置及び交通条件

2 市内の交通条件

浜田市内における主要な道路網は、国道9号が海岸部を東西に、国道186号が南北に走ります。その他には9つの主要地方道が通っており、これらを中心に道路網が形成されています。

また、国道9号と並行して山陰自動車道が走り、それと市域の東部で結節して南方向に伸びる浜田自動車道が広島自動車道等を経由して広島市につながっています。

公共交通は、JR山陰本線、民間路線バス、市生活路線バス、市予約型乗合タクシー等があり、その他の輸送として、地域住民が主体となって運行するコミュニティワゴン輸送があります。



出典：浜田市地域公共交通計画

第2節 自然環境

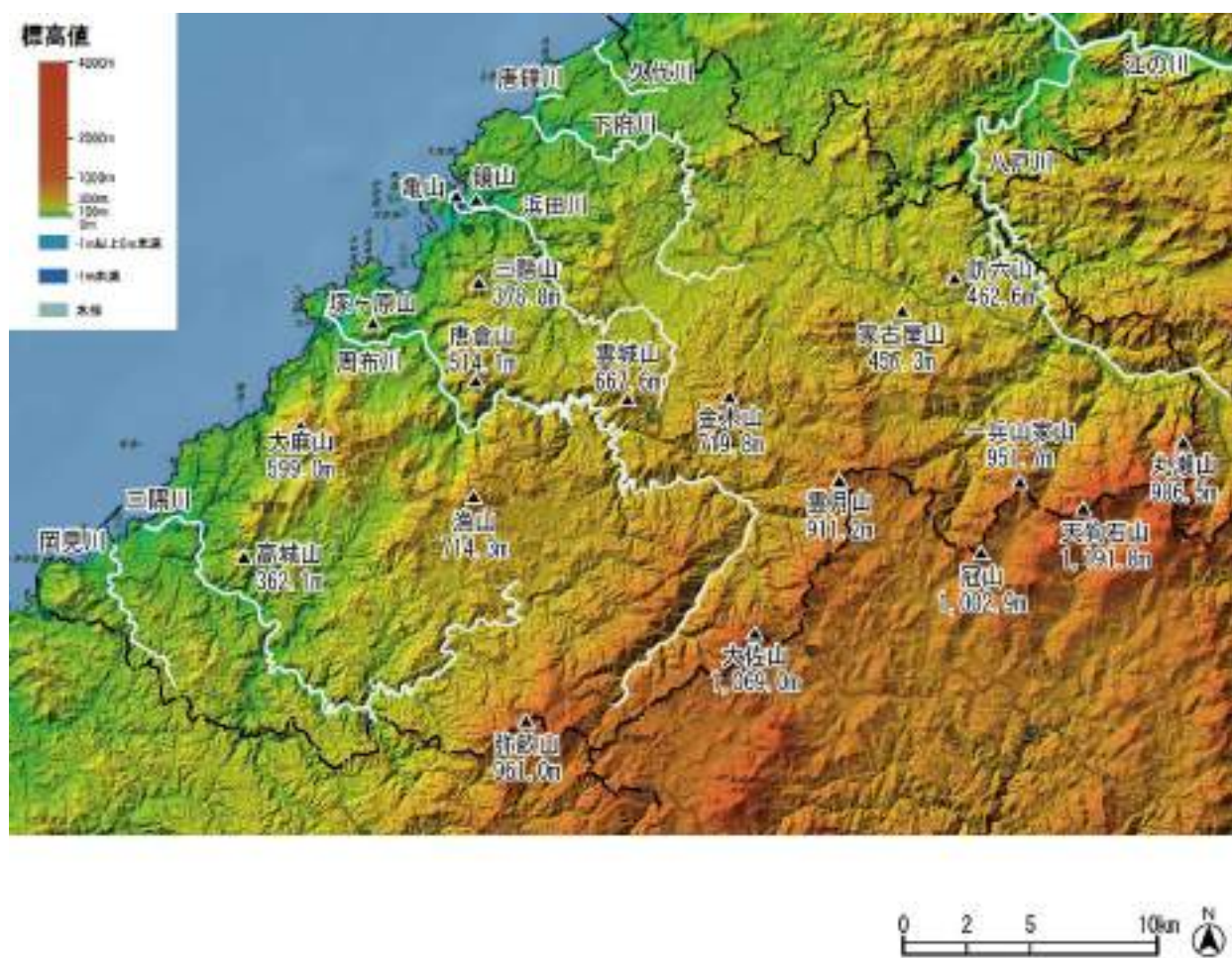
1 地形

浜田市の大部分は山地（中国山地等）や丘陵地で、中国山地は広島県との県境に天狗石山^{てんぐいしやま}（1,191.8m）、大佐山^{おおさやま}（1,069.0m）など1,000m前後の山々が連なり、大きくは北方向に緩やかに傾斜し、一部は日本海に迫っています。

また、沿岸部は、切り立ったリアス地形と砂丘海岸からなり、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。

さらに、市域に河口を持つ下府川^{しもこうがわ}、浜田川^{はまたがわ}、周布川^{すふがわ}、三隅川^{みすみがわ}等、及び江の川水系の八戸川^{ごうかわ}等の河川が流れており、水資源に恵まれています。河川の下流域は平地を形成し、市街地や農地が展開しています。

全体としてまとまった平地は少ない中で、豊かな自然を有した中山間地域が広がり、国土及び環境の保全や水資源の涵養等に大きな役割を果たしています。



出典：国土交通省国土地理院「電子国土web色別標高図(2023.10.1時点)」をベースに加工・編集して掲載。

図 1-4 浜田市の地形

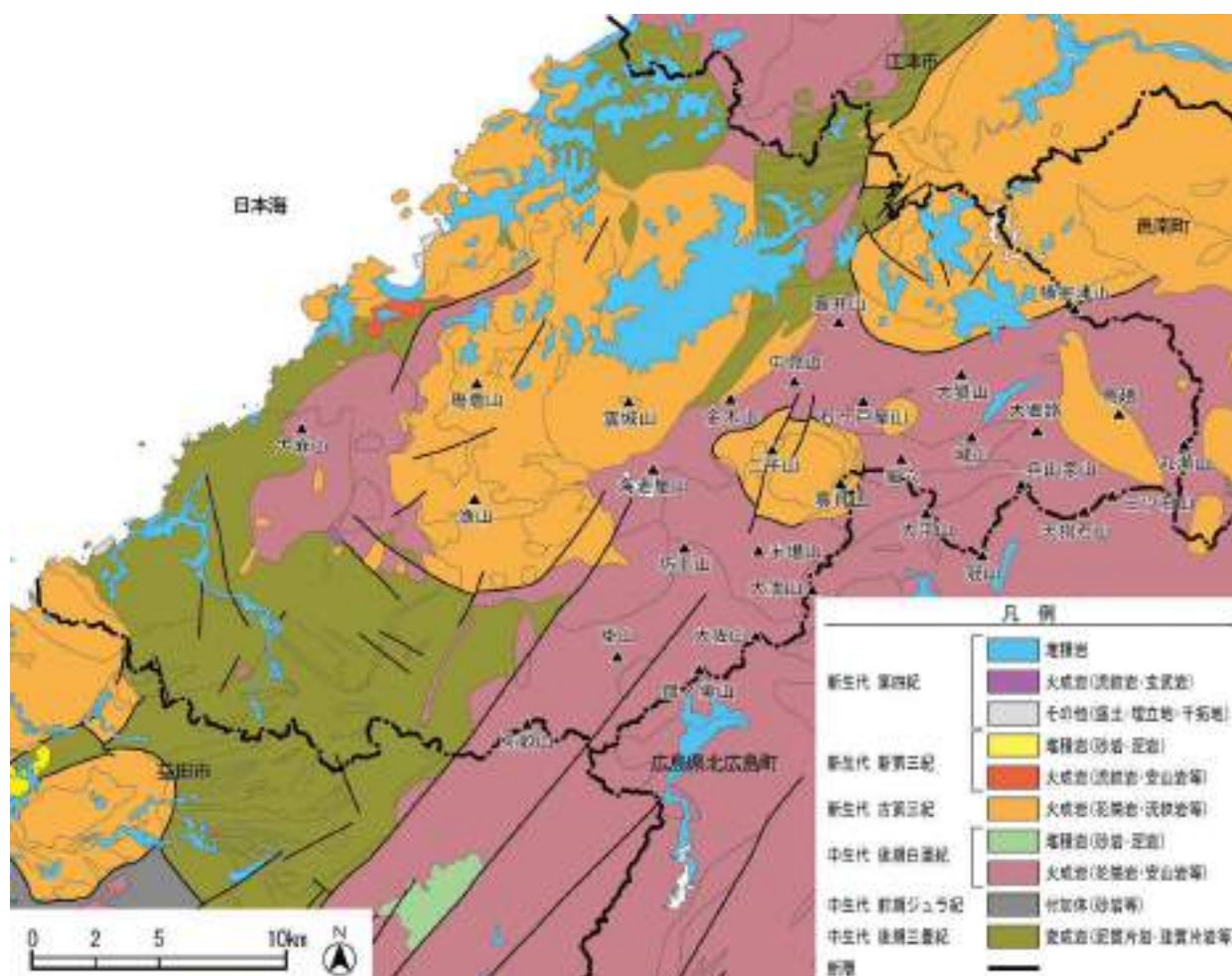
2 地質

浜田市南部の中国山地の稜線近くは、中生代後期と新生代古第三期の火成岩が中心となり、ところどころに新生代第四期の堆積岩が分布します。

また、市域の西及び北部は沿岸部から内陸部にかけて、中生代後期の変成岩が入り込んでおり、特に南部は面的に広がっています。

さらに、断層は、海岸線及び中国山地の稜線とほぼ並行になっており、西部の堆積岩地帯やその周辺が内陸方向（ほぼ海岸線等と直角）に通っています。

地質に関する文化財には、西部の三隅町井野に鉄鉱石を産出していた井野鉱山跡があり、中央部に広がる火成岩地帯の西端付近に位置します。また、美又温泉と旭温泉が市域東部の内陸に、湯屋温泉が中央部のやや東に立地し、これらに近い江津市には有福温泉などがあります。



出典：20 万分の 1 日本シームレス地質図 V 2（産総研地質調査総合センター）を加工・編集して掲載。

図 1-5 浜田市の地質

3 気候

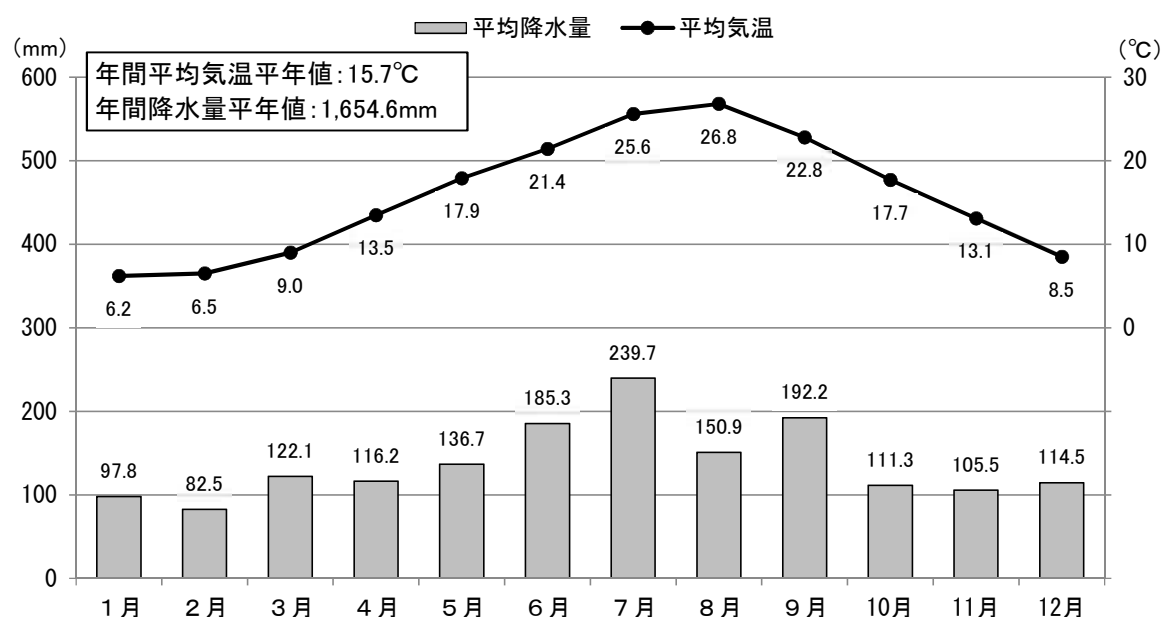
■沿岸部の気温と降水量

浜田市の沿岸部は、対馬海流の影響により温暖で、冬季の積雪も少なく、観測所「浜田」の年間平均気温平年値は 15.7℃、年間降水量平年値は 1,654.6mm となっています（平成3年(1991)～令和2年(2020)平均）。

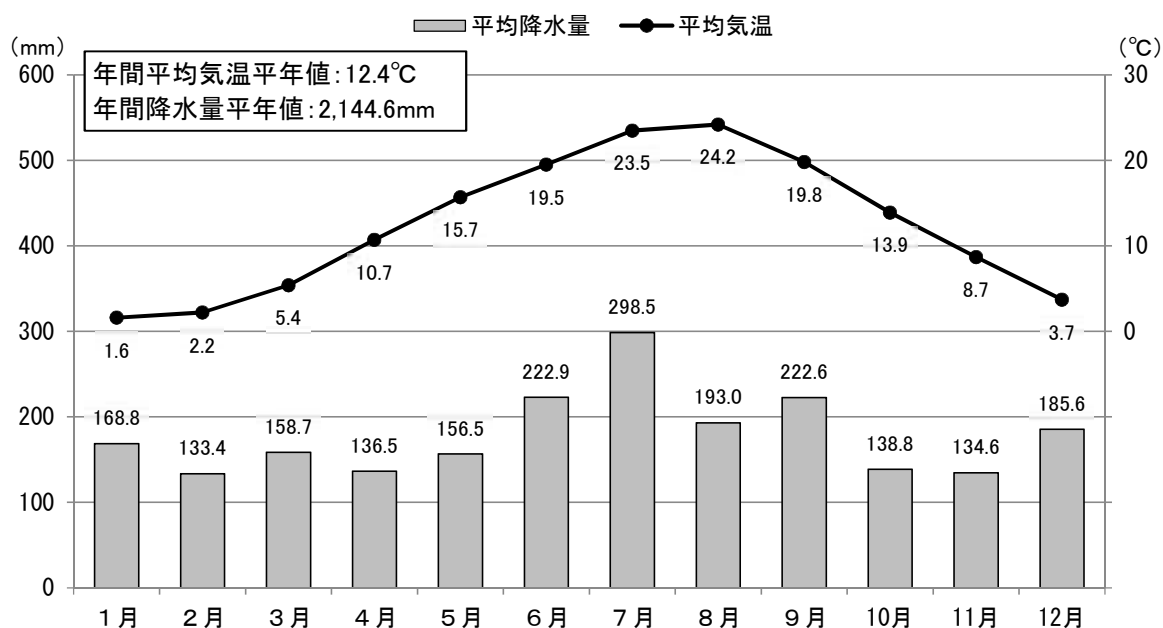
■内陸（山地）部の気温と降水量

内陸（山地）部の年間平均気温平年値は、観測所「弥栄」において 12.4℃、年間降水量平年値は 2,144.6mm となり、沿岸部と比べて気温は 3.3℃低く、降水量は 490 mm多くなっています（上記同様の平均）。

また、冬季は頻繁に降雪があり、最深積雪は 40 cmとなっています。



資料：気象庁・気象データ(浜田) 平成3年(1991)～令和2年(2020)平均



資料：気象庁・気象データ(弥栄) 平成3年(1991)～令和2年(2020)平均

図 1-6 月平均気温と降水量

4 動植物

(1) 動物

ア 浜田市で見られる主要な動物

1) 陸の動物

浜田市には、本州に生息する哺乳類、鳥類、は虫類、昆虫等の陸上動物の多くが生息します。

これらの中には、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ、カラス、カワウ、ツキノワグマ（以上「浜田市鳥獣被害防止計画」における対象鳥獣※¹）といった有害鳥獣も生息しています。特に、イノシシによる水稻被害、ツキノワグマによる果樹被害が大きいです。また、スズメバチなど人的被害につながる昆虫なども生息します。

2) 海・川の動物など

浜田市は日本海に面しており、湾や近海にはスルメイカ、アナゴ、ノドグロ（アカムツ）、バトウ（マトウダイ）、マダイ、マアジ、カレイ、アマダイ、シイラ、アワビ、サザエ、ウニなど多種の魚介類が生息し、漁業を支えています。さらに、磯にはヒトデ、ヤドカリ、ウミウシなどの生物もあり、環境学習などにも役立っています。

一方で、内臓に猛毒「パリトキシン」を含むことがあるソウシハギ、食中毒を引き起こすキンシバイ（巻貝）も生息しています。

また、藻類は動物ではなく、「原生生物界」に属していますが、ここでは海の生きものということで取り上げると、アカモク、ヤツマタモク、オオパモク、ノコギリモク、アラメ、クロメ、ワカメなどがあり、漁業において重要な藻場を形成しています。

川の生きものは、ドジョウ、ハエ、ヨシノボリ、ゴリ、カワニナ、アカハライモリ、イシガメ、サワガニ、ヤゴ及び溪流魚であるヤマメ、アマゴ、イワナなどです。また、コイ、ウナギ、アユ、モズクガニなどの川漁の対象となる生きものを含め、多様な生きものが生息しています。



写真 1-1 どんちっち三魚※²
上から「どんちっちアジ」、「どんちっちカレイ」、「どんちっちノドグロ」

※1 鳥獣

鳥獣保護管理法では「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義。

※2 どんちっち三魚

「どんちっち」とは、石見神楽の幼児言葉で、お囃子（はやし）の音が「どんちっち、どんちっち」と聞こえてくることに由来し、これが転じて石見神楽全体を意味するようになりました。

石見を代表する神楽と同様に、浜田を代表するアジ、ノドグロ（アカムツ）、カレイが「どんちっち三魚」と名付けられました。「どんちっち」と名付けられるのは、漁獲時期、サイズ、脂質などの基準を満たしたものです。

イ 浜田市における絶滅のおそれのある動物

浜田市における絶滅のおそれのある動物について、『改訂しまねレッドデータブック(2013 植物編・2014 動物編)～島根県の絶滅のおそれのある野生動植物～』から確認すると、動物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類(島根県)は、次のものが記載されています。なお、生息地として「西部」(浜田市等)に該当しますが、前記のレッドデータブックにある分布図に示されていないものが、動物では多数存在します(植物は一部)。

○哺乳類：ニホンモモンガ、ヤマネ(以上2種、絶滅危惧Ⅱ類)

○昆虫類：イソチビゴミムシ、カバフキシタバ、タガメ、ハラビロハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ、カワラハンミョウ、ハラビロハンミョウ、カワラバッタ、マイコアカネ、ヒョウモンモドキ、ホシチャバネセセリ(以上11種、絶滅危惧Ⅰ類)、コオイムシ、キイロヤマトンボ、サイカチマダラキジラミ、ネアカヨシヤンマ、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲ中部・近畿・中国地方亜種(以上6種、絶滅危惧Ⅱ類)

○クモ類：イソコモリグモ(絶滅危惧Ⅱ類)

この他、絶滅のおそれのある鳥類なども生息又は飛来していると考えられます。



出典：改訂しまねレッドデータブック(2013 植物編・2014 動物編)

※メッシュごとの動植物：分布図(主な確認地)に示されている動植物

・市域外を含むメッシュは、隣接市町(県内)に生息・生育する動植物を含む。

図 1-7 浜田市における動植物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類(島根県)の状況(主要な確認地)

(2) 植物

ア 植生

浜田市の植生自然度は、中国山地の稜線付近や沿岸部の東及び西側に二次林（自然に近いもの）が、周布川の流域などに二次林が、ある程度まとまった形で分布しています。

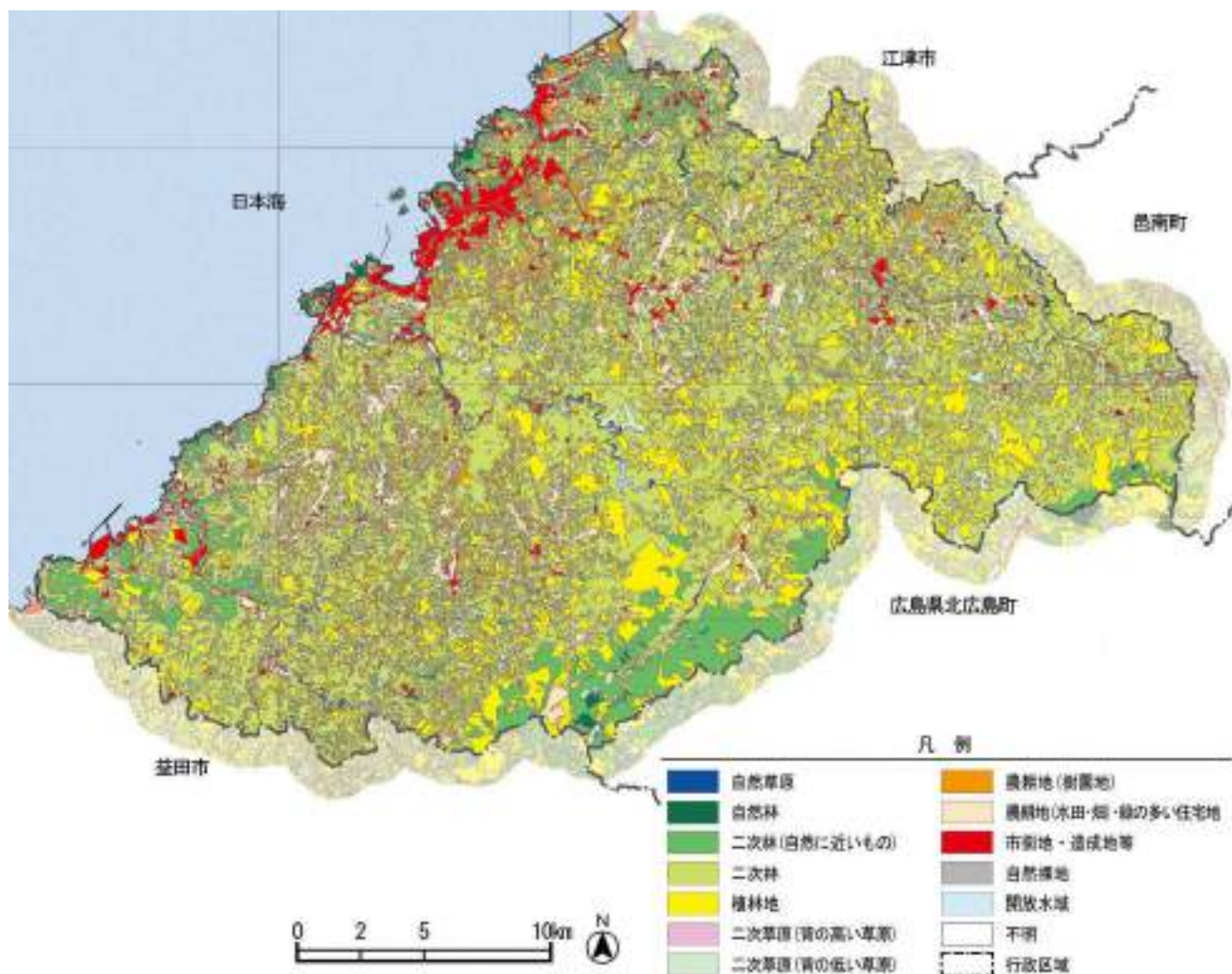
また、沿岸部等の一部では市街地等が形成されています。

自然林のブナ群集等は、中国山地の稜線付近及び臨海部の極一部で確認することができます。その他では、二次林、植林地、外来種草原・農耕地（樹園地）等が混在した状況にあります。

表 1-1 植生自然度の区分（「図 1-8 浜田市の植生自然度」の凡例の説明）

植生 自然度	区分基準
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林 ・エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林 ・クレーミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	外来種植林・農耕地（樹園地） ・竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原・農耕地（水田・畑） ・外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等 ・市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：環境省自然環境局生物多様性センター資料



出典：1/2.5 万植生図 GIS データ (環境省自然環境局生物多様性センター) を加工・編集して掲載。

図 1-8 浜田市の植生自然度

イ 浜田市における絶滅のおそれのある植物

浜田市における絶滅のおそれのある植物について、『改訂しまねレッドデータブック (2013 植物編・2014 動物編)～島根県の絶滅のおそれのある野生動植物～』、及びそれを反映したメッシュ地図から確認すると、植物の絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類 (島根県) は、次の維管束植物が記載されています。

○維管束植物：アイズシモツケ、イワタバコ、ウドカズラ、オオバヌスビトハギ、オオミクリ、コバノトンボソウ、サイカチ、シマサルナシ、シモバシラ、スイラン、トキソウ、ノグサ、バイケイソウ、ハマサジ、ハマナタナメ、フナバラソウ、ハウロクイチゴ、ホソバショリマ、ミヤマウメモドキ、ヤナギタンポポ (以上 20 種、絶滅危惧Ⅰ類)、アオベンケイ、アラゲナツハゼ、エビネ、オキナグサ、カキラン、カンコノキ、カンボク、ギンラン、クシバタンポポ、サカキカズラ、サワギキョウ、サワリソウ、シラヒゲソウ、テツホシダ、トウササクサ、トモエソウ、ナツエビネ、ナンカイイタチシダ、ハマナデシコ、ビッチョウフウロ、ヒメミクリ、ビロウドシダ、ホソバママコナ、ムラサキミミカキグサ (以上 24 種、絶滅危惧Ⅱ類)

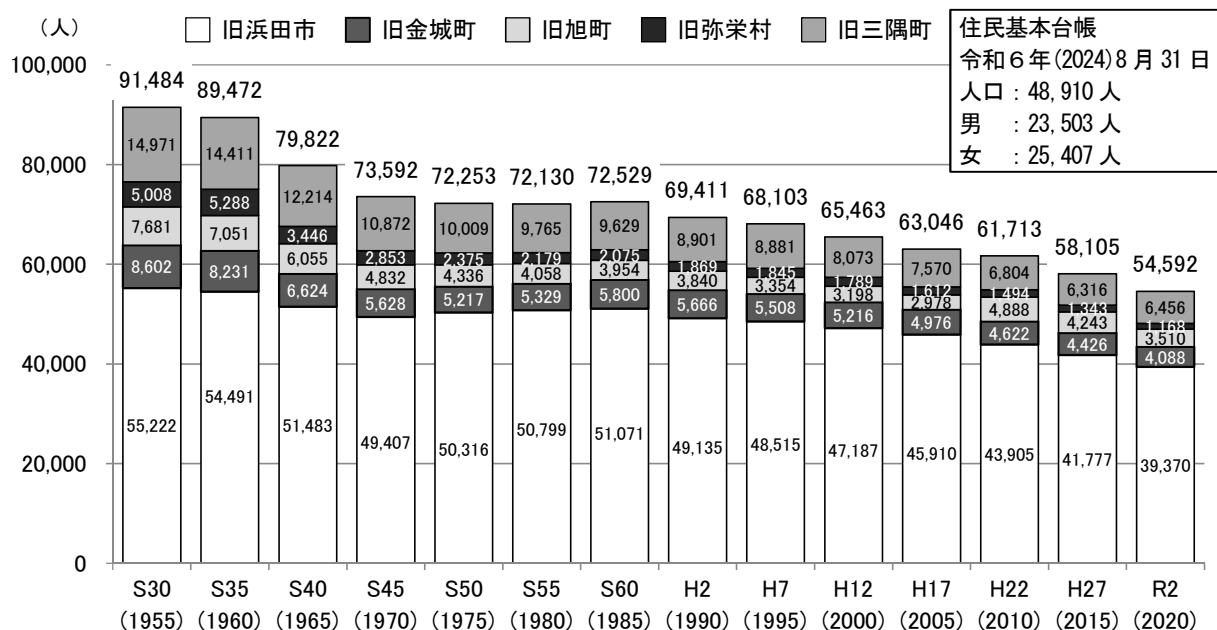
第3節 社会環境

1 人口

(1) 人口及び年齢構成の推移

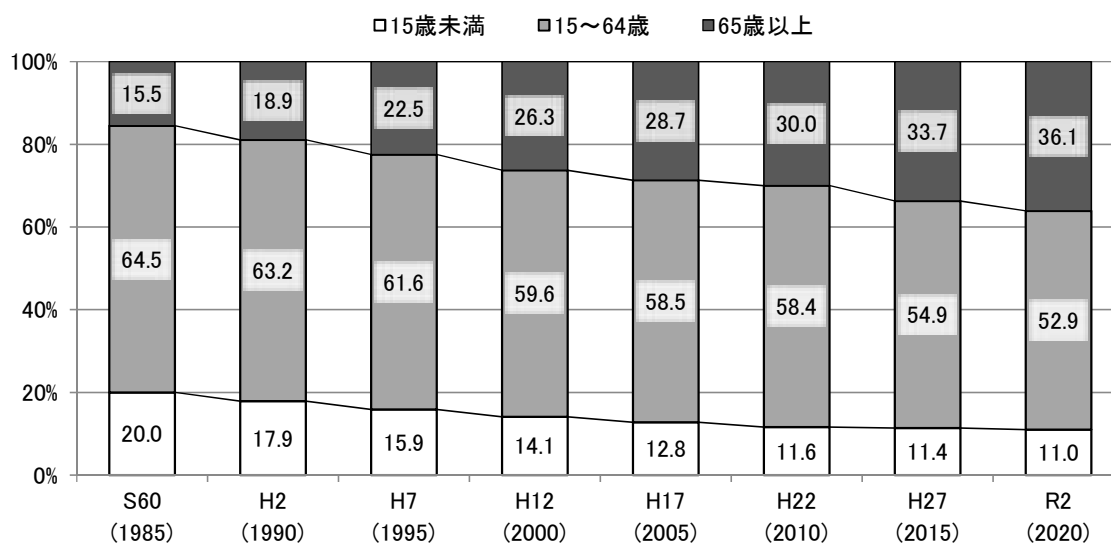
浜田市の人口を国勢調査でみると、令和2年(2020)現在 54,592 人であり、昭和30年(1955)の 91,484 人をピークに減少を続けています。なお、令和6年(2024)8月末現在の人口（住民基本台帳）は 48,910 人（男 23,503 人、女 25,407 人）となり、減少傾向が続いています。

また、年齢構成を3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）でみると、令和2年(2020)現在、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）が 36.1%と、県平均（34.4%）及び国（28.7%）と比べ高く、かつ、増加傾向が続き、年少人口（15歳未満人口）比率の減少と併せ、少子高齢化が進んでいます。



出典：国勢調査

図 1-9 浜田市の人口の推移



出典：国勢調査

図 1-10 浜田市の年齢構成の推移

(2) 浜田市の人口推計と目指す人口

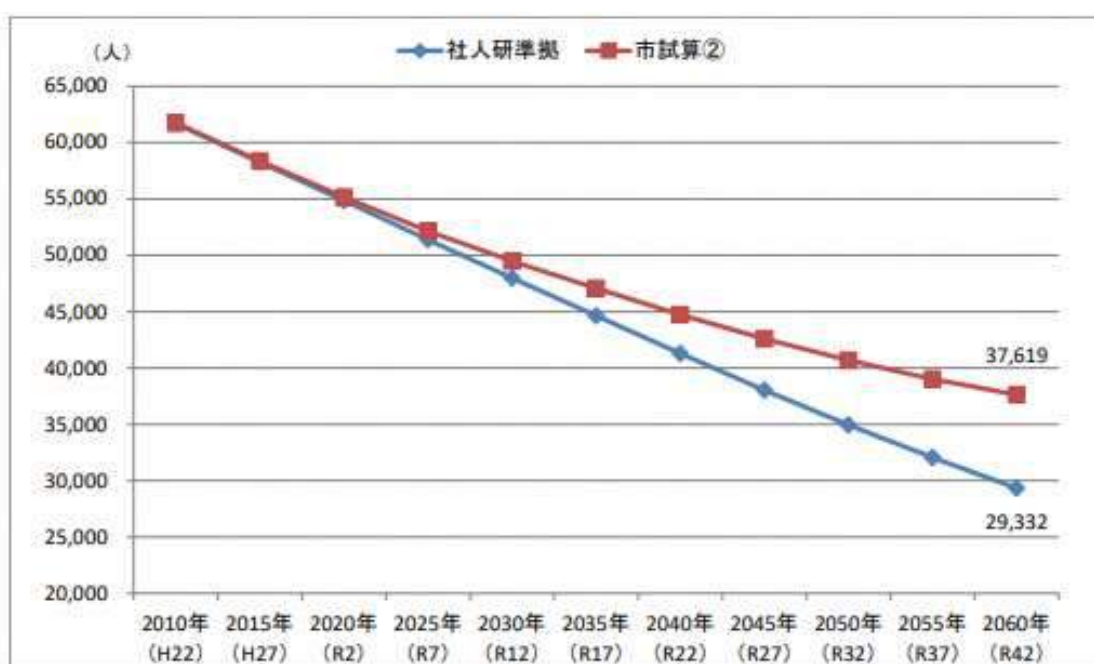
浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年(2015)10 月、令和元年(2019)11 月改訂）における人口ビジョンは、出生率で 3 つのパターンを設定し、その中間値で推計した人口を「市試算②」とし、目指す人口を検討する基本データとしています。

この推計をもとに、本市の目指す自然動態、社会動態の目標は次のとおりとし、その実現に向けた施策に取り組んでいくこととしています。

○合計特殊出生率は令和22年(2040)までに2.17を目指す。

○社会増減は令和22年(2040)までに転入・転出を均衡させて±0を目指す。

○これにより、令和22年(2040)には37,600人の人口を確保する。



出典：浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

図 1-11 浜田市の人口推計

2 産業

浜田市の産業を就業者数からみると、令和2年(2020)において第3次産業が19,329人(全体の71.2%)、第2次産業が5,809人(同21.4%)、第1次産業が1,588人(同5.8%)となり、第3次産業、第2次産業が中心です。

就業者数の推移(平成27年(2015)～令和2年(2020))をみると、5年間で1,101人、率にして3.9%減少しています。産業別にみると、いずれも減少していますが、減少率は第1次産業が21.1%と突出しており、第3次産業は3.6%、第2次産業が0.4%に留まっています。

就業者数の減少は、産業の維持・活性化、人口の維持などにも影響し、特に第1次産業の就業者の減少からは、文化的景観(棚田・田園景観、漁港・漁村など)や食文化などの維持・継承が難しくなることが懸念されます。

表 1-2 浜田市の産業別就業者数

産業分類		平成 27 年(2015)				令和 2 年(2020)			
		就業者数 (人)	構成比 (%)	合計 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	合計 (人)	構成比 (%)
第1次	A 農業、林業	1,742	6.2	2,013	7.1	1,387	5.1	1,588	5.8
	うち農業	1,604				1,267			
	B 漁業	271	1.0			201	0.7		
第2次	C 鉱業、採石業、砂利採取業	24	0.1	5,830	20.6	14	0.1	5,809	21.4
	D 建設業	2,519	8.9			2,830	10.4		
	E 製造業	3,287	11.6			2,965	10.9		
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	286	1.0	20,046	70.9	294	1.1	19,329	71.2
	G 情報通信業	181	0.6			142	0.5		
	H 運輸業、郵便業	1,354	4.8			1,288	4.7		
	I 卸売業、小売業	4,284	15.2			3,897	14.4		
	J 金融業、保険業	546	1.9			473	1.7		
	K 不動産業、物品賃貸業	312	1.1			332	1.2		
	L 学術研究、専門・技術サービス業	681	2.4			617	2.3		
	M 宿泊業、飲食サービス業	1,437	5.1			1,373	5.1		
	N 生活関連サービス業、娯楽業	1,099	3.9			999	3.7		
	O 教育、学習支援業	1,418	5.0			1,428	5.3		
	P 医療、福祉	4,665	16.5			4,715	17.4		
	Q 複合サービス事業	475	1.7			427	1.6		
	R サービス業(他に分類されないもの)	1,593	5.6			1,745	6.4		
	S 公務(他に分類されるものを除く)	1,715	6.1			1,599	5.9		
	T 分類不能の産業	368	1.3	368	1.3	430	1.6	430	1.6
合 計		28,257	100.0	28,257	100.0	27,156	100.0	27,156	100.0

出典：国勢調査

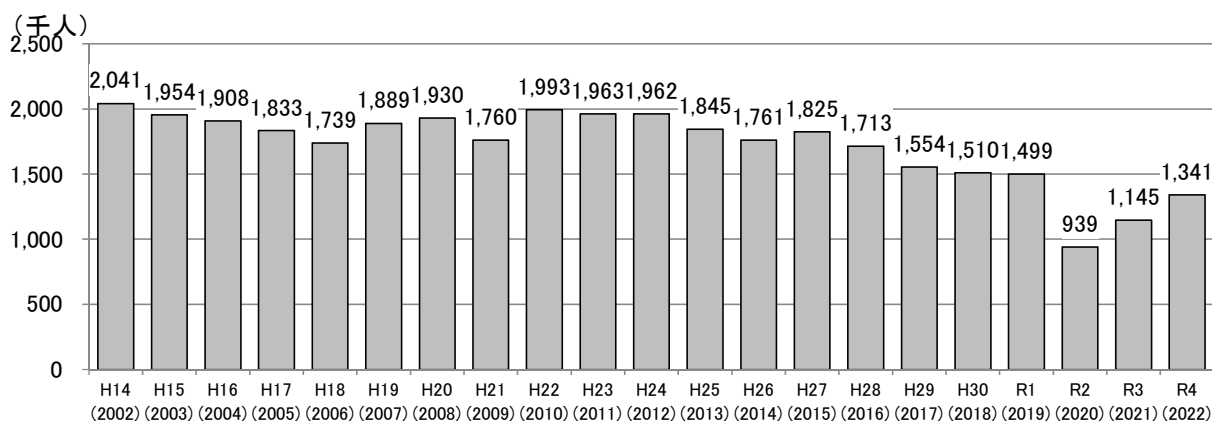
3 入込観光客数と主要観光資源

(1) 入込観光客数

浜田市の入込観光客数は、令和4年(2022)において約134万人であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に向け回復しつつあります。

平成14年(2002)からの推移をみると、平成14年(2002)には約204万人でしたが、平成18年(2006)にかけて減少し、その後、増加した年もありますが200万人を超えることはなく、平成29年(2017)以降は、コロナ禍の影響が大きかった令和2年(2020)・3年(2021)を除くと、概ね150万人前後で推移しています。

また、入込観光客の多い観光地は、石見海浜公園が令和4年(2022)に約53万人と突出し、次いで「はまだお魚市場」が約16万人となり、これら以外は9万人以下です。



出典：島根県観光動態調査結果

図 1-12 浜田市の入込観光客数の推移

(2) 主要観光資源

浜田市の観光資源は、島根県観光動態調査の観光地点として取り上げられている23か所の他、浜田市観光協会ホームページで紹介される観光スポットがあり、これらの立地状況は下図のようになります。沿岸部から中山間地にわたり、多様な観光資源があります。



図 1-13
浜田市の主要な
観光資源の立地状況



出典：島根県観光動態調査結果

図 1-14 浜田市の観光地点別入込観光客数

4 文化財の保存・活用に関する公共施設

浜田市における文化財の保存・活用に関する公共施設は、下図及び次頁のようになります。

なお、浜田市は平成 17 年(2005)に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町が合併し発足したことから、浜田地域・金城地域・旭地域・弥栄地域・三隅地域から構成されています。行政施設は、本庁舎(市役所)と4の支所(金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所)があり、図書館もそれぞれの地域に所在しています。また、住民の地域活動等の拠点となるまちづくりセンターが26施設(26地区)あり、浜田地域には、さらに9つの分館があります。

浜田市世界子ども美術館や石正美術館も、絵画を中心に文化財の保存・活用に関係します。

文化財の保存・活用と直接的に関係する資料館等は、8施設が各地域に所在し、浜田、金城、三隅の各地域には2施設があります。



図 1-15 文化財の保存・活用に関する公共施設

表 1-3 文化財の保存・活用に関する公共施設の概要

(1/2)

区分	施設名称	所在地	備考
行政機関	浜田市役所	浜田市殿町1	
	浜田市金城支所	浜田市金城町下来原171	
	浜田市旭支所	浜田市旭町今市637	
	浜田市弥栄支所	浜田市弥栄町長安本郷542-1	
	浜田市三隅支所	浜田市三隅町三隅1434	
図書館	浜田市立中央図書館	浜田市黒川町3748-1	
	浜田市立金城図書館	浜田市金城町下来原171	
	浜田市立旭図書館	浜田市旭町今市637	
	浜田市立弥栄図書館	浜田市弥栄町木都賀イ528-1	
	浜田市立三隅図書館	浜田市三隅町古市場2002	
まちづくりセンター (26 施設) ※分館を含めると 35 施設	はまだ 浜田まちづくりセンター	浜田市殿町6-1	
	いわみ 石見まちづくりセンター	浜田市黒川町131-2	5 分館（細谷、後野、佐野、長見、宇津井）
	ながはま 長 浜 まちづくりセンター	浜田市熱田町1441-18	
	すふ 周布まちづくりセンター	浜田市周布町イ374	
	みかわ 美川まちづくりセンター	浜田市内村町592-1	2 分館（西、東）
	こくふ 国府まちづくりセンター	浜田市国分町1981-136	2 分館（宇野、有福）
	たいま 大麻まちづくりセンター	浜田市西村町1038-8	
	くざ 久佐まちづくりセンター	浜田市金城町久佐イ575-7	
	いまふく 今 福 まちづくりセンター	浜田市金城町今福105-2	
	みまた 美又まちづくりセンター	浜田市金城町追原177-1	
	くもぎ 雲城まちづくりセンター	浜田市金城町下来原171	
	はぎ 波佐まちづくりセンター	浜田市金城町波佐イ441-1	
	おぐに 小国まちづくりセンター	浜田市金城町小国イ160-1	
	いまいち 今 市 まちづくりセンター	浜田市旭町今市641-1	
	きた 木田まちづくりセンター	浜田市旭町木田219-13	木田生活改善センター内
	わだ 和田まちづくりセンター	浜田市旭町和田1284	
	つかわ 都川まちづくりセンター	浜田市旭町都川889	都川高齢者活動促進センター内
	いちぎ 市木まちづくりセンター	浜田市旭町市木2919-2	市木生活改善センター内
	やすぎ 安城まちづくりセンター	浜田市弥栄町長安本郷544-1	
	きつか 杵束まちづくりセンター	浜田市弥栄町木都賀イ526-4	
	おかみ 岡見まちづくりセンター	浜田市三隅町岡見516	
	みほ 三保まちづくりセンター	浜田市三隅町湊浦120	旧三保小学校跡地
	しらすな 白 砂 まちづくりセンター	浜田市三隅町折居883	旧白砂小学校跡地
	なすみ 三隅まちづくりセンター	浜田市三隅町向野田581	旧三隅小学校跡地
	くろさわ 黒 沢 まちづくりセンター	浜田市三隅町下古和1518	旧三隅南小学校
	いの 井野まちづくりセンター	浜田市三隅町井野へ1816-2	旧井野中学校

表 1-3 文化財の保存・活用に関する公共施設の概要

(2/2)

区分	施設名称	所在地	備考
その他社会教育施設等	資料館等		
	浜田郷土資料館	浜田市黒川町3746-3	本市の歴史や人々の生活などに関する資料を収集、保管、展示する
	浜田城資料館	浜田市殿町83-246	浜田城や北前船寄港地として日本遺産に認定された外ノ浦をはじめ、歴史的建造物である御便殿を紹介する施設
	金城民俗資料館	浜田市金城町波佐イ426-1	国指定の重要有形民俗文化財「波佐の山村生産用具」、県指定有形民俗文化財「波佐の山村生活用具」などの民具を展示
	金城歴史民俗資料館	浜田市金城町波佐イ438-1 ※金城民俗資料館と近接して立地	たたら蔵と呼ばれていた建物を展示施設として整備したもので、石見地域のたたら製鉄にまつわる「二丁フイゴたたら」の設備や用具、古文書などを展示
	旭歴史民俗資料館	浜田市旭町今市626-1	紙すきの用具を中心に山間部の農村の生産生活を示す資料、衣食住の生活用具を展示
	弥栄郷土資料展示室	浜田市弥栄町長安本郷325-1	弥栄地域で出土した考古資料やいろいろな民具を展示
	三隅歴史民俗資料館	浜田市三隅町三隅1539-1	三隅の歴史と生活に関する資料を約 4,000 点収蔵・展示。主な展示品は竈立横穴墓出土品、石州半紙の紙漉き道具、生活民具、漁具など
	石州和紙会館	浜田市三隅町古市場589	ユネスコ無形文化遺産である「石州半紙」や伝統的工芸品「石州和紙」の歴史や技術を学ぶことができる施設。各種和紙製品の展示や工程の見学の他、紙漉きの体験などができる
	美術館		
	浜田市世界こども美術館	浜田市野原町859-1	子どもから大人まで「みること」と「つくること」の両方が楽しめる美術館で平成 8 年(1996)11 月に開館
	せきしょう 石 正 美術館	浜田市三隅町古市場589	日本画家・石本正（いしもと しょう：本名は「ただし」…三隅町出身）からの作品寄贈を受けて、平成 13 年(2001) 4 月に開館

5 地域・地区区分と概況

(1) 5つの地域の概況

それぞれの地域の概況・特性は次のようになります。

■浜田地域

浜田地域には、「浜田八景」として親しまれてきた石見豊ヶ浦や国府海岸など日本海に臨む美しい海岸があり、浜田海岸県立自然公園、石見海浜公園にもなっています。海辺からの夕日も絶景で、当地域に位置する道の駅は「ゆうひパーク浜田」と名付けられています。

また、三階山や大麻山、鏡山、漁山などの山並みが市街地の背景となり、緑の景観と自然環境が息づいています。

こうした環境の中に、浜田城跡や多陀寺、周布古墳等の文化財が所在し、商業や漁業を支える浜田漁港、商店街や公共施設、住宅地等がある市街地、佐野や美川等の農村集落などが展開します。

地域内の小中学校の校歌には、「石見の海、亀山の松の緑」（原井小学校）、「三階山のいただき、はるかに青い海原」（旧雲雀丘小学校）、「塚原山は美しく、水清らかな周布川」（周布小学校）、「三階の山の薄緑、汐の音ひたす茜雲」（浜田一中）、「城址に月のかげ清く、雲たちわたる三階山」（浜田二中）等、地域の文化財や自然もうたわれています。

■金城地域

金城地域には、地域の名前の由来となった金木山や雲城山の山々が連なり、周布川と相まって豊かな自然を体感することができます。

こうした環境の中に、常磐山八幡宮や下来原八幡宮などの寺社に、様々な祭事があり、山間の農山村集落や棚田、里山なども魅力的な景観となっています。

また、浜田市を代表する美又温泉などの温泉地では、ホテルの観察・鑑賞、雪景色・町並みなどの景観も楽しむことができます。

地域内の小中学校の校歌には、「朝日に映ゆる雲城山」（雲城小学校）、「朝が来た金城の山に」（今福小学校）、「雪白銀の大佐山、周布上流のそのほとり」（波佐小学校）、「雲わきあがる金城山、源平峠の丘の上」（金城中学校）といった地域の文化財や自然もうたわれています。

■旭地域

旭地域には、今市城山とも呼ばれる家古屋山が、浜田市旭支所などが所在する中心集落の近くにそびえ、中国山地の稜線には天狗石山や冠山などの山々が連なっています。また、都川や八戸川などの江の川水系の河川が、ダム湖（八戸ダム）を含め水辺の環境を形づくっています。

こうした環境の中に、石見三門の一つを有する正蓮寺をはじめとした寺社、「日本の棚田百選」にも選ばれた都川の棚田などの農山村集落、旭温泉などがあります。

地域内の小中学校の校歌には、「家古屋の城あととおおぎつつ、家古屋の瀬音聞きながら」（旧今市小学校）、「山河は緑なり、つもる歴史の跡たずね」（旧和田小学校）、「丸瀬山、天狗山、市木川、来尾川」（旧市木小学校）、「家古屋川流れは清く」（旭中学校）といった地域の文化財や自然もうたわれています。

■弥栄地域

弥栄地域には、希少なブナの原生林を有する弥畝山や漁山などの農山村集落の背景となる山並みがあります。また、小角川、長安川などの多くの中小河川や松ヶ谷溪谷、御部ダム、大長見ダムが水辺の環境を形づくっています。

こうした環境の中に、長安八幡宮、勝竜寺、浄久寺など多くの寺社があり、石見神楽や田囃子などの伝統芸能が上演される弥栄ふるさとまつりや弥栄産業まつりも行われます。

地域内の小中学校の校歌には、「弥畝の空が朝を呼ぶ、長安川が風さそう」（弥栄小学校）、
「弥畝いさを父母と仰ぎてたてる（弥畝いさりととは、弥畝山、漁山を指す）」（弥栄中学校）
といった地域の文化財や自然もうたわれています。

■三隅地域

三隅地域には、折居海岸や田ノ浦海岸などが日本海に臨み、大麻山や高城山からは、それらの海岸線や日本海に注ぐ三隅川を見渡すことができます。また、海岸付近から望む夕日は絶景であることから、当地域に位置する道の駅は、浜田地域の道の駅と連携し「ゆうひパーク三隅」と名付けられています。

こうした環境の中に、三隅大平桜や三隅梅林、三隅公園のツツジなどからなる名勝地、龍雲寺や三隅神社などの寺社、田囃子や石州和紙といった地域の伝統文化が継承されています。

また、室谷集落に広がる棚田は「日本の棚田百選」にも選ばれており、湊浦、須津、青浦などの漁村は、生活・生業の場であるとともに、魅力的な景観となっています。

地域内の小中学校の校歌には、「水澄みわたる三隅川、コバルトブルーの日本海、そびえる峰は高城山」（三隅小学校）、「あかつき映ゆる大島かげを寄せてはかえす波のひびき」（岡見小学校）、「高城の遙かな峰」（三隅中学校）といった地域の文化財や自然もうたわれています。

(2) 地域を構成する地区の概況

地域は次のように 26 の地区により構成され、各地区にはまちづくりセンターが設置されています。なお、まちづくりセンターは地域活動等の拠点であるとともに、一部を除き、各種証明書の発行など、地域行政窓口の機能も備えています。

＜各地域を構成する地区とまちづくりセンター：26 施設（分館を除く）＞

- 浜田地域：7 地区…浜田、石見、長浜、周布、美川、国府、大麻
- 金城地域：6 地区…久佐、美又、今福、雲城、波佐、小国
- 旭地域：5 地区…今市、木田、和田、都川、市木
- 弥栄地域：2 地区…安城、杵束
- 三隅地域：6 地区…岡見、三保、白砂、三隅、黒沢、井野

これら地区の位置は下図のとおりであり、地区ごとの概況は、次頁からの表に整理しています。

なお、表に人口と高齢化率、その推移を記載しているのは、文化財の保存・活用、まちづくりの担い手の確保において、人的な課題を把握するためです。このデータから、一部地域を除き、多くの地区で人口の減少（過疎化）、高齢化の進行により、人材の確保が難しくなりつつあることが想定されます。



図 1-16 地域・地区及びまちづくりセンターの立地状況

表 1-4 地区別概況・人口・高齢化率

(1/3)

地域・ 地区名	地区の概況	上段：人口(人) 下段：高齢化率(%) ※各年とも8月末	
		R 1 (2019)	R 6 (2024)
浜田 地域	浜田	・浜田地域の中央部に位置し、市役所や中心市街地などが所在し、都市拠点形成している。	8,776
		・漁港、住宅地、商店街、寺社、官公庁、教育文化施設などがある。	8,071
	石見	・浜田城跡（県史跡）、日和山方角石（市史跡）、浜田城裏門跡（同）などがある。	36.7
			37.4
	長浜	・浜田地区とともに都市拠点を形成している。	12,795
		・金城地域、弥栄地域とも隣接し、広い管轄区域となっている。	11,636
	周布 ※大 麻を 含む	・教育、商業・業務、金融、医療、JR 山陰本線浜田駅等の施設があり、人口の集積しているエリアと農地・自然を中心としたエリアによって構成されている。	30.9
		・県立浜田高等学校第二体育館（国登録有形）などがある。	33.1
	美川	・入江状に日本海に面した臨海部の地区で、浜田港の中心部となっている。	5,211
		・東は石見地区、西は周布地区となり、南の内陸側は美川地区となる。	4,780
金城 地域	国府	・長浜天満宮には江戸時代から伝わる長浜八朔花祭りなどがある。	37.6
		・黄長石霞石玄武岩（県天然記念物）などがある。	39.0
	久佐	・周布川の下流部、日本海に面した地区で、河口近くに平地部が形成され、住宅地や商業地などが所在している。	5,308
		・長浜地区の西隣であり、西の大麻まちづくりセンターの管轄を含み、南の内陸側は美川地区となる。	4,972
	今福	・鳶巣城跡（市史跡）のほか、多数の古墳などがある。	32.4
			34.1
	久佐	・浜田地域の南西の内陸部の地区であり、小規模な盆地や周布川沿いに比較的まとまった平地（田園、集落等）があるが、山地、丘陵地を中心とした地区である。	1,729
		・市街地に近い中山間地域である。	1,564
	今福	・神楽木彫面（市有形の民俗文化財）などがある。	44.3
			47.2
金城 地域	久佐	・本市の臨海部の北部で、東隣は江津市である。	5,790
		・本地区西部の下府川河口部を中心に市街地が形成されている。	5,455
	今福	・石見畳ヶ浦（国天然記念物）のほか、石見国分寺跡（国史跡）や下府廃寺塔跡（同）などの文化財が多数所在している。	35.4
		・石見海浜公園、島根県立しまね海洋館アクアス、サン・ビレッジ浜田などの施設がある。	36.1
	今福	・金城地域の中央東部に位置し、久佐川（江の川水系）沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半は山地となっている。	333
		・神楽社中、田囃子保存会、地芝居「山陰久佐松竹座」といった多くの民俗芸能が地域に残る。	308
金城 地域	今福	・金城地域の北部に位置し、下府川沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半は山地となっている。	45.4
			49.0
	今福	・地区内に浜田道の金城スマートインターチェンジが所在している。	513
		・広浜鉄道今福線のトンネル、橋梁、橋脚等の鉄道遺産がある。	452
金城 地域	今福		43.7
			49.8

表 1-4 地区別概況・人口・高齢化率

(2/3)

地域・ 地区名	地区の概況	上段：人口(人) 下段：高齢化率(%) ※各年とも8月末	
		R 1 (2019)	R 6 (2024)
金城 地域	美又	・金城地域の北端に位置し、家古屋川（下流は八戸川：江の川水系）沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半は山地である。	280
		・家古屋川沿いには美又温泉が所在する。	250
	雲城	・金城地域の北西部に位置し、浜田川沿いなどに比較的広い平地がなだらかな丘陵を伴いながら広がっている。	55.4
		・地区の中心部は市役所支所や病院、学校、商業施設が所在しており、金城地域における地域生活拠点形成している。	58.8
		・この平地・丘陵地の中には、湯屋温泉がある。	2,428
			2,221
	波佐	・金城地域の南部に位置し、南東は北広島町（広島県）、南西は一部で益田市と接し、金城地域では最も広い地区である。	32.8
		・周布川の上流域に広がり、河川沿いに小規模な平地があるが、大部分を山地が占め、中国山地の稜線付近は急峻である。	37.0
		・波佐まちづくりセンター等がある部分が当地区の中心部で、金城民俗資料館・同歴史民俗資料館がある。	
		・常磐山の杉（県天然記念物）、笠松峠の石畳路（市史跡）、波佐一本松城跡及び関連施設（同）などがある。	454
	小国		383
		・金城地域の中央部、波佐地区の北隣に位置し、南東部は北広島町（広島県）と接する。	53.3
旭 地域		・小国川（周布川水系）が流れ、河川沿いに小規模な平地があるが限定的で、大部分を山地が占める。	
		・島村抱月（演出家、劇作家）の生誕地であり、顕彰の杜公園がある。	174
	今市		154
		・旭地域の西部に位置し、南は北広島町（広島県）と接する。	64.4
		・家古屋川（江の川水系）沿いなどに小規模な平地、丘陵地が形成されているが、当地区の南部は山地が大半である。	
		・まちづくりセンターの周りには、市役所支所や病院、学校、運動公園、商業施設などもあり、当地区の中心拠点となっている。	1,483
	木田	・南部の坂本集落では棚田が継承されており、周囲の中国山地の山並みと併せて特徴的な景観を形づくっている。	1,336
			29.9
		・旭地域の北部に位置し、北は江津市、東は邑南町と接する。	
		・白角川（江の川水系）沿いなどに比較的まとまった平地が形成されているが、大半が山地である。	250
	和田	・白角川沿いには、旭温泉がある。	215
			54.0
		・旭地域の中央・東部に位置し、東は邑南町と接する。	
		・白角川（江の川水系）、重富川（同）沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半は山地である。	494
	都川	・重富川の上流には、2段となって流れ落ちる重富の観音滝がある。	427
			51.6
		・旭地域の中央・東部に位置し、東は邑南町、南は北広島町（広島県）に接する。	
		・都川川（江の川水系）沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半は山地である。	236
	市木	・上流部には田代、大屋形、熊ヶ谷の棚田がある。	187
			67.8
		・旭地域の東端に位置し、東は邑南町、南は北広島町（広島県）と接する。	
		・八戸川（江の川水系）沿いでは連続的に平地が続き、比較的まとまった田園や集落が邑南町に続いている。	237
		・市木神社には、むくろう樹や大杉がある。	210
			57.4
			59.5

表 1-4 地区別概況・人口・高齢化率

(3/3)

地域・地区名		地区の概況	上段：人口(人) 下段：高齢化率(%) ※各年とも8月末	
			R 1 (2019)	R 6 (2024)
弥栄地域	安城	・当地域の東部を占める市域の中で最も広い地区であり、南は一部で益田市と接する。 ・三隅川の上流部に位置し、河川沿いなどで小規模な平地が形成されているが、大半は山地である。 ・まちづくりセンターの周りには、市役所支所や運動公園、郵便局、商業施設などもあり、当地域の中心拠点となっている。 ・矢懸城跡、門田の大カツラ、夫婦滝などがある。	714	607
			51.3	53.5
	杵束	・当地域の西部を占める地区であり、南は益田市と接する。 ・三隅川の上流部に位置し、河川沿いなどで小規模な平地が形成されているが、大半は山地である。 ・三隅兼春の墓、野坂桜並木、小熊の滝などがある。	543	463
			48.1	51.2
三隅地域	岡見	・市域及び当地域の沿岸部の最西端に位置し、西は益田市と接する。 ・市道岡見2号線沿いには桜並木があり、「岡見青浦チェリーロード」となっている。 ・海岸のすぐ近くにある大島には厳島神社、やや内陸に入ると寺戸菖蒲園、碓石城跡、夫婦岩などがある。	1,168	1,041
			41.3	44.4
	三保	・当地域の沿岸部の中央に位置する地区であり、三隅川の河口部に当たる。 ・沿岸部には砂浜から続く平地の市街地があり、田ノ浦海岸や海に面した山地もあり、変化に富んだ景観となっている。 ・三隅川沿いに平地部があり、丘陵部の一部も開発され、石正美術館や石州和紙会館、教育・運動施設などがある。	1,671	1,536
			42.9	46.3
	白砂	・当地域の沿岸部の東端に位置する地区であり、リアス海岸の沿岸部から内陸部に広がる。 ・沿岸部の折居海岸を見下ろす位置に道の駅ゆうひパーク三隅、内陸部にまちづくりセンターがある。 ・妹山神社、養父神社、井戸公碑などがある。	269	239
			41.3	43.5
	三隅	・当地域の中央西寄りの内陸部の地区であり、大きくは三隅川や河川沿いの平地、丘陵、山地によって構成されている。 ・まちづくりセンターの周りには、市役所支所や郵便局、商業施設などもあり、当地域の中心拠点となっている。 ・高城跡（三隅城跡）、三隅神社、向野田天満宮などがある。	1,888	1,660
			36.3	39.5
	黒沢	・当地域の南部に位置する地区であり、南は益田市と接する。 ・三隅川やその支流沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半が山地である。 ・三隅大平桜（国天然記念物）、寺尾用水隧道（市史跡）、笠取りの墓（同）などがある。	258	209
			57.4	63.2
	井野	・当地域の内陸部の東部に位置する地区であり、浜田地域、弥栄地域と接する。 ・井川川（三隅川水系）沿いなどに小規模な平地が形成されているが、大半は丘陵、山地である。 ・大麻山神社への参道2丁毎に建てられた道標句碑である大麻山神社道中石（市史跡）がある。これ以外にも、井村城跡、大谷古墳、夫婦モミの木、室谷の棚田などがある。	667	534
			59.5	64.4

第4節 歴史環境

1 浜田市の歴史概況

■「浜田」という地名

「浜田」という地名が初めて出てくるのが、嘉吉3年(1443)に大辻町の宝福寺でつくられた「大般若経」という書物で、「石見国那賀郡小石見郷浜田村」とあり、現在の浜田漁港の周辺を「浜田」と呼んだことがわかります。

(1) 原始の浜田

■旧石器時代～浜田に住みはじめた人々～

旧石器時代には、すでに浜田市に人々が暮らしていました。そのことを旧石器時代の遺跡である金城町今福の岩塚Ⅱ遺跡が証明しています。

この時代は、現在よりもはるかに寒い気候で、石や木、骨などを加工した道具を使用して、ナウマンゾウやオオツノジカといった大型動物や魚を捕らえたり、木の実などを集めながら、テントのような簡単な住居で生活していました。しかし、同じ場所に住み続けるのではなく、食料などを求めて移動しながらの生活でした。



図 1-17 岩塚Ⅱ遺跡（金城町今福）の位置

■縄文時代～狩りや採集をする人々～

浜田市には、縄文時代の遺跡が10か所以上あります。

最も古いのは、約8,000年前の日脚遺跡（日脚町）であり、そこからは、縄文土器や石の斧、矢じりといった石器をはじめ、焼いた石を使って食べ物を調理した集石炉も見つかっています。

約7,000年前の岩塚Ⅱ遺跡（金城町今福）では、黒曜石や安山岩で作られた石器が出土しています。原産地分析の結果、黒曜石は、島根県隠岐島、大分県姫島、佐賀県腰岳から、安山岩は広島県冠山、香川県金山から運ばれたものでした。



図 1-18 縄文時代の主な遺跡

また、しまね海洋館アクアスの横にある約5,000年前の波子遺跡（江津市波子町）などでは、土器の表面に縄の跡を付けたものが見つかっています。

このほか、約4,000年前の坂井原遺跡（旭町本郷）や約3,000年前の七渡瀬Ⅱ遺跡（金城町波佐）などもあり、狩りや木の実などを集めて定住生活していた人々がいたことがわかっています。

■弥生時代～米づくりとともに生きる人々～

米づくりが行われていた弥生時代の遺跡も多数確認されています。

周布川の河口にある^{わにいし}鰐石遺跡（治和町）で発見された弥生土器には、食べ物を保存する壺や煮たきなどをする^{かめ}甕などがありました。石器は、ていねいに磨いた斧や鎌をはじめ、稲の穂をつみ取るための石包丁も見つかっています。

弥生時代の終わりごろ（約 1,800 年前）の遺跡は標高約 90m の長浜台地上にある^{どうきゅうばた}道休畑遺跡（内田町と熱田町の町境）です。発掘調査によって、16 棟もの竪穴住居が見つっていますが、時期を分けてムラの様子を復元すると、4 棟の竪穴住居群が 30m ほどの距離を置きながら建っていたと考えられます。また、見つかった植物の種などからは、竪穴住居の周りに畑をつくり、この台地の下を流れる川の近くに水田がつくられていたと考えられます。



図 1-19 弥生時代の主な遺跡

（２）古代の浜田

■古墳時代～大きな墓をつくる人々～

浜田市で最も古い古墳は、金城町長田にある^{せんねんびく}千年比丘 1 号墳です。発掘調査により、古墳時代のはじめ（3 世紀終りごろ）につくられたことがわかりました。これは、石見地域で最古の古墳といえます。

この古墳は、山陰と山陽とを結ぶ重要な交通路に位置することから、埋葬された人物は、要衝を抑えた当地の有力者でした。

4 世紀後半～5 世紀初頭に、周布古墳（治和町）がつくられます。この古墳は全長 74m、高さ 8 m（後円部）もある前方後円墳で、表面には石が敷き詰められ、埴輪も並べられていました。

6 世紀に入ると、横穴式石室がつくられるようになります。横穴式石室を持つ石見地域の古墳で最も古いのは、周布古墳から約 150m 離れた、めんぐろ古墳（治和町）です。

また、同じ周布平野にある^{もりがそね}森ヶ曽根古墳（治和町）は、6 世紀後半につくられた円墳で、石室から須恵器や鉄の矢じり・斧などがみつかっています。



図 1-20 主な古墳

■飛鳥時代～古墳から寺院へ～

飛鳥時代（7世紀）は、聖徳太子によって、仏教などの考え方を取り入れた新しい国づくりがはじまります。しかし、古墳もつくられており、古墳時代終末期ともいわれています。

旭町重富にある、やつおもて古墳群は、6世紀後半から7世紀前半まで古墳がつくられ、1.2 km離れた小才古墳群（旭町和田）では、7世紀後半まで古墳がつくられます。そのころ、仏教寺院の重富廃寺（旭町重富）が建てられました。

重富廃寺の近くには、瓦を焼いた窯跡も見つかっていることから、屋根に瓦をふいた立派な金堂（本堂）などがあったものと考えられます。

重富は、古墳や古代の寺院があり、山陰と山陽とを結ぶ重要な交通路に位置していたといえます。

沿岸部でも、同じところに古墳と古代の寺院がつくられています。下府町にある片山古墳は、1辺12m、高さ5mの方墳で、内部には全長6.4m、幅1.8m、高さ1.9mの石室があります。石室の石はきれいに切ってつくられていることから7世紀中ごろにつくられたものと考えられます。

その後、古墳は見られなくなり、7世紀の終わりごろには、片山古墳から350m離れた場所に下府廃寺（下府町）という古代の寺院が建てられます。下府廃寺は、発掘調査の成果から、瓦をふいた金堂（本堂）や五重塔などが建てられていたことがわかっています。

浜田では、豪族が権力を誇示する方法が、古墳づくりから、新しく伝わった仏教文化や技術による寺院づくりへと変わっていきました。

この時代には、歌人として有名な柿本人麻呂が、石見の国司として来たといわれています。人麻呂がよんだ和歌は、7世紀後半から8世紀後半にまとめられた『万葉集』におさめられており、「石見」という言葉を使った歌もあります。

■奈良時代～なぞの石見国府と国分寺・国分尼寺～

和銅3年(710)に新しく奈良に平城京がつくられ、政治が行われました。地方は国・郡・里（霊亀元年(715)に郷へ変更）に分けられ、各国には国府が置かれ、中央から国司が派遣され、郡や里は、地元の豪族を郡司や里長（郷長）として治めさせました。

浜田は石見国那賀郡にあたり、さらに伊甘郷（上府町・下府町周辺）などの郷があり、伊甘郷には駅家（伊甘駅）が置かれていました。

石見国府の位置は、大田市仁摩町、江津市二宮町など様々な説があります。しかし、伊甘郷には、片山古墳や下府廃寺、また、石見国分寺（国分町）、石見国分尼寺（国分町）などもあり、この周辺に置かれて、石見の政治、文化、経済の中心地となったと考えられます。

石見国分寺、石見国分尼寺は、天平13年(741)の聖武天皇の詔によって建てられました。石見国分寺は、現在の金蔵寺境内に塔跡が残っています。国分尼寺は、国分寺から350m離れた場所に位置していました。

■平安時代～石見国府での争い～

延暦13年(794)、平安京に都が移り、これまでの政治が改められていきました。しかし、地方は、9世紀終わりごろから10世紀にかけて乱れ、争いが多くなりました。

石見国においても、元慶8年(884)に郡司や農民が国司を襲う事件が起こっています。『日本三代実録』によると、この事件は、邇摩郡の郡司である伊福部直安道と那賀郡の郡司である久米岑雄、延暦寺の僧で石見国分寺の僧を教育していた一道が中心となって、農民217人を連れて国司の上毛野氏永を襲い、国の印と米などを入れた倉庫の鍵、駅家で使う駅鈴を奪いました。仁和2年(886)に双方の関係者が罰を受けました。

この事件は、国分寺などの管理費や物品の経費など石見国の財政が不足していたため、国司

の氏永が、郡司や農民にその不足分を負担させようとしたためにおこったと考えられています。

(3) 中世の浜田

■鎌倉から安土桃山時代～戦いの時代～

平安時代の中ごろになると、戦いを職業とする武士が成長し、終わりのころには、武士のかしらとして力を持った平氏と源氏が争い、平氏は滅びました。その後、源頼朝が征夷大將軍となり、鎌倉幕府を開きました。

この時代の石見国は、国府の役人であった藤原国兼^{くにかね}が力を持ち、「御神本^{みかもと}」とも称しました。その後、藤原兼高^{かねたか}は、源氏と平氏が戦った源平合戦で、源氏方に味方し、勝利したことで、石見の3分の2を支配する大きな力を持ちました。

兼高は現在の益田市や周布町周辺をあたえられて益田氏となり、長男の兼季^{かねすえ}はその跡を継ぎました。次男の兼信^{かねのぶ}は三隅町や弥栄町周辺を与えられて三隅氏となり、三男の兼広^{かねひろ}は下有福町や旭町、金城町周辺を得て福屋氏となりました。さらに、益田兼季は次男の兼定^{かねさだ}に周布町周辺を与えて、兼定は周布氏となり、三隅兼信も次男の兼祐^{かねすけ}に弥栄町長安本郷周辺を与えて、兼祐は永安氏となりました。

元弘3年(1333)に鎌倉幕府が滅ぶと、足利尊氏が、京都に室町幕府を開きますが、南北朝時代という全国を2分した対立が60年近く続きました。また、室町時代中ごろには、全国各地で地域の支配をめぐって戦国大名が争う時代(戦国時代)となります。

石見は、海まで山がせまり、山間部は盆地が点在する地形であるために、各地域が小さく分かれています。そのため、領主は独立性が強く、石見全体を支配するような力を持った大名が成長しませんでした。

浜田を支配した三隅氏、永安氏、福屋氏と周布氏は、益田氏とともに御神本一族として、同族の意識を持ちながらも、独立した領主として、協調や対立をしながら戦乱の時代を生きぬきました。

戦国時代の中国地方は、山口を中心とする戦国大名の大内氏が石見を支配しましたが、出雲国の尼子氏が石見の東部に入り、石見銀山(大田市)をめぐって争いました。その後、戦国大名に成長した毛利氏が大内氏を滅ぼして、尼子氏と争うようになります。毛利氏は、永禄5年(1562)に石見国を支配し、永禄9年(1566)には尼子氏を滅ぼして、中国地方のほとんどを支配しました。

このような、戦国大名の動きの中で、大内氏の家臣であった浜田の諸氏のうち福屋氏は、大きな力を持ちはじめた毛利氏と関係を持つようになり、家臣として戦いました。これに対して、三隅氏、永安氏、周布氏は、大内氏の家臣として戦います。永安氏は福屋氏との戦いで滅びますが三隅氏、周布氏は、大内氏が滅ぶと、毛利氏の家臣となります。しかし、戦国時代終わりのころに福屋氏と三隅氏は、毛利氏と対立し、滅ぼされました。

安土桃山時代になると、織田信長や豊臣秀吉によって全国が統一されていきます。このころの浜田は、福屋氏や三隅氏が支配していた地域に、毛利氏の様々な家臣が入り、支配していました。

こうした時代の流れの中、周布氏や三隅氏は朝鮮王朝とも交易を行っていました。

■中世の人々の暮らし

浜田では、平安時代の終わりと鎌倉時代のはじめごろの古市遺跡^{ふるいち}(上府町)が発掘調査され、そのころの人々の生活の様子がわかってきています。

この遺跡からは、たくさんの家の柱穴や井戸が見つかることから、多くの人が住んで

いたと考えられます。

この遺跡では、土器や須恵器などの器のほか、中国で焼かれた陶磁器が多く見つかっています。この陶磁器は、中国から船で九州の博多などに運ばれた後、さらに船で浜田まで運ばれてきたものと考えられます。

このほか、木でつくられた椀やしゃもじ、箸、下駄もみつかっています。また、同じく木でつくられた人形や刀もあり、まじないに使われていたと考えられます。

■中世の港～浜田・長浜・三隅～

山の多い石見では、様々な物を船で運び、いろいろな人と交流できる港が、大変重要でした。

浜田には多くの港がありますが、中世に広く知られていたのが、浜田、長浜、三隅の港です。これらの港は、九州から近畿までの各地を結ぶ日本海の海運を支えました。また、石見には後に世界遺産となる石見銀山をはじめ鉱山が多数あり、多くの船が出入りし、港町として発展しました。

(4) 近世の浜田

■江戸時代の石見の統治

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いで東軍の徳川家康が勝利し、西軍の毛利輝元は敗れました。毛利氏は、支配していた中国地方のほとんどを失い、周防・長門の2国のみとなりました。また、家康は、すぐに石見銀山を支配し、掘り出した銀を、政治を進めるための費用にしました。

石見銀山のある石見国は、家康が直接支配する地域となり、大森銀山奉行が管理しました(幕府領、天領：本計画では江戸時代に使われていた「銀山料」という表現を使います)。

慶長6年(1601)、家康に味方した坂崎直盛さかざきなおもりが、津和野に入り、3万石の津和野藩が成立します。その後、元和3年(1617)には坂崎氏さかざきが取りつぶされ、替わって亀井政矩かめいまさのりが、鹿野藩(鳥取市)から4万3,000石で津和野藩に移ってきました。また、元和5年(1619)には、古田重治ふるたしげはるが松坂藩(三重県松阪市)から浜田に移り、5万4,000石の浜田藩が成立します。

このように、石見国は、銀山料、津和野藩領、浜田藩領に三分され、浜田は津和野藩領と浜田藩領に二分されて、それぞれの大名(藩主)によって治められました。

■津和野藩の成立と地方支配

慶長6年(1601)に初代津和野藩主となった坂崎直盛は、中世の津和野城を大きく作り直し、新しい城下町を整備しました。また、領内の様子を知るために、検地も行っています。しかし、15年後の元和2年(1616)に徳川将軍家との間で千姫事件が起こり、坂崎家は取りつぶしとなりました。

元和3年(1617)、鹿野藩から亀井政矩が移ってきて、2代藩主となります。これ以後、亀井



図 1-21 石見の藩領図



図 1-22 浜田市内の藩領図

家が明治維新までの255年間、藩主として治めることになります。

亀井家による藩の運営は、領内をいくつかの組に分けて、それぞれに代官を置くとともに、村で有力な農民を庄屋とし、藩で決めたことを行わせたり、年貢を集めさせたりしたほか、土地や村人などの管理もさせていました。

江戸時代のはじめに分けられた17組のうち、浜田には、^{ながやす}長安組（弥栄町や益田市の村）、^{いのむら}井野村組（三隅町井野）、^{はざ}波佐組（金城町波佐）、^{くざ}久佐組（波佐村など以外の金城町、旭町の村）がありました。ただし、時代により再編もありました。

津和野の城下町には、文化2年(1805)の調査によると家臣やその家族が5,464人、町人が2,540人で、町人より家臣の数が多いことがわかります。藩全体は7万4,052人で、そのうち、農民などが6万6,048人でした。津和野藩は4万3,000石の藩です。1石は大人が1年間に食べる米の量といわれているので、およそ3万人分の量が不足することになります。そのため、新しく水田（棚田など）をつくらせました。また、農作業ができない冬などには、和紙を生産させ、米の代わりに年貢として納めることも許しました。

このほか、たたらによる鉄の生産や^{ろう}蠟の生産なども行われ、豊かな地域となるように取り組んでいました。

■浜田藩の成立

元和5年(1619)、古田重治が松坂藩から浜田に移り、5万4,000石の浜田藩が成立します。5万4,000石のうち、4万9,000石(135村)が石見国で、残り5,000石は、浜田から遠く離れた丹波国船井郡（京都府の北西部）に飛地がありました。

浜田藩が成立するまで、浜田の津和野藩領以外は、銀山料でしたが、藩の成立により浜田藩領となりました。領内を津和野藩領のように、7組に分け、代官と村の有力な農民を庄屋などにして治めました。浜田は^{あといち}跡市組（下有福町や国分町周辺）、^{はらい}原井組（原井町など）、^{みすみ}三隅組、^{いちぎ}市木組（旭町市木周辺）に分けられました。ただし、時代により再編もありました。

重治が浜田に入ると、その翌年から藩の政治、経済、文化の中心となる城下町が、新しく建設されました。建設場所として益田、周布、浜田が候補となったと伝えられています。戦乱の時代から平和な時代へと変わり、軍事よりも経済の発展を考えたまちづくりが重要となったことから、中世から港町として発展してきた浜田に建設されました。

城下町の建設は、3年後の元和9年(1623)に、ほぼ完成しました。これを受け、重治は藩主をやめて江戸で生活することにし、重恒が2代藩主となりました。藩主としての重治は、3年半という短いものでしたが、浜田藩の基礎を築き、その後の浜田が、石見の中核都市として発展するうえで、必要な環境をつくり出した功績は大きかったといえます。

浜田の城下町には、江戸時代後期の調査によると、家臣やその家族が3,976人、町人などが4,546人で、合計8,522人が生活していました。

藩全体でみると、10万3,315人で、そのうち、農民などが9万4,793人でした。

なお、浜田藩を治めた大名家は、古田家、松平（松井）^{すおうのかみ}周防守家、本多家、そして周防守家の再任後、松平（越智）^{うこんしょうげん}右近将監家へと替わりました。

この間、藩主は、18人（7代と11代は同じ藩主）いました。

■街道と参勤交代

浜田の石州浜っ子春まつりは、大名行列が毎年行われています。これは、浜田藩の大名が、大勢の家臣を連れて、1年おきに浜田と江戸を行き来した参勤交代を再現したものです。

浜田の城下町は、山陰道、浜田三次往還、浜田広島街道などと結ばれていたほか、津和野の城下町と旭町の今市を結ぶ石見中通り往還などもありました。

浜田藩の参勤交代は、浜田広島街道を利用して3日間をかけて広島に到着しました。旭町の

今市には、昼食を取るための陣屋が設けられていました。

広島からは、西国街道（山陽道）を利用して 10 日間で現在の京都市伏見区に到着しています。参勤交代は、大坂は通らず、藩主は広島から船を使用する場合もありました。京都市伏見区からは、東海道を利用して 14 日間で江戸にある屋敷に到着しました。

参勤交代は、合計 27 日間の旅で、これにかかる費用は大きな負担となっていました。

■浜田の港～北前船寄港地～

浜田藩内には、外ノ浦、瀬戸ヶ島、長浜という 3 つの貿易港があり、北前船が寄港していました。

北前船は、江戸時代中ごろから明治時代にかけて、北海道から大坂までの港に寄港しながら、商売をしていました。北前船は商品を運んだ運賃で利益を得る方法ではなく、寄港した港で安く商品を買ひ、別の港で高く売ることによって利益を得ました。浜田の代表的な特産品には、石見焼、石州瓦、石州和紙などがあり、北前船によって全国へ出荷されました。なお、これら石見地域で作られた品物(焼物・瓦・和紙など)を、新しい言葉で「いわみもの」と名付けています。

特に、外ノ浦は、城下町に接する浜田藩最大の風待ち港として知られていました。外ノ浦の小さな平地には、廻船問屋が建ち並び、商品の売買や水などの補給が行われました。また、日本海を望む山頂には、出航前に天候や海の様子を調べるための日和山方角石が設けられたほか、船乗りたちは、金刀比羅神社で航海の安全を祈りました。

外ノ浦には、江戸時代の港の様子を描いた絵図が残されており、当時のにぎわいを知ることができます。これら貴重な資料から、平成 30 年(2018)に日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に認定されました。

■幕末の浜田～第二次幕長戦争と浜田落城～

嘉永 6 年(1853)、アメリカ合衆国のペリーが軍艦で来航し、開国を強く求めたため、幕府は外国との貿易をはじめました。これに反対する人々や長州藩、薩摩藩などは、強い国となるための新しい政府をつくる運動を進めました。

そのため、幕府は元治元年(1864)に長州藩を押さえつけ、謝罪させました（第一次幕長戦争）。

しかし、長州藩が再び運動を進めたため、慶応 2 年(1866)、第二次幕長戦争がはじまりました。この戦争における、石見での戦いを石州口の戦いと呼んでいます。

石州口の戦いは、長州軍に対し、浜田藩をはじめ、紀州藩や福山藩、松江藩、鳥取藩からなる幕府軍が戦いました。

戦いは、6 月 16 日に津和野と浜田の藩境にある扇原の関門（益田市）からはじまり、ここを守る岸静江が亡くなりました。

その後も益田の町での戦いや内村の戦い（内村町）、大麻山の戦い（三隅町室谷）を経て、長州軍は浜田城へ迫ってきました。そのため、幕府軍は周布川を境にして戦うことにしますが、昔ながらの戦い方が中心であったために、長州軍の新しい西洋の鉄砲や南園隊と呼ばれた軍隊に抵抗できず、敗れました。

浜田藩は、長州軍に戦いの中止を求めたり、最後まで浜田城で戦うかどうかを相談したりしましたが、7 月 18 日、再び浜田藩を立て直すことを決めたうえで、浜田城や侍屋敷に火をつけ、浜田城は落城しました。

退去した家臣は、松江で浜田を取りもどす準備をしますが、幕府などが許さなかったため、岡山県津山市にある飛地に移りました。

(5) 近代の浜田

■長州藩支配から浜田県の成立、そして島根県へ

慶応2年(1866)、第二次幕長戦争で、浜田藩をはじめとする幕府軍は長州軍に敗れ、さらに長州軍は、銀山料の大森(大田市)まで軍を進め、津和野藩領を除く、石見全域を支配しました。長州軍による支配は、約3年間にわたるものでした。

この間、長州藩や薩摩藩は、新しい政府をつくる運動を行い、慶応3年(1867)には、15代將軍の徳川慶喜(18代浜田藩主松平武^{たけあきら}聡の兄)が朝廷に政権を返し(大政奉還)、江戸幕府は終わりを告げ、新しく明治政府ができました。

長州藩の支配が終わると、旧銀山料の大森に拠点が置かれ、大森県が成立しますが、半年ほどで浜田に県庁が移され、明治3年(1870)1月に浜田県が成立しました。全国において、藩を廃止し、県や府を置く廃藩置県は、明治4年(1871)7月なので、それよりも早く置かれたことになります。

明治4年(1871)6月になると、津和野藩庁が合併し、石見全域が浜田県となりました。浜田県の本庁は、現在の浜田市殿町に、支庁は大森(大田市)と津和野(津和野町)に設置されました。

浜田県は、明治9年(1876)4月に島根県と合併するまで、浜田の近代化に向けて基礎を築きました。また、明治5年(1872)に発生した浜田地震(震度7)の被害からの復興に取り組みました。

島根県と合併した約4か月後には、鳥取県が島根県に合併され、山陰全体が島根県となります。この大きな島根県は、旧鳥取県側を中心に住民の強い反対運動がおこり、明治14年(1881)に廃止され、再び島根県と鳥取県に分けられました。

改めて置かれた島根県は、石見、出雲、隠岐の旧三国からなる現在の島根県となりました。

■近代の発展

○港の整備

明治時代になると、浜田の港は近代化に向けて整備が進められました。瀬戸ヶ島では、明治10年(1877)に2年間ほど大阪や北海道との航路が設けられたほか、明治17年(1884)から大正11年(1922)まで、大阪との定期航路も営業されました。人や商品の輸送も増え明治29年(1896)には、神戸税関出張所が設けられました。

浜田では、港の整備を進め、明治32年(1899)には貿易港として開港しています。

浜田浦も整備が進められて、昭和8年(1933)からは浜田漁港(昭和27年(1952)に第3種、昭和44年(1969)に特定第3種漁港に指定)として発展していきます。また、長浜についても、昭和28年(1953)まで整備が行われ、浜田商港としての基礎が整えられました。

○道路の整備

道路は、明治24年(1891)に現在の国道9号や広島に向かう浜田八重可部線が整備されたほか、明治36年(1903)には現在の国道186号も整備されました。

○連隊の転営

明治時代になると、日本は朝鮮や中国に力を伸ばしていき、日清戦争や日露戦争が勃発します。浜田は、大陸に近く港も発展していたことで、国防の重要拠点と考えられ、明治31年(1898)に歩兵第二十一連隊が広島から移されました。連隊は、兵舎が置かれた黒川町一帯に病院や訓練場などの関係施設を建設し、道路など町の整備も進めていきました。また、軍都となった浜田の中心地では、連隊によって人口が増えたことで飲食店や映画館などが賑わい、経済が発展していきました。

○鉄道の整備

明治時代には、全国で鉄道の整備が進められましたが、浜田に鉄道が開通したのは、大正

10年(1921)でした。鉄道の整備によって、人々の移動や商品などの輸送が早く便利になり、経済活動も活発になりました。一方、船による輸送は減少し、浜田への寄港も少なくなりました。

浜田駅の開業後、鉄道の整備は、さらに西へ向かって進められ、大正 11 年(1922)に石見長浜駅（現・西浜田駅）、周布駅、三保三隅駅が開業し、岡見駅は大正 12 年(1923)に開業しました。

なお、当時の列車は、蒸気機関車で、石炭を燃やして動いていました。

また、昭和 8 年(1933)、広島と浜田を結ぶ^{こうひん}広浜鉄道の工事が始まり、下府駅から金城町今福までの間でトンネルや橋がつくられましたが、戦争がはげしくなり、昭和 15 年(1940)に中止されました。昭和 45 年(1970)、再び浜田駅から今福までの工事が行われましたが、昭和 55 年(1980)に中止となりました。

○教育の発展

明治政府は、「富国強兵」を目標に近代化を進め、新しい国づくりのため、教育に力を入れました。明治 5 年(1872)、学制を公布し、6 歳以上の子どもは、小学校に通うように決めました。そのため、たくさんの小学校が開校しました。

例えば、熱田小学校（熱田町・現在の長浜小学校につづく学校）は、はじめにお寺を借りて開校しましたが、明治 8 年(1875)に倉をつくり直して校舎としました。そして明治 13 年(1880)になって、新しい校舎が建てられています。

石見の中心である浜田には、高等教育のための学校が置かれました。明治 13 年(1880)に浜田中学校（現在の浜田高等学校）が置かれたほか、明治 17 年(1884)には、島根師範学校が置かれ、教員を育成しました。また、明治 33 年(1900)には島根県高等女学校を置き、女性の高等教育も行われました。

（６）現代（戦後）の浜田

■戦後の暮らし

昭和 31 年(1956)ごろになると、戦前よりも経済が発展し、日本は高度経済成長期となりました。家庭では「三種の神器」と呼ばれた白黒テレビや電気洗濯機、電気冷蔵庫などの電化製品が少しずつ広まっていきます。また、「バタンコ」と呼ばれたオート三輪の自動車も多く見られました。また、道路や橋、小中学校の校舎など、いろいろな施設が整備されていきました。しかし、子どもたちは、中学校を卒業すると、都会に出て働くようになり、人口が減っていくようになります。

昭和 40 年(1965)ごろになると、家庭に自動車や様々な電化製品が広まり、農業でも、牛による水田耕作から耕うん機といった機械の耕作へと変わっていきました。

■社会基盤の更なる整備と陸海交通の要衝

戦後になると、重要港湾浜田港及び特定第三種漁港浜田漁港を有する日本海側有数の港町として発展してきました。

加えて、浜田自動車道の部分開通を皮切りに、山陰道の整備も進みました。また、三隅港は重要港湾に指定され、浜田港では韓国釜山港との国際定期コンテナ航路の開設などが行われたことで、県西部だけでなく、環日本海地域における陸海の交通、物流拠点としての位置づけが高まっています。

■市町村合併の歩みと浜田市のまちづくり

明治政府は、明治 22 年(1889)に村々を合併して市制・町村制を行い、地方制度の基礎をつくりました。このとき、浜田市域は 1 町 31 村となりました。

その後、明治、大正、昭和の各時代に合併が進められ、昭和 15 年(1940)に浜田市（昭和 44 年(1969)に国分町が編入）が誕生し、昭和 30 年(1955)には三隅町、昭和 31 年(1956)には弥栄村、昭和 33 年(1958)には旭町、そして昭和 44 年(1969)には金城町が誕生しました。

これら浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町は、平成 17 年(2005)10 月 1 日に合併し、新しい浜田市が誕生しました。新しい浜田市では、調和のとれたまちづくりを進めるために、平成 17 年(2005)から平成 27 年(2015)まで「浜田那賀方式自治区制度」を導入し、旧市町村単位に自治区を設けて地域協議会を設置することで、地域の個性を活かした一体的なまちづくりを進めました。

合併後の浜田市は、美しい海や山などの自然に囲まれ、石見神楽や北前船寄港地の外ノ浦、ユネスコ無形文化遺産の石州半紙などの歴史、文化を有し、海水浴場やしまね海洋館アクアスなど豊かな自然を活かした観光資源もあります。

また、高速道路、港湾などの都市基盤や大学、美術館をはじめとする教育文化施設も整備しています。これらの資源を活用し、未来に向けて、まちづくりに取り組んでいます。

なお、明治 22 年(1889)の町村制施行後の行政としての沿革を整理すると次頁の図のようになります。

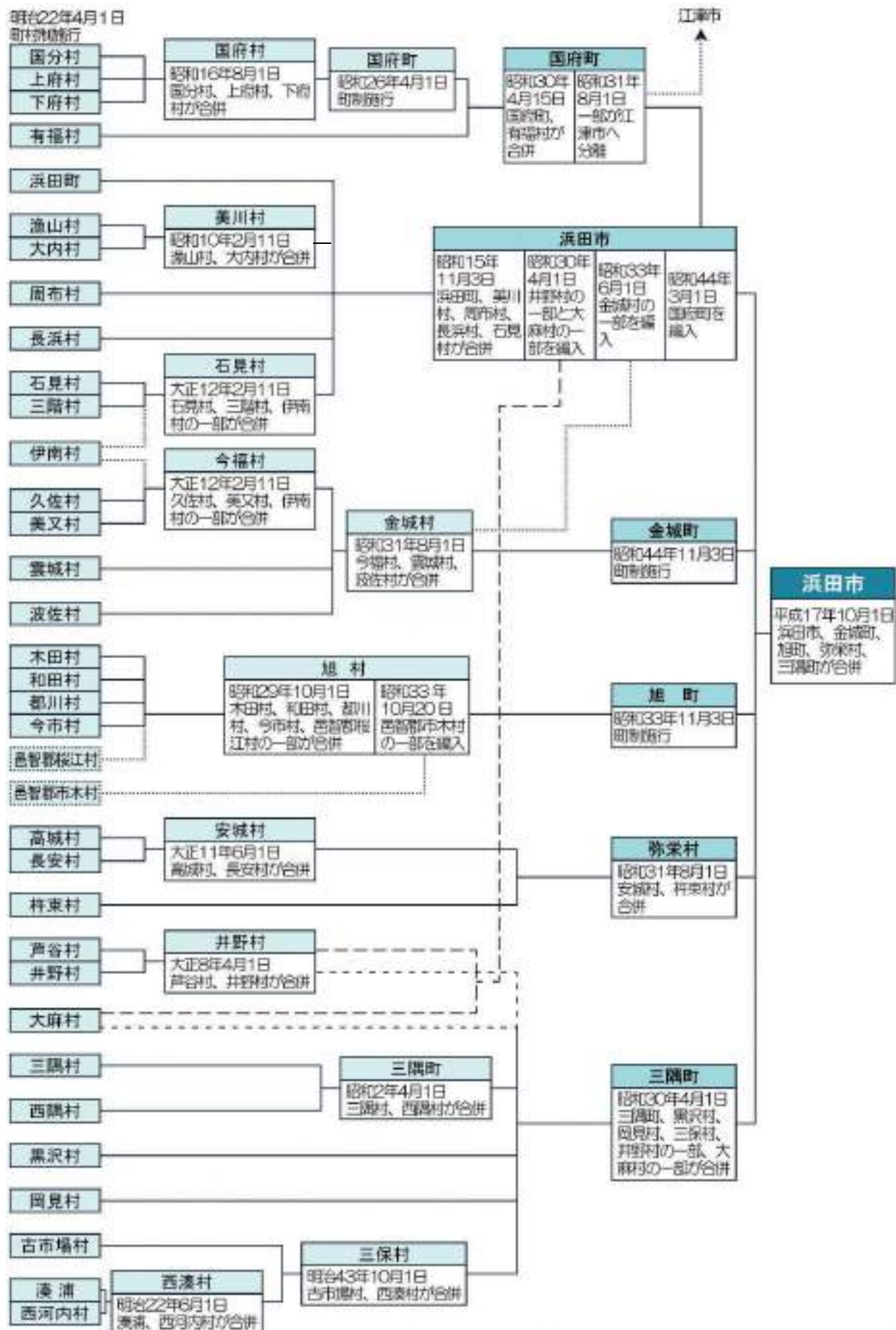


図 1-23 浜田市の沿革（明治 22 年の町村制施行以降）

2 浜田市の災害史

(1) 浜田市における豪雨等

浜田市において観測されている豪雨等の災害をみると、度々、豪雨やそれに起因した災害（土砂崩れ等）が発生しており、この半世紀では、とりわけ次の災害の被害が甚大でした。

■昭和 58 年(1983) 7 月豪雨

昭和 58 年(1983) 7 月、浜田市を中心とした山陰地方で局地的な集中豪雨が発生しました。浜田市の最大 1 時間降水量は 91.0mm、最大 1 日降水量は 331.5mm となり、河川は氾濫し、地すべりが発生しました。

特に三隅町では、三隅川流域で甚大な被害が発生しました。

■昭和 63 年(1988) 8 月豪雨

昭和 63 年(1988) 8 月、県西部を中心に梅雨前線豪雨による災害を受けました。

この災害も昭和 58 年(1983) 災害同様に山腹崩壊や小河川の氾濫により、昭和 58 年(1983) 災害に次ぐ大災害となりました。

■平成 25 年(2013) 8 月豪雨

平成 25 年(2013) 8 月、総降水量 517.0 mm、時間雨量 73.0 mm という、8 月の観測史上最大の記録的豪雨が発生しました。

浜田市全域で被害が発生し、特に浜田地域東部、金城地域、旭地域で大きな被害となりました。

<参考：土砂災害警戒区域・特別警戒区域>

浜田市における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況をみると、次頁の図のようになり、本市の地形条件や市街地・集落の形成状況などが関係し、沿岸部の市街地、内陸部の集落を中心に数多く指定されています。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

(2) 浜田市における豪雪

■昭和 38 年(1963) 豪雪

昭和 37 年(1962) 12 月末から翌 38 年(1963) 2 月初めまでの約 1 か月にわたり東北地方から九州にかけての広い範囲で降雪が持続しました。

弥栄町安城地区では、平坦地で 2 m 余り、山間部で 3 ～ 5 m の積雪がありました。また、金城町波佐地区でも 3.25m の積雪が記録されています。

各地で人的被害、家屋被害、農作物被害、電柱・架線の倒壊、道路損壊があるなど、大きな被害となりました。

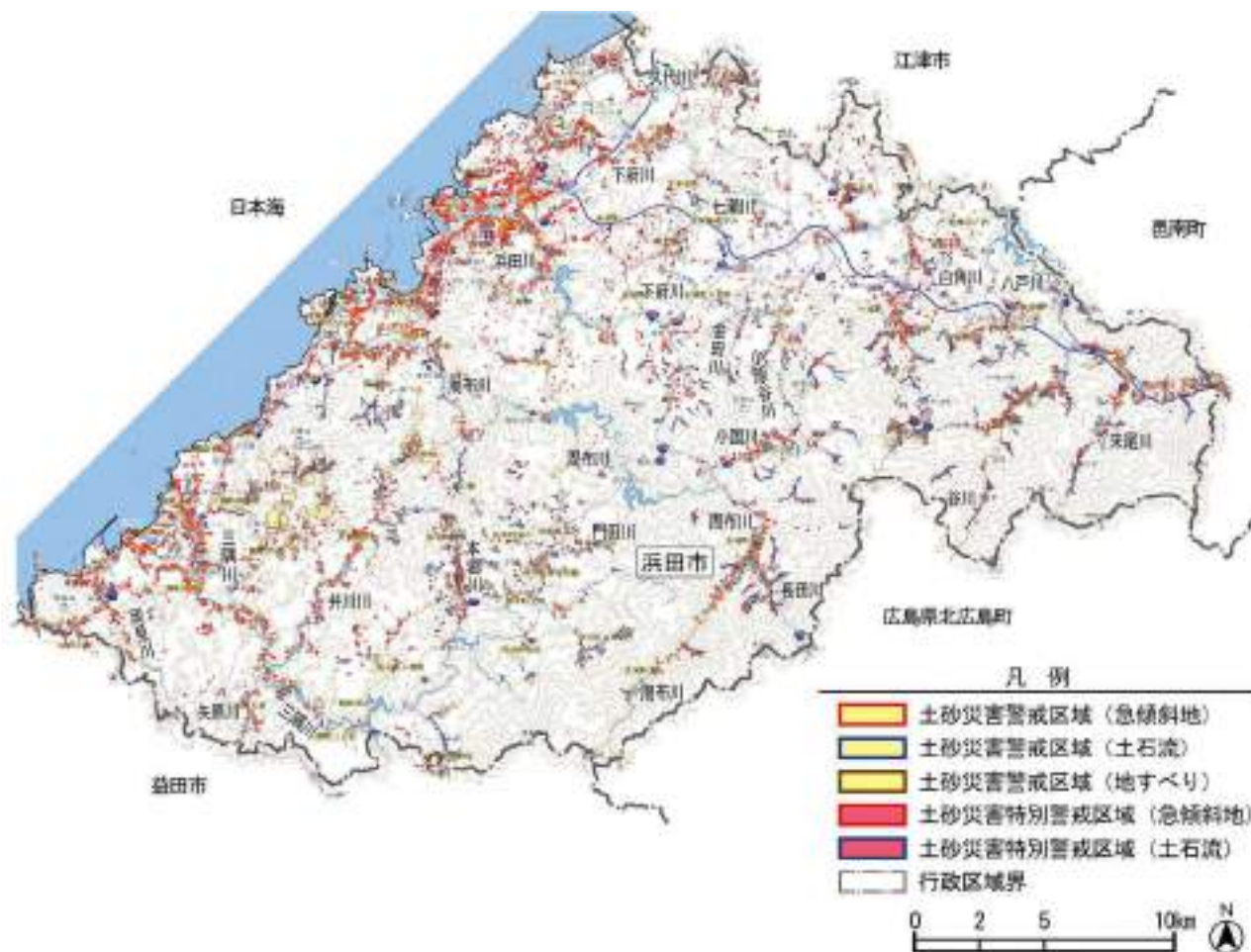


図 1-24 浜田市における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

(3) 浜田市における地震

■浜田地震

浜田地震は、明治 5 年(1872) 3 月 14 日(旧暦明治 5 年(1872) 2 月 6 日)に浜田県浜田町(現在の島根県浜田市)沖で発生した地震です。

島根県内で 500 名を超える死者があり、浜田市においても、多数の住宅が倒壊・焼失し、多くの死者・負傷者が発生したという記録が残っています。

この災害を後世に伝えるべく、牛市町内牛市踏切付近に、明治 29 年(1896)に建立された震災記念之碑が残っています。また、牛市自治会では、震災記念之碑の現代語訳などが記載された看板を令和 3 年(2021)10 月に設置されています。

■気象庁の地震の記録

気象庁・震度データベースに記録のある大正 8 年(1919) 1 月 1 日～令和 5 年(2023) 8 月 12 日までで、浜田市においては震度 3 以上の地震を 35 回観測しています。

そのうち、本市において震度 4 以上の地震は 6 回であり、最大は平成 13 年(2001) 3 月 24 日に発生した安芸灘を震源(震央地名)とした地震で震度 5 弱です。

表 1-5 浜田市における主な地震（最大震度 3 以上）

番号	地震の発生日	震央地名	震源の深さ	マグニチュード	最大震度	浜田市の最大震度
1	大正 14 年(1925)5 月 23 日	兵庫県北部	0 km	6.8	震度 6	震度 3
2	昭和 16 年(1941)4 月 6 日	山口県北部	2 km	6.2	震度 3	震度 3
3	昭和 16 年(1941)11 月 19 日	日向灘	33 km	7.2	震度 5	震度 3
4	昭和 18 年(1943)8 月 8 日	島根県西部	10 km	5.2	震度 3	震度 3
5	昭和 18 年(1943)9 月 10 日	鳥取県東部	0 km	7.2	震度 6	震度 3
6	昭和 21 年(1946)12 月 21 日	和歌山県南方沖	24 km	8	震度 5	震度 4
7	昭和 24 年(1949)7 月 12 日	安芸灘	25 km	6.2	震度 3	震度 3
8	昭和 28 年(1953)6 月 8 日	島根県東部	8 km	5	震度 3	震度 3
9	昭和 33 年(1958)9 月 8 日	周防灘	82 km	5.7	震度 3	震度 3
10	昭和 35 年(1960)5 月 11 日	周防灘	81 km	5.4	震度 4	震度 3
11	昭和 38 年(1963)9 月 6 日	日本海西部	33 km	6	震度 3	震度 3
12	昭和 38 年(1963)9 月 7 日	日本海西部	12 km	6.2	震度 3	震度 3
13	昭和 43 年(1968)4 月 1 日	日向灘	22 km	7.5	震度 5	震度 3
14	昭和 43 年(1968)8 月 6 日	豊後水道	39 km	6.6	震度 5	震度 3
15	昭和 46 年(1971)5 月 15 日	島根県西部	9 km	4.3	震度 3	震度 3
16	昭和 50 年(1975)6 月 5 日	島根県西部	6 km	4.6	震度 3	震度 3
17	昭和 53 年(1978)6 月 4 日	島根県東部	0 km	6.1	震度 4	震度 3
18	昭和 54 年(1979)7 月 13 日	周防灘	70 km	6	震度 4	震度 3
19	平成 9 年(1997)6 月 25 日	山口県中部	8 km	6.6	震度 5 強	震度 3
20	平成 12 年(2000)10 月 6 日	鳥取県西部	9 km	7.3	震度 6 強	震度 4
21	平成 13 年(2001)3 月 24 日	安芸灘	46 km	6.7	震度 6 弱	震度 5 弱
22	平成 13 年(2001)3 月 26 日	安芸灘	46 km	5.2	震度 5 強	震度 3
23	平成 14 年(2002)11 月 4 日	日向灘	35 km	5.9	震度 5 弱	震度 3
24	平成 15 年(2003)3 月 27 日	島根県西部	13 km	4.1	震度 3	震度 3
25	平成 17 年(2005)3 月 20 日	福岡県北西沖	9 km	7	震度 6 弱	震度 4
26	平成 18 年(2006)6 月 12 日	大分県西部	145 km	6.2	震度 5 弱	震度 3
27	平成 19 年(2007)4 月 26 日	愛媛県東予	39 km	5.3	震度 4	震度 3
28	平成 26 年(2014)3 月 14 日	伊予灘	78 km	6.2	震度 5 強	震度 4
29	平成 27 年(2015)7 月 13 日	大分県南部	58 km	5.7	震度 5 強	震度 3
30	平成 28 年(2016)4 月 16 日	熊本県熊本地方	12 km	7.3	震度 7	震度 3
31	平成 28 年(2016)10 月 21 日	鳥取県中部	11 km	6.6	震度 6 弱	震度 3
32	平成 30 年(2018)4 月 9 日	島根県西部	12 km	6.1	震度 5 強	震度 4
33	平成 30 年(2018)9 月 3 日	山口県北西沖	16 km	4.6	震度 3	震度 3
34	令和 2 年(2020)3 月 13 日	島根県西部	11 km	3.8	震度 3	震度 3
35	令和 4 年(2022)1 月 22 日	日向灘	45 km	6.6	震度 5 強	震度 3

資料：気象庁・震度データベース検索（浜田市）：大正 8 年(1919) 1 月～令和 5 年(2023) 8 月時点

※太字（ゴシック）は浜田市の震度 4 以上、アミは浜田市における最大震度が最も大きな地震

第2章 浜田市の文化財調査及び文化財の概要

第1節 浜田市の文化財調査

1 文化財に関する既往の調査

浜田市においてこれまでに自治体等が実施した文化財調査のうち詳細調査は、島根県・島根県教育委員会（島根県古代文化センター・島根県立博物館を含む）が行った調査が 58 件、浜田市教育委員会が行った調査が 35 件（江津市教育委員会との合同 3 件を含みます。）、合併前の金城町、旭町、弥栄村、三隅町の各教育委員会が行った調査が 19 件であり、詳細調査の総数は 112 件となります。

この他、歴史紹介や市誌、町誌、村誌等が 33 件刊行されており、その際には文化財の把握、内容確認等がなされています。

また、このほかにも地域の各種団体により調査が行われ、冊子やパンフレットとしてまとめられているものも多数あります。

表 2-1 浜田市における既往の文化財調査（調査主体が自治体等のみを掲載）

(1/4)

区分	番号	報告書名称	調査主体	刊行年	備考
	1	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告1	島根県	1923	浜田1件
	2	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告2	島根県	1925	浜田1件
	3	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告3	島根県	1929	浜田1件、三隅1件
	4	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告6	島根県	1934	浜田1件
	5	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告7	島根県	1935	浜田1件
	6	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告9	島根県	1937	金城1件、旭1件、三隅1件
	7	島根県の文化財第一集	島根県教育委員会	1961	浜田2件
	8	島根県の文化財第二集	島根県教育委員会	1962	浜田4件、金城1件、三隅1件
	9	島根県の文化財第三集	島根県教育委員会	1963	浜田1件
	10	島根県文化財調査報告第1集	島根県教育委員会	1965	三隅1件
	11	島根県文化財調査報告第2集	島根県教育委員会	1966	浜田2件、三隅1件
	12	島根県文化財調査報告第3集	島根県教育委員会	1967	浜田1件
	13	島根県文化財調査報告第7集	島根県教育委員会	1971	金城1件、弥栄1件、三隅1件
	14	島根県文化財調査報告第11集	島根県教育委員会	1977	金城2件
建造物	15	島根県近世社寺建築緊急調査報告書	島根県教育委員会	1980	浜田1件、旭1件、弥栄3件、三隅1件
	16	島根県の近代化遺産 ―島根県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書―	島根県教育委員会	2002	浜田20件、金城7件、旭12件、三隅6件
	17	島根県の近代和風建築 ―島根県近代和風建築総合調査報告書―	島根県教育委員会	2018	浜田28件、金城11件、旭8件、弥栄1件、三隅8件
有形文化財	18	島根県古文書等所在確認調査報告書1977～1978	島根県教育委員会	1979	浜田7件、金城6件、弥栄1件、三隅8件
	19	島根の文化財 ―仏像彫刻編	島根県立博物館	1990	浜田3件
	20	三隅町の文化財-有形文化財調査概要報告書-	三隅町教育委員会	1993	
民俗文化財	21	島根県の民謡 ―民謡緊急調査報告書―	島根県教育委員会	1986	浜田22件、金城7件、旭27件、弥栄4件、三隅12件
	22	島根県の民俗芸能	島根県教育委員会	1989	浜田6件、金城6件、旭7件、弥栄1件、三隅3件
	23	島根県の諸職	島根県教育委員会	1993	浜田4件、金城1件、弥栄2件、三隅1件
	24	島根の祭り・行事	島根県教育委員会	2000	浜田5件、金城1件、旭2件、弥栄1件、三隅2件
	25	井野神楽	島根県古代文化センター	2006	

表 2-1 浜田市における既往の文化財調査（調査主体が自治体等のみを掲載）

(2/4)

区分	番号	報告書名称	調査主体	刊行年	備考
記念物	26	金城町の巨樹50選	金城町教育委員会	1993	
	27	島根県歴史の道調査報告書第5集 山陰道Ⅲ	島根県教育委員会	1997	山陰道(浜田・三隅)
	28	島根県歴史の道調査報告書第6集 津和野廿日市街道 津和野奥筋往還	島根県教育委員会	1998	津和野奥筋往還(浜田・金城・旭・弥栄)
	29	島根県歴史の道調査報告書第7集 西廻り航路 隠岐航路	島根県教育委員会	1998	港(外ノ浦・瀬戸ヶ島・長浜・三隅)
	30	島根県歴史の道調査報告書第9集 浜田広島街道 浜田三次往還	島根県教育委員会	1999	浜田広島街道(浜田・金城・旭)、浜田三次往還(浜田)
	31	島根県歴史の道調査報告書第10集 松江美保関往還 松江杵築往還 巡見使道	島根県教育委員会	1999	巡見使道(浜田・金城・三隅)
	32	島根県歴史の道調査報告書別冊 補遺版	島根県教育委員会	2000	
	33	名勝に関する調査研究事業報告書 古典に登場する名勝地調査	島根県教育委員会	2018	三隅1件
埋蔵文化財	34	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅱ 石見部製鉄遺跡	島根県教育委員会	1984	
	35	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅲ 窯業関係遺跡	島根県教育委員会	1985	
	36	石見の城館跡 島根県中近世城館跡分布調査報告書第1集	島根県教育委員会	1997	
	37	石見国府推定地調査報告1	島根県教育委員会	1978	
	38	石見国府推定地調査報告2	島根県教育委員会	1979	
	39	石見国府推定地調査報告3	島根県教育委員会	1980	
	40	中国横断道予定地内遺跡分布調査報告書	島根県教育委員会	1982	
	41	中国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-Ⅱ-	島根県教育委員会	1985	
	42	中国横断自動車道広島浜田線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ	島根県教育委員会	1991	
	43	中国横断自動車道広島浜田線建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ	島根県教育委員会	1992	
	44	日脚遺跡 日脚住宅団地予定地内発掘調査報告書	島根県教育委員会	1985	
	45	恵良遺跡 堂々炭窯跡 上条遺跡 水戸(三戸)神社跡 立女遺跡	島根県教育委員会	2001	
	46	石見焼関連遺跡調査報告書1(飯田A遺跡・長東坊師窯跡)	島根県教育委員会	2001	
	47	石見焼関連遺跡調査報告書2 上府八反原窯跡(佐々木窯跡)	島根県教育委員会	2001	
	48	増補改訂島根県遺跡地図Ⅱ(石見編)	島根県教育委員会	2002	
	49	道休畑遺跡	島根県教育委員会	2010	
	50	近世山陰道推定地(力石地区・荒磯谷地区・原地区・カモト地区)片良ヶ平遺跡・馬ノ太郎遺跡・北ヶ迫遺跡	島根県教育委員会	2011	
	51	海石西遺跡 角落し遺跡 廻り田遺跡 近世山陰道跡(馬橋地区) 神出西遺跡	島根県教育委員会	2018	
	52	嶺口古墓 上古市遺跡	島根県教育委員会	2020	
	53	普源田砦跡	島根県教育委員会	2021	
	54	青銅器埋納地調査報告書1(銅鐸編)	島根県古代文化センター	2002	浜田1件
	55	山陰古代出土文字資料集成1(出雲・石見・隠岐編)	島根県古代文化センター	2003	浜田2件
	56	弥生時代の磨製石器	島根県古代文化センター	2003	浜田2件
	57	島根県における弥生時代・古墳時代の木製品集成	島根県古代文化センター	2006	浜田1件
	58	めんぐろ古墳の研究	島根県古代文化センター	2009	
	59	古代出雲における青銅器文化の研究	島根県古代文化センター	2012	浜田2件
	60	在地陶磁器集成1(石見部陶器編)	島根県古代文化センター	2016	浜田106件、金城9件、旭2件、三隅6件
	61	周布小学校建設予定地内埋蔵文化財(森ヶ曾根古墳)発掘調査報告書	浜田市教育委員会	1986	
	62	大平山遺跡群調査報告書	江津市教育委員会・浜田市教育委員会	1988	

表 2-1 浜田市における既往の文化財調査（調査主体が自治体等のみを掲載）

(3/4)

区分	番号	報告書名称	調査主体	刊行年	備考
埋蔵文化財	63	大平山遺跡群発掘調査概報	浜田市教育委員会・江津市教育委員会	1989	
	64	大平山遺跡群発掘調査報告書	浜田市教育委員会・江津市教育委員会	1990	
	65	石見国分寺跡第Ⅰ期調査概報	浜田市教育委員会	1989	
	66	下府廃寺発掘調査概報－市内遺跡発掘調査－	浜田市教育委員会	1990	
	67	躍動の時代－古市遺跡発掘調査概報－	浜田市教育委員会	1992	
	68	下府廃寺跡～平成元年度～平成3年度市内遺跡発掘調査概報～	浜田市教育委員会	1992	
	69	下府廃寺跡－平成元年度～平成4年度市内遺跡発掘調査概報－	浜田市教育委員会	1993	
	70	古市遺跡発掘調査概報	浜田市教育委員会	1995	
	71	横路遺跡(土器土地区)	浜田市教育委員会	1997	
	72	横路遺跡(原井ヶ市地区)	浜田市教育委員会	1998	
	73	川向遺跡	浜田市教育委員会	2000	
	74	浜田市遺跡詳細分布調査－国府地区Ⅰ－	浜田市教育委員会	2002	
	75	平野窯跡(昭和9～45年頃の石見焼窯跡)	浜田市教育委員会	2005	
	76	史跡石見国分寺跡 県史跡石見国分尼寺跡	浜田市教育委員会	2006	
	77	室田窯跡(明治～戦後頃の石見焼窯跡)	浜田市教育委員会	2006	
	78	浜田市遺跡詳細分布調査－周布地区Ⅰ－	浜田市教育委員会	2007	
	79	浜田城跡(庭園跡の調査1)	浜田市教育委員会	2007	
	80	浜田城跡(庭園跡の調査2)	浜田市教育委員会	2007	
	81	蔵地宅後古墳	浜田市教育委員会	2008	
	82	史跡周布古墳 蔵地宅後古墳 市史跡金田1号墳	浜田市教育委員会	2008	
	83	唐谷坂道(江戸時代末～明治時代頃の石畳道)	浜田市教育委員会	2008	
	84	島根県浜田市遺跡地図Ⅰ(浜田自治区) 仕切遺跡	浜田市教育委員会	2009	
	85	島根県浜田市遺跡地図Ⅱ(金城自治区) 七渡瀬Ⅱ遺跡	浜田市教育委員会	2010	
	86	島根県浜田市遺跡地図Ⅲ(三隅自治区) 史跡石見国分寺跡(塔東側の確認調査)	浜田市教育委員会	2011	
	87	島根県浜田市遺跡地図Ⅳ(弥栄自治区) 浜田城下町遺跡試掘調査	浜田市教育委員会	2012	
	88	島根県浜田市遺跡地図Ⅴ(旭自治区) 浜田市治和町鰐石試掘調査	浜田市教育委員会	2013	
	89	島根県浜田市遺跡地図Ⅵ 浜田市旭町重富試掘調査	浜田市教育委員会	2014	
	90	松原遺跡	浜田市教育委員会	2014	
	91	県指定史跡浜田城跡・松原遺跡	浜田市教育委員会	2015	
	92	平成28年度浜田市内遺跡発掘調査報告書	浜田市教育委員会	2017	
	93	平成30年度浜田市内遺跡発掘調査報告書	浜田市教育委員会	2019	
	94	県史跡 浜田城跡発掘調査報告書	浜田市教育委員会	2020	
	95	令和2年度浜田市内遺跡発掘調査報告書	浜田市教育委員会	2021	
	96	金城町の文化財 第1集 -町内の古墳-	金城町教育委員会	1983	
	97	島根県那賀郡金城町内遺跡分布調査報告書Ⅰ－波佐・長田地区－	金城町教育委員会	1986	
	98	島根県那賀郡金城町内遺跡分布調査報告書Ⅱ	金城町教育委員会	1987	
	99	七渡瀬遺跡発掘調査報告書	金城町教育委員会	1987	
	100	八幡岩遺跡	金城町教育委員会	1989	
	101	波佐	金城町教育委員会	1994	
	102	山ノ内14号墳発掘調査報告書	旭町教育委員会	1989	
	103	やつおもて18号墳	旭町教育委員会	1990	
	104	県営農地開発事業(梨園造成)に伴う山ノ内28号墳発掘調査報告書	旭町教育委員会	1992	
	105	山ノ内古墳群	旭町教育委員会	1994	
	106	旭町遺跡分布図Ⅰ	旭町教育委員会	1995	

表 2-1 浜田市における既往の文化財調査（調査主体が自治体等のみを掲載）

(4/4)

区分	番号	報告書名称	調査主体	刊行年	備考
埋蔵文化財	107	旭町遺跡分布図Ⅱ	旭町教育委員会	1996	
	108	旭町遺跡分布図Ⅲ	旭町教育委員会	1997	
	109	高城跡発掘調査報告書	旭町教育委員会	1998	
	110	長安本郷神代屋遺跡	弥栄村教育委員会	2002	
	111	中山たたら遺跡 緊急発掘調査報告	三隅町教育委員会	1983	
	112	茶屋ヶ坪古墓群 五代上古墓	三隅町教育委員会	1989	
歴史紹介 自治体史等	1	浜田市の文化財	浜田市教育委員会	1971	
	2	浜田の文化財(旧版)	浜田市教育委員会	1977	
	3	ふるさとを築いた人々	浜田市教育委員会	1992	
	4	浜田の人物ものがたり第一集	浜田市教育委員会	1995	
	5	岸静江とその時代 激動の幕末と浜田藩	浜田市教育委員会	1997	
	6	石見畳ヶ浦が語る大地の物語	浜田市教育委員会	1999	
	7	浜田の人物ものがたり第二集	浜田市教育委員会	1999	
	8	中世の港町・浜田	浜田市教育委員会	2001	
	9	八右衛門とその時代-今津屋八右衛門の竹嶋一件と近世海運-	浜田市教育委員会	2002	
	10	浜田の文化財(改訂版)	浜田市教育委員会	2002	
	11	松平右近将監家とその家臣	浜田市教育委員会	2004	
	12	浜田市の人物読本 ふるさとの50人	浜田市教育委員会	2016	
	13	浜田市の歴史読本 ふるさと浜田の歩み	浜田市教育委員会	2020	
	14	ふるさとの文化財	三隅町教育委員会	1982	
	15	那賀郡誌	那賀郡共進会協賛会	1916	
	16	濱田町史	石見史談会	1935	
	17	濱田	浜田市役所	1950	
	18	浜田市誌 上巻	浜田市誌編纂委員会	1973	
	19	浜田市誌 下巻	浜田市誌編纂委員会	1973	
	20	浜田市行政二十年の歩み	浜田市誌編纂委員会	1996	
	21	金城町誌 第1巻	金城町誌編纂委員会	2001	
	22	金城町誌 第2巻	金城町誌編纂委員会	1996	
	23	金城町誌 第3巻	金城町誌編纂委員会	1999	
	24	金城町誌 第4巻	金城町誌編纂委員会	1997	
	25	金城町誌 第5巻	金城町誌編纂委員会	2002	
	26	金城町誌 第6巻	金城町誌編纂委員会	2003	
	27	金城町誌 第7巻	金城町誌編纂委員会	2003	
	28	旭町誌 上巻	旭町教育委員会	1977	
	29	旭町誌 中巻	旭町教育委員会	1985	
	30	旭町誌 中巻一統	旭町教育委員会	1996	
	31	旭町誌 下巻	旭町教育委員会	1982	
	32	弥栄村誌	弥栄村誌編纂委員会	1980	
	33	三隅町誌	三隅町誌編さん委員会	1971	

2 文化財の把握調査

本計画の作成に関して、未指定文化財の把握を目的に下記のとおり、各まちづくりセンター等に地図（下図を参照）を配置し、施設を訪れた市民の情報によって、未指定文化財の把握を行いました。

（1）令和4年度(2022)

杵束まちづくりセンター：2月1日～15日

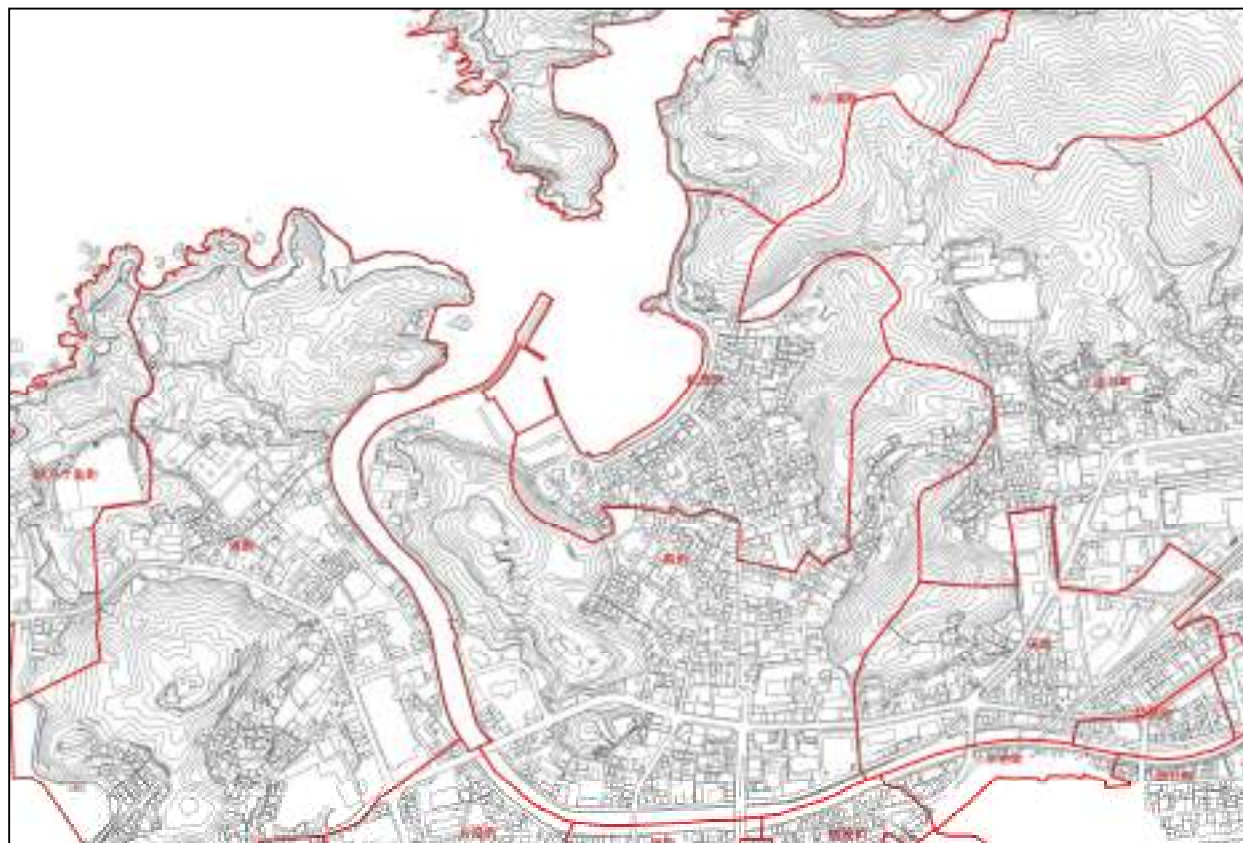
安城まちづくりセンター：3月1日～15日

（2）令和5年度(2023)

金城・旭・弥栄・三隅地域（19施設）：8月7日～21日

浜田地域（7施設）：9月8日～22日

その結果は、未指定文化財リスト及び本章「第3節 未指定文化財」にまとめています。



外ノ浦町・松原町・殿町・港町・田町・牛市町・朝日町・琵琶町 位置図

図 2-1 まちづくりセンターに配置した地図の例（浜田まちづくりセンター）

第2節 指定等文化財

1 指定等文化財の概要

浜田市の指定等文化財は、令和6年(2024)8月末現在、国指定の文化財が8件（有形文化財1件、無形文化財1件、民俗文化財1件、記念物5件）、県指定文化財が17件（有形文化財7件、民俗文化財4件、記念物6件）、市指定文化財74件（有形文化財43件、無形文化財1件、民俗文化財4件、記念物26件）、及び国の登録有形文化財が2件の合計101件です。また、選定された文化的景観（重要文化的景観）、伝統的建造物群（重要伝統的建造物群保存地区）及び文化財の保存技術（選定保存技術）はありません。

なお、個々の文化財の名称等は、資料編の「指定等文化財一覧」に記載しています。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、浜田地域277件、金城地域200件、旭地域138件、弥栄地域59件、三隅地域100件の合計774件が確認されています。

表2-2 浜田市の指定等文化財の件数

令和6年(2024)8月末現在

文化財の類型			国				県	市	合 計
			指定	選定	登録	選択	指定	指定	
有形文化財	建造物		0	—	2	—	0	0	2
	美術工芸品	絵画	0	—	0	—	1	8	9
		彫刻	1	—	0	—	3	3	7
		工芸品	0	—	0	—	0	9	9
		書跡・典籍	0	—	0	—	1	3	4
		古文書	0	—	0	—	1	12	13
		考古資料	0	—	0	—	1	6	7
		歴史資料	0	—	0	—	0	2	2
無形文化財			1	—	0	0	0	1	2
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	—	0	—	1	3	5
	無形の民俗文化財		0	—	0	0	3	1	4
記念物	遺跡		3	—	0	—	3	16	22
	名勝地		0	—	0	—	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		2	—	0	—	3	10	15
文化的景観			—	0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			—	0	—	—	—	—	0
合 計			8	0	2	0	17	74	101

※「—」は制度がない場合



図 2-2 浜田市の指定等文化財（不動産関係）

2 指定等文化財の内容

浜田市の指定等文化財について、文化財保護法に規定されている6類型（第2条）ごとに内容を整理します。

（1）有形文化財

ア 建造物

指定物件はありませんが、浜田市立第一中学校屋内運動場と島根県立浜田高等学校第二体育館の2件が登録有形文化財となっています。

浜田市立第一中学校屋内運動場は、旧歩兵第二十一連隊雨覆練兵場です。煉瓦造平屋建・スレート葺きの建物で、明治31年(1898)に建設されました。



写真 2-1 浜田市立第一中学校屋内運動場

島根県立浜田高等学校第二体育館も旧歩兵第二十一連隊雨覆練兵場です。煉瓦造平屋建・スレート葺きの建物で、大正5年(1916)に建設されました。

イ 美術工芸品

指定された美術工芸品は全体で51件あり、絵画9件、彫刻7件、工芸品9件、書跡・典籍4件、古文書13件、考古資料7件、歴史資料2件です。

これらのうち、国の重要文化財は彫刻の1件「木造阿弥陀如来立像」であり、指定が大正9年(1920)で本市においては最初の指定文化財です。

県指定の美術工芸品は7件あり、絵画1件、彫刻3件、書跡・典籍1件、古文書1件、考古資料1件です。絵画は「紙本墨画淡彩大麻山縁起」（天正20年(1592)）です。彫刻は「木造雨宝童子立像」（鎌倉時代）、「木造天部像群」（平安時代中期）、「木造薬師如来坐像」（平安時代）があります。書跡・典籍は「紙本墨書大般若経」（永和3年(1377)に奉納された大般若経600巻）、古文書は「紙本著色石見国絵図」（江戸時代初期の国絵図）、考古資料は「めんぐろ古墳出土品」（装飾付子持壺など27点）です。



写真 2-2 木造阿弥陀如来立像

市指定の美術工芸品は43件あり、絵画8件、彫刻3件、工芸品9件、書跡・典籍3件、古文書12件、考古資料6件、歴史資料2件です。



写真 2-3 紙本著色石見国絵図

（２）無形文化財

指定された無形文化財は２件で、国の重要無形文化財（工芸技術）である「石州半紙」と市指定の「石見神楽蛇胴製作技術」です。

石州半紙は、石見地域で伝承されてきた手漉き和紙の技術であり、石州半紙技術者会が保持団体として認定されています。また、平成 26 年（2014）には、ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「和紙：日本の手漉和紙技術」の 1 つとして登録（平成 21 年（2009）に「石州半紙」として登録）されました。

石見神楽蛇胴製作技術は、明治 30 年代に本市において始まった技術で 100 年以上続いています。この技術により製作された蛇胴は、石見神楽の今日の隆盛をもたらすとともに、他地域の神楽のみならず、人形浄瑠璃や組踊など様々な芸能にも取り入れられています。



写真 2-4 石州半紙

（３）民俗文化財

ア 有形の民俗文化財

指定された有形の民俗文化財は５件で、国の重要有形民俗文化財が１件、県指定が１件、市指定が３件です。

重要有形民俗文化財は「波佐の山村生産用具」で、758 点の農具・紙すき道具等の生産民具であり、金城民俗資料館に収蔵し、展示しています。

県指定は「波佐の山村生活用具」で、221 点の伝統的な生活に関する民具であり、上記同様、金城民俗資料館に収蔵し、展示しています。

市指定は「獅子頭」２件、「神楽木彫面」です。「神楽木彫面」は 25 点あり、日本遺産（神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～）の構成文化財にもなっています。



写真 2-5 波佐の山村生産用具
（金城民俗資料館）

イ 無形の民俗文化財

指定された無形の民俗文化財は４件で、県指定が３件、市指定が１件です。

県指定は「井野神楽」、「有福神楽」、「黒沢囃子田」で、神楽２件は日本遺産（神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～）の構成文化財にもなっています。

市指定は「浜田大名行列奴」で、浜田大名行列保存会により、毎年春に披露される奴で、近世城下町に伝わる地的特色をもつ民俗行事です。



写真 2-6 浜田大名行列奴

（４）記念物

ア 遺跡（史跡）

史跡として指定された遺跡は 22 件で、国指定の史跡が 3 件、県指定が 3 件、市指定が 16 件です。

国指定の史跡は、塔跡が残る「石見国分寺跡」、二段築成の前方後円墳である「周布古墳」、心礎・礎石が残る「下府廃寺塔跡」です。

県指定は、石見国分寺跡の近くにある「石見国分尼寺跡」、浜田藩の居城跡である「浜田城跡」、平安時代前半に石見国分寺・国分尼寺に瓦を供給した「石見国分寺瓦窯跡」です。

市指定は古墳、山城跡、墓、道標、用水隧道、石畳路など多岐にわたっています。



写真 2-7 周布古墳

イ 名勝地（名勝）

指定された名勝はありません。

ウ 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

天然記念物として指定された動物・植物・地質鉱物は 15 件で、国指定が 2 件、県指定が 3 件、市指定が 10 件です。

国指定となっているのは「石見畳ヶ浦」と「三隅大平桜」です。「石見畳ヶ浦」は、国分町唐鐘海岸にあります。約 49,000m²の波食棚が広がり、高さ約 25m の見事な礫岩・砂岩の海食崖や幾つもの断層がみられます。「三隅大平桜」は、三隅町矢原にあります。樹齢は 660 年といわれ、彼岸桜、山桜の性質を併せ持った巨木です。

県指定は、日本で唯一産出する「黄長石霞石玄武岩」、目通り幹周 4.4～8 m、樹高 22～32m の巨木 5 株の「常磐山の杉」、目通り幹周 3.4～6.4m、樹高 32m の 5 株の「長安本郷の八幡宮並木杉」です。

市指定は「ビロードシダ及び群生地」、「多陀寺のクスノキ」、「多陀寺のヒノキ」、「多陀寺のシイ・タブ林」、「伊甘神社のイチヨウ」、「伊甘神社のムクノキ」、「金城の巨樹・銘木」、「お葉付き銀杏」、「佐々木桜」、「海老谷桜」と、いずれも植物となっています。

市指定の動物、地質鉱物はありません。



写真 2-8 石見畳ヶ浦



写真 2-9 伊甘神社のイチヨウ

（5）文化的景観

選定された文化的景観（重要文化的景観）はありません。

（６）伝統的建造物群

選定された伝統的建造物群（重要伝統的建造物群保存地区）はありません。

（７）文化財の保存技術

選定された選定保存技術はありません。

第3節 未指定文化財

1 未指定文化財の把握件数と状況

(1) 未指定文化財の把握件数

本計画の作成による未指定文化財の把握件数は、下表のようになります。

あくまで現時点（令和6年(2024)8月末現在）における把握件数ですが、1,804件という膨大な数となっています。

いずれの文化財類型（6種類）も未指定文化財を把握できていますが、考古資料は4件と少なく、地域別でも、美術工芸品の絵画、工芸品、書跡・典籍、考古資料、及び無形の民俗文化財等において把握できていない地域があります。

これら6種類以外では、文化財の保存技術は把握できていませんが、「その他」が9件あります。

なお、遺跡に関しては、島根県及び島根大学が調査を行い、下記のように公開されています。

○遺跡（埋蔵文化財等）の位置…「島根県統合型GISマップ on しまね 島根県遺跡マップ」

・「<https://web-gis.pref.shimane.lg.jp/shimane/Portal>」から「島根県遺跡マップ」

○島根県遺跡データベース…島根大学

・「<https://iseki.shimane-u.ac.jp/>」で公開

表 2-3 未指定文化財の把握件数

※令和6年(2024)8月末現在

文化財の種類			地域	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	複数地域	総計
有形文化財	建造物		119	54	46	72	81			372
	美術工芸品	絵画			2		47			49
		彫刻	12	6	17	109	110			254
		工芸品	2	2			24			28
		書跡・典籍	3				21			24
		古文書	26	5	1	1	20			53
		考古資料		3			1			4
		歴史資料	94	31	16	13	28			182
無形文化財							1	3	4	
民俗文化財	有形の民俗文化財		105	40	38	43	49	3	278	
	無形の民俗文化財		1	1	1	4		3	10	
記念物	遺跡		60	137	31	85	91	5	409	
	名勝地		4	10	10	28	5		57	
	動物・植物・地質鉱物		5	7	9	33	4		58	
文化的景観			1	1	8		1		11	
伝統的建造物群			1		1				2	
文化財の保存技術										
その他			4			5			9	
合計			437	297	180	393	483	14	1,804	

※「空欄」は現時点で把握できていないことを示します。

(2) 未指定文化財の把握調査の状況

現時点での未指定文化財の把握状況を踏まえつつ、下表のように明らかにし、第4章「第2節 文化財の保存・活用に関する課題・方針」において、調査の課題及び方針を記載します。

表 2-4 未指定文化財の把握調査の状況

(1/2)

文化財の種類		地域	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	把握調査の状況
有形文化財	建造物		◎	◎	◎	◎	◎	・いずれの地域も寺社の建造物を多数把握している。 ・旧庄屋等の住宅や土蔵、旧小学校や郵便局等も把握している。
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	◎	・三隅地域では寺社所蔵の絵画を多数把握している。 ・その他の地域では把握調査は未実施又は進んでいない。
		彫刻	○	○	○	◎	◎	・弥栄、三隅地域では寺社所蔵の仏像等を多数把握している。
		工芸品	△	△	△	△	◎	・三隅地域では武具（甲冑、槍、刀等）、碁盤、鏡、鈴等、多岐にわたって把握している。 ・金城、旭、弥栄地域では把握調査は未実施又は進んでいない。
		書跡・典籍	○	△	△	△	◎	・三隅地域では寺社所蔵品を中心に把握しているが、その他の地域では把握調査は未実施又は進んでいない。
		古文書	◎	○	△	△	◎	・浜田、三隅地域では、行政及び寺社所蔵品を中心に把握している。旭、弥栄地域では、把握が十分でない（把握数は各1件）。
		考古資料	△	△	△	△	△	・把握しているものは金城、三隅地域の資料館で収蔵している出土品4件（出土品は複数）のみであり、その他の地域では把握調査は未実施である。
		歴史資料	◎	◎	○	○	◎	・全ての地域において、記念碑、句碑等の石造物を中心に把握している。
無形文化財		△	△	△	△	○	・地域別で把握しているのは三隅地域の石州和紙の1件のみ。 ・複数地域に石見焼、石州瓦・石見神楽関連用具の工芸技術・製造技術がある。 ・全市的に把握調査は一部に限られ、進んでいない。	
民俗文化財	有形の民俗文化財		◎	◎	◎	◎	◎	・いずれの地域も顕彰碑を多数把握。その他、諸職用具、石見神楽面、神楽衣裳、人形等も把握している。
	無形の民俗文化財		△	△	△	◎	△	・複数地域として、石見神楽、田囃子等の民俗芸能、食文化（角寿司等）を把握している。 ・弥栄地域を除き、把握調査は進んでいない。

表 2-4 未指定文化財の把握調査の状況

(2/2)

地域		浜田	金城	旭	弥栄	三隅	把握調査の状況
文化財の類型							
記念物	遺跡	◎	◎	◎	◎	◎	・いずれの地域も把握している。旧石器時代から近代に至る遺跡がある。
	名勝地	○	◎	◎	◎	○	・沿岸部から山間部まで、いずれの地域も把握している。溪谷・滝・庭園など多岐にわたり把握している。
	動物・植物 地質鉱物	○	○	○	◎	○	・全ての地域で把握しているが、巨木等の樹木が中心である。動物、地質鉱物の把握調査は進んでいない。
文化的景観		△	△	◎	△	△	・浜田、金城、旭、三隅地域で棚田を把握しているが、棚田以外は限定的である。
伝統的建造物群		○	△	○	△	△	・浜田・旭地域で町並みを把握しているが、他地域の把握は十分でない。
文化財の保存技術		△	△	△	△	△	・把握調査は未実施であり、今後、存在を確認する必要がある。
その他		◎	△	△	◎	△	・地名、伝承を把握している。 ・浜田、弥栄地域以外は、把握調査は未実施である。

<調査状況の凡例>

◎：把握調査は完了している

○：概ね把握調査はできている

△：把握調査は一部又は未着手（把握調査は十分でない）

2 未指定文化財の内容

現時点で把握している浜田市の未指定文化財は、前述のように 1,804 件あります。これらの内容を次のように整理します。

なお、多くの未指定文化財は把握した段階であり、現地調査・確認調査等は今後、短中期的に行うことになります。したがって、どのようなものが所在するかを中心にまとめています。

また、有形文化財の美術工芸品、記念物の植物・動物等は、それらの保護や個人情報保護に留意する必要があります。

(1) 有形文化財

ア 建造物

建造物は、寺社を中心に 372 件が把握できています。

寺院の建造物は、本堂、庫裡、山門等の建築物が数多くあります。また、寺院の墓地等には宝篋印塔^{ほうきょういんとう}、五輪塔も所在します。宝篋印塔や五輪塔等の石造物は、寺院の境内以外にも所在します。

神社は、鳥居、本殿、拝殿等を備えたものだけでなく、祠のみで構成される小規模なものもあります。

これら寺社関係の建造物以外では、旧小学校、旧農協、旧郵便局といった公益施設に関わる建造物、旧庄屋をはじめとした伝統的な住宅や土蔵、住宅の敷地を形づくる古い石垣等も残されています。加えて、浜田城資料館となっている旧御便殿、浜田城山公園内にある旧浜田県庁表門もあります。

イ 美術工芸品

美術工芸品は、彫刻、歴史資料を中心に 594 件が把握できています。

絵画の多くは寺社の所蔵で、寺院では仏画等、神社では額絵等です。

彫刻は、寺社にある仏像等のほかにも、地蔵等の石像、銅像等があります。

工芸品は、武具（甲冑、槍、刀等）、碁盤、鏡、鈴、石見焼のしゃちほこ、クリシタン灯籠等、多様なものがあります。

書跡・典籍は、寺社所蔵のものが中心で、書跡は墨蹟が多くあり、典籍は三隅地域で所蔵されている「版画近世俠義傳」、「教行信証影印本 6 冊」、「圓光大師法語」の 3 件です。

古文書は、行政及び寺社が所蔵するものが中心です。これらのうち公共施設では、浜田市役所が「浅野家文書」、「谷田家文書」等の 11 件、浜田市立中央図書館が「沢津家文書」等の 3 件、世界こども美術館が「岸家文書」、金城歴史民俗資料館が「金城たたら関係文書」、三隅歴史民俗資料館が「二宮神社古文書」を所蔵しています。

考古資料は、金城歴史民俗資料館で収蔵している波佐地区の遺跡出土品 3 件と三隅歴史民俗資料館で収蔵している古墳からの出土品 1 件です。

歴史資料は、記念碑、句碑、歌碑、慰霊碑等の石造物を中心に数多くあります。なお、東公園（黒川町）では C57165 号蒸気機関車を展示しています。

（２）無形文化財

無形文化財は、４件を把握しています。平成元年(1989)に国の伝統的工芸品にも指定された「石州和紙」が伝承されているほか、石見地域を代表する工芸品である石見焼、石州瓦も、伝統を継承してきた工芸技術の上に成り立っています。また、石見神楽関連用具（面や衣裳等）の製作技術も広く伝承されています。

（３）民俗文化財

ア 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は 278 件を把握しています。

これらのうち顕彰碑が多数を占め、その他、諸職用具、石見神楽面、神楽衣裳、人形等も把握しています。

特に、第 19 代大森代官の井戸平左衛門の顕彰碑（頌徳碑）は、「井戸公碑」、「伝井戸公碑」として、各地域で多数確認することができます。

また、公共施設・公有地においては、浜田城山公園に「島村抱月先生碑」、「岡本俊人翁之碑」等が、その他の公園、学校等にも顕彰碑が設置されています。加えて、松原町の海辺には「会津屋八右衛門の碑」があります。市内各地にある顕彰碑は、先人の足跡を示すだけにとどまらず、式年行事が催行されるなど信仰の対象となっているものもあり、地域で大切に継承されてきたものです。

さらに、金城民俗資料館では国・県指定の「波佐の山村生産用具」・「波佐の山村生活用具」と併せて「波佐の諸職用具」が、市木まちづくりセンターでは「古今雛」が、三隅歴史民俗資料館では「福浦あやつり人形頭」が、収蔵・展示されています。

イ 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は 10 件を把握し、石見神楽、田囃子等の民俗芸能が継承されています。

特に石見神楽は、近世までは神職、近代以降は主に氏子によって舞われるようになり、現在は浜田市内でも 50 以上もの団体により継承されています。

また、食文化を表すものとして、角寿司などの郷土料理が伝えられています。

（４）記念物

ア 遺跡

遺跡は 409 件を確認しており、旧石器時代から近代に及びます。

本市の最古の遺跡として、旧石器時代の岩塚Ⅱ遺跡が確認されています。また縄文・弥生時代においては集落跡等が、古代においては古墳や集落跡、寺院跡、官衙跡等が、中世においては山城などの城館跡等があります。また、近世においては城下町遺跡、石見焼や製鉄遺跡などの生産遺跡等が、近代においても生産遺跡が多数確認されています。

イ 名勝地

名勝地は 57 件を把握し、各地に所在します。

天然の営為や素材によって生じてきた自然的なものとして、石南狭や旭峡等の溪谷、子猿の滝や龍頭の滝等の滝や淵、雲月山をはじめとした山、更には名水とその周囲の環境などがあり、様々な美しい自然景観を楽しむことができます。

また人文的なものとして、島村抱月文学碑公園、島村抱月先生の碑公園等も名勝地としてあげることができます。

ウ 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は 58 件を把握し、その多くは植物です。

植物は、巨木等の樹木が中心で、群落等も所在します。

動物は、ハッチョウトンボ生息地 1 件ですが、今後の調査により発見・確認される可能性が高いと言えます。

地質鉱物は、岩海、硯岩等です。

(5) 文化的景観

文化的景観は 11 件を把握しています。

そのうち 10 件は棚田で、浜田地域の千谷の棚田、金城地域の大井谷の棚田、旭地域の熊ヶ谷の棚田、大屋形の棚田、旧郷祖の棚田、イズモジョウの棚田、田代の棚田、森田屋の棚田、坂本の棚田、三隅地域の室谷の棚田です。残りの 1 件は、畑地景観である旭地域の旭豊梨の里です。

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は、大辻の町並み（大辻町）と今市の町並み（旭町）の 2 件を把握しています。

浜田地域の大辻の町並みは、浜田城跡南西側に位置する港町で、石州瓦の「赤」を中心に「いぶし銀」や「黒」が混在する平入の民家等が連なり、一帯には多く寺社が所在します。

旭地域の今市の町並みは、山陰と山陽を結ぶ旧広島街道の宿場町で、江戸時代には今市本陣がありました。現在、この一帯では、石州瓦（赤瓦）の民家等が連なり、地域の中心地として、宿場町の歴史と面影を伝えています。

(7) 文化財の保存技術

文化財の保存技術は把握できていません。今後、把握を行う必要があります。

(8) その他

地名、伝承を 9 件把握しています。

地名は、浜田地域に上府、国府、下府、弥栄地域に盗賊屋があります。

伝承は、浜田地域に和泉式部伝承地、弥栄地域に八郎河内の古戦場跡、千足なわての狐、大蛇の嫁入り、蛇頭神が伝わっています。

第4節 その他の関連する制度

1 日本遺産

浜田市においては、次の2件の日本遺産が認定されており、いずれも複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型（ネットワーク型）」です。

- (1) 神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～
- (2) 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

(1) 神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～

※以下「日本遺産（神楽）」とします。

認定日：令和元年(2019)5月20日

認定自治体：島根県の石見地域の4市5町

浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

＜ストーリー＞

島根県西部、石見地域一円に根付く神楽は、地域の伝統芸能でありながらも、時代の変化を受容し発展を続けてきた。

その厳かさと華やかさは、人の心を惹きつけて離さない。

神へささげる神楽を大切にしながら、現在は地域のイベントなどでも年間を通じて盛んに舞われ、週末になればどこからか神楽囃子が聞こえてくる。

老若男女、観る者を魅了する石見地域の神楽。

それは古来より地域とともに歩み発展してきた、石見人が世界に誇る宝なのだ。

＜浜田市の構成文化財＞

- ・石州半紙：重要無形文化財
- ・井野神楽：県無形民俗文化財
- ・有福神楽：県無形民俗文化財
- ・神楽木彫面：市有形民俗文化財
- ・紙本墨書神楽台本：市有形文化財（古文書）
- ・紙本墨書藤井宗雄著書：市有形文化財（典籍）
- ・長浜人形：未指定
- ・石州和紙：未指定
- ・石見神楽面：未指定
- ・石見神楽蛇胴：未指定
- ・石見神楽衣裳（刺繍衣裳）：未指定
- ・烈女お初のお碑：未指定
- ・鏡山：未指定
- ・角寿司：未指定



写真 2-10 有福神楽（浜田市観光協会提供）



写真 2-11 石見神楽衣裳

(2) 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

※以下「日本遺産（北前船）」とします。

認定日：平成 30 年(2018) 5 月 24 日（追加認定）

認定自治体：16 道府県全 49 自治体（令和 5 年度(2023)現在）

※当初認定は平成 29 年(2017) 4 月 28 日

- ・初年度認定は北海道函館市・同松前町、青森県鯉ヶ沢町・同深浦町、秋田県秋田市、山形県酒田市（申請代表市）、新潟県新潟市・同長岡市、石川県加賀市、福井県敦賀市・同南越前町の 7 市 4 町
- ・平成 30 年(2018) 5 月 24 日には、北海道小樽市・同石狩市、青森県野辺地町、秋田県にかほ市・同男鹿市・同能代市・同由利本荘市、新潟県佐渡市・同上越市、富山県富山市・同高岡市、石川県輪島市・同小松市、福井県坂井市・同小浜市、京都府宮津市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市・同高砂市・同新温泉町・同赤穂市・同洲本市、鳥取県鳥取市、島根県浜田市、岡山県倉敷市、広島県尾道市・同呉市の 27 市町
- ・令和元年(2019) 5 月 20 日には、山形県鶴岡市、新潟県出雲崎町、石川県金沢市、兵庫県姫路市・同たつの市、香川県多度津市、広島県竹原市の 7 市町
- ・令和 2 年(2020) 6 月 19 日には、石川県白山市・同志賀町、大阪府泉佐野市の 2 市 1 町
- ・令和 4 年(2022) 7 月 29 日には、岡山県備前市の 1 市

<ストーリー>

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。

また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

<浜田市の構成文化財>

- ・外ノ浦の町並み：未指定
- ・日和山方角石：市史跡
- ・自唐鐘浦至長浜浦海岸絵図：市有形文化財（古文書）
- ・諸国御客船帳：市有形文化財（古文書）



写真 2-12 外ノ浦の町並み



写真 2-13 自唐鐘浦至長浜浦海岸絵図

2 ユネスコ無形文化遺産

石州半紙が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録（無形文化遺産の保護に関する条約第 16 条第 1 項に規定する人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載）されています。

平成 21 年(2009)には「石州半紙」として無形文化遺産に登録され、平成 26 年(2014)には、石州半紙と同じく、原料に楮のみを用いるなど伝統的な手漉和紙技術で、国の無形文化財に指定されている本美濃紙（岐阜県美濃市）、細川紙（埼玉県小川町・東秩父村）を加えて、「和紙：日本の手漉和紙技術」として登録をされています。

表 2-5 ユネスコ無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」の構成

名称	保持団体	関係自治体
石州半紙	石州半紙技術者会	島根県浜田市
本美濃紙	本美濃紙保存会	岐阜県美濃市
細川紙	細川紙技術者協会	埼玉県小川町・東秩父村

第3章 浜田市の歴史文化の特性

第1節 歴史文化の特性

第1章・第2章を踏まえ、浜田市の歴史概況や文化財の概要をもとに、歴史文化の特性を考えると、次の6つを設定することができます。

- 1 山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田
- 2 旧石器時代からの遺跡が物語る黎明期の浜田
- 3 石見における政治的中心を担った浜田
- 4 港の発展と山間での生産に支えられた浜田
- 5 伝統文化を継承する浜田
- 6 先人の足跡を守り伝える浜田

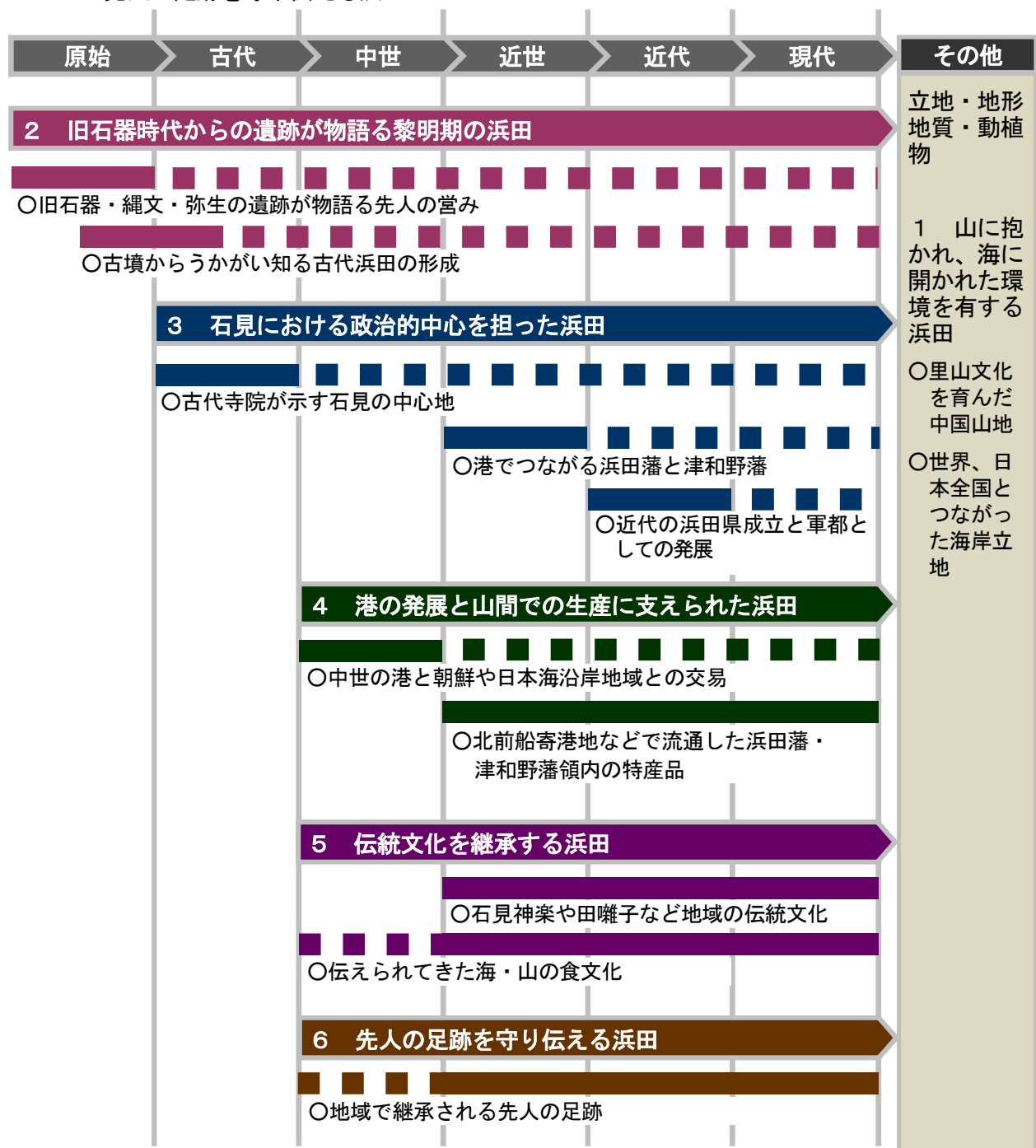


図 3-1 浜田市の歴史文化の特性の時代背景

第2節 歴史文化の特性の内容

1 山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田

浜田市の山間部では、中国山地の地形や地質を利用し自然に寄り添った生活様式が形づくられ、沿岸部では、その海岸立地から、日本だけでなく世界ともつながることで、中世から発展してきました。このような起伏に富む豊かな環境は、浜田市の歴史文化の特性です。

(1) 里山文化を育んだ中国山地

中国山地は、東は兵庫県、西は山口県に続く東西約 500 kmの山地であり、中国地方の基軸となります。その稜線により山陰と山陽とが区分され、気候も前者は多雨、後者は小雨など大きな違いがあります。中国山地には、花崗岩の風化が進んだ比較的なだらかな山々が連なり、幾筋もの河川が流れ、大小の河岸段丘や盆地、谷間のわずかな平坦地などが形成されています。それほど厳しい気候条件でなかったこともあり、それらの多くに人々は定住しており、本市最古の遺跡である岩塚Ⅱ遺跡も所在しています。

また、江の川（支流）を含め多くの水系があり、滝や溪流といった名勝地も形づくっています。

さらに、山々には木々が豊かに茂り、これまで木材、薪炭材として活用されてきました。雨が多い地域のため、森林が再生しやすく、伐採後はマツなどに樹種転換していった瀬戸内海沿岸部とは大きく異なっています。

これら中国山地の地形・地質や植生は、木材、薪炭材の生産に加え、たたら製鉄、和紙（石州和紙）づくり、農業なども支え、二次林、植林地、農地等が混在した地域を形づくり、里山文化を育んでいます。



写真 3-1 盆地と集落（金城町波佐）

(2) 世界、日本全国とつながった海岸立地

本市を日本海から見ると、環日本海の南西側に位置し、かつ、東シナ海へとつながる位置にあります。朝鮮半島とは、海流が利用しやすい東西方向で最短で結ばれる位置にあり、朝鮮半島・中国大陸への窓口である博多・対馬とも近い距離にあります。

また、海岸線はリアス海岸と砂丘海岸からなり、複雑に入り組んだリアス海岸は天然の良港となり、中世の西日本海ルート、近世の北前船が利用した西廻り航路において、日本海沿岸部をつなぐ主要な港にもなっています。

中世の港町を特徴づける遺跡として、日本海から下府川を 2 kmほど遡るところに位置する古市遺跡があります。この遺跡からは、大量の中国製の陶磁器が出土し、「石見府中」と呼ばれた地域一帯の交易を物語っています。

近世において浜田藩内には、外ノ浦、瀬戸ヶ島、長浜という 3 つの貿易港がありました。その中心となっていた外ノ浦には、日和山方角石や船乗りが航海の安全を祈った金刀比羅神社も所在します。また、多くの船が出入りしている江戸時代の沿岸部の様子を描いた絵図や全国各地から北前船が寄港していたことを示す客船帳も残されています。

近代以降も港の整備は進められ、重要港湾浜田港、浜田漁港へと発展していきます。
中世、近世、近代、現代と続く港町の歴史は、海に開かれた浜田の特性を表しています。



写真 3-2 海岸の景観

2 旧石器時代からの遺跡が物語る黎明期の浜田

浜田市には、旧石器時代から人々が暮らしていたことを物語る遺跡があり、さらに縄文時代・弥生時代の遺跡も数多く所在しています。古墳時代においても、石見地域最古の古墳や大型の前方後円墳、群集墳も所在します。

このように黎明期の浜田を物語る遺跡が多く確認されているのも、浜田の歴史文化の特性です。

(1) 旧石器・縄文・弥生の遺跡が物語る先人の営み

浜田市域は、旧石器時代から人々が暮らしていたことが岩塚Ⅱ遺跡（金城町今福）の調査で明らかになっています。出土した安山岩製のナイフ形石器はその特徴から約3万年前から約1万8,000年前のものと考えられ、この当時から遠隔地の石材を利用した石器が利用されていることがわかります。

縄文時代の遺跡は、山間部から沿岸部に至るまで10か所以上あり、最も古いのは、約8,000年前の日脚遺跡（日脚町）です。旧石器時代の遺跡でもある岩塚Ⅱ遺跡からは、縄文時代前期から後期までの遺物が出土しており、縄文時代になり、人々が定住生活を送るようになったことがわかります。

また、岩塚Ⅱ遺跡で出土した縄文時代の石器の材料は、黒曜石は島根県隠岐島、大分県姫島、佐賀県腰岳、安山岩は広島県冠山、香川県金山から運ばれたものでした。当時の人々は、ムラの周辺だけの孤立した生活ではなく、人と人との交流や流通があったこともわかります。

弥生時代の遺跡は、20か所以上が見つっています。周布川河口の鰐石遺跡（治和町）からは、浜田で米づくりがはじまったころの様子を知ることができ、道休畑遺跡（内田町と熱田町の町境）では、米、オオムギ、モモ、アワ、ヒエ等を栽培していたほか、トチ、クリ、クルミ、ヤマブドウなどを集めて食べていたこともわかりました。このムラは台地上にあり、竪穴住居の周りに畑を、台地の下を流れる川の近くに水田を作っていたと考えられます。



写真 3-3 鰐石遺跡の出土品

加えて、弥生時代の遺跡からは、祭祀の道具（木偶、銅鐸）も見つかっており、当時の人々の自然への感謝や畏れ、豊かな実りへの願いなどもうかがえます。

(2) 古墳からうかがい知る古代浜田の形成

浜田市には、古墳が 60 か所以上あり、また、当時の人々が生活していたムラの遺跡も市内各地で見つかっています。

本市で最も古い古墳は、3 世紀終りごろと推定される円墳である千年比丘^{せんねんびく}1 号墳（金城町長田）で、石見地域で最も古い古墳と言えます。墳頂部では3つの主体部が並んで確認され、内部調査が実施された中央主体上面では、直立した砥石と鼓型器台などが出土し、墓上祭祀が行われたものと考えられます。

その後、4 世紀後半から5 世紀初頭には、大型の前方後円墳^{すふ}の周布古墳（治和町）、6 世紀には、石見地域で最も古い横穴式石室を持つめんぐろ古墳（治和町）などが築かれます。

さらに、飛鳥時代に入っても古墳は築造され、群集墳であるやつおもて古墳群（旭町重富）や小才古墳群^{こさい}（旭町和田）も所在しています。

これらの古墳は、築かれた時期や形も様々であり、古墳時代の浜田の様子を連綿と物語っています。これらは地域を支配する豪族の存在にとどまらず、中央との繋がりも想起させ、ひいては古代浜田の形成の様子を知ることができます。



写真 3-4 周布古墳（治和町）

3 石見における政治的中心を担った浜田

浜田市には、石見国分寺（国分町）、国分尼寺（同町）などの古代寺院、浜田城とその城下町が所在しています。また、近代に入ると浜田県が成立し、軍都としても発展をしていきます。これらは、浜田が石見地域における政治的中心を担ってきた地域であることを示しています。

(1) 古代寺院が示す石見の中心地

浜田では7 世紀後半に、古代寺院の重富^{しげとみはいじ}廃寺（旭町重富）が建てられました。近くには、瓦を焼いた窯跡も見つかり、瓦をふいた金堂（本堂）などがあったものと考えられます。また、同じころ沿岸部でも、瓦をふいた金堂や五重塔をもつ下府^{しもこうはいじ}廃寺（下府町）が建てられており、浜田においては、石見の他地域よりも早く、当時の最先端技術を用いた古代寺院の建立がなされています。

また、奈良時代の浜田は、石見国那賀郡^{いかん（いかみ）ごう}にあたり、さらに伊甘郷（上府町・下府町周辺）などの郷がありました。伊甘郷は、中央からのびる山陰道の終点とされ、馬の管理などをする駅家（伊甘駅）も置かれていました。

石見国府の位置は諸説あり定まっていますが、伊甘郷には古墳時代終末期の片山古墳や下



写真 3-5 重富廃寺跡遠景（水田）

府廃寺などがあり、また、石見国分寺（国分町）、国分尼寺（国分町）などもあることから、石見国府はこの周辺に置かれて、石見の政治、文化、経済の中心地となったと考えられます。

石見地域で古代寺院は5つしか確認されていませんが、そのうちの4つが浜田市に所在しています。石見国府の存在も想定される浜田は、古代における石見の中心地でした。

（２）港でつながる浜田藩と津和野藩

元和 5 年(1619)、それまで銀山料（幕府領）であった沿岸部を中心に浜田藩が成立し、それ以外の内陸部は津和野藩によって治められることになりました。

浜田藩は、政治、経済、文化の中心となる城と城下町を浜田地区に建設し、今日にも続く浜田の礎を築きました。なお、現在でも城下町の痕跡を示す街区が所々に残り、浜田城においても江戸時代の石垣や郭を見ることができます。また、当時の城下町一帯の絵図も残っています。

内陸部に位置する津和野藩領では、地形を生かした水田開発（棚田など）や和紙の生産などを推奨するとともに、津和野城下町と領地とをつなぐ幹線道として、石見中通り往還（奥筋往還）を整備・充実させました。これらは、物流・交流を担い、藩の経済を支えました。津和野藩で生産された和紙や鉄は、馬で浜田の港まで運び、北前船により日本各地に流通しています。

このように津和野藩も浜田の城下町や港を利用することで、浜田藩ともに発展していたことがうかがえます。



写真 3-6 1670 年頃の浜田城下絵図

（３）近代の浜田県成立と軍都としての発展

慶応 2 年(1866)、第二次幕長戦争で浜田城は落城し、浜田は長州軍により明治 2 年(1869)まで治められました。長州藩の支配が終わると、旧銀山料の大森に拠点が置かれ、大森県が成立しますが、半年ほどで浜田に県庁が移され、明治 3 年(1870) 1 月に浜田県が成立しました。

さらに、明治 4 年(1871) 6 月には、津和野藩の廃藩と浜田県編入があり、石見全域が浜田県となり、浜田は島根県西部の行政の中心となります。浜田県庁は、現在の浜田郵便局（殿町）にあり、庁舎は旧津和野藩の御殿を解体して浜田に運び、明治 5 年(1872)に完成しています。なお、浜田県は、明治 9 年(1876) 4 月に島根県と合併します。

その後、浜田は、大陸に近く、港も発展していたことから、国を守るうえで重要な地であるとして、明治 31 年(1898)に歩兵第二十一連隊が広島から浜田に移されました。連隊は、現在の黒川町一帯に、兵舎や病院、訓練場などを建設し、道路などの整備も進め、浜田は軍都としても発展していきます。



写真 3-7 連隊の全景（黒川町）

4 港の発展と山間での生産に支えられた浜田

浜田は、中世より港を通じて日本各地や大陸と交易を行っており、それは今日に至るまで、脈々と受け継がれています。港の発展には、地形的な条件もさることながら、消費地の存在・魅力的な交易品も必要となります。中世においては、各在地領主のもとで交易がおこなわれ、近世になると山間部で生産された石見焼・石州瓦・和紙・鉄に代表される特産品が港より輸出されています。このように港の発展と山間での生産により浜田は支えられています。

(1) 中世の港と朝鮮や日本海沿岸地域との交易

浜田には多くの港がありますが、中世の港として広く知られていたのが、浜田、長浜、三隅の港で、朝鮮や日本海沿岸地域との交易を行っていました。

浜田の港がはじめて記録に出てくるのが、永禄5年(1562)に中国(明)でつくられた『籌海図編』です。浜田のことを「番馬塔」と記し、この時期には、明でも知られた港町であったことがわかります。また、天正3年(1575)に浜田に来た薩摩(鹿児島県)の武将・島津家久の日記には、浜田に着いた後に町を観光したことや浜田に来ていた薩摩各地の商人が、次つぎとあいさつに訪ねてきた様子が書かれています。このような港町の存在が、江戸時代になって、浜田に城下町がつけられた大きな理由となっています。

長浜の港は、文明3年(1471)に朝鮮でつくられた『海東諸国紀』に「長浜浦」、永禄5年(1562)の『籌海図編』にも「南高番馬」と記されています。長浜の港では、応永32年(1425)に朝鮮の船が、嵐で流れ着きました。この時、港を支配していた周布氏がこれを助けたことから、公式に朝鮮との貿易がはじまり、文亀2年(1502)までの78年間に49回も行われています。

三隅の港については、『海東諸国紀』に、応仁元年(1467)、港を支配する三隅氏が、朝鮮に使者を送ったことが書かれています。三隅氏がどのような貿易を行ったのかはわかりませんが、商人が活動する港町として発展していたことがわかります。また、永享4年(1432)に山口の大内氏が、三隅の商人から税金を取らず、自由な貿易を認めた記録も残っています。このことから、港の商人が、大内氏やその家臣である三隅氏と関係を持ちながら活動していたことがわかります。



写真 3-8 三隅の港(三隅町湊浦)

このように中世においては、各在地領主のもと、広く朝鮮や日本海沿岸との交易を行い、港町の発展を促していました。

(2) 北前船寄港地などで流通した浜田藩・津和野藩領内の特産品

近世の浜田(浜田藩、津和野藩)の代表的な特産品として、石見焼・石州瓦・石州半紙・鉄をあげることができ、たたら製鉄を除き、今日に引き継がれています。また、北前船は、これらに加え、麻を加工してつくられた布の材料である扱苧、イワシを干して加工した肥料である干鰯なども扱っていました。

江戸時代の津和野藩や浜田藩では、紙の生産や販売に力を入れていました。津和野藩では、

年貢を紙で納めることも許し、生産された紙は浜田藩領などの港にも運ばれ、北前船によって大坂方面で販売されました。

山間部においては、たたら製鉄により大量の鉄がつくられ、現在でも、広い間口が特徴のたたら蔵が残されています。山を切りくずして土砂を取り、その土砂を水で洗い流しながら、鉄の原料となる砂鉄を取る「鉄穴流し」が盛んに行われました。この過程で、現在も見られる棚田もつくられたといわれています。



写真 3-9 たたら蔵（金城歴史民俗資料館）

また、石見地域では、質のよい粘土が取れることから、古くから焼物や瓦も生産されています。江戸時代の後期になると、来待石^{きまちいし}を粉にしてつくった釉薬を用いた赤茶色の焼物や瓦が盛んにつくられるようになります。この色が石見の焼物や瓦の特徴の一つであり、石見焼は赤茶色の水甕（はんど）やすり鉢などを中心として、白色や緑色の茶碗、壺なども生産されています。石見焼は、北前船などの船や大正時代に整備された鉄道によって、日本海側を中心に全国各地で販売されました。一方の石州瓦と呼ばれる赤茶色の瓦は、明治時代から急速に民家などの屋根に使われるようになり、美しい町並みを生み出しました。

このように主に山間部で生産された特産品は、浜田の港を介し、全国各地に流通し、浜田の経済を支えていました。

5 伝統文化を継承する浜田

浜田市では、各地で石見神楽が盛んに舞われ、田植え・囃子行事、浜田大名行列奴などとともに、四季を通じて民俗芸能を体感することができます。また、海・山の多彩な郷土料理が継承され、民俗芸能の場を彩っています。

（1）石見神楽や田囃子など地域の伝統文化

浜田市では、石見神楽、田囃子^{たばやし}などの民俗芸能が各地で継承されています。

特に石見神楽は、浜田を代表する民俗芸能であり、今では神社やイベント会場などで、年間を通じて囃子の音が聞こえてきます。

石見神楽は、地域で信仰されている大元神のための式年祭で舞われたものが起源と考えられ、面を着けない素面^{すめん}で扇子や幣などの採物^{とりもの}を持って舞う儀式舞^{ぎしきまい}と、装飾豊かで美しい衣裳と面を着けた神や鬼が舞う能舞^{のうまい}からなります。これは、一説に儀式舞で神をむかえ、能舞でむかえた神と人が、ともに楽しむことを意味するといわれています。

江戸時代の終わりごろまでは、神社の神職が集まって組をつくり、神楽を奉納していました。明治時代になり、政府の方針により神職が今まで通りに神楽を舞うことが難しくなると、その舞手が地域の人々に移るなど、神楽が変化していきました。ただし、奉納神楽においては、その舞台は変わらず神社の拝殿や神楽殿で



写真 3-10 石見神楽

あり、これらは伝統文化を受け継ぐ重要な場となっています。

また、神楽の道具類では、明治時代に木彫面が石州和紙でつくられた張り子面に変わり、大蛇の衣裳が提灯から着想を得た現在の蛇胴に変わりました。また大正時代には、花火の使用や歌舞伎のような美しく飾られた衣裳へと変わっていきます。

このような多くの変化に対応しながら、石見神楽は受け継がれ、今や演目は 30 を超え、神楽団体も 130 以上（浜田市では 50 以上）となっています。

この他、春には田植え・囃子行事等が行われ、浜田大名行列保存会による浜田大名行列奴も見ることができます。

このように本市では、四季を通じて、石見神楽をはじめとした地域の伝統文化が残されています。

（２）伝えられてきた海・山の食文化

浜田市は海に面し、天然の良港があるため、人々がこの地に暮らし始めたころから、海と陸（山・川）の食に支えられてきました。

中世以来の港である浜田漁港は、県内屈指の水揚げを誇り、年間を通じ多くの種類の魚類、及び貝類、藻類が漁獲されています。スルメイカを漁獲する際に見られる集魚灯が沖で輝く漁り火は、浜田を表象する幻想的な風景にもなっています。

山の幸には、トウモロコシ、ジャガイモ、サトイモ、キャベツ、ダイコン、カブ、コメ等、多品種が生産されています。中山間地域では近世の鉄穴流しにより作られた棚田をはじめとした農地や農山村集落も見ることができ、文化的、景観的にも魅了しています。

現在、継承されている郷土料理は、いか飯、さば寿司、まき（草餅）、干し大根の煮しめ、角寿司、おいり（乾飯を炒って飴で固めた菓子）^{ほししい}です。これらは、本市だけのものとは言えませんが、地産地消を基本に継承されてきた人々の知恵によるものです。

文化的、景観的に優れた農地や農村集落も含め、本市で漁獲し生産される食材、そして郷土料理などの海や山の食文化も継承されてきた浜田の伝統文化です。



写真 3-11 都川の棚田（日本の棚田百選）

6 先人の足跡を守り伝える浜田

浜田市の自然に恵まれた四季折々の美しい風景は、住む人の心に安らぎをあたえ、また心の支えにもなっています。浜田の風土には、政治、文化、芸術、経済、医学、教育、スポーツなど様々な分野で活躍する偉人を生み出す環境が備わっています。また、市内各地には、先人が残した様々な文物に加え、顕彰碑も多く建設されており、浜田には先人の足跡を守り伝えていく文化があります。

（１）地域で継承される先人の足跡

浜田は、郷土発展のために様々な分野で活躍した先人を多く生み出しています。

例を挙げると、江戸時代に生きた小篠敏^{おざさみね}は本居宣長に学んだ儒学者、国学者です。浜田に藩校を開き、身分に関係なく学問を広め浜田の学問や芸術を振興しました。享和元年(1801)に

浜田で没した敏の墓は、浜田市指定史跡として、大切に保護されています。

田中清見^{たなかすがみ}は、江戸時代から明治時代の石見神楽の舞の名手であり、氏子に石見神楽を教えた先駆者でもあります。清見が亡くなったあと、社中の人々はその恩に感謝し、細谷王子八幡宮境内（三階町）に「神楽之師 田中清見の碑」を建て、また、大元神社（大辻町）にも有志による顕彰碑が建てられています。

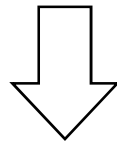
豊原喜一郎^{とよはらきいちろう}は、邑南町の浄泉寺、西蓮寺の山門とともに「石見三門」と呼ばれる正蓮寺（旭町木田）の山門を建築した名工です。なかでも正蓮寺の山門は、重厚な姿と優れた彫刻から石見一の山門と称賛され、現在でも大切に守られています。

また、「新劇の父」と称された島村抱月^{しまむらほうげつ}は、浜田市金城町の生まれです。金城町には、島村抱月文学碑公園、島村抱月生誕地顕彰の杜公園、島村抱月先生の碑公園と3つの歴史公園が設置され、その功績を顕彰しています。

このように地元の人により、大切にされてきた文物やゆかりの地、または顕彰碑などを通じて先人の功績をうかがい知ることができるのも、地域が先人の足跡を継承しているからこそといえます。



写真 3-12 島村抱月文学碑公園（抱月ふるさと公園）



浜田市の歴史文化の整理

浜田市の歴史文化の特性を包括的に捉えると、次のように表現することができます。

『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』

浜田市域は、日本海沿岸部から中国山地の稜線まで広がっており、まさに山に抱かれ、海に開かれた環境となっています。ただし、それらは独立しているのではなく、山間部と沿岸部は街道で結ばれ、さらに沿岸部は海道により世界ともつながっています。

旧石器時代から今日まで続く多様な歴史や文化財は、日本海と中国山地に支えられた環境で生まれ、街道・海道を通じて培われたものと整理することができ、本市の歴史文化の特性として捉えることができます。

第4章 文化財の保存・活用の目標と課題・方針

第1節 目標と方向性

1 目標

浜田市は、総合振興計画において「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」を将来像として掲げ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮しつつ、美しく豊かな自然、市民の温かい人情、人の絆を大切にするまちづくりを進めています。総合振興計画で謳われている「多彩な地域資源」及び「美しく豊かな自然」は文化財と、「温かい人情」及び「人の絆」は文化財の保存・活用における地域社会総がかりの体制と関係しており、本計画の目標は総合振興計画の将来像の達成にも大きく関わります。

一方で本市の人口ビジョンにおいては、今後も本市の人口は減少していくものと推計しており、労働人口の減少や地域活動の担い手不足、集落そのものの存続など、今後の市民の暮らしや地域社会全体に多大な影響が及ぶことが懸念されています。

このような中で、地域に所在する有形・無形の様々な文化財を、行政や所有者等だけで保存・活用することは、より困難になると言え、市民等の理解と協力のもとに、地域社会総がかりで取り組むことが重要となります。加えて、市内だけでなく、市外の学識経験者及び本市の歴史や文化財に関心のある人々・団体などとの連携も期待されます。

以上の点や前述の歴史文化の特性を踏まえ、市民等をはじめ市内外の人々が共有し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用が進んでいくよう、下記のように本計画の目標を設定します。

この目標は、歴史文化の特性を包括的に捉えた『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』を取り上げ、それを「みんなが知り、守り、活かす」ことで、総合振興計画の将来像の達成にも寄与することを意図して設定しています。

目 標

**『日本海と中国山地に支えられ、街道・海道に培われた歴史文化』
をみんなが、知り、守り、活かす、
『魅力いっぱい 元気な浜田』**

<キーワード>

みんな、知る、守る、活かす

2 方向性

目標に示したキーワードをもとに、5つの柱からなる方向性を次のように設定します。

方向性1 文化財を知るための様々な調査が行われている浜田

○文化財の把握や詳細な調査を市民、専門家等の協力のもとに行い、その結果等を分かりやすい形で公開します。

方向性2 個々の文化財が守り活かされている浜田

○子どもから大人まで、文化財を学び・体験する機会を充実させつつ、文化財を守り、活かす取組を持続的に行っていきます。

方向性3 文化財が災害等から守られている浜田

○文化財を火事や水害、地震等から守り、文化財が傷つけられたり、持ち去られたりしないよう、ハード・ソフトの両面から対策を講じます。

方向性4 文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田

○関連する文化財をつなぎ、周辺の環境と一体的に文化財を保存・活用し、文化の香りの高いまちづくりを進めます。

方向性5 文化財がみんなに支えられている浜田

○文化財の保存・活用をその所有者、行政、市民・地域団体、専門家等が連携して、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組みます。

これら方向性のもとに、課題、方針、措置を明らかにします。

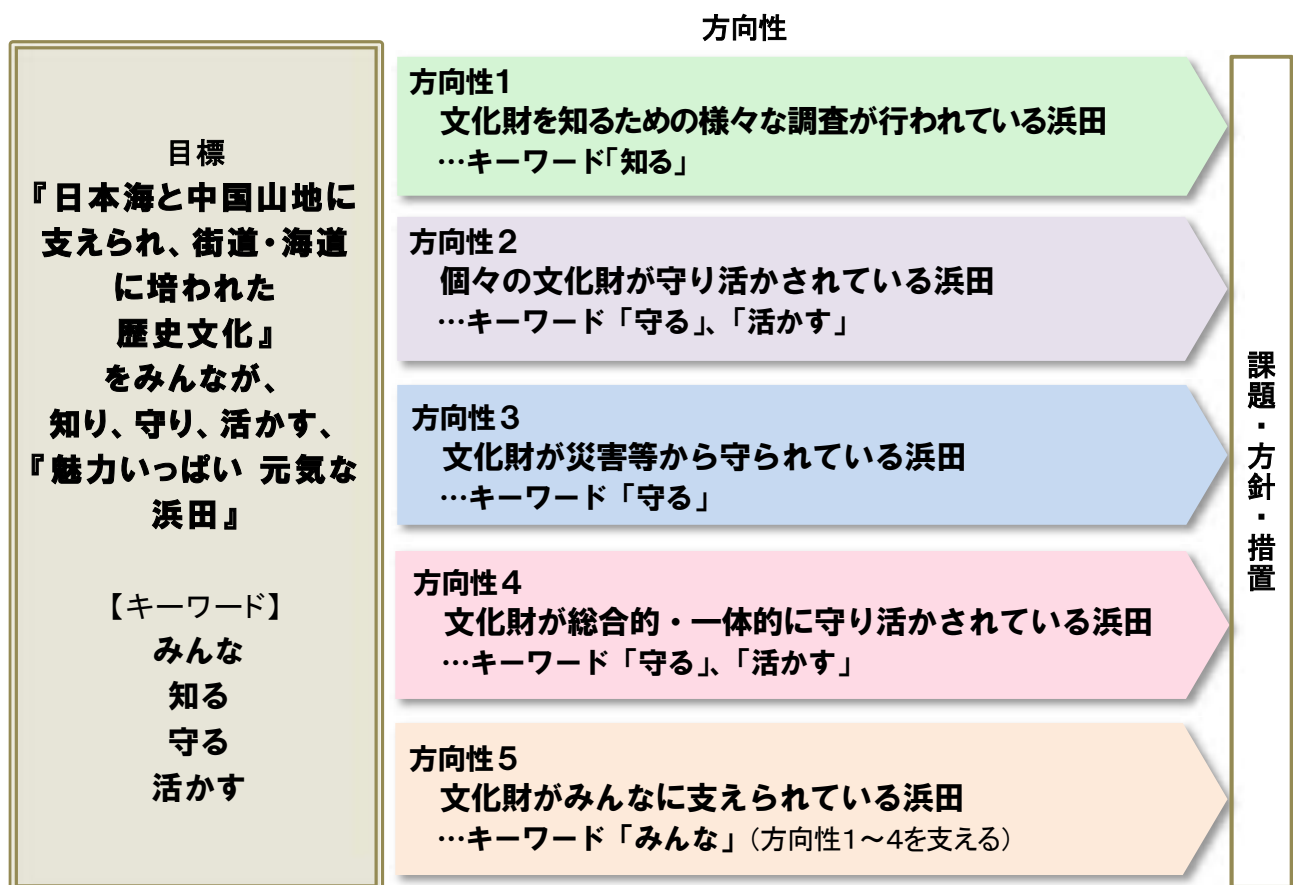


図 4-1 目標と方向性

第2節 文化財の保存・活用に関する課題と方針

前節で示している「2 方向性」の具体化に向け、文化財の保存・活用に関する課題と方針を、下記の枠組みのもとで明らかにします。

なお、措置は、課題の解決に向け、方針のもと設定します。

表 4-1 方向性とその具体化に向けた課題・方針の枠組み

方向性	課題・方針の枠組み
方向性 1 文化財を知るための様々な調査が行われている浜田	(1) 文化財の把握調査
	(2) 文化財の詳細調査
	(3) 調査結果の整理と公開
方向性 2 個々の文化財が守り活かされている浜田	(1) 文化財の保存・活用の法的措置と保存管理
	(2) 文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会
	(3) 文化財を活かしたふるさと教育
	(4) 文化財の保存・活用の担い手・団体
	(5) 文化財の保存・活用のための整備
	(6) 文化財に関する情報提供・発信とガイダンス
方向性 3 文化財が災害等から守られている浜田	(1) 文化財の防災対策
	(2) 文化財の防犯対策
方向性 4 文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田	(1) 文化財をつないだ保存・活用
	(2) 文化財の面的な保存・活用
方向性 5 文化財がみんなに支えられている浜田	(1) 関係機関・専門家との連携
	(2) 文化財行政及び庁内連携
	(3) 地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制

1 「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する課題と方針

(1) 文化財の把握調査

ア「文化財の把握調査」に関する現状・課題

【現状】

本計画の作成以前は、国や県からの調査依頼を受けるかたちで、各種文化財類型の基礎的調査を実施していますが、市としての把握調査は未実施です。

本計画の作成過程では、地域に多く存在する未指定文化財の把握を行うため、各まちづくりセンターなどが作成した地域マップや冊子、観光パンフレット、自治体史、各種調査報告書などによる情報収集をおこない、また市民へのアンケート調査を実施することで、既存の文化財類型にとらわれない未指定文化財の把握調査を行っています。

【課題】

- ・把握調査で典拠としたものには古いものもあるため、刊行時と現況に乖離が生じている可能性もあり、また文化財の類型・種別のうち、有形文化財（美術工芸品）、無形文化財などは把握が不十分であり、継続的な調査が必要です。
- ・広大な市域に所在する未指定文化財の把握調査は、行政（文化財専門職員等）だけで行うには限界があり、各地域・地区の実情に詳しい市民の協力・参加が不可欠です。
- ・典拠とした書籍類には内容の粗密があるため、統一的な情報の把握はできていません。
- ・多くの文化財を所有すると思われる寺社所蔵の文化財の把握調査も必要です。
- ・市民等からの文化財に関する情報の提供や相談は、現在まではそれほど多くはありません。

イ 方針：文化財把握調査の持続的な実施

- 把握数の少ない有形文化財（美術工芸品）や無形文化財など、文化財類型・種別を考慮して、継続的に文化財の把握調査を実施するとともに、過去に把握している文化財の確認にも取り組みます。
 - 市民参加による文化財の把握調査が円滑に進められるよう、文化財市民調査員（仮称）の仕組みや人材の確保・養成に努めます。
 - 把握・確認した未指定文化財については、統一した様式での台帳を作成し、文化財カルテ等としての活用を図ります。
 - 寺社が所蔵する文化財は未把握なものを含め膨大な数と推定されることから、計画的かつ持続的に調査を実施します。
 - 住民等から、文化財の発見、毀損、管理状況等に関する情報や問い合わせが行政に寄せられるよう、文化財保護に関する啓発等と併せて、情報の受付・相談窓口の充実を図ります。
- ※「文化財保護に関する啓発等」は、本節2「(2) 文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会」で方針を設定

(2) 文化財の詳細調査

ア「文化財の詳細調査」に関する現状・課題

【現状】

指定文化財に関しては指定時に詳細調査を実施しています。

未指定文化財に関しては、各種展覧会に出品されたものは、事前もしくは図録作成時などに詳細な調査が行われたものもあります。他にも大学などの研究機関の研究対象となったもの

は、詳細な調査が実施されています。

また、埋蔵文化財に関しては、開発に伴い県や市による発掘調査を実施しており、古文書については、市誌編纂事業による継続的な詳細調査を行っています。

一方で、市職員が専門知識を有していない美術工芸品や建造物、無形文化財、民俗文化財、記念物などの詳細調査は、専門家に委ねる部分が多く、主体的な調査が十分でない分野も多くあります。

また、考古学や文献史学などの個別分野に限った詳細調査のみが実施されており、ある文化財に対して、複数の分野からのアプローチするような総合的な調査事例はありません。

【課題】

- ・指定文化財でも古い指定のものは、今日の研究水準に照らした再調査が必要です。
- ・未指定文化財の中には滅失の恐れがあるなど、早急な詳細調査を行う必要のある可能性のものがあ、計画的な詳細調査が必要です。ただし、これらの中には、市職員が専門知識を有していない分野もあると推定されるため、各分野の専門家と連携を深める必要があります。
- ・浜田城や城下町に関しては、考古学や文献史学の面での調査が進んでおり、それぞれの視点や成果を統合する総合的な調査が求められます。
- ・現段階での文化財の把握調査では、石造物が最も多く把握できていますが、それらの成り立ちや地域との関わりなどが不明なものも多数あります。

イ 方針：文化財の詳細調査の計画的な実施

- 指定文化財の指定基準及び本質的価値等を再整理し、主として指定から年月が経過している文化財は、状況に応じて専門家の協力を得て、今日の研究水準に照らした再調査に取り組みます。
- 未指定文化財の中には滅失等の恐れがあるものも所在することから、優先順位を設定し計画的な詳細調査を実施します。また、調査の実施にあたっては、状況に応じて専門家と連携しながら進めていきます。
- 浜田城や城下町に関しては、考古学や文献史学の面での調査が進んでおり、これらの調査の掘り下げやその他の分野の調査を検討しつつ、それぞれの視点や成果を統合する総合的な調査を実施します。
- 把握数の最も多い石造物は、市民の身近に所在し、かつ、関心も高いことから、成り立ちや地域との関わりなどが不明なものは、市民等の協力・参加を得ながら、詳細調査を実施します。

(3) 調査結果の整理と公開

ア「調査結果の整理と公開」に関する現状・課題

【現状】

調査結果の整理は、文化財調査が各種様々な主体により実施されていることから、体系的な整理は進んでいません。

公開に関しては、報告書や図録などの紙媒体、講座・講演会、資料館の展示などにより行っています。また、埋蔵文化財の関係では、発掘調査現地説明会や遺跡見学会などの現地説明を行い調査結果の公開に努めています。

【課題】

- ・各主体が実施した調査結果の収集・保管を継続的に行うとともに、体系的に整理・データ

ベース化し、調査結果の効率的な活用に必要な場合があります。

- ・調査終了後の結果公開だけでなく、中間報告や大きな成果があがった際などの時機に応じた情報公開も必要です。
- ・調査結果の公開について、ホームページをはじめ I C T（情報通信技術）の活用をより一層進めるとともに、紙媒体等と併せた総合的な情報の提供・発信を図る必要があります。

イ 方針：調査結果の的確な整理・データベース化と公開

- 本市以外が行った市内文化財調査結果の収集・把握を進めつつ、本市が行った調査と合わせて、紙媒体及びデジタルによる調査結果のデータベース化に取り組みます。
- 調査終了後及び成果等の状況によっては途中段階において、現地での説明会を含め、調査成果等に関する時機に応じた情報公開に努めます。
- 調査結果の提供・公開は、広報や資料館等での展示などとともに、I C T（情報通信技術）の活用をより一層進めます。

2 「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する課題と方針

（１）文化財の保存・活用の法的措置と保存管理

ア「文化財の保存・活用の法的措置と保存管理」に関する現状・課題

【現状】

指定等文化財は、文化財保護法、島根県文化財保護条例、浜田市文化財保護条例に則り、適切な法的対応と保存管理を実施しています。

一方、未指定文化財に関しては保護施策がない状況にあり、所有者や地域により保存管理が実施されています。

ただし、指定等文化財を含め、所有者の高齢化や世代交代などにより保存管理が難しくなっているものもあると思われます。また、保存活用計画を作成している指定等文化財はありません。

本市が所有する資料については、台帳は整備していますが、実物との整合が不十分なものもあります。また、管理についても物理的なスペースの問題もあり、複数施設での分散管理となっています。

【課題】

- ・未指定文化財の中には指定等文化財候補物件が多数存在すると思われ、詳細調査を実施し、価値が明らかになったものを指定等文化財とすることで、法的措置による保存管理が受けられるようにする必要があります。
- ・指定等文化財の所有者と緊密に連携し、所有者が抱える課題を把握し、保存管理、更には活用が持続的に行われるようにしていく必要があります。
- ・国指定の文化財については、保存活用計画を作成し、長期的な視点に立った保存管理が求められます。
- ・指定等の基準に満たない文化財は、地域とともに保存管理の方策を検討していく必要があります。
- ・分散管理している市所有資料は、類型ごとに集約するなど、簡便な活用に供するような整理を実施する必要があります。

イ 方針：文化財の保存・活用の法的措置と保存管理への的確な対応

- 未指定文化財の中から指定等文化財の可能性があると思われる候補物件をリストアップし、詳細調査につなげます。詳細調査により価値が明らかになった未指定文化財については、指定・登録の推進を図ります。
- 所有者が抱える課題を把握し、保存管理、更には活用が持続的に行われるよう、助言・指導や必要な情報の提供に努めます。
- 指定等文化財の適正な保存管理等が進むよう、国指定の文化財は、順次、文化財保護法による保存活用計画の作成に取り組みます。
- 指定等の基準に満たない文化財は、保存管理の方策を把握・整理し、周知を図り、所有者や地域とともに、適切な保存管理につながるよう努めます。
- 分散管理している市所有資料は、類型ごとの集約など効率的な整理・保管を行い、活用に応えるような整理・データベース化に取り組みます。

(2) 文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会

ア「文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会」に関する現状・課題

【現状】

学校や地域団体の依頼を積極的に受け入れ、文化財専門職員による出前授業や講演を継続的に実施することで、学習支援を行っています。

歴史や文化財に関わる市内の団体の中には、毎年 11 月 1 日から 7 日までの文化財保護強調週間にあわせて、歴史に関する講演会を実施する団体もあります。

【課題】

- ・文化財専門職員による出前授業・講演は、相手方の依頼に基づく歴史的な学習が多く、直接的に文化財の保護に関する内容とならないこともあります。
- ・出前授業や講演は、講話の形が多く、参加者との意見のやり取りが可能なかたちでの、より体験的な学習機会が必要です。
- ・指定等文化財を広く周知することにより、文化財保護に関するより一層の啓発を図る必要があります。
- ・石州半紙技術者会では、石州半紙の魅力を周知するためのワークショップを開催しており、その継続・充実が期待されています。
- ・前記の取組とあわせて、文化財を実際に訪れるなど体験的に学習することができるよう、文化財めぐり等を意図したマップの作成が必要です。

イ 方針：文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会の充実

- 文化財専門職員による出前授業・講演は、これまでの経験や成果、課題を踏まえ、開催方法等を見直しつつ、文化財保護の啓発にもつながるよう内容等の充実に努めます。
- 文化財に関する市民（参加者）との意見交換を行いつつ、内容を深め、新たな視点や事項を出し合うことのできる座談会のような勉強会の開催を図ります。
- 資料館等において、対象となる文化財やテーマを中長期的に勘案しつつ、指定等文化財に関わる企画展を計画的に開催します。
- 石州半紙技術者会と連携し、同会によって行われる石州半紙の魅力を周知するためのワークショップを支援します。
- 地域に所在する指定・未指定、有形・無形の文化財に関心を持ち、それらをめぐることの

できるマップの作成に取り組みます。

（３）文化財を活かしたふるさと教育

ア「文化財を活かしたふるさと教育」に関する現状・課題

【現状】

教育委員会では、小学校６年生社会の副読本として「浜田市歴史読本 ふるさと浜田の歩み」を作成しており、毎年、小学校６年生に配布をしています。また、小・中学校への出前授業も実施しており、地域の文化財を活かした授業を実施しています。

さらに、島根県教育庁埋蔵文化財調査センターが実施する「心に残る文化財子ども塾」に協力することで、郷土の歴史や地域の文化財などを題材とした体験的な教育活動の機会を確保し、文化財に対する興味関心を高めるとともに、郷土を誇りに思う気持ちを育てています。

【課題】

- ・ 出前授業などでは、実際に地域で使われていた実物資料を扱うことが少ないため、文化財に触れることで、より体験的な学習実施の機会が創出できるような取組が必要です。
- ・ 「浜田市歴史読本 ふるさと浜田の歩み」において、学校へのアンケート調査を行い、利用者の意見や最新の知見などを取り入れるなど、定期的に改訂を行う必要があります。
- ・ 地域の歴史や文化について、実際にその地域に暮らしている方の生の話を聞けるような仕組みづくりが必要です。

イ 方針：文化財を活かしたふるさと教育の充実

- ふるさと学習や歴史学習の際に、授業に合わせた実物資料（考古）を貸し出し、実物に触れる機会を確保します。
- 「浜田市歴史読本 ふるさと浜田の歩み」について、利用者の意見を反映しながら、最新の知見を取り入れるなど、定期的に改訂を行い、内容の充実を図ります。
- 地域の歴史文化に詳しい方をゲストティーチャーとして学校へ紹介し、地域に根付いた学習機会の充実を促進します。

（４）文化財の保存・活用の担い手・団体

ア「文化財の保存・活用の担い手・団体」に関する現状・課題

【現状】

文化財の保存に関する担い手・団体としては、石見神楽や田囃子などの民俗芸能の後継者が不足しています。また、それらの民俗芸能を支える関連用具製作技術の後継者も不足しています。

一方で、文化財の活用に関する担い手・団体としては、歴史文化の調査・研究に取り組む研究団体が複数あります。また浜田市観光ボランティアガイドの会に代表されるような市内の史跡や天然記念物等をガイドし、文化財の普及・活用に努めている団体も複数あります。

これらの一部の団体は、市の広報誌における活動内容の周知、開催場所や備品の貸与などの支援を行っています。

また、指定等文化財は、所有者が担い手となり、保存管理されています。

【課題】

- ・ 高齢化や過疎化などにより、石見神楽や田囃子などの民俗芸能、またそれらの関連用具の製作技術などの無形の文化財の伝承を担う人の減少、担い手不足による年中行事・伝統行事

の衰退が懸念されます。また、地域の文化財の情報に明るい人も減少しています。

- ・浜田市観光ボランティアガイドの会のこれまでの活動実績等を踏まえ、ボランティアガイドの確保・養成に繋がるよう協力を継続する必要があります。
- ・引き続き、研究団体への活動・活動成果の公表の場や機会の支援に努め、また本市と団体とが相互に連携した調査研究の機会の創出が求められます。
- ・指定等文化財所有者と緊密に連携し、所有者が抱える課題を把握する必要があります。

イ 方針：文化財の保存・活用の担い手・団体の確保・育成

- 民俗芸能や関連用具製作技術の関連団体等と連携し、担い手の確保・育成を支援するとともに、民俗芸能、年中行事、伝統行事等の魅力の市民への周知、及び意識づけに努め、文化財の保存・活用の担い手として、市民の主体的な活動を促進します。
- 浜田市観光ボランティアガイドの会と連携し、対象とする文化財や地域・地区、年齢層等を勘案し、ボランティアガイドの養成に努めます。
- 研究団体の活動状況や活動成果の公表の場・機会の確保・充実に支援するとともに、本市と研究団体とが相互に連携した調査研究機会の創出について検討します。
- 指定等文化財所有者と緊密に連携し、所有者が抱える課題を把握し、その解決に努めます。

（５）文化財の保存・活用のための整備

ア「文化財の保存・活用のための整備」に関する現状・課題

【現状】

主要な指定及び未指定文化財については、説明板を設置しています。また、浜田城跡のような観光客の多い文化財に対しては、歩道整備や誘導標識の設置も実施しています。

さらに、山陰史跡ネットワーク会議や全国史跡整備市町村協議会・中国地区協議会に参画し、整備に関する情報収集を図っています。

環境整備は、指定文化財の記念物を中心に本市及び所有者・地域による草刈を実施しています。

施設整備は、浜田城跡・日本遺産の外ノ浦・歴史的建造物である御便殿のガイダンス施設として、浜田城資料館を整備しています。また、各資料館においても、文化財の保存・活用を図っています。

【課題】

- ・説明板等が必要な文化財でも未設置のものがあり、また既存の説明板等についても材質の劣化や内容の更新が必要な場合があります。
- ・より多くの人に文化財の魅力を伝えるために、説明板の多言語化が必要です。
- ・市全体の歴史文化を通覧できる博物館施設がないため、新資料館の整備に向けた検討が必要です。

イ 方針：文化財の保存・活用のための整備への対応

- 説明板等について、未設置の状況や既設のものの状況を把握し、デザインや表示内容の統一性・共通性に留意しつつ、計画的な整備・更新を図ります。
- 説明板の活用等により、多言語で解説できる仕組みを構築し、計画的に整備を進めます。
- 市全体の歴史文化を通覧できる新資料館の整備に向け、基本理念や方針、機能、規模、内容等について検討します。

（６）文化財に関する情報提供・発信とガイダンス

ア「文化財に関する情報提供・発信とガイダンス」に関する現状・課題

【現状】

本市ホームページにより指定等文化財を中心とした歴史や文化に関する情報を公開しています。また、浜田城跡や浜田城下町等は、パンフレットも作成し、一層の情報発信を行っています。

浜田城資料館は、浜田城跡、日本遺産の外ノ浦、及び歴史的建造物である御便殿のガイダンス施設として整備・活用しています。

また、金城・旭・弥栄・三隅の市役所支所等においては、支所展示（各地域の資料館所蔵品の出張展示）を実施し、より市民の目に触れる場所での文化財に関する情報提供・発信を図っています。

【課題】

- ・未指定文化財に関する情報の本市ホームページへの掲載は、一部にとどまっています。
- ・支所展示において、地域の文化財の情報を広く発信し、それらをめぐるガイダンス機能を持たせる必要があります。
- ・文化財資料のデジタルアーカイブを構築し、より広く文化財に関する情報提供を図る必要があります。

イ 方針：文化財に関する情報提供・発信とガイダンスの充実

- 指定等文化財に加え、未指定文化財についても、文化財の保護等に留意しつつ、本市ホームページへの掲載を図ります。
- 支所展示において、住民・地域団体と連携を図り、地域の文化財めぐりや体験的な学習におけるガイダンス機能の充実も目指します。
- 文化財のデータベース化と連動させながら、指定・未指定、有形・無形の文化財資料を、より広く分かりやすい形で公開（提供・発信）できるよう、デジタルアーカイブの構築について検討します。

３「文化財が災害等から守られている浜田」に関する課題と方針

（１）文化財の防災対策

ア「文化財の防災対策」に関する現状・課題

【現状】

指定等文化財に関しては、毎年１月２６日の文化財防火デーに合わせて、消防・県教育委員会と連携して、防火設備の点検及び防犯・防災対策について普及啓発を行っています。

一方、未指定文化財に関しては、寺社などでは防災対策がなされているものもありますが、すべての状態を把握できていません。

災害時の広域の連携は、島根県文化財防災ネットワークに参画し、災害発生時の被災文化財の緊急調査・救出・保全活動に係る連携体制を構築しています。

こうした中、文化庁においては、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携のもと、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（以下「防災ガイドライン」という。）が作成されています。加えて、文化財が災害にあわないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そし

て災害時の文化財の救援活動に対する支援という3つの使命を持つ「独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター」（以下「文化財防災センター」という。）が設置されています。

島根県（教育庁文化財課）においては、「島根県文化財防災・防犯マニュアル」（以下「文化財防災・防犯マニュアル」という。）が令和4年(2022)6月に作成されています。このマニュアルは、文化財を災害等から守るために望まれる平常時の取組と、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめ、迅速に保護・保全措置を講じるための手引きです。

【課題】

- ・本市では防災ハザードマップを作成していますが、文化財がどこに位置し、どのような危険性があるかなどの情報は共有化されていません。
- ・文化財を災害等から守るだけでなく、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめる文化財の危機管理の仕組みづくり（防災の取組、災害時の行動、連絡先・連絡網、文化財レスキュー等）とその普及に取り組む必要があります。
- ・文化財防火デーを通じて、文化財の所有者等のみならず、広く市民の防災意識の向上を図る必要があります。また、防災対策を確認しているのは指定文化財でも有形文化財に限られているため、未指定文化財も含めた他の文化財の防災対策についても、文化財防火デー等にあわせて確認する必要があります。
- ・本市は、これまで度々、洪水等の災害に遭ってきたことから、災害の歴史やそれに関わる文化財からも、防災について学ぶことが大切です。
- ・国・県等関係機関、及び島根県文化財防災ネットワークとの連携を強化していく必要があります。

イ 方針：文化財の防災対策の強化

- 防災ハザードマップを踏まえ、洪水や土砂災害、地震、火災等の災害を想定した文化財ハザードマップの作成と普及に努めます。
- 国・県の文化財の防災に関するガイドライン等を踏まえ、状況に応じて文化財防災センターの協力を得て、文化財の所有者や住民・地域団体等、及び関係機関と連携した、文化財を災害等から守る危機管理の仕組みを構築し、その普及に取り組みます。
- 文化財防火デーを通じて、広く市民の防災意識の向上を図るとともに、未指定文化財を含めた文化財の防災対策の状況を確認し、防災訓練や危機管理の仕組み等に反映します。
- 災害の歴史やそれに関わる文化財・痕跡を調査し、公開するとともに、歴史や文化財を通じて災害や防災について学ぶ機会の確保に努めます。
- 国・県等関係機関、及び島根県文化財防災ネットワークとの連携を強化するとともに、その中では文化財防災センターの支援・協力が得られるようにします。

（２）文化財の防犯対策

ア「文化財の防犯対策」に関する現状・課題

【現状】

指定等文化財に関しては、防犯対策の実施の有無を確認できていますが、未指定文化財に関しては防犯対策の状態を把握できていません。

加えて、少子高齢化に伴う空き家や無住の寺社の増加など、地域における日常の防犯が行き届かず、文化財の盗難や毀損の危険性を増大させる恐れがあります。

本市においては、これまで文化財の盗難等の情報は把握していませんが、県内では重要文化財が盗難の被害を受けるなど、これまでに多数の文化財被害が確認されています。また、文

化財への落書きなど、人為的な毀損が度々、報道等で伝えられています。

こうした中、島根県教育庁文化財課では、文化財防犯マニュアルを作成しており、この中には前述の防災対策と合わせて防犯対策も含まれています。

【課題】

- ・万が一に備えた記録保存の役割も持たせて、地域の文化財の個別台帳を作成し、管理状況を含めた現状把握を行う必要があります。
- ・文化財の防犯は、文化財専門職員だけでは、目が届かない状況にあるため、住民・地域団体等、まちづくりセンター及び消防・警察等と連携した体制づくりが必要です。
- ・まちづくりセンターは、地域の文化財の周知を図る拠点、文化財の防犯に関する情報提供や啓発のための場としての活用も期待できます。

イ 方針：文化財の防犯対策の強化

- 把握調査により作成したリストの活用を図りつつ、現地調査を行い、未指定文化財を含め地域の文化財の個別台帳を作成し、防犯や保存管理等の基礎資料としての活用を進めます。
- 文化財の個別台帳の活用等により、文化財保護に留意しつつ、市民に地域に所在する文化財を周知するとともに、住民・地域団体等、まちづくりセンター及び消防・警察等と連携した防犯体制づくりを進めます。
- まちづくりセンターは、地域の文化財の周知を図る拠点としての役割とともに、文化財の防犯に関する情報提供や啓発のための場としても活用できるよう、文化財担当部局との連携を充実・強化します。

4 「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する課題と方針

(1) 文化財をつないだ保存・活用

ア「文化財をつないだ保存・活用」に関する現状・課題

【現状】

本市には日本遺産が2件あり、それぞれで市内及び国内の構成文化財をつないだ活用が図られています。特に日本遺産（北前船）の外ノ浦に関しては、浜田城資料館がガイダンス施設として整備されています。

歴史や文化財に関わる団体の取組は、浜田地域では駅鈴をつないだ交流として浜田市と三重県松阪市の間で交流が進んでいます。また、三隅地域では中世山城をつないだ「のろしりレー」、金城地域では金城出身の3偉人のゆかりの地をめぐるウォーキングイベントが開催されています。なお、金城出身の3偉人の一人である島村抱月の関係で、新潟県糸魚川市、長野県中野市・長野市、浜田市の4都市での知音都市交流も続けられています。

保存に関しては、文化財同士のつながりが見えていないため、各文化財の保存が点的に行われている現状にあります。

【課題】

- ・文化財の把握調査は実施していますが、詳細調査が不十分なため、文化財の有機的な関連性を見いだせておらず、関連性の視点からも調査を進める必要があります。
- ・日本遺産の構成文化財以外にも、日本遺産と関連のある文化財があると推定され、日本遺産の充実に向けた調査が必要です。
- ・浜田城資料館において、日本遺産（北前船）に関する継続的な展示や内容の充実が求められます。

- ・資料館の展示品は、つながりの視点での展示となっていないため、それぞれの展示品の独立性が強く、よりストーリーを意識した展示を推進していく必要があります。

イ 方針：文化財をつないだ保存・活用とまちづくり

- 関連性の視点も考慮しつつ、調査の優先順位を設定して、計画的に文化財の詳細調査を進めます。
- 日本遺産の構成文化財にはなっていませんが、関連があると推定される文化財については、日本遺産の充実に向けた詳細調査を実施し、その結果の公開・活用に取り組みます。
- 浜田城資料館は、日本遺産（北前船）の外ノ浦の価値や魅力がより伝わるよう、展示の充実や企画展の開催に取り組みます。
- 資料館の展示は、展示品の関連性を分かりやすく解説・紹介するとともに、ストーリー性を持った展示に努めます。

（２）文化財の面的な保存・活用

ア「文化財の面的な保存・活用」に関する現状・課題

【現状】

浜田市街地周辺では、浜田城と城下町が面的に広がり、エリア内には浜田城下町説明板が設置されるなど、まちあるきのエリアとして活用されています。

日本遺産（北前船）である外ノ浦においても、その風景や町並みが面的に残っており、関係各所と連携を取りつつ、保存・活用に取り組んでいます。

未成線である「広浜鉄道今福線」の土木遺産がまとまりとして残っており、地元組織がガイドや説明板を設置するなど民間主体の取組がなされるとともに、市観光部局もパンフレットを作成するなど、官・民で連携した利活用が図られています。

また、地域まるごとミュージアム協議会は金城町波佐にある金城民俗資料館・金城歴史民俗資料館の半径1kmの範囲に所在する文化財や歴史的建造物、文化施設を「波佐まるごとミュージアム」と称し、文化財を活かしたまちづくりを推進しています。

【課題】

- ・文化財の把握調査は実施していますが、詳細調査が不十分なため、文化財の有機的な関連性を見いだせておらず、関連性の視点からも調査を進める必要があります。（再掲）
- ・浜田城・城下町には、街区構造や地名・町名など、地域の成り立や時間の重層性を示す要素が潜在しており、調査を重ねることにより、面的な保存・活用のブラッシュアップを図る必要があります。
- ・外ノ浦の町並みは、当時の面影を残している半面、車道が狭いことや駐車場の確保が必要などの問題点もあります。引き続き、本市の観光や建設部局及び住民・地域団体等と連携して、保存と活用を図る必要があります。

イ 方針：文化財の面的な保存・活用とまちづくり

- 文化財の面的な活用の可能性のある区域を検討・設定し、関連性の視点も考慮しつつ、調査の優先順位を設定して、計画的に文化財の詳細調査を進めます。
- 浜田城・城下町の範囲は、様々な調査（考古学、文献、景観等）を関連づけて総合的に行い、価値や特徴、魅力をより掘り下げていき、調査成果の公開・活用を図ります。
- 浜田城・城下町の範囲や外ノ浦をはじめ、地域・地区の住民・地域団体等が主体となった歴史文化を活かしたまちづくりを支援します。

5 「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する課題と方針

(1) 関係機関・専門家との連携

ア「関係機関・専門家との連携」に関する現状・課題

【現状】

県内の文化財関連機関とは、日ごろから情報交換等を行い、連携を図っています。

学識経験者等の専門家との連携に関しては、個別の調査依頼に基づき、調査研究への全面的な協力を行っています。

さらに、全国重要無形文化財保持団体協議会に参加し、石州半紙の保存と継承に取り組んでいます。

【課題】

- ・市内に所在する島根県立大学には、地域政策学部地域づくりコースがあるため、本計画を含めた本市の取組に対する学生の関心を高め、協働を促せるよう連携を深める必要があります。
- ・学識経験者等の専門家との連携は、主として文化財部門での対個人に留まっており、大学等研究機関との組織的な連携は限定的となっています。
- ・今後とも県内の文化財関連機関との連携を図るとともに、国（文化庁等）や文化財防災センターなどの関係機関の協力を仰ぐ必要があります。

イ 方針：関係機関・専門家との連携の充実

○島根県立大学と連携し、文化財のみならず、本市への関心や理解、愛着の心が醸成されるよう、体験的な授業や学生との意見交換などを実施し、本計画の措置を協働で行えるような仕組みを検討します。

○文化財部門の専門家に加え、文化財の保存・活用に関係するまちづくり、ICTやDX^{※1}を含む先端技術、景観、環境、観光等の多分野の専門家との人的ネットワークづくり及び大学等研究機関との組織的な連携に取り組みます。

○今後とも県内の文化財関連機関との連携を図り、国（文化庁等）や文化財防災センターなどの専門機関の協力を仰ぐよう努めます。

(2) 文化財行政及び庁内連携

ア「文化財行政及び庁内連携」に関する現状・課題

【現状】

文化財行政の専門職員は、考古学、文献学の専門であり、多様な文化財の主体的な調査を行える体制とはなっていません。また、文化財全般の保存・活用を進めていくためには、人員体制の充実が望まれる状況にあります。

文化財に関わる庁内連携は、個別事例のみに限った連携が多く、持続的で体系的な連携には至っていません。

※1 DX

デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
デジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革すること。

【課題】

- ・文化財行政を担う職員は、専門分野や年齢構成に偏りがあるため、職員の世代交代に伴う技術や専門性の継承、スキルアップ等に取り組む必要があります。
- ・文化財の保存・活用に関しては、学校教育や観光部局のみならず、まちづくり部局なども含めたより幅広い部局との庁内連携の強化を図っていくことが必要です。

イ 方針：文化財行政及び庁内連携の充実

- 文化財行政を担う職員の資質の向上やスキルアップに取り組み、職員相互の情報の共有化や協力・連携の体制を充実させます。
- 文化財の保存・活用に関して庁内横断的な情報共有を図り、関連部署と協力・連携して措置を実施できるよう庁内体制の強化に取り組みます。

（３）地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制

ア「地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制」に関する現状・課題

【現状】

今後、人口減少・過疎化や少子高齢化がより一層進むと予測されている中で、文化財の保存管理を所有者だけで担うことが難しくなると想定され、活用を含め住民・地域団体等の理解と協力、参加が不可欠といえます。

本市においては、令和３年(2021)４月１日施行の「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定しており、これは一人ひとりがまちづくりの主役であるという考えのもと、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するための基本ルールとなっています。

この条例の趣旨により、文化財を活かしたまちづくりを地域ぐるみ（地域社会総がかり）で行う必要があります。

【課題】

- ・地域ぐるみで文化財の保存・活用を進めるうえで、そもそも市民の文化財への認知が十分ではないと思われ、まちづくりセンター等と連携して、地域の文化財の周知を図る必要があります。
- ・今までは地域で当たり前に見ることができた石見神楽や田囃子などの民俗芸能やお祭りなどの年中行事・伝統行事を地域ぐるみで守っていく必要があります。
- ・文化財及び歴史や文化の情報発信については、これまでは主に文化施設に周知依頼を行ってきましたが、地域ぐるみや効果の発揮の観点から、民間の宿泊施設や道の駅等の集客施設との連携も必要です。
- ・これまで文化財は、国・県・市から所有者個人や保持団体という縦軸の体系で施策等が行われてきましたが、今後の文化財の保存・活用は、文化財の所有者、行政、住民・地域団体等の連携や役割分担など自立的な横軸の体系の構築も必要です。

イ 方針：地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり

- まちづくりセンターや市役所支所と連携して、地域の文化財の周知を図ります。
- 人口減少や過疎化に加え、生活様式の変化により、担い手不足となっている民俗芸能や年中行事・伝統行事等の伝承について、関連団体と連携し、担い手の確保・育成を支援するだけでなく、市民の主体的な活動の促進に努めます。
- 民間の宿泊施設や道の駅等の集客施設とも連携し、文化財及び歴史や文化の情報発信に取

り組みます。

- 人口減少・過疎化や少子高齢化が進む中で、文化財の保存・活用を進めるためには、行政や文化財の所有者に加え、住民・地域団体等、更には市外の協力・支援者、専門機関等を含め、多様な主体が協力・参加する、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制を整備・充実させます。

第5章 文化財の保存・活用の措置

第4章で示した文化財の保存・活用に関する下記の5つの方向性に基づき、実施すべき措置を設定します。

- 方向性1：文化財を知るための様々な調査が行われている浜田
- 方向性2：個々の文化財が守り活かされている浜田
- 方向性3：文化財が災害等から守られている浜田
- 方向性4：文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田
- 方向性5：文化財がみんなに支えられている浜田

措置の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものは、想定する財源の確保に努めます。

【措置の主体】

本計画の措置の多くは、文化財の所有者等や地域（住民・団体）の理解と協力、さらに、措置を実施するには所有者等や地域の支援・参加、本市との連携、つまり地域社会総がかりが重要となります。

こうしたことを前提とする中で、措置の主体は、いずれも本市となりますが、文化財の維持管理や修理、周辺の清掃美化、文化財を活かしたイベントの開催など、実際に措置を具体化するのには、その実質的な担い手となる所有者等や地域の住民・団体となる場合があります。また、文化財の調査や保存・活用においては、様々な分野の学識経験者や実務者等の専門家の支援・参加も必要となります。

このため、措置一覧表では、「措置の主体等」として、次の4つを示しています。

所有：文化財の所有者、管理者

地域：住民・地域団体、関係団体、民間企業等

専門：大学等研究機関、専門機関、学識経験者、実務者等

市：浜田市・浜田市教育委員会

【実施の時期・期間】

本計画の計画期間は、令和7年度(2025)から令和17年度(2035)の11年間です。

この計画期間を前期（6年間）、後期（5年間）に分け、各措置の実施時期を設定します。

○前期（6年間）：令和7年度(2025)～令和12年度(2030)

○後期（5年間）：令和13年度(2031)～令和17年度(2035)

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充し、優先度の高い実現可能な新たな措置に着手します。

後期においては、前期では実施が難しい又は時期的に後期に行うべき対応を実施し、次期計画での具体化を意図した検討・調整も行います。

今後、各措置の実施に向けては、必要に応じて文化財やそれを取り巻く環境、及び住民・地域団体や学識経験者等の意見を把握しながら、より詳細な措置の内容や実施時期（実施年度）を検討し、本市の実施計画に位置づけます。

【財源】

財源は、適宜、国・県と協議しつつ、担当課での予算の立案及び庁内における調整のもと確保に努めます。

財源には、国（文化庁、他の省庁及びそれらの関係機関：国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、県（県費補助金）及び一般財源が柱となります。加えて、ふるさと納税、クラウドファンディング、その他の寄附による財源確保も考えられます。

この他、住民・地域団体の活動に関しては、民間の助成団体による助成金等もあり、必要に

応じて、情報提供を行います。

一方、厳しい財政状況のもと、措置の実施年度の変更や期間の延長、措置の調整等が生じることも想定され、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念、及びPDCAサイクルに即して、必要に応じて措置の見直しを行いつつ、実施を目指します。

措置の構成について

…「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置一覧をモデルに説明

措置の番号は「方向性」－「方針（措置の基軸）」－「措置」の順番としている。
「継続、拡充、新規」で措置を区分している。

前：前期（令和7年度(2025)～12年度(2030)）
後：後期（令和13年度(2031)～17年度(2035)）
※線は実施時期等

「方針」を措置の基軸としている。

所有：文化財の所有者、管理者
地域：住民・地域団体、関係団体、民間企業等
専門：大学等研究機関、専門機関、学識経験者、実務者等
市：浜田市・浜田市教育委員会

◎：事業・取組の主体
○：事業・取組の支援・協力、参加

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1)文化財把握調査の持続的な実施	1-(1)-① 継続的な文化財把握調査の実施 有形文化財(美術工芸品)、無形文化財など把握数の少ない類型・種別を考慮して、継続的な把握調査を実施します。	継続	○	○	○	◎		
	1-(1)-② 文化財市民調査員（仮称）の確保・養成 （文：省略…以下同様）	新規						
	1-(1)-③ 文化財個別台帳の作成	拡充						
	1-(1)-④ 寺社所蔵文化財総合把握調査の実施	拡充						
	1-(1)-⑤ 文化財の情報受付・相談窓口の充実	拡充						
〇〇〇	□-□-□							
	◇-◇-◇							
								(継続)

※計画期間 実線：実施 ※実施時期を問わず継続的に実施するものは、(継続)と記す

第1節「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置

本節では、第4章第2節「1 文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第3号関係「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」等に関する措置です。

表 5-1 「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置一覧 (1/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1)文化財把握調査の持続的な実施	1-(1)-① 継続的な文化財把握調査の実施 有形文化財(美術工芸品)、無形文化財など把握数の少ない類型・種別を考慮して、継続的な把握調査を実施します。	継続	○	○	○	◎		
	1-(1)-② 文化財市民調査員(仮称)の確保・養成 文化財把握調査を担う調査員を市民から専任し、研究会等を通じて調査方法の習得を促すなど、文化財市民調査員(仮称)の仕組みや人材の確保・育成に努めます。	新規		◎	○	◎		
	1-(1)-③ 文化財個別台帳の作成 把握調査で作成したリストにより現地調査を実施し、文化財の所在や状態、写真などを付けた個別台帳を作成します。同台帳には文化財カルテとしての役割も持たせます。	拡充	○	○	○	◎		
	1-(1)-④ 寺社所蔵文化財把握調査の実施 寺社が所蔵する文化財の把握調査を行います。	拡充	○	○	○	◎		
	1-(1)-⑤ 文化財の情報受付・相談窓口の充実 文化財に関する情報受付・相談窓口の充実を図ります。	拡充	○	○	○	◎		
(2)文化財の詳細調査の計画的な実施	1-(2)-① 指定文化財の再調査 古い指定文化財を対象に、最新の知見により再調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	1-(2)-② 文化財の詳細調査の実施 専門家とも連携し、滅失の恐れがあるなど早急な調査が望まれる文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	1-(2)-③ 浜田城・城下町総合調査事業 浜田城や城下町に関する様々な調査成果を統合し、総合的な調査を実施することで、浜田城や城下町のより重層的な価値を明らかにします。	新規	○	○	◎	◎		
	1-(2)-④ 石造物詳細調査の実施 把握調査により、最も多く確認された石造物の詳細調査を実施し、市内の石造物の特徴を明らかにします。 なお、石造物は市民の認知度も高く、市民参画を図りながら、調査を実施します。	拡充	○	◎	◎	◎		

表 5-1 「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置一覧

(2/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(3) 調査結果の的確な整理・データベース化と公開	1-(3)-① 調査結果の収集・保管とデータベース化 各種媒体で公開されている市内文化財調査結果を広く収集し、紙やデジタルによる保管を推進します。 各種調査結果情報のデジタル化を行い、一元的なデータベースの構築・公開を行います。	拡充	○	○	◎	◎		
	1-(3)-② 時機に応じた調査結果等の公開 文化財の調査で得られた新たな成果について、現地での説明会等も実施することにより、時機に応じた調査結果等の周知に努めます。	拡充	○	○	◎	◎	(継続)	
	1-(3)-③ 多角的な情報発信の推進 調査成果は、広報や資料館等での展示などとともに、ホームページをはじめとする ICT(情報通信技術)の活用など、多角的な情報発信する仕組みを整えます。	拡充	○	○	○	◎		

第2節「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置

本節では、第4章第2節「2 個々の文化財が守り活かされている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置です。

表 5-2 「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置一覧

(1/3)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1)文化財の保存・活用の法的措置と保存管理への的確な対応	2-(1)-① 指定等文化財候補リスト作成事業 未指定の文化財のなかで指定等候補になりうる文化財のリストを作成し、計画的な調査に備えます。	新規	○	○	○	◎		
	2-(1)-② 文化財の詳細調査の実施 (再掲：1-(2)-②) 専門家と連携し、指定・登録相当の価値が見込まれる文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	2-(1)-③ 未指定文化財の指定・登録の推進 詳細調査により価値の明らかとなった未指定文化財に関して、浜田市文化財審議会などの関連機関と連携し、指定・登録の推進を図ります。	継続	○	○	◎	◎	(継続)	
	2-(1)-④ 指定等文化財所有者との連携の推進 指定等文化財所有者とより緊密に連携し、所有者等が抱える課題を適切に捉え、必要な助言や指導を行い、文化財の保存・活用を支援します。	継続	◎	○	○	◎	(継続)	
	2-(1)-⑤ 国指定文化財の保存活用計画の作成 国指定文化財の保存活用計画を順次作成します。	新規	○	○	◎	◎		
	2-(1)-⑥ 補助・助成事業の把握・周知の推進 未指定文化財についても、行政及び民間の補助金や助成金が活用できる事例があるため、各補助・助成制度の把握と積極的な情報提供を行います。	継続	○	○	○	◎	(継続)	
	2-(1)-⑦ 未指定文化財の保存・活用体制の構築 法的措置がない未指定文化財に関して、市民やまちづくりセンターなどと協力して、保存・活用を行える体制の構築を検討します。	新規	○	◎	○	◎		
	2-(1)-⑧ 郷土資料整理活用事業 分散管理をしている市所有資料について、類型毎に集約するなど、整理を実施し、簡便な活用が可能となる管理を実施します。	継続	○	○	○	◎		
(2)文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会の充実	2-(2)-① 出前授業等の充実と活用促進 文化財専門職員による出前授業や講演を継続的に実施します。また、その中で文化財保護の啓発にもつながるよう努めます。	継続	○	○	○	◎	(継続)	
	2-(2)-② 文化財座談会の開催 文化財専門職員と住民との双方向的な意見のやりとりが可能な座談会形式の機会の開催を図ります。	拡充	○	◎	○	◎	(継続)	
	2-(2)-③ 指定記念企画展開催事業 資料館施設等において、文化財指定等の記念年などに企画展を開催します。	継続	○	○	○	◎	(継続)	

表 5-2 「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置一覧

(2/3)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(2)文化財の保護に関する啓発及び学習・体験機会の充実	2-(2)-④ 石州半紙ワークショップの支援 文化財の修復に広く利用されている石州半紙の魅力を多くの人に周知し、ひいては文化財保護の啓発に寄与するため、石州半紙技術者会が開催するワークショップの支援を行います。	拡充	◎	○	○	◎	(継続)	
	2-(2)-⑤ 文化財周遊マップ作成事業 文化財周遊マップを作成し、まちあるきなどの体験学習時の活用を図ります。	拡充	○	○	○	◎		
(3)文化財を活かしたふるさと教育の充実	2-(3)-① 体験的な教育活動の支援 ふるさと学習や歴史学習の際に、授業に合わせた実物資料（考古）を貸し出す仕組みを整え、実物に触れることで一層ふるさとへの愛着を高めます。	新規		○	○	◎		
	2-(3)-② ふるさと浜田の歩みの改訂 利用者の意見を反映し、また、最新の知見を取り入れるなど、定期的に改訂を行い、内容の充実を図ります。	継続			○	◎	(継続)	
	2-(3)-③ ゲストティーチャーの紹介 地域の歴史文化に詳しい方をゲストティーチャーとして学校へ紹介することで、地域に根付いた学習内容の推進を図ります。	新規	○	◎	○	◎		
(4)文化財の保存・活用の担い手・団体の確保・育成	2-(4)-① 担い手づくりの推進 石見神楽をはじめ、無形の文化財の関連団体等と連携し、担い手の確保・育成を支援します。また、その価値や魅力を発信することで、保存・活用のための活動を促進し、市民の主体的な参加を後押しします。	継続	○	◎	○	◎		
	2-(4)-② ボランティアガイドとの連携・協力 浜田市観光ボランティアガイドの会と連携し、最新の調査成果の提供など学習機会の支援を継続的に行うことで、ボランティアガイドの養成に協力します。	継続	○	◎	○	◎	(継続)	
	2-(4)-③ 研究団体との連携と支援 本市の歴史文化の調査・研究に取り組む団体と連携し、活動の支援に努めます。また、関係団体との連携調査事業の可能性を探ります。	継続	○	◎	○	◎		
	2-(4)-④ 指定等文化財所有者との連携の推進 (再掲：2-(1)-④) 文化財の所有者などの担い手とより緊密に連携し、所有者等が抱える課題を適切に捉え、必要な助言や指導を行い、文化財の保存・活用を支援します。	継続	◎	○	○	◎	(継続)	

表 5-2 「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置一覧

(3/3)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(5)文化財の保存・活用のための整備への対応	2-(5)-① 説明板等の設置更新 説明板が必要な文化財への新規設置及び既存説明板等の更新を計画的に実施します。	継続	○	○	○	◎		
							(継続)	
	2-(5)-② 文化財解説多言語化事業 既設の文化財説明板にQRコードを貼り付け、多言語解説のホームページを閲覧できるようにします。	拡充	○	○	○	◎		
(6)文化財に関する情報提供・発信とガイドランスの充実	2-(5)-③ 新資料館整備事業 市全体の歴史文化を通覧できる博物館施設整備の検討を進めます。	拡充	○	○	○	◎		
	2-(6)-① 未指定文化財のホームページ掲載 未指定文化財の情報をホームページに掲載することで、広く市民への周知を行い、地域の歴史への関心や文化財の保存・活用への意識の向上を図ります。	拡充	○	○	○	◎		
	2-(6)-② 支所展示の充実 支所展示において、住民・地域団体と連携することで、地域ぐるみで文化財の保存・活用を考える機運醸成を図るとともに、文化財をめぐるガイドランス機能の役割も持たせます。	拡充	○	○	○	◎		
	2-(6)-③ 文化財資料デジタルアーカイブ事業 デジタルアーカイブの構築を行い、多くの資料へのアクセスの活発化を図ります。 ※「1-(3)-① 調査結果の収集・保管とデータベース化」と連携した措置	新規	○	○	○	◎		

第3節「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置

本節では、第4章第2節「3 文化財が災害等から守られている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置です。

表 5-3 「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置一覧

(1/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1)文化財の防災対策の強化	3-(1)-① 文化財ハザードマップの作成 浜田市防災ハザードマップをベースに、文化財に関わる災害危険箇所等を示す「文化財ハザードマップ」を作成し、災害に対する危険性を予め把握するとともに、その周知を図ります。	新規	◎	○	○	◎		
	3-(1)-② 文化財防火デーにおける防災訓練・啓発と実態把握 文化財防火デーに合わせた現地立会や啓発活動を継続し、文化財に対する防火・防災意識の向上を図ります。 また、未指定文化財についても、計画的・段階的に防災対策等の状況の確認に努めます。	継続	◎	○	○	◎		
	3-(1)-③ 災害史調査事業 災害史や災害にまつわる文化財の情報をデータベース化し、公開可能なものをインターネットで公開し、防災意識の向上を図ります。	新規	○	○	○	◎		
	3-(1)-④ 文化財の危機管理の仕組みづくり（文化財レスキュー等） 災害等が発生したときに文化財を守る連絡網の整備、文化財（美術工芸品等動産）を避難させる方法を検討します。 また、文化財が被害に遭った場合、被害の調査や復旧・修復の方法・体制を確保・周知し、いざというときに的確に対応できるようにします。 これらの検討過程においては、状況に応じて文化財防災センターに協力を仰ぎ、必要な支援を受けます。	拡充	◎	◎	◎	◎		
	※国・県等関係機関との連携（「5-(1)-③」を参照）	継続			○	◎		

表 5-3 「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置一覧

(2/2)

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(2)文化財の防犯対策の強化	3-(2)-① 文化財個別台帳の作成（再掲：1-(1)-③） 把握調査で作成したリストにより現地調査を実施し、文化財の所在や状態、写真などを付けた個別台帳を作成します。同台帳には文化財カルテとしての役割も持たせます。 この台帳を、文化財の防犯対策の基礎資料としても活用します。	拡充	○	○	○	◎		
	3-(2)-② 文化財の防犯体制の強化 指定等文化財情報を地域・消防・警察などと共有することで、防犯の体制強化を図ります。 また、文化財の把握調査等を踏まえ、未指定文化財の防犯体制の強化を検討し、その具体化に努めます。	拡充	○	◎	○	◎		
	3-(2)-③ まちづくりセンター連携強化事業 地域の拠点であるまちづくりセンターとの連携を強化し、文化財の周知徹底を図ります。また、防犯に関する掲示を行うことで、市民の文化財保護意識の高揚と、防犯体制の構築を目指します。	継続	○	◎		◎		

第4節「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する措置

本節では、第4章第2節「4 文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第2号関係「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容」に関する措置です。

表 5-4 「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する措置一覧

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1)文化財をつないだ保存・活用とまちづくり	4-(1)-① 文化財の詳細調査の実施 (再掲：1-(2)-②) 専門家と連携し、早急な調査が望まれる文化財や調査実施がなされていない分野の文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	4-(1)-② 日本遺産の充実 構成文化財に準ずる「準」構成文化財を整理し、日本遺産の構成文化財のつながりを充実させる調査を重ねます。	継続	○	○	◎	◎		
	4-(1)-③ 浜田城資料館展示事業 浜田城資料館において、日本遺産に関する企画展示を継続的に実施するとともに、ミニコーナーを設けるなどより身近に日本遺産が感じられるような展示を目指します。	拡充	○	○	○	◎		
	4-(1)-④ ストーリーをもった資料展示の推進 資料館の展示について、展示品同士の関連性やストーリーを意識した展示を目指します。	新規	○	○	○	◎		
	4-(1)-⑤ 関連文化財群の展開 歴史文化の特性を踏まえ、文化財をつないで活かすテーマ等を検討し、それらの中から優先度の高い関連文化財群を設定し、具体化を目指します。	新規	○	◎	○	◎		
(2)文化財の面的な保存・活用とまちづくり	4-(2)-① 文化財の詳細調査の実施 (再掲：1-(2)-②) 専門家と連携し、早急な調査が望まれる文化財や調査実施がなされていない分野の文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎		
	4-(2)-② 浜田城・城下町総合調査事業 (再掲：1-(2)-③) 浜田城や城下町に関する様々な調査成果を統合し、総合的な調査を実施することで、浜田城や城下町のより重層的な価値を明らかにします。	新規	○	○	◎	◎		
	4-(2)-③ 文化財を活かしたまちづくり活動の促進 (支援) 住民・地域団体等が主体となった文化財を活かしたまちづくりに関する情報（事例、方策等）の提供等を通じ、活動を促進します。 また、文化財を活かしたまちづくり活動の状況、及び住民ニーズを勘案しつつ、まちづくり交付金や民間の支援制度の活用を検討し、具体的な支援に努めます。	拡充	○	◎	○	◎		

第5節「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置

本節では、第4章第2節「5 文化財がみんなに支えられている浜田」で示した方針（措置の基軸）ごとに措置を設定します。

なお、本節は文化財保護法第183条の3第2項第5号関係「[その他文部科学省令で定める事項]…文化財の保存・活用の推進体制」に関する措置です。

表 5-5 「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置一覧

方針	措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
			所有	地域	専門	市	前	後
(1) 関係機関・専門家との連携の充実	5-(1)-① 島根県立大学との連携の発展 島根県立大学との連携を発展させ、学生と協働で本計画の措置に取り組んでいけるような仕組みを検討します。	拡充			◎	◎		
	5-(1)-② 専門家・研究機関との連携 個別に調査を行う研究者とのつながりを保持し、本市の歴史文化を題材に、組織的な調査・研究が実施できるよう連携を発展させます。	拡充			◎	◎		
	5-(1)-③ 国・県等関係機関との連携 引き続き、県内の文化財関連機関との連携を図り、国（文化庁等）や文化財防災センターなどの専門機関の協力の確保に努めます。	継続			○	◎		
(2) 文化財行政及び庁内連携の充実	5-(2)-① 文化財行政に関わる職員の研修・学習機会の充実 文化財行政に携わる職員の資質の向上やスキルアップに向け、研修や学習機会の充実を図ります。また、専門の異なる相互の職員の情報共有を進め、協力・連携の体制を高めます。	継続			○	◎	(継続)	
	5-(2)-② 庁内横断的な情報共有の推進 文化財の保存・活用の取り組みを全庁的に推進するため、庁内横断的な情報共有を進め、他部局の関係者に文化財に対する理解を浸透させます。	継続				◎		
(3) 地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり	5-(3)-① まちづくりセンター連携強化事業（再掲：3-(2)-③） 地域の拠点であるまちづくりセンターとの連携を強化し、文化財の周知徹底を図ります。	拡充	○	◎		◎		
	5-(3)-② 民俗芸能の保存・伝承事業の推進 石見神楽や田囃子等の地域に根ざした民俗芸能を市民一体となって守り、歴史や技術を後世に伝えていけるよう取り組んでいきます。	拡充	◎	◎	○	◎		
	5-(3)-③ 民間施設との協力体制の構築 民間施設に関しても、掲示物の依頼を行えるような協力体制の構築を行います。（ホテル・道の駅等）	拡充	○	◎		◎		
	5-(3)-④ 地域ぐるみの文化財の保存・活用体制の構築 文化財の保存・活用に関して、住民・地域団体やまちづくりセンター等と協力して、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で保存・活用を行える体制の構築を図ります。	拡充	◎	◎	○	◎		

第6章 浜田市における関連文化財群

第1節 関連文化財群の設定の考え方と設定

1 関連文化財群の設定の考え方

浜田市における関連文化財群は、「浜田市の歴史文化の特性」をもとに関連文化財群の候補として主要テーマを導き出し、それぞれについて次の考え方のもとに検討し、設定します。

- テーマ・ストーリーにより、つなぐことができ、公開・活用が可能な文化財が多数あること。…構成文化財
- 構成文化財の多くが、公開・活用が可能であること。…活用性
- 関連文化財群の効果が教育のみならず、本市のまちづくりや観光振興、住民の活動において、より発揮されると期待されること。…波及効果
- 関連文化財群を具体化するに際して、住民・地域団体、関係団体等の協力・参加が期待できる又は体制が確保されていること。…地域の担い手・体制
- 本計画期間において本市として、体制と予算を確保するなど、実現可能性が高いこと。…実現性（行政）
- 関連文化財群の構成文化財が立地する付近において、文化施設や便益施設等の立地の有無。…考慮事項（施設）

2 関連文化財群の設定

（1）主要テーマの検討

「浜田市の歴史文化の特性」をもとに、導き出される主要テーマ（関連文化財群の候補）を検討すると、表 6-1 のように 7 つのテーマを導き出すことができます。これらは、関連文化財群の候補となるテーマでもあります。

表 6-1 歴史文化の特性から導き出される主要テーマ

歴史文化の特性から導き出される主要テーマ (関連文化財群の候補)	1 山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田	2 旧石器時代からの遺跡が物語る黎明期の浜田	3 石見における政治的中心を担った浜田	4 港の発展と山間での生産に支えられた浜田	5 伝統文化を継承する浜田	6 先人の足跡を守り伝える浜田
たたら製鉄の隆盛	◎			○		
漁業を支えた恵みの海	◎			○		
古墳と寺院が語る古代の浜田		◎	○			
城と町が語る政治の足跡			◎	◎		○
北前船といわみもの	○		○	◎		
現代に甦る参勤交代			○		◎	
石州和紙と石見神楽のまち				○	◎	

◎：関連性が特に強いもの ○：関連性があるもの

(2) 3つの関連文化財群の設定

7つの主要テーマそれぞれについて、前記の設定の考え方のもとに「構成文化財」、「活用性」、「波及効果」、「地域の担い手・体制」、「実現性」及び「考慮事項」を検討すると、表 6-2 のようになります。

この結果から、本計画期間において設定する次の3つのテーマを取り上げ、それぞれ関連文化財群の名称とします。

■古墳と寺院が語る古代の浜田

<設定理由>

- ・活用できる構成文化財が、多数あり、市域全体に広がる。
- ・市民等において、政治的中心性を担った浜田の認識と周知につながる。
- ・歴史民俗資料館等、多数の公共施設で対応できる。

■北前船といわみもの

<設定理由>

- ・日本遺産（北前船）に関係し、活用促進や日本遺産の構成文化財以外の活用などの波及効果につながる。
- ・広域的な連携も期待できる。
- ・日本遺産として推進体制ができている。

■石州和紙と石見神楽のまち

<設定理由>

- ・日本遺産（神楽）、ユネスコ無形文化遺産（石州半紙）としての活用促進や日本遺産の構成文化財以外の活用などの波及効果につながる。
- ・広域的な連携も期待できる。
- ・日本遺産、ユネスコ無形文化遺産として推進体制ができている。

表 6-2 歴史文化の特性と関連文化財群のテーマ及び設定の検討

歴史文化の 特性から導き出 される主要テーマ (関連文化財群の候補→ 関連文化財群…太字)	設定の考え方による検討 ◎：評価が高い ○：評価がやや高い △：評価が「○」よりも低い又は難しい						評価
	構成 文化財	活用性	波及効果	地域の 担い手・ 体制	実現性 (行政)	考慮事項 (施設)	
たたら製鉄の隆盛	○	△	○	○	○	◎ 金城歴史 民俗資料 館等(複数 施設)	◎金城歴史民俗資料館等に資料が集積。 △実際に見学できるたたら跡は限定される。
漁業を支えた恵みの海	○	△	○	△	△ 現状では 資料館に 限定	○ 三隅歴史 民俗資料 館	△構成文化財をつなぎ、人々を誘引するためには、多面的に検討・工夫する必要がある。 △食文化を含めた体制づくりは時間を要する。
古墳と寺院が語る 古代の浜田	◎ 構成文化財 の数・広がり	◎	◎ 市域全体への 広がり 政治的中心 性を担った 浜田の周知	○	○	◎ 金城歴史 民俗資料 館、旭ふる さと歴史公 園等(複数 施設)	◎活用できる構成文化財が、多数あり、市域全体に広がる。 ◎歴史民俗資料館等、多数の公共施設で対応できる。
城と町が語る政治 の足跡	○	△ 浜田城山公 園に集積	○	○	○	◎ 浜田城資 料館、公 園施設	◎浜田城山公園及びその周辺の利活用に係る施設が充実。 △構成文化財が浜田城山公園に集積し、広がりを持った文化財のネットワーク化が課題。
北前船といわみもの	◎ 日本遺産 構成文化財 の数・広がり	◎ 日本遺産	◎ 同左	◎ 同左	◎ 同左	◎ 浜田郷土 資料館、 浜田城資 料館等(複 数施設)	◎日本遺産(北前船)として活用促進や波及効果につながる。 ◎広域的な連携も期待できる。
現代に甦る参勤交代	△ 関係する文 化財が限定 的	△	○	○ 大名行列 奴	○	○ 市街地にお ける公共 施設の活用	△構成文化財が少ない。 △関係する街道を文化財として周知・活用するには方策の検討・工夫が必要。
石州和紙と石見神 楽のまち	◎ 日本遺産・ユ ネスコ無形 文化遺産 構成文化財 の数・広がり	◎ 日本遺産・ユ ネスコ無形 文化遺産	◎ 同左	◎ 同左	◎ 同左	○	◎日本遺産(神楽)、ユネスコ無形文化遺産としての活用促進や波及効果につながる。 ◎広域的な連携も期待できる。

※テーマの太字は、関連文化財群として設定

第2節 関連文化財群の展開

1 古墳と寺院が語る古代の浜田

【ストーリー】

浜田市には、古墳が60基以上あります。

石見地域最古の千年比丘1号墳（金城町長田）に始まり、大型の前方後円墳の周布古墳（治和町）、石見地域で最も古い横穴式石室を持つめんぐろ古墳（治和町）など、特徴のある古墳が各地で築造され、それは飛鳥時代でも続きます。

飛鳥時代の古墳としては、下府町の片山古墳、旭町重富のやつおもて古墳群が挙げられ、白鳳時代にはこれらの古墳の近くに下府廃寺と重富廃寺が建立されます。このことは、豪族の権力を誇示する方法が、古墳づくりから寺院づくりに変化をしたことを示しています。

その後、下府廃寺の所在する国府地区に石見国府が置かれ、石見国分寺（国分町）・石見国分尼寺（国分町）も造営されます。重富廃寺は平安時代の初めには衰退しますが、下府廃寺は、石見国分寺や石見国分尼寺と同じ模様の瓦が使われるなど、両国分寺と一体的な管理がなされていたものと推定できます。

各地域に多彩な古墳があった時代を経て、古墳から寺院づくりに変化し、そして律令制のもとに古代寺院が集約していく様子は、古代の浜田の形成過程を表しています。

【構成文化財】

本関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」に関する構成文化財は、次の表のとおりです。

表 6-3 「古墳と寺院が語る古代の浜田」の構成文化財一覧

(1/2)

文化財の類型		区分	名称
有形文化財	建造物	未指定	伊甘神社
有形文化財	美術工芸品(彫刻)	県	木造天部像群
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	県	めんぐろ古墳出土品
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市	銅造誕生釈迦仏立像
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市	千年比丘1号墳出土品
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市	金田1号墳出土品
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市	重富廃寺跡出土品（旭歴史民俗資料館）
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市	重富廃寺跡出土品（旭ふるさと歴史公園）
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	市	奥の原古墳群出土品
有形文化財	美術工芸品(考古資料)	未指定	高田横穴群出土品
有形文化財	美術工芸品(歴史資料)	未指定	上古国分寺遺跡碑（史蹟石見国分寺碑）
有形文化財	美術工芸品(歴史資料)	未指定	島根県指定史跡石見国分尼寺跡碑
有形文化財	美術工芸品(歴史資料)	未指定	国府跡碑

表 6-3 「古墳と寺院が語る古代の浜田」の構成文化財一覧

(2/2)

文化財の種類		区分	名称
記念物	遺跡	国	周布古墳 (L49)
記念物	遺跡	国	石見国分寺跡 (L6)
記念物	遺跡	国	下府廃寺塔跡 (L13)
記念物	遺跡	県	石見国分尼寺跡 (L7)
記念物	遺跡	県	石見国分寺瓦窯跡 (L5)
記念物	遺跡	市	片山古墳 (L10)
記念物	遺跡	市	金田 1 号墳 (N5)
記念物	遺跡	市	千年比丘 1 号墳 (N186)
記念物	遺跡	未指定	日脚遺跡 (L41)
記念物	遺跡	未指定	森ヶ曾根古墳 (L53)
記念物	遺跡	未指定	蔵地宅後古墳 (L52)
記念物	遺跡	未指定	今福古墳 (N1)
記念物	遺跡	未指定	猿ヶ馬場古墳 (N59)
記念物	遺跡	未指定	下長屋古墳 (N6)
記念物	遺跡	未指定	火塚平古墳 (N7)
記念物	遺跡	未指定	小才遺跡 (M96)
記念物	遺跡	未指定	山ノ内古墳群 (M71)
記念物	遺跡	未指定	やつおもて古墳群 (M3)
記念物	遺跡	未指定	重富廃寺跡 (M8)
記念物	遺跡	未指定	重富遺跡 (M63)
記念物	遺跡	未指定	鉢の木古墳 (O3)
記念物	遺跡	未指定	小野古墳 (O1)
記念物	遺跡	未指定	荻立横穴 (O83)
記念物	遺跡	未指定	青浦古墳 (O16)
記念物	遺跡	未指定	高田横穴群 (O2)
記念物	遺跡	未指定	大谷古墳 (O4)
記念物	遺跡	未指定	大谷遺跡 (O15)
記念物	遺跡	未指定	西ノ郷窯跡 (P25)
記念物	遺跡	未指定	奥の原古墳群 (P39)
記念物	遺跡	未指定	石橋山の古墳
その他		未指定	上府
その他		未指定	国府
その他		未指定	下府



写真 6-1
銅造誕生釈迦仏立像 (市指定)



写真 6-2
奥の原古墳群出土品 (市指定)

【措置】

表 6-4 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」に関する措置

措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
		所有	地域	専門	市	前期	後期
関連 1-① 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」の構成文化財の詳細調査の実施 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」の構成文化財について、専門家と連携し、調査が実施されていない文化財、解明する必要のある事項等を整理し、計画的に文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎	構成文化財のうち、より内容や価値の明確化が必要なものを抽出し、優先順位を設定し、計画的に詳細調査を実施する。	計画的に文化財の詳細調査を実施する。
関連 1-② 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」としてのストーリーをもった資料展示の推進 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」に関係する資料館等においては、関連文化財群のストーリー等を踏まえた展示を目指します。	新規	○		○	◎		本関連文化財群に関する展示等の検討・企画、具体化に努める。
関連 1-③ 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」の展開 関連文化財群「古墳と寺院が語る古代の浜田」の周知や利活用に向け、構成文化財をめぐるルートの設定やマップの作成、体験機会の確保、必要な情報の提供・発信等に取り組みます。	新規	○	○	○	◎	本関連文化財群の展開の方策、手順等を検討する。	本関連文化財群の展開に向け、総合的に措置を実施する。

2 北前船といわみもの

【ストーリー】

近世の浜田（浜田藩、津和野藩）の代表的な特産品として、石見焼・石州瓦・石州和紙・鉄をあげることができ、たたら製鉄を除き、今に引き継がれています。また、北前船では、これら製品に加え、麻を加工してつくられた布の材料である扱苧、イワシを干して加工した肥料である干鰯などが売られていました。

つまり、近世において北前船と産物は、一体となって浜田の暮らしや産業を支えていたことになります。

これらの産物のうち、現在も生産されている焼き物（器等）・瓦・和紙等は、石見地域の職人によるたゆまぬ努力で作られ、新しい言葉「いわみもの」と呼んでいます。これらは、本市の様々な地区、場所で生産され、資料館等での展示を含めて見学や、購入することができます。

また、今は行われていない、たたら製鉄の生産道具等を資料館で見学でき、鉄穴流し（山を崩し、砂鉄を採取する方法）の跡に造られた棚田に出会うこともできます。

石見焼・石州瓦・石州和紙等の「いわみもの」は、北前船によって全国へ流通し、当時の浜田の生活や経済を支えていただけでなく、今も私たちに手仕事の価値や魅力を再認識させてくれます。

【構成文化財】

本関連文化財群「北前船といわみもの」に関する構成文化財は、次の表のとおりです。これらの中には、日本遺産（北前船、神楽）の構成文化財を含んでいます。

表 6-5 「北前船といわみもの」の構成文化財一覧

(1/3)

文化財の種類		区分	名称 ※「…日本遺産」はその構成文化財
有形文化財	建造物	未指定	金刀比羅神社
有形文化財	建造物	未指定	巖島神社
有形文化財	美術工芸品(絵画)	市	船絵馬 3面
有形文化財	美術工芸品(工芸品)	市	和船模型
有形文化財	美術工芸品(古文書)	市	自唐鐘浦至長浜浦海岸絵図…日本遺産（北前船）
有形文化財	美術工芸品(古文書)	市	諸国御客船帳 2点…日本遺産（北前船）
有形文化財	美術工芸品(古文書)	市	諸国御客船帳…日本遺産（北前船）
有形文化財	美術工芸品(古文書)	市	金城たたら関係文書
有形文化財	美術工芸品(工芸品)	未指定	石見焼のしゃちほこ
無形文化財		国	石州半紙…日本遺産（神楽）
無形文化財		未指定	石州和紙…日本遺産（神楽）
無形文化財		未指定	石見焼
無形文化財		未指定	石州瓦
民俗文化財	有形の民俗文化財	国	波佐の山村生産用具
民俗文化財	有形の民俗文化財	県	波佐の山村生活用具
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	会津屋八右衛門の碑
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	長浜人形…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	波佐の諸職用具
記念物	遺跡	県	浜田城跡(L27)
記念物	遺跡	市	日和山方角石(L26)…日本遺産（北前船）

表 6-5 「北前船といわみもの」の構成文化財一覧

(2/3)

文化財の種類		区分	名称 ※「…日本遺産」はその構成文化財
記念物	遺跡	未指定	室田窯跡 (L179)
記念物	遺跡	未指定	平野窯跡 (L185)
記念物	遺跡	未指定	長東坊師窯跡 (L223)
記念物	遺跡	未指定	一の瀬鉦跡 (L82)
記念物	遺跡	未指定	雲月鉄穴
記念物	遺跡	未指定	桂迫鉦跡 (N36)
記念物	遺跡	未指定	栃下Ⅰ鉦跡 (N9)
記念物	遺跡	未指定	栃下Ⅱ鉦跡 (N47)
記念物	遺跡	未指定	栃下Ⅲ鉦跡 (N48)
記念物	遺跡	未指定	鍋滝鉦跡 (N55・56・57)
記念物	遺跡	未指定	大潰鉄穴跡 (N40)
記念物	遺跡	未指定	膀示鉦跡 (N41)
記念物	遺跡	未指定	白甲鉦跡 (N22)
記念物	遺跡	未指定	高良谷鉦跡 (N20)
記念物	遺跡	未指定	猿押鉦跡 (N114)
記念物	遺跡	未指定	長谷鉦跡 (N116)
記念物	遺跡	未指定	境ヶ谷鉦跡 (N89)
記念物	遺跡	未指定	皆合鍛冶屋跡 (N94)
記念物	遺跡	未指定	福原鉦跡 (N12)
記念物	遺跡	未指定	大元鉦跡 (N14)
記念物	遺跡	未指定	沢津Ⅱ鉦跡 (N147)
記念物	遺跡	未指定	木原谷鉄穴跡 (N135)
記念物	遺跡	未指定	金田鉦跡 (N118)
記念物	遺跡	未指定	吉留鍛冶屋跡 (N120)
記念物	遺跡	未指定	藤ヶ溢鉦跡 (N16)
記念物	遺跡	未指定	青原鉦跡 (N18)
記念物	遺跡	未指定	伊木鉦跡 (N129)
記念物	遺跡	未指定	角屋鉦跡 (N130)
記念物	遺跡	未指定	長沢鉦跡 (N35)
記念物	遺跡	未指定	黒瀬鉦跡 (N37)
記念物	遺跡	未指定	小松木鉄穴跡 (N38)
記念物	遺跡	未指定	宇谷鉦跡 (N50)
記念物	遺跡	未指定	泊小屋鉦跡 (N58)
記念物	遺跡	未指定	表谷鉦跡 (N173)
記念物	遺跡	未指定	堂ヶ原鉦跡 (N177)
記念物	遺跡	未指定	小屋ヶ谷鉦跡 (N31)
記念物	遺跡	未指定	坂根鉦跡 (N25・26)
記念物	遺跡	未指定	宇栗道鉦跡 (N27)
記念物	遺跡	未指定	作見谷鉦跡 (N28)
記念物	遺跡	未指定	桐之木鉄穴跡 (N30)
記念物	遺跡	未指定	二子山鉄穴跡 (N32)
記念物	遺跡	未指定	大利鉦跡 (N137)
記念物	遺跡	未指定	大利鍛冶屋跡 (N33)
記念物	遺跡	未指定	犬戻り鉦跡 (N34)
記念物	遺跡	未指定	堂屋敷鉦跡 (N139)
記念物	遺跡	未指定	暮ヶ谷鉦跡 (N141)
記念物	遺跡	未指定	久佐谷鉦跡 (N142)
記念物	遺跡	未指定	猿木鉦跡 (N145・146)

表 6-5 「北前船といわみもの」の構成文化財一覧

(3/3)

文化財の種類		区分	名称 ※「…日本遺産」はその構成文化財
記念物	遺跡	未指定	田ノ原鉦跡 (N3)
記念物	遺跡	未指定	洗庭鉄穴跡 (N29)
記念物	遺跡	未指定	鹿子谷鉦跡 (013)
記念物	遺跡	未指定	竜ヶ谷鉦跡 (063)
記念物	遺跡	未指定	井手山鉦跡 (062)
記念物	遺跡	未指定	角浦石見焼窯跡 (072)
記念物	遺跡	未指定	平原鉦跡 (060)
記念物	遺跡	未指定	九艘原鉦跡 (014)
記念物	遺跡	未指定	叶谷鉦跡 (061)
記念物	遺跡	未指定	中山鉦跡 (039)
記念物	遺跡	未指定	森井窯跡 (067)
記念物	遺跡	未指定	山岡窯跡 (070)
記念物	遺跡	未指定	斎藤窯跡 (071)
記念物	遺跡	未指定	室谷鉦跡 (059)
記念物	遺跡	未指定	石佛鉦跡 (056)
記念物	遺跡	未指定	大口鉦跡 (057)
記念物	遺跡	未指定	溝子鉦跡 (058)
記念物	遺跡	未指定	築地平カシナ流し跡 (021)
記念物	遺跡	未指定	鉄穴溝
記念物	遺跡	未指定	中屋鉦跡 (P55)
記念物	遺跡	未指定	道円坊鉦跡 (P19)
記念物	遺跡	未指定	山賀益淵たたら
記念物	遺跡	未指定	大坪鉦跡 (P51)
記念物	名勝地	未指定	外ノ浦の町並み…日本遺産（北前船）
文化的景観		未指定	千谷の棚田
文化的景観		未指定	坂本の棚田
文化的景観		未指定	熊ヶ谷の棚田
文化的景観		未指定	大屋形の棚田
文化的景観		未指定	旧郷祖の棚田
文化的景観		未指定	イズモジョウの棚田
文化的景観		未指定	田代の棚田
文化的景観		未指定	森田屋の棚田
文化的景観		未指定	大井谷の棚田
文化的景観		未指定	室谷の棚田



写真 6-3 金刀比羅神社(未指定)



写真 6-4 石見焼(未指定)

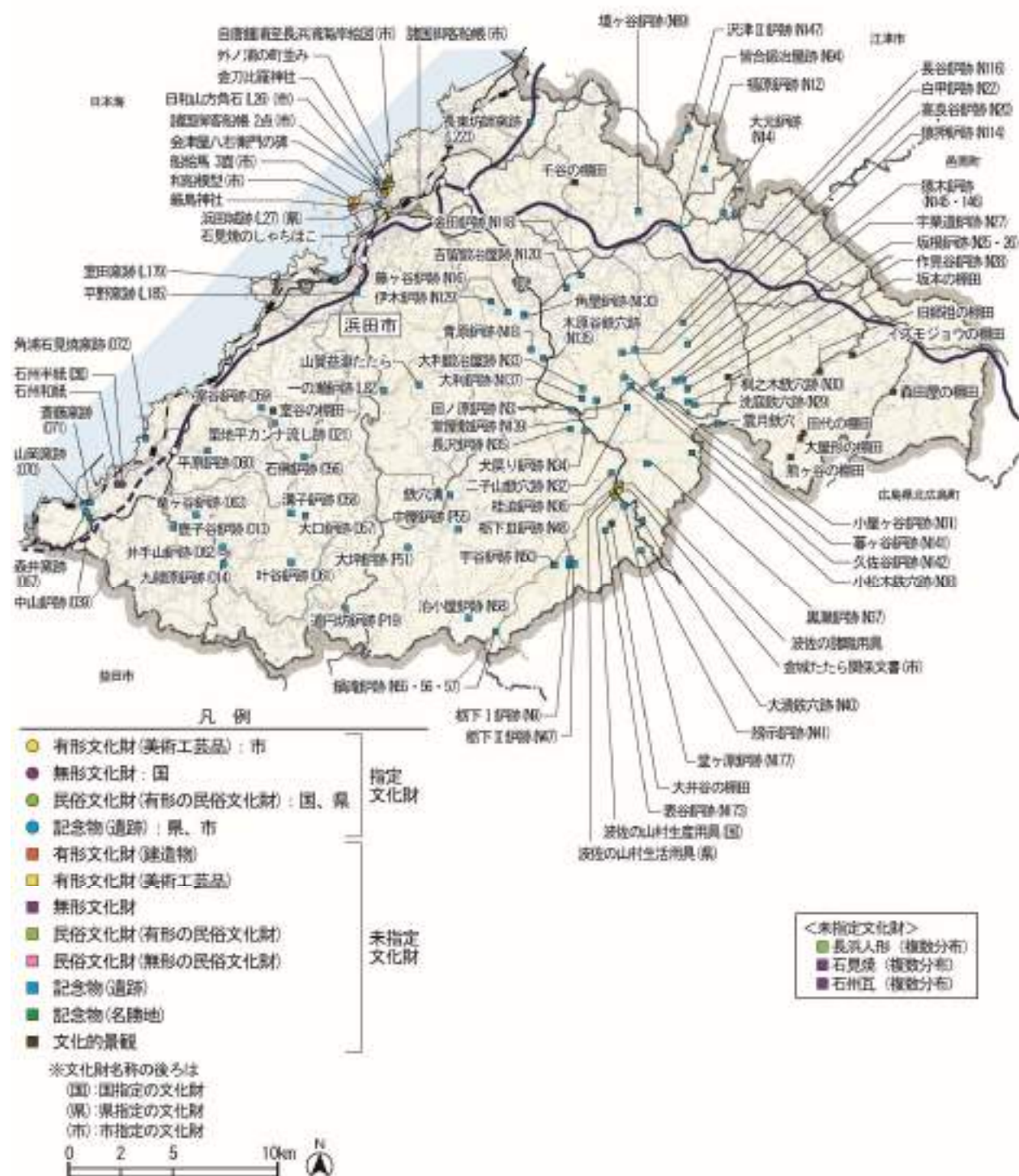


図 6-2 「北前船といわみもの」の構成文化財

【課題】

- ・構成文化財の中には、現状が十分把握できていないもの、内容や価値が明確とはいえないものがあります。特に石見焼・石州瓦は、窯跡等の遺跡の把握はできていますが、無形文化財としての伝統的な技術の把握は十分とはいえません。
- ・「北前船といわみもの」に係る取組は、日本遺産（北前船）がありますが、本関連文化財群との連携はこれからの課題です。
- ・浜田城資料館では、日本遺産（北前船）に関する展示等を行っていますが、いわみものとの関連をより明確にする必要があります。
- ・その他の資料館等では、「北前船といわみもの」に関して、ストーリーをもった展示を行う必要があります。
- ・上記の点を含め、関連文化財群「北前船といわみもの」の周知・利活用をしていく必要があります。

【方針】

- 構成文化財のうち、内容や価値の明確化、及び伝統的な技術などの実態把握が必要なものを抽出し、優先順位を設定し、計画的に現地調査・詳細調査を実施します。
- 本関連文化財群の活用においては、日本遺産（北前船）との連携を図り、日本遺産（北前船）を含めて活用や情報発信を行います。
- 浜田城資料館においては、「北前船といわみもの」のもとにストーリーをもった展示等を行います。
- 浜田城資料館以外の関係する資料館等においても、「北前船といわみもの」のもとにストーリーをもった展示・情報提供に努めます。
- 関連文化財群「北前船といわみもの」の展開に向け、上記の点を含め、構成文化財の確認や必要に応じた調査、体験機会の確保、便益施設等の情報提供、マップの作成や情報発信など、総合的・一体的に措置の実施に取り組みます。

【措置】

表 6-6 関連文化財群「北前船といわみもの」に関する措置

措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
		所有	地域	専門	市	前期	後期
関連 2-① 関連文化財群「北前船といわみもの」の構成文化財の詳細調査の実施 関連文化財群「北前船といわみもの」の構成文化財について、専門家と連携し、調査が実施されていない文化財、伝統的な技術などの解明する必要がある事項等を整理し、計画的に文化財の詳細調査を実施します。	新規	○	○	◎	◎	構成文化財のうち、より内容や価値の明確化が必要なものを抽出し、優先順位を設定し、計画的に詳細調査を実施する。	計画的に文化財の詳細調査を実施する。
関連 2-② 日本遺産（北前船）と連動させた関連文化財群の充実 日本遺産の構成文化財に準ずる「準」構成文化財を整理し、構成文化財のつながりを充実させる調査を重ねます。 また、庁内観光部局・県並びに関係自治体と連携しつつ、ホームページやSNS、パンフレットによる情報発信を継続的に実施します。 日本遺産（北前船）を含めて、本関連文化財群の活用、情報発信に取り組みます。	新規	○	○		◎	本関連文化財群の展開の進捗をみながら、日本遺産を含めて、本関連文化財群の活用や情報発信を行う。	本関連文化財群を含めた情報発信を行う。
関連 2-③ 関連文化財群「北前船といわみもの」に関する浜田城資料館展示事業 浜田城資料館において、日本遺産に関する企画展示を継続的に実施し、本関連文化財群も踏まえた展示を目指します。	拡充	○		○	◎	本関連文化財群の展開の進捗をみながら、日本遺産と併せて（関連づけて）、本関連文化財群の企画展等にも取り組む。	日本遺産と併せて（関連づけて）、本関連文化財群の企画展等にも取り組む。
関連 2-④ 関連文化財群「北前船といわみもの」としてのストーリーをもった資料展示の推進 関連文化財群「北前船といわみもの」に関係する浜田城資料館以外の資料館等においても、関連文化財群のストーリー等を踏まえた展示を目指します。	新規	○		○	◎		本関連文化財群に関する展示等の検討・企画、具体化に努める。
関連 2-⑤ 関連文化財群「北前船といわみもの」の展開 関連文化財群「北前船といわみもの」の周知や利活用に向け、構成文化財をめぐるルートの設定やマップの作成、体験機会の確保、必要な情報の提供・発信等に取り組みます。	新規	○	○	○	◎	本関連文化財群の展開の方策、手順等を検討する。	本関連文化財群の展開に向け、総合的に措置を実施する。

3 石州和紙と石見神楽のまち

【ストーリー】

浜田市では、石見神楽、田囃子などの民俗芸能が各地で継承されています。

石見神楽は、石見地域の民俗芸能であり、今では神社やイベント会場などで、年間を通じて囃子の音が聞こえてきます。演目は 30 を超え、神楽団体も 130 以上（浜田市では 50 以上）となります。

また、市内各地で継承・上演されていることから、各地をめぐって様々な演目、地域（神楽団体等）ごとの特徴・個性を体感することもできます。

石州和紙と石見神楽は、石見神楽の用具類である、面、衣裳、蛇胴などでその関わりがあります。面は、明治時代に木彫面から張り子面が変わったことで石州和紙が使用されるようになり、衣裳は、刺繍を縫い付け厚みを持たせるために石州和紙が活かされています。また、演目「大蛇」で使用される蛇胴についても、明治時代後半から石州和紙と竹を使用した現在の形となりました。紙でありながら強度を持ち、軽量であるという石州和紙の特性が、石見神楽の用具の中で活かされ、その勇壮な舞を可能としています。

当市を代表する伝統工芸と民俗芸能である石州和紙と石見神楽は、互いに支え合いながら発展をしています。神楽の舞だけでなく、面・衣裳・蛇胴なども通じて石見神楽を体感することで、石州和紙など地域の伝統工芸の奥深さも感じることができます。

【構成文化財】

本関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」に関する構成文化財は、次の表のとおりです。これらの中には、日本遺産（神楽）の構成文化財を含んでいます。

表 6-7 「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財一覧

(1/2)

文化財の種類		区分	名称 ※「…日本遺産」はその構成文化財
有形文化財	美術工芸品(典籍)	市	紙本墨書藤井宗雄著書…日本遺産（神楽）
有形文化財	美術工芸品(古文書)	市	紙本墨書神楽台本…日本遺産（神楽）
無形文化財		国	石州半紙…日本遺産（神楽）
無形文化財		市	石見神楽蛇胴製作技術
無形文化財		未指定	石見神楽関連用具（面・衣裳等）製作技術（製品は日本遺産の構成文化財）
無形文化財		未指定	石州和紙（製品は日本遺産の構成文化財）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（内村町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（下有福町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（上府町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（佐野町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（長浜町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（日脚町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（鍋石町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	市	神楽木彫面（田橋町）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	石見神楽の師 田中清見の碑
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	烈女お初の碑…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	神楽衣裳（明治 14 年(1881)）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	石見神楽衣裳（刺繍衣裳）…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	石見神楽面…日本遺産（神楽）
民俗文化財	有形の民俗文化財	未指定	長浜人形…日本遺産（神楽）

表 6-7 「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財一覧

(2/2)

文化財の種類		区分	名称 ※「…日本遺産」はその構成文化財
民俗文化財	無形の民俗文化財	県	有福神楽…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	県	井野神楽…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	未指定	市木神楽（国指定 大元神楽の一部）
民俗文化財	無形の民俗文化財	未指定	石見神楽…日本遺産（神楽）
民俗文化財	無形の民俗文化財	未指定	角寿司…日本遺産（神楽）
記念物	名勝地	未指定	鏡山…日本遺産（神楽）



写真 6-5 石見神楽蛇胴製作技術(市指定)



写真 6-6 石見神楽の師 田中清見の碑(未指定)

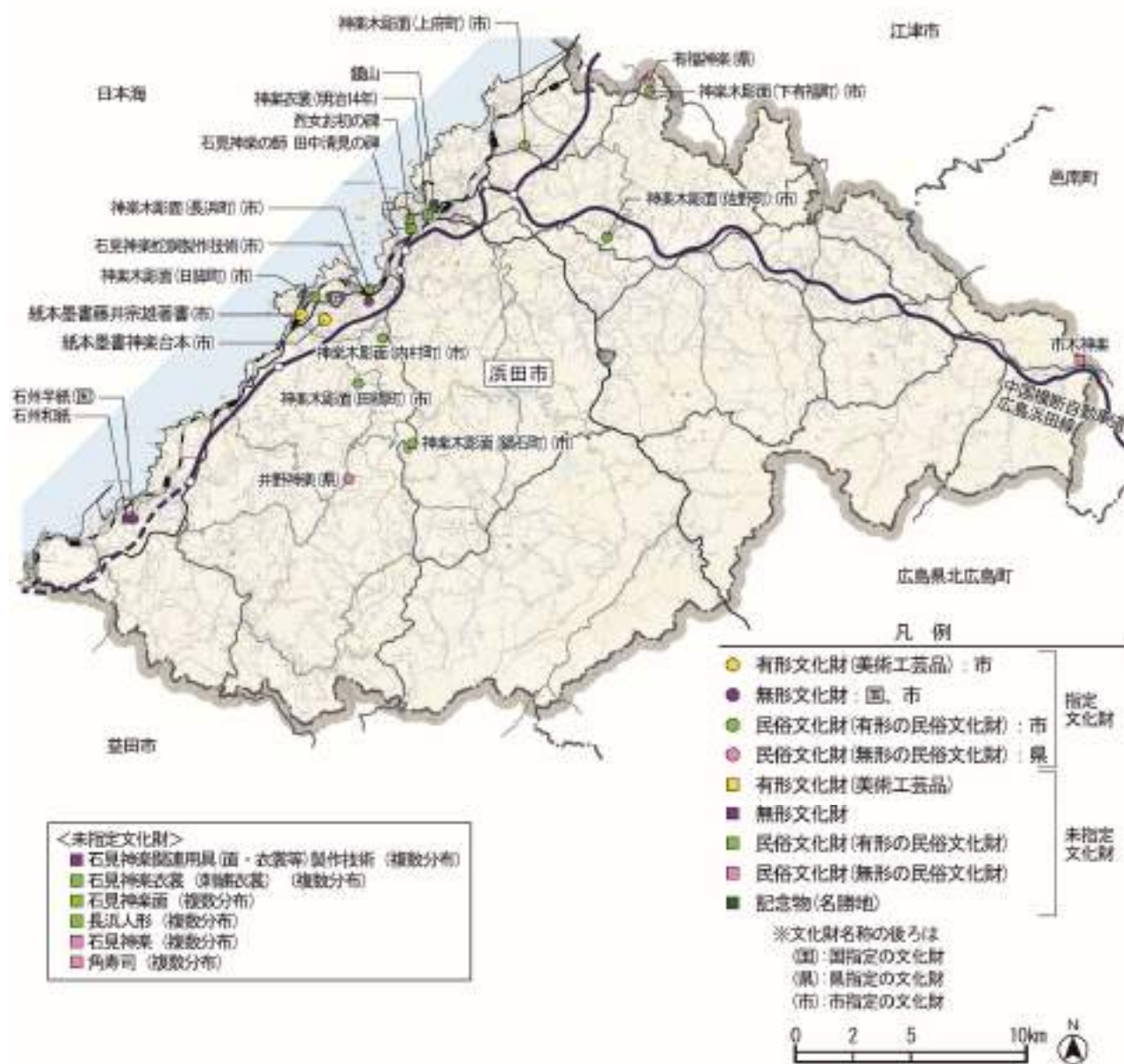


図 6-3 「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財

【課題】

- ・構成文化財の中には、十分な調査に及んでいないものがあります。また、石見神楽に関するこれまで受け継がれてきた歴史や技術の記録も求められます。
- ・本市における石見神楽やその関連産業において、後継者不足等の課題を抱えている団体は少なくありません。
- ・「石州和紙と石見神楽のまち」に関係して日本遺産（神楽）がありますが、本関連文化財群との連携はこれからの課題です。
- ・「石州和紙と石見神楽のまち」に関しては、資料館等においてストーリーをもった展示を行う必要があります。
- ・上記の点を含め、関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の周知・利活用をしていく必要があります。

【方針】

- 構成文化財のうち、内容や価値の明確化、及び実態把握が必要なものを抽出し、優先順位を設定し、計画的に現地調査・詳細調査を実施します。また、石見神楽に関するこれまで受け継がれてきた歴史や技術の記録等にも努めます。
- 石見神楽やその関連産業に関する情報発信を行い、これまで受け継がれてきた歴史や技術を保存し、次世代への継承を担っていく団体等に対し、後継者育成等の支援を行います。
- 本関連文化財群の活用においては、日本遺産（神楽）との連携を図り、日本遺産（神楽）を含めて活用や情報発信を行います。
- 本関連文化財群と関係する資料館等においては、「石州和紙と石見神楽のまち」のもとにストーリーをもった展示・情報提供に努めます。
- 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の展開に向け、上記の点を含め、構成文化財の確認や必要に応じた調査、体験機会の確保、便益施設等の情報提供、マップの作成や情報発信など、総合的・一体的に措置の実施に取り組みます。

【措置】

表 6-8 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」に関する措置

措置の内容		措置の主体等				実施の時期	
		所有	地域	専門	市	前期	後期
関連 3-① 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財の詳細調査の実施 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の構成文化財について、専門家と連携し、調査が実施されていない文化財、解明する必要がある事項等を整理し、計画的に文化財の詳細調査を実施します。 また、石見神楽に関するこれまで受け継がれてきた歴史や技術についても様々な媒体を利用し記録等に努めます。	新規	○	○	◎	◎	構成文化財のうち、より内容や価値の明確化が必要なものを抽出し、優先順位を設定し、計画的に詳細調査を実施する。	計画的に文化財の詳細調査を実施する。
関連 3-② 石州和紙や石見神楽の担い手・団体への支援 関係団体等と連携し、石州和紙や石見神楽の担い手の確保・育成を支援するとともに、それらの価値や魅力の情報発信等に取り組みます。	継続	◎	○		◎	本関連文化財群を含めた情報発信を行うとともに、保存・継承に向けた支援を実施する。	
関連 3-③ 日本遺産（神楽）と連動させた関連文化財群の充実 日本遺産の構成文化財に準ずる「準」構成文化財を整理し、構成文化財のつながりを充実させる調査を重ねます。また、庁内観光部局・県並びに関係自治体と連携し、ホームページやSNS、パンフレットによる情報発信を継続的に実施します。 日本遺産（神楽）を含めて、本関連文化財群の活用、情報発信に取り組みます。	継続	○	○		◎	本関連文化財群の展開の進捗をみながら、日本遺産を含めて、本関連文化財群の活用や情報発信を行う。	本関連文化財群を含めた情報発信を行う。
関連 3-④ 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」としてのストーリーをもった資料展示の推進 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」に関係する資料館等においては、関連文化財群のストーリー等を踏まえた展示を目指します。	新規	○		○	◎		本関連文化財群に関する展示等の検討・企画、具体化に努める。
関連 3-⑤ 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の展開 関連文化財群「石州和紙と石見神楽のまち」の周知や利活用に向け、構成文化財をめぐるルートの設定やマップの作成、体験機会の確保、必要な情報の提供・発信等に取り組みます。	新規	○	○	○	◎	本関連文化財群の展開の方策、手順等を検討する。	本関連文化財群の展開に向け、総合的に措置を実施する。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 浜田市の推進体制

1 措置の主体等

(1) 浜田市

ア 庁内体制

浜田市では、本計画に基づく文化財の保存・活用、更には歴史文化を生かした観光振興やまちづくりを推進するため、第5章第5節で示した「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置の展開を図りながら、庁内体制の充実・強化を図ります。

本計画に関係する又は連携を想定している庁内部署は、令和6年(2024)8月現在、次のとおりです。なお、下記以外の部署との連携が必要となった場合には、的確に対応します。

【教育委員会（教育部）】

■教育委員会文化振興課

○文化財係（本計画推進の事務局）

<業務内容>

- ・文化財に係る施策に関すること。
- ・文化財審議会に関すること。
- ・文化財の保護及び活用に関すること。
- ・文化財の調査及び研究に関すること。
- ・資料館運営協議会に関すること。
- ・資料館等文化財施設の整備、管理及び運営に関すること。
- ・市誌の編さんに関すること。
- ・その他文化財に関すること。

<職員数>

3人（うち埋蔵文化財の専門職員2人、文献の専門職員1人）

○芸術文化振興係

<業務内容>

- ・芸術文化の振興に係る施策に関すること。
- ・教育文化振興に係る公益財団法人に関すること。
- ・芸術文化施設の整備及び管理に関すること。
- ・文化団体に関すること。等

○神楽文化伝承室

<業務内容>

- ・石見神楽の文化伝承に関すること。

■教育総務課

<業務内容>

- ・教育行政の総合的な計画に関すること。
- ・図書館に係る施策に関すること。
- ・図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。等

■学校教育課

＜業務内容＞

- ・学校教育の振興に係る施策に関すること。
- ・子ども・若者育成支援に関すること。
- ・社会教育及び生涯学習に関すること。等

■教育委員会分室（金城、旭、弥栄、三隅支所内）

＜業務内容＞

- ・人権・同和教育の推進に関すること。
- ・その他事務局との調整により実施する事務に関すること。等

【総務部】

■防災安全課

＜業務内容＞

- ・防災会議及び地域防災計画に関すること。
- ・防犯及び地域安全対策に関すること。
- ・災害等発生時の対応に関すること。等

■財政課

＜業務内容＞

- ・予算編成及び執行管理に関すること。
- ・財政運営に関すること。
- ・財政計画に関すること。等

■デジタル推進室

＜業務内容＞

- ・行政情報施策の企画、調整及び推進に関すること。
- ・電子自治体の推進に関すること。等

【地域政策部】

■政策企画課

＜業務内容＞

- ・総合振興計画に関すること。
- ・人口減少問題及びまち・ひと・しごと創生に関すること。
- ・地域資源の活用推進に関すること。
- ・ホームページの管理に関すること。等

■まちづくり社会教育課

＜業務内容＞

- ・社会教育、生涯学習の推進に関すること。
- ・地域協議会、まちづくりセンターに関すること。
- ・自治会の育成及びコミュニティの活動促進に関すること。
- ・NPO法人の設立、認証に関すること。等

【健康福祉部】

■健康医療対策課

＜業務内容＞

- ・健康増進政策の企画・立案に関すること。
- ・地域の健康づくりに関すること。
- ・栄養改善及び食育推進計画の推進に関すること。等

【市民生活部】

■環境課

＜業務内容＞

- ・環境保存に関すること。等

【産業経済部】

■商工労働課

＜業務内容＞

- ・地場産業の振興に関すること。
- ・商工業及び鉱業の振興に関すること。
- ・事業継承対策に関すること。等

■産業振興課

＜業務内容＞

- ・地元産品の販路拡大支援に関すること。
- ・商品開発及び技術開発の支援に関すること。等

■農林振興課

＜業務内容＞

- ・山村地域及び中山間地域の振興に関すること。
- ・特産品及び振興農産物に関すること。
- ・野生鳥獣の保護及び有害鳥獣被害対策に関すること。等

■観光交流課

＜業務内容＞

- ・観光資源の調査及び観光コースの企画に関すること。
- ・観光宣伝に関すること。
- ・石見神楽・伝統芸能の振興に関すること。
- ・石見神楽の関係団体に関すること。
- ・都市間交流に関すること。等

【都市建設部】

■建設企画課

＜業務内容＞

- ・都市計画の企画及び調査に関すること。
- ・景観形成に関すること。等

■建設整備課

＜業務内容＞

- ・市道、橋りょう、公園、都市計画道路、都市下水路及び河川等の新設並びに改良工事に
関すること。
- ・都市災害に関すること。等

【支所：金城、旭、弥栄、三隅】

■防災自治課

＜業務内容＞

- ・消防及び防災に関すること。
- ・防犯の啓発に関すること。
- ・自治会の育成及びコミュニティの活動促進に関すること。
- ・まちづくりセンター活動の推進に関すること。等

イ 浜田市が設置している資料館等

浜田市が設置している資料館等は、主に次の施設があります。

■浜田市浜田郷土資料館

本市の歴史や人々の生活などの資料を収集、保管、展示し、浜田の風土や歴史を考える場となっています。

■浜田城資料館

浜田城や日本遺産に認定された北前船寄港地である外ノ浦をはじめ、歴史的建造物である御便殿を紹介する施設です。本資料館は、令和元年(2019)10月に開館しました。

■金城民俗資料館

「西中国山地民具を守る会」が収集した波佐地区の生産・生活用具 2,500 点を所蔵する施設です。

この資料群は、この地域の山間部農村の生産の特色をよく示す資料として 758 点が国の重要有形民俗文化財に、生活の特色を示す資料として 221 点が県の有形民俗文化財に指定されている貴重なものです。

■金城歴史民俗資料館

もともと「たたら蔵」と呼ばれていた建物を展示施設として整備したもので、石見地域のたたら製鉄にまつわる「二丁フイゴたたら」の設備や用具、古文書などを所蔵しています。

また、金城地域出身の偉人、チベット巡礼探検家能海^{のうみゆたか}寛や文豪島村抱月の資料、遺跡から出土した考古資料など、金城地域の特色ある資料も所蔵しています

■旭歴史民俗資料館

紙すきの用具を中心に、山間部の農村の生産を示す資料、衣食住の生活用具を展示しています。また、製鉄遺跡の遺物や、やつおもて古墳群の出土品などの考古資料も展示しています。

■旭ふるさと歴史公園

資料館では、重富廃寺跡出土品のほか、やつおもて古墳群のパネル写真・出土遺物、昆虫学者湯浅啓温氏の遺品を展示しています。

公園内には、竪穴式住居ややつおもて 18 号墳のレプリカ等を展示しています。

■弥栄郷土資料展示室

浜田市立弥栄小学校の横の建物にある弥栄郷土資料展示室は、弥栄地域で出土した考古資料や色々な民具を展示しています。

■三隅歴史民俗資料館

三隅の地域歴史と生活に関する資料が約 4,000 点収蔵・展示されています。

主な展示品は苅立横穴墓出土品、石州半紙の紙漉き道具、生活用具、漁具など幅広く、三隅地域の歴史と暮らしを実物によって知ることができます。

■石州和紙会館

ユネスコ無形文化遺産である「石州半紙」や伝統的工芸品「石州和紙」の歴史や技術を学ぶことができる施設として開館しました。各種和紙製品の展示や工程の見学の他、紙漉きの体験などもできます。

■浜田市世界こども美術館

幼い頃から美術にふれあうことで創造力を養い、感性を養うことをモットーに様々な展覧会を開催し、子どもから大人まで「みること」と「つくること」の両方が楽しめる美術館です。

■石正美術館

三隅町出身の日本画家・石本正（いしもと しょう：本名は「ただし」）からの作品寄贈を受けて開館し、石本正の画業の全容を見ることができる美術館です。

■図書館

中央図書館の貴重資料庫には、市指定文化財となっている浜田町時代の行政文書をはじめ、写真、絵図、図書、古文書といった歴史資料を数多く収蔵しています。また、旭、金城、弥栄、三隅地域の図書館についても、歴史や文化に関する書籍を収蔵しています。

ウ 浜田市が設置する審議会（文化財に関係する審議会）

本計画に直接関係する審議会は、文化財審議会です。また、定期的に行われる浜田市総合振興計画審議会は、本計画に関する措置やその実施状況等、都市計画審議会は土地利用や整備・開発等の面において、本計画に関係することになります。

この他、計画の策定（改定）に際して設置する景観審議会は、本計画との整合の確保、本計画の反映に関しても審議する可能性があります。

これら以外の本計画に関係する審議会等が設置・開催された場合には、本計画の反映等に関する対応します。

■浜田市文化財審議会

文化財の保存及び活用に関して、教育委員会が諮問する事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に対し意見を述べる、有識者・専門家で構成された機関です。

文化財保護法第 190 条に「地方文化財保護審議会」として規定されています。

■浜田市総合振興計画審議会

地方自治法第 2 条第 4 項に規定された「基本構想」にあたるものが総合振興計画で、総合振興計画や関連計画の策定（改定）、進捗管理体制・進捗管理方法及び評価等について審議する機関です。

本市においては、浜田市総合振興計画審議会条例を制定しています。

■浜田市都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査・審議するために設置されている機関です。

都市計画法第 77 条の 2 に規定されています。

（２）所有者等

有形文化財や有形の民俗文化財等、及び記念物の土地の所有者・管理者は、その保存管理の主たる担い手となります。

無形文化財や無形の民俗文化財等を継承する保持者・保持団体は、主に次の団体があります。

○石州半紙技術者会

- ・昭和 44 年(1969)に国の重要無形文化財に指定された石州半紙を漉く技術を継承しています。

○浜田大名行列保存会

- ・現在の春の浜田を代表する民俗行事であり、江戸時代の参勤交代の様子を取り入れた浜田大名行列奴を保存・伝承しています。

（３）地域（所有者等以外）

ア 文化財の保存・活用に関わる団体

市民、自治会・町内会、地域活動団体、NPO法人、民間企業、その他関係団体は、地域に所在する文化財の保存・活用に協力、更には参加することが期待されます。

実際に文化財の保存・活用に取り組んでいる団体（無形文化財や民俗文化財の保持団体以外）

は、主に次の団体があります。

○西中国山地民具を守る会

- ・有形民俗文化財（民具）の調査・収集・研究・保護・活用を図るとともに、広く文化財保護継承活動を実践し、後世に正しく伝承していくことを目的として活動しています。

○三隅郷土史研究会

- ・歴史、文化財等の保存・活用に関する事業。
- ・三隅町内にある史跡・文化財のイラストマップを作成し、町内に眠っている史跡や文化財を再発見する活動を行っています。

○浜田手づくり甲冑愛好会

- ・浜っ子春まつりに大人用甲冑、園児用甲冑を用意し、浜田大名行列に参加することにより祭りを盛り上げるとともに、城下町として栄えた浜田藩の歴史を後世に伝え浜田への郷土愛の高揚を図っています。

○浜田市観光ボランティアガイドの会

- ・3月～6月、9月～11月の毎週日曜日に石見畳ヶ浦や浜田城跡、外ノ浦を浜田の歴史を交えながら案内し、郷土の風土や歴史、文化等の周知に努めています。

○地域研究センター協議会

- ・金城町波佐に所在する「石見地域研究センター」を拠点に、地方史・たたら製鉄・民俗学・「能海学」などの研究を推進しています。

また、今後、設立が期待される団体として、「文化財保存活用支援団体」をあげることができます。

【文化財保存活用支援団体について】

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」とします。）とは、地域の文化財の保存会やNPO 法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものです。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

浜田市においては、支援団体の指定は行っていないませんが、上記の点を鑑み、本計画期間においてその必要性、可能性を勘案し、候補団体が見いだせた場合には、その団体と協議・調整し、指定に向けて取り組みます。

なお、支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などです。

イ その他市内の関係機関

浜田市の体制（本市が設置する審議会を含む）以外の市内にある文化財の保存・活用に関係する、又は可能性のある機関をあげると、次のようになります。

○島根県立大学（浜田キャンパス）

- ・平成 19 年(2007) 4 月に公立大学法人島根県立大学として設立され、浜田、出雲、松江にキャンパスがあります。
- ・浜田キャンパスには、国際関係学部、地域政策学部、総合政策学部(令和 3 年(2021) 4 月学生募集停止)があります。

○浜田市観光協会

- ・観光資源の開発並びに保存、郷土文化及び風光の紹介並びに宣伝、郷土芸能等、民俗的伝承の保護育成、観光情報の収集と発信、各種イベントの企画・開催及び関係団体との協働・支援などに関する事業を行っています。

(4) 専門家

文化財の保存・活用に関わる多分野の専門家（学識経験者、郷土史家、技術・技能者）の協力・支援、更には実際の調査や保存・活用への参加が期待されます。

こうした専門家の確保や連携にも取り組みます。

＜想定（期待）する分野＞

- ・文化財の類型（6 類型）、埋蔵文化財、文化財の保存技術に関する専門家
- ・歴史分野の専門家
- ・文化財の保存に関する専門家
- ・文化財の活用に関する専門家：遺構の表現、造園（園路・広場・便益施設）、観光交流、情報発信、映像、ドローン、まちづくり等

2 市外の関係機関

浜田市の文化財の保存・活用に関係する市外の関係機関をあげると、次のようになります。

【国・関係機関】

- 文化庁
- 国立文化財機構文化財防災センター
- その他措置に関係する国の機関

【島根県等】

- 島根県教育庁文化財課
- その他島根県の関係部署
- 博物館等
 - ・島根県古代文化センター
 - ・島根県埋蔵文化財調査センター
 - ・島根県立古代出雲歴史博物館
 - ・島根県立八雲立つ風土記の丘
 - ・島根県立三瓶自然館サヒメル
 - ・島根県立しまね海洋館 アクアス
 - ・島根県立宍道湖自然館 ゴビウス
 - ・石見銀山世界遺産センター
 - ・島根県立美術館
 - ・島根県芸術文化センター グラントワ
 - ・島根県立図書館 等

- 今後、文化財の保存・活用で連携が期待される都道府県

【市町村】

- 日本遺産（神楽、北前船）で連携する自治体
- 今後、文化財の保存・活用で連携が期待される自治体

【大学等研究機関】

- 今後、文化財の調査や計画策定、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関

第2節 地域社会総がかりの体制

浜田市では、「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定するなど、市民のまちづくり活動を支援しながら、協働のまちづくりを進めています。

文化財の保存・活用においても、協働を基本に地域社会総がかりで取り組んでいくため、次頁の図のような体制の構築を目指します。

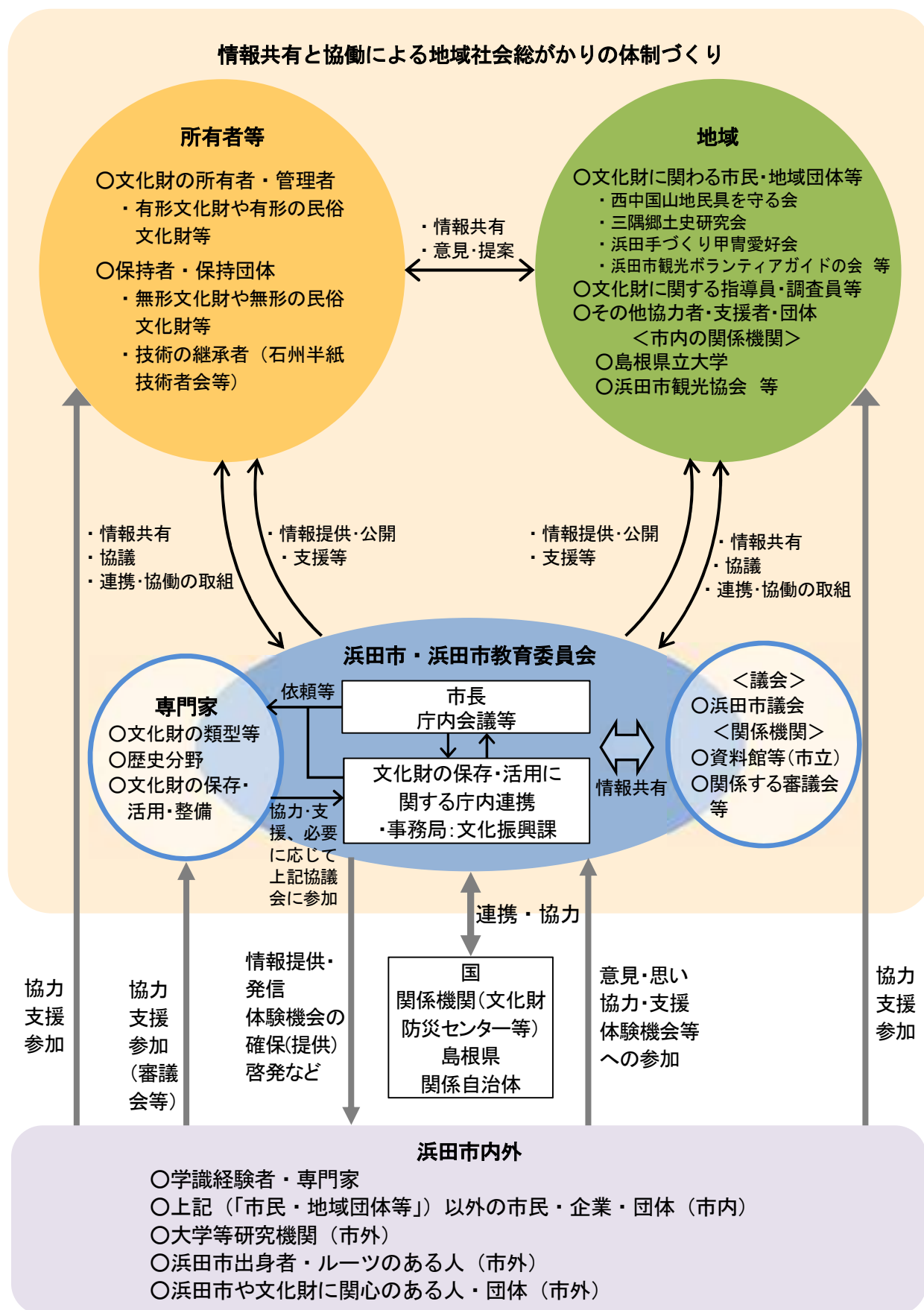


図 7-1 文化財の保存・活用に関する地域社会総がかりの体制づくり

第3節 計画の進行管理と体制

本計画に関わる措置を具体化し、効果を発揮させるためには、的確な計画の進行管理が求められます。

その方法は、毎年度又は前期・後期の節目の段階で、措置の経過観察を行いつつ、その結果をPDCAサイクルに反映することとします。

進行管理の体制は、文化振興課が事務局となり、関係課の協力・参加のもとに進行管理に取り組むこととなります。ただし、多くの措置の主体は文化振興課であり、当課が進行管理を主導する必要があります。

手順は、次の3つの段階（ステップ1～3）が考えられます。

ステップ1は、原則、毎年度、措置の実施の有無及び実現状況を確認します。

ステップ2は、措置を実施した年度において、該当する措置に関して妥当性・効果の確認及び評価を行います。

ステップ3は、措置が目標と方向性に寄与するためには、時間（期間）を要することが想定されることから、原則、前期・後期の最終年度、又は後期の最終年度に寄与の状況等を把握します。

また、ステップごとの基本的な内容（確認・検討事項）及び進行管理の体制を図化して説明すると、次頁の図のようになります。

各ステップの結果は、PDCAサイクルの考え方を活用しつつ、適宜、措置の効果的な実施や改善、更には計画の見直し、改訂につながります。

措置の評価などは、文化財審議会やその他の外部の意見把握（外部評価）を検討します。

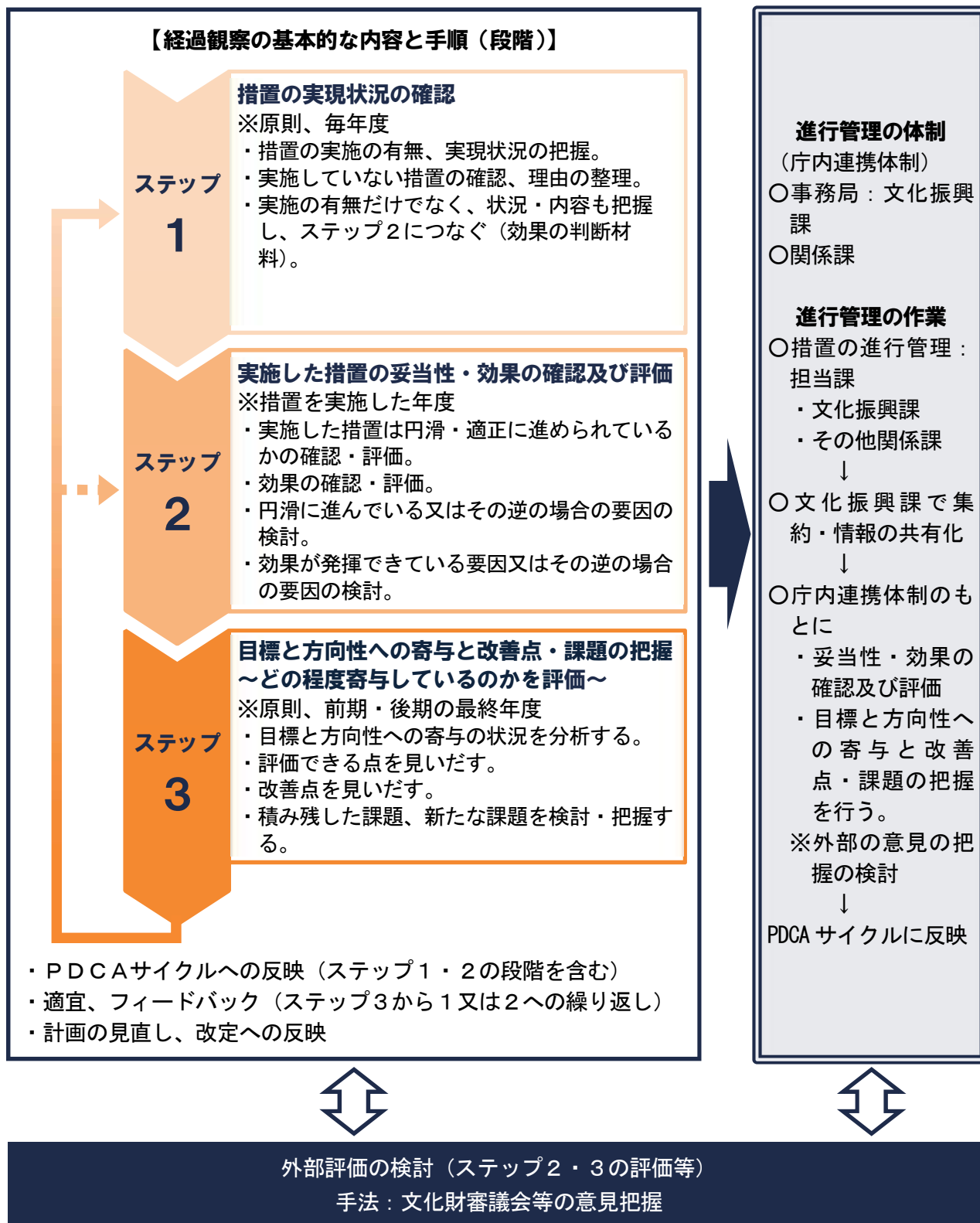


図 7-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び体制

資料編

資料 1 計画作成の体制と経過

資料 2 指定等文化財一覧

資料１ 計画作成の体制と経過

１ 計画作成の体制

本計画は、浜田市文化財審議会においての協議を経て作成しました。

また、文化庁及び島根県教育庁文化財課の助言・指導をいただきました。

本計画の作成においては、教育委員会文化振興課が事務局となり、調査や審議会の運営、庁内調整等、及び全体の取りまとめ・編集を行いました。

■浜田市文化財審議会（令和４年(2022)４月１日～令和６年(2024)３月３１日）

番号	氏 名	備考
１	浅沼 政誌	民 俗
２	阿部 志朗	歴 史
３	上田 俊雄	考 古
４	桑田 龍三	自 然
５	佐藤 茂樹	歴 史
６	隅田 正三	民 俗
７	田中 啓信	民 俗
８	寺尾 堂	美 術
９	中上 明	民 俗
10	仲野 義文	歴 史
11	藤田 樹夫	自 然
12	松村 建	歴 史
13	森須 和男	歴 史

■浜田市文化財審議会（令和６年(2024)４月１日～令和８年(2026)３月３１日）

番号	氏 名	備考
１	浅沼 政誌	民 俗
２	阿部 志朗	歴 史
３	桑田 龍三	自 然
４	隅田 正三	民 俗
５	寺尾 堂	美 術
６	中上 明	民 俗
７	仲野 義文	歴 史
８	藤田 樹夫	自 然
９	松村 建	歴 史
10	森須 和男	歴 史

【文化庁・島根県教育庁（指導・助言）】

村上 佳代	文化庁文化資源活用課	文化財調査官
田原 淳史	島根県教育庁文化財課	企画幹（令和４年度(2022)）
吉永 壮志	島根県教育庁文化財課	企画員（令和４年度(2022)）
増田 浩太	島根県教育庁文化財課	主幹（令和５年度(2023)）
中安 恵一	島根県教育庁文化財課	主幹（令和６年度(2024)）

2 計画作成の経過

本計画の作成に際しては、令和4年度(2022)から令和6年度(2024)において、合計5回の浜田市文化財審議会を行いました。

令和4年度(2022)・5年度(2023)には、各まちづくりセンター等において、未指定文化財の把握等に関する意見聴取を行いました。

また、教育委員会定例会及び浜田市議会総務文教委員会での説明を行うとともに、パブリックコメントを実施し、計画案に関する意見を把握しました。

さらに、計画作成の準備段階から文化庁及び島根県教育庁文化財課との協議を行い、助言・指導をいただきました。

■計画作成の経過

年度	日付	項目	主な内容
令和4年度 (2022)	8月30日	島根県教育委員会協議	進捗状況・スケジュールの説明
	10月14日	令和4年度第1回浜田市文化財審議会	計画作成の概要・スケジュールの説明
	11月28日	文化庁協議	計画案に対する指導・助言
	2月1日～15日	意見聴取	杵束まちづくりセンター
	2月8日	令和4年度第2回浜田市文化財審議会	計画案に対する意見聴取
	3月1日～15日	意見聴取	安城まちづくりセンター
令和5年度 (2023)	6月14日	令和5年度第1回浜田市文化財審議会	計画案に対する意見聴取
	8月7日～21日	意見聴取	金城・旭・弥栄・三隅地域まちづくりセンター等
	9月8日～22日	意見聴取	浜田地域まちづくりセンター
	9月13日	島根県教育委員会協議	進捗状況・計画案の説明
	10月3日	文化庁協議	計画案に対する指導・助言
	2月28日	文化庁協議	計画案に対する指導・助言
	3月26日	令和5年度第2回浜田市文化財審議会	計画案に対する意見聴取
令和6年度 (2024)	5月16・17日	文化庁現地視察	文化財調査官による現地視察
	6月25日	6月議会総務文教委員会	計画案について説明
	7月1日～31日	パブリックコメント	
	8月16日	令和6年度第1回浜田市文化財審議会	計画案の承認
	8月22日	教育委員会定例会	計画案の承認

資料2 指定等文化財一覧

指定等	類型	種別		指定年月日	名称	所在地	備考
国指定	有形文化財	美術工芸品	彫刻	大 9. 4.15	木造阿弥陀如来立像	松原町 心覚院	建長 7 年(1255)の作
国指定	無形文化財			昭 44. 4.15	石州半紙	三隅町古市場	石州半紙の原料・製法過程等指定用件に基づく製造技術保持者として認定
国指定	民俗文化財	有形の民俗文化財		昭 46.12.15	波佐の山村生産用具	金城町波佐 浜田市 金城民俗資料館	758 点の農具・紙すき道具等の生活民具
国指定	記念物	遺跡		大 10. 3. 3	石見国分寺跡	国分町 金蔵寺	塔跡・礎石が残る
国指定	記念物	遺跡		昭 11.12.16	周布古墳	治和町	二段築成の前方後円墳
国指定	記念物	遺跡		昭 12. 6.15	下府廃寺塔跡	下府町	心礎・礎石が残る
国指定	記念物	名勝地		昭 7. 3.25	石見曇ヶ浦	国分町	1600 万年前の天然の博物館
国指定	記念物	動物・植物・地質鉱物		昭 10. 4.11	三隅大平桜	三隅町矢原	樹齢 660 年。彼岸桜、山桜の性質を併せもった巨木
国登録	有形文化財	建造物		平 9. 5. 7	浜田市立第一中学校 屋内運動場(旧歩兵 第二十一連隊雨覆練 兵場)	黒川町	煉瓦造平屋建・スレート葺き 明治 31 年(1898)建設
国登録	有形文化財	建造物		平 9. 5. 7	島根県立浜田高等学校 第二体育館(旧歩兵 第二十一連隊雨覆 練兵場)	黒川町	煉瓦造平屋建・スレート葺き 大正 5 年(1916)建設
県指定	有形文化財	美術工芸品	絵画	昭 47. 7.28	紙本墨画淡彩大麻山 縁起	三隅町室谷 大麻山 神社	天正 20 年(1592)の紙本墨画淡彩。大麻山から折居にかけての寺社が描かれている
県指定	有形文化財	美術工芸品	彫刻	昭 37. 6.12	木造雨宝童子立像	三隅町三隅 正法寺	鎌倉時代の作。像高 58.5cm
県指定	有形文化財	美術工芸品	彫刻	昭 42. 5.30	木造天部像群	生湯町 多陀寺	仏像群 59 躯、平安中期の作
県指定	有形文化財	美術工芸品	彫刻	昭 43. 6. 7	木造薬師如来坐像	三隅町三隅 正法寺	平安時代の作。像高 109cm
県指定	有形文化財	美術工芸品	書跡・典籍	昭 37. 6.12	紙本墨書大般若経	三隅町芦谷 龍雲寺	永和 3 年(1377)祥秀の筆写による大般若経 600 巻
県指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 12. 3.28	紙本著色石見国絵図	黒川町 浜田郷土資 料館	江戸時代初期作成の国絵図
県指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	昭 35. 9.30	めんぐろ古墳出土品	浜田市治和町	装飾付子持壺など 27 点
県指定	民俗文化財	有形の民俗文化財		昭 47. 7.28	波佐の山村生活用具	金城町波佐 浜田市 金城民俗資料館	221 点の伝統的な食生活に関する民具
県指定	民俗文化財	無形の民俗文化財		昭 37. 6.12	井野神楽	三隅町井野	石見八調子神楽の典型。30 数曲を伝承
県指定	民俗文化財	無形の民俗文化財		昭 39. 5.26	有福神楽	下有福町	指定演目 32 演目
県指定	民俗文化財	無形の民俗文化財		昭 40. 4. 1	黒沢囃子田	三隅町黒沢	伝統的かつ大規模な代かき・田植え・囃子行事等の「花田植」
県指定	記念物	遺跡		昭 33. 8. 1	石見国分尼寺跡	国分町	石見国分寺跡から東に約 350mに位置する史跡
県指定	記念物	遺跡		昭 37. 6.12	浜田城跡	殿町	浜田藩の居城跡。元和 6 年(1620)古田重治によって築城
県指定	記念物	遺跡		昭 42. 5.30	石見国分寺瓦窯跡	国分町	平安時代前半に石見国分寺・国分尼寺に瓦を供給
県指定	記念物	動物・植物・地質鉱物		昭 41. 5.31	黄長石霞石玄武岩	長浜町・熱田町・内田 町	約 600 万年前に噴出。日本で唯一、黄長石霞石玄武岩を産出
県指定	記念物	動物・植物・地質鉱物		昭 47. 3.31	常磐山の杉	金城町波佐	波佐常磐山八幡宮 5 株。目通り幹周 4.4 ～8m、樹高 22 ～32m
県指定	記念物	動物・植物・地質鉱物		昭 47. 3.31	長安本郷の八幡宮並 木杉	弥栄町長安本郷	長安八幡宮 5 株。目通り幹周 3.4 ～6.4m、樹高 32m
市指定	有形文化財	美術工芸品	絵画	昭 44.11. 3	板絵著色瀬戸ヶ島捕 鯨図	瀬戸ヶ島町 厳島神 社	嘉永 7 年(1854)に奉納の絵馬
市指定	有形文化財	美術工芸品	絵画	昭 48. 5. 1	絹本著色石門源義 相	清水町 洞泉寺	延文元年(1356)の作成
市指定	有形文化財	美術工芸品	絵画	昭 48. 5. 1	絹本著色仏涅槃図	周布町 淨琳寺	室町時代末から江戸時代初期頃の作
市指定	有形文化財	美術工芸品	絵画	昭 48. 5. 1	「無題」森脇 忠筆油 絵麻布	黒川町 浜田高等学 校	印象派作品
市指定	有形文化財	美術工芸品	絵画	昭 48. 5. 1	「無題」小林萬吾筆油 絵麻布	野原町 世界こども美 術館	P15 号桃林を題材

指定等	類型	種別	指定年月日	名称	所在地	備考
市指定	有形文化財	美術工芸品 絵画	昭 56. 3.28	伝空海筆十三佛画幅	三隅町芦谷 龍雲寺	竹島事件で処刑された橋本三兵衛の妻オシモが寄進したもの
市指定	有形文化財	美術工芸品 絵画	平 14. 2.22	紙本著色仏涅槃図	田町 龍泉寺	玉置荊窓 文化 11 年(1814)作成
市指定	有形文化財	美術工芸品 絵画	平 14. 2.22	船絵馬	瀬戸ヶ島町 厳島神社	浜田に残る 3 面の船絵馬
市指定	有形文化財	美術工芸品 彫刻	昭 51. 3.25	木造北白川宮能久親王殿下立像	黒川町 浜田郷土資料館	明治 39 年(1906)、内藤伸の作
市指定	有形文化財	美術工芸品 彫刻	平 7. 3.28	木造阿弥陀如来坐像	三隅町芦谷 龍雲寺	平安時代の作。像高 77.5cm。一木造で彫眼、彩色像
市指定	有形文化財	美術工芸品 彫刻	平 7. 3.28	木造阿弥陀如来立像	三隅町湊浦 極楽寺	室町時代の作。像高 163cm。寄木造で玉眼嵌入、漆箔像
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	昭 44.11. 3	脇差 [表銘]藝州住出雲大掾正光 石見國鍋石住源護國爲兩人造之 [裏銘]嘉永四辛亥年十月初子 城市英朝応需作之	久代町 石見安達美術館	嘉永 4 年(1851)の作
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	昭 44.11. 3	太刀 [表銘]石見國鍋石住江尾護國安藝國住出雲大掾正光兩人作 [裏銘]天日隅宮奉納 願主 江尾兼参 嘉永五壬子年五月吉日	久代町 石見安達美術館	嘉永 5 年(1852)の作
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	昭 48. 5. 1	太刀 [表銘]石州住天津富士太源正清謹作之 [裏銘]皇紀二千六百年十一月吉日	殿町 浜田護国神社	皇紀二千六百年(1940)の作
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	昭 51. 3.25	刀 4 口 [表銘]石州長浜住林喜作 [裏銘]弘治二年八月吉日 [表銘]石州長浜住人祥末作 [裏銘]永正十年二月日 [銘]石州長浜住忠継 [銘]石州長浜住貞綱作	久代町 石見安達美術館	応永から文禄(1394～1595)にかけて、石州長浜刀が盛んにつくられる。この 4 口は、代表的作品
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	昭 56. 3.28	古和三尊仏	三隅町上古和	元亀元年(1570)。三隅城攻防戦で戦死した古和忠国の長子忠信が先祖供養に寄進したもの
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	平 14. 2.22	和船模型	瀬戸ヶ島町 厳島神社	弁才船をかたどった模型
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	平 14. 2.22	鍔朱塗横刺菱綴二枚胴具足廻鉢兜付	野原町 世界こども美術館	松平周防守の祖である松平康親所用の甲冑
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	平 20. 7.23	如来形懸仏	金城町 安楽寺	延徳 3 年(1491)銘の懸仏と、ほぼ同時代の懸仏の 2 面。中世の懸仏の様相を知る上で貴重である
市指定	有形文化財	美術工芸品 工芸品	平 26. 9.26	縹糸素掛威二枚胴具足総覆輪十二間筋兜七本篠垂	黒川町 浜田郷土資料館	6 代浜田藩主松平周防守康豊公の所用甲冑であり、優美で気品のある大名甲冑
市指定	有形文化財	美術工芸品 書跡・典籍	昭 48. 5. 1	紙本墨書大般若経	大辻町 宝福寺	574 巻。地名「浜田」の初見。嘉吉 3 年(1443)から文安元年(1444)に写経
市指定	有形文化財	美術工芸品 書跡・典籍	昭 56. 3.28	紺紙金泥金剛経	三隅町芦谷 龍雲寺	室町時代の作とされる。17 字詰 5 行、78 頁の折本
市指定	有形文化財	美術工芸品 書跡・典籍	昭 44.11. 3	紙本墨書藤井宗雄著書	治和町	6 種 80 部 200 巻
市指定	有形文化財	美術工芸品 古文書	昭 56. 3.28	送り場古文書	三隅町岡見	藩政時代の御触書等 3 通。公文書としては町内で最古
市指定	有形文化財	美術工芸品 古文書	昭 56. 3.28	二宮神社古文書	三隅町三隅 二宮神社	室町時代の寄進状など 17 通
市指定	有形文化財	美術工芸品 古文書	平 7. 3.28	諸国御客船帳	黒川町 浜田郷土資料館	延享元年(1744)から明治 35 年(1902)の廻船の記録
市指定	有形文化財	美術工芸品 古文書	平 9. 7.11	石見国藩領絵図	高佐町	石見の 3 領支配を色分け

指定等	類型	種別		指定年月日	名称	所在地	備考
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 9. 7.11	浜田城下町鳥瞰絵図	高佐町	天保 7 年(1836)以降の松平右近将監家藩政時代に作成
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 9. 7.11	浜田城下町方絵図	蛭子町	明和 8 年(1771)の溝検分時に使用された絵図の写し
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 9. 7.11	自唐鐘浦至長浜浦海岸絵図	外ノ浦町	外ノ浦湊を中心に唐鐘から長浜を描いた彩色絵図
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 14. 2.22	諸国御客船帳	外ノ浦町	1 点は延享元年(1744)から明治 42 年(1909)の廻船の記録。もう 1 点は明治 24 年(1891)から昭和 8 年(1933)の廻船の記録
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 14. 2.22	紙本墨書神楽台本	周布町	寛政元年(1789)。5 演目を収める
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 20. 7.23	吉川元春・元長連署安堵状	金城町 安楽寺	天正 10 年(1582)に吉川氏によって発給された文書。吉川氏による浜田周辺の掌握の一端を知る上で貴重である
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	平 31. 3.19	旧 浜田町役場文書(近世分)	黒川町 浜田市中中央図書館	町方文書と庄屋文書から構成される 50 点の文書群で、浜田藩の城下町の実態解明につながる史料
市指定	有形文化財	美術工芸品	古文書	令 2. 3.19	金城たたら関係文書	金城町波佐 金城歴史民俗資料館	金城地域の近世から近代の製鉄を知るうえで重要な文書と絵図
市指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	昭 58.12.26	金田 1 号墳出土品	金城町波佐 金城歴史民俗資料館	須恵器、土師器、直刀、金環
市指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	平 7. 3.28	鰐石遺跡出土品	黒川町 浜田郷土資料館	出土品 27 点
市指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	平 7. 3.28	銅造誕生釈迦仏立像	黒川町 浜田郷土資料館	石見国分寺跡より出土
市指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	令 2. 3.19	奥の原古墳群出土品	弥栄町長安本郷 弥栄会館	石見地域で類例が少ない古墳時代前期(4 世紀)の壺棺
市指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	令 2. 3.19	重富廃寺跡出土品	旭町今市 旭歴史民俗資料館・旭町本郷旭ふるさと歴史公園	7 世紀後半頃の古代寺院から出土した石見最古の古代瓦
市指定	有形文化財	美術工芸品	考古資料	令 2. 3.19	千年比丘 1 号墳出土品	金城町波佐 金城歴史民俗資料館	3 世紀末頃の土器片と砥石で、石見最古の古墳からの出土品
市指定	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	平 9. 7.11	石見国天保国絵図懸紙改切絵図	黒川町 浜田郷土資料館	石見国を十分割した彩色絵図
市指定	有形文化財	美術工芸品	歴史資料	平 20.7.23	能海寛関係資料	金城町長田	能海寛を通して、近代日本仏教の動向と日本及び世界との関わりを考える上で貴重である
市指定	無形文化財			令 5.7.27	石見神楽蛇胴製作技術	熱田町	石見神楽が盛んな浜田市で発生した地域的特色を持つ蛇胴製作技術
市指定	民俗文化財	有形の民俗文化財		昭 48. 5. 1	獅子頭	片庭町	嘉応元年(1169)の墨書あり
市指定	民俗文化財	有形の民俗文化財		昭 48. 5. 1	獅子頭	日脚町 天上岡八幡宮	朝鮮伝来といわれる獅子頭
市指定	民俗文化財	有形の民俗文化財		平 14. 2.22	神楽木彫面	下有福町・上府町・佐野町・長浜町・日脚町・内村町・田橋町・鍋石町	木彫面 25 点
市指定	民俗文化財	無形の民俗文化財		平 31. 3.19	浜田大名行列奴	田町 浜田商工会議所	浜田大名行列保存会により、毎年春に披露される奴で、近世城下町に伝えられた地域的特色をもつ民俗行事
市指定	記念物	遺跡		昭 44.11. 3	片山古墳	下府町	方墳(一辺 12m、高さ 5m)
市指定	記念物	遺跡		昭 44.11. 3	鷲巣城跡	周布町	周布氏の居城
市指定	記念物	遺跡		昭 51. 3.25	東海篠先生之墓	真光町 観音寺	国学者、本居宣長の高弟
市指定	記念物	遺跡		昭 51. 3.25	日和山方角石	外ノ浦町	天保 5 年(1834)の作成
市指定	記念物	遺跡		昭 56. 3.28	正法寺奥の院	三隅町三隅 正法寺	三隅兼連の発願で、巖石に 2 室を掘り、伊勢神宮の内宮・外宮を祭ったとされる
市指定	記念物	遺跡		昭 56. 3.28	笠取りの墓	三隅町黒沢	石見宮、三隅兼知、胡祿局の遺品等を埋葬した墓といわれている
市指定	記念物	遺跡		昭 56. 3.28	大麻山神社道中石	三隅町東平原、三隅町室谷	元禄 13 年(1700)大麻山神社への参道 2 丁毎に建てられた道標句碑
市指定	記念物	遺跡		昭 56. 3.28	成田郷三角田記念碑	三隅町三隅	旧跡「三角なる田」に建てられたという記念石碑

指定等	類型	種別	指定年月日	名称	所在地	備考
市指定	記念物	遺跡	昭 56. 3.28	寺尾用水隧道	三隅町井川	江戸期(宝暦年間)、永見文蔵によって施行された用水トンネル。長さ 20m 余り
市指定	記念物	遺跡	昭 56. 3.28	廓英法師墓	三隅町三隅	廓英法師(天明元年(1781)没)は歌人。正面は浜田藩家老岡田頼母書、撰文は小篠御野
市指定	記念物	遺跡	昭 58.12.26	金田1号墳	金城町下来原	円墳(径 10m)。横穴式石室
市指定	記念物	遺跡	昭 58.12.26	笠松峠の石畳路	金城町波佐	文化 8 年(1811)に完成。石畳道の長さは 1.2km、幅員は 1.2m
市指定	記念物	遺跡	昭 62.12.18	波佐一本松城跡及び関連施設	金城町波佐	本丸と腰郭、貯水池と水路の遺構と発掘
市指定	記念物	遺跡	平 14. 2.22	上条遺跡(城山銅鐸出土地)	上府町	銅鐸 2 個体が出土
市指定	記念物	遺跡	平 26. 9.26	浜田城裏門跡	殿町	浜田城の大手門に次ぐ重要な門であるとともに、三ノ丸の様相を示す唯一の遺構
市指定	記念物	遺跡	令 2. 3.19	千年比丘 1 号墳	金城町長田	3 世紀末頃の土器片と砥石が出土した石見最古の古墳
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	昭 44.11. 3	ピロードンダ及び群生地	河内町	海岸部に近い浜田市で生育するのは珍しい
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	昭 44.11. 3	多陀寺のクスノキ	生湯町 多陀寺	市内で最も大きなクスノキ
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	昭 44.11. 3	多陀寺のヒノキ	生湯町 多陀寺	樹高 28m、幹周り 5m
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	昭 48. 5. 1	多陀寺のシイ・タブ林	生湯町 多陀寺	多陀寺をとりまく自然林
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	昭 48. 5. 1	伊甘神社のイチヨウ	下府町 伊甘神社	樹高 35m、幹周り 6.5m
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	昭 48. 5. 1	伊甘神社のムクノキ	下府町 伊甘神社	樹高 20m、幹周り 6m
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	平 5. 3.31	金城の巨樹・銘木	金城町今福・久佐・七条・上来原・小国・波佐・長田	巨樹・銘木
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	平 7. 3.28	お葉付き銀杏	三隅町井野	葉に直接種子がつく銀杏の珍種
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	平 17. 9.22	佐々木桜	三隅町三隅	桜の古木
市指定	記念物	動物・植物・地質鉱物	平 17. 9.22	海老谷桜	三隅町向野田	桜の古木

損害賠償請求訴訟の経過について

消防救急無線デジタル化整備における談合に係る損害賠償請求訴訟の経過報告

1 経過

- (1) 令和 2 年 7 月 13 日
訴状の提出 損害賠償請求金額 76,676,985 円（弁護士費用含む。）
- (2) 令和 2 年 9 月 4 日～令和 5 年 12 月 11 日
第 1 回口頭弁論 以降 2 回の口頭弁論、18 回の弁論準備手続で結審
（令和 3 年 10 月 28 日 大田市、雲南広域連合と併合審理となる。）
- (3) 令和 6 年 7 月 17 日
松江地方裁判所から和解の提案
和解はせず裁判を継続
- (4) 令和 6 年 10 月 29 日
第一審判決
損害賠償金額 11,694,351 円（弁護士費用含む。）
- (5) 令和 6 年 11 月 8 日
佐和法律事務所と損害賠償請求控訴委任契約の締結
控訴状の提出（広島高等裁判所松江支部）
控訴理由 損害賠償金額が当市の主張と大きく乖離し、算定基準の根拠も不明瞭であるため。
- (6) 令和 6 年 12 月 10 日 総務文教委員会で報告
- (7) 令和 6 年 12 月 17 日 控訴理由書の提出（広島高等裁判所松江支部）
- (8) 令和 6 年 12 月 18 日 全員協議会で報告
- (9) 令和 6 年 12 月 18 日 沖電気工業株式会社から控訴状を受領する。
- (10) 令和 6 年 12 月 25 日 沖電気工業株式会社から控訴理由書を受領する。
- (11) 令和 7 年 1 月 15 日 佐和法律事務所と損害賠償請求控訴委任契約の締結

2 今後の予定

現在、顧問弁護士により反論を記載した控訴答弁書の作成等、第 1 回口頭弁論の準備に入っており、引き続き連絡を密にし対応する。

以上

議会による事務事業評価の実施事業選出について

1 本格実施の流れ（3 常任委員会及び全員協議会を会議体とする）

時期	会議等	実施内容
令和 7 年 2 月上旬 (2/7)	全員協議会	3 常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）による事務事業評価実施事業選出の事前周知 ※令和 6 年度に実施した事業の中から選出 ※選出する評価事業数は各委員会 3 件（計 9 件）
2 月～3 月	3 常任委員会	評価事業選出の協議 ※下記全員協議会開催前までに協議を終了
3 月中旬 (3/18)	全員協議会 (3 月定例会議最終日)	3 常任委員会の委員長が各委員会で選出した 3 評価事業を報告し、全議員で確認の上、 評価事業 9 件を正式に決定
3 月下旬	-	決定した 9 事業について議長から市に通知し「浜田市事務事業評価シート」の提出を依頼
4 月～8 月	3 常任委員会	評価意見書作成のため適宜所管事務調査（関係者意見聴取、先進地視察等）を行う ※担当課から提出された上記シートも参照
9 月中旬 (9/18-24)	予算決算委員会 (決算審査)	各議員による事前通告に基づく質疑・採決（所管事務調査等を参考に質疑により深掘り）（各審査日に「議員事務事業評価シート」を全議員が記入しその日のうちに提出） ※決算認定に対する附帯意見があれば、従来どおり予算決算委員会で附帯決議内容を協議
9 月下旬 (-9/26)	3 常任委員会	適宜委員会を開催し、「議会評価意見書」を作成 ※下記全員協議会開催日の正午までに作成
9 月下旬 (9/26)	全員協議会	全議員で 3 常任委員会が作成した議会評価意見書を確認し、文言調整の上、評価意見書を仕上げ、完成後は議案として本会議に上程（13 時開議）
9 月下旬 (9/29)	本会議	議員提案（提案者：総務文教委員長、賛同者：福祉環境委員長及び産業建設委員長）で事務事業評価実施結果に係る議案を提案
令和 8 年 2 月	全員協議会 (3 月定例会議初日)	実施した事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける

2 主なポイント

- (1) 議会の事務事業評価と決算審査を次年度の予算編成に生かすことにより、議会の監視機能を強化し、課題の共有と事務事業の改善（適正化・効率化）が図られることを目的とする

また、評価シートの作成により事業を可視化し、市民への説明責任を果たすこともつなげる

(2) 事業選出の視点は

- ① 改善により市民福祉の向上に寄与することが見込まれる事業
- ② 3 常任委員会が取組課題として調査（所管事務調査）している内容に関わる事業
- ③ 3 常任委員会で注目している事業 など

- (3) 評価対象事業の担当課には浜田市事務事業評価シートの提出を依頼

- (4) 9 月 18 日～24 日の予算決算委員会の各所管の決算審査終了後、議員は議員事務事業評価シートを、所管 3 事業分を当日中に記入し提出

- (5) 3 常任委員会は 9 月 26 日の正午までに議会評価意見書を作成

- (6) 完成した評価意見書は議案として本会議へ上程し、市に対し議会の意思を表明

- (7) 9 月に評価を行った後、翌年 3 月定例会議初日の全員協議会にて、実施した事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける

（この際、質疑は受けず、質疑は当初予算審査にて行う）

3 評価の際に注目すべき視点

ア 市民ニーズ

- ・市民ニーズをどのように把握し、どのように捉えているか

イ 市民参加、協働の有無

- ・どのような市民参加、協働が図られているか

ウ 市が実施する必要性

- ・市実施及び外部委託等の検討状況はどうか

エ 費用に見合った効果

- ・決算額の状況による効果の評価はどうか
- ・決算額の増減はどうか

オ 目標の達成状況、全体予算のバランス

- ・目標の達成状況をどのように捉え、今後の事業内容や予算規模（拡大・縮小等）をどのように考えているか

高校生との意見交換会の実施について

1 目的

浜田市議会は主権者意識の醸成の推進に向けた取組を進めており、その一環として高校生との意見交換会を実施する。また、高校生と意見交換を実施することで若者の意見を伺い今後の議会活動に生かす。

2 内容

島根県立浜田高等学校、島根県立浜田商業高等学校、島根県立浜田水産高等学校の学生と議員であらかじめ決めたテーマを基に意見交換会を実施する。

3 募集方法 浜田市魅力化コーディネーターに依頼し学生を募集

4 開催日時 3 月 26 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分

5 開催場所 浜田市まちなか交流プラザ

6 司会進行 はまだ協働学舎ファンタス

7 今後の流れ

2 月 7 日（金） 全員協議会にて全議員に周知（出席確認）

※欠席される方は 2 月 14 日（金）までに事務局に報告する

2 月下旬 報道投げ込み、ホームページ掲載

3 月 26 日（水） 開催（議員は報告書を作成する）

3 月下旬～ アンケート（議員・学生）集約→全員協議会にて報告（※）

※報告書とアンケートの集約結果を全員協議会にて報告

※意見に対して返答はせず今後の議会活動及び議員活動に生かす

令和 7 年度の広報広聴活動について

令和 7 年 1 月 14 日の議会広報広聴委員会での協議結果について、報告いたします。

1 はまだ議会だより

miniも含めて年12回発行。委員会活動の見える化に引き続き取り組む。

2 地域井戸端会～皆さんの声を伺います～

令和6年度と同様に26のまちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、二反田集会所（合計28か所）にて地域井戸端会を実施。

- (1) 開催時期 令和7年5月7日（水）から5月31日（土）
- (2) グループ等については今後詳細を当委員会で協議

3 第5回 はまだ市民一日議会

- (1) 開催時期 令和7年7月6日（日）
- (2) 予定定員等、今後詳細を当委員会で協議

※なお、2及び3は令和7年10月で議員任期満了のため上記開催期間となっております。